

成城大学経済研究所
研究報告 No. 46

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化 (下)

—— IMF と日本：1952～64年 ——

浅井良夫

2007年3月

The Institute for Economic Studies
Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya

Tokyo 157-8511, Japan



Japan's Participation in the IMF Article VIII Countries :
Japan & IMF 1952-1964
Part 2

Yoshio ASAI

目 次

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第5章 貿易・為替自由化 | |
| — 1959～60年度コンサルテーション | 1 |
| 1 1959年度コンサルテーション | 1 |
| (1) 欧州通貨の交換性回復と自由化 | 1 |
| (2) 1959年度コンサルテーション | 4 |
| (3) アメリカ・GATTの貿易自由化要求 | 9 |
| (4) 自由化圧力への対応 | 14 |
| 2 「貿易・為替自由化計画大綱」の策定 | 23 |
| (1) 貿易・為替自由化促進閣僚会議の設置 | 23 |
| (2) 政党・経済団体・労働界の反応 | 25 |
| (3) 「貿易・為替自由化計画大綱」(1960年6月) | 32 |
| 3 1960年度コンサルテーション | 36 |
| (1) 1960年度コンサルテーション | 36 |
| (2) コンサルテーション後の自由化 | 40 |
| (3) 関税政策の復活 | 42 |
| 第6章 自由化の繰上げと外貨危機 | |
| — 1961年度コンサルテーション | 48 |
| 1 1961年度コンサルテーション | 48 |
| (1) アメリカからの自由化促進圧力 | 48 |
| (2) コンサルテーション対策 | 56 |
| (3) コンサルテーションの経緯 | 57 |
| (4) 自由化計画の繰上げ | 67 |
| 2 1961年の国際収支危機 | 70 |
| (1) 輸入激増と国際収支危機の発生 | 70 |
| (2) IMF等からの借入 | 81 |
| 3 自由化対策と産業政策 | 89 |
| (1) 「エネルギー革命」と貿易自由化 | 89 |
| (2) 機械産業 | 94 |
| (3) 農産物に対する保護主義 | 100 |
| (4) 輸出促進政策の強化 | 106 |
| (5) 欧州市場とアジア市場 | 118 |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 第7章 IMF 8 条国移行 — 1962～63 年度コンサルテーション | 127 |
| 1 8 条国移行の勧告 | 127 |
| (1) 引締め政策の継続と国際収支改善 | 127 |
| (2) 88% 自由化 | 129 |
| (3) 1962 年度コンサルテーション | 133 |
| (4) 8 条国移行への準備 | 138 |
| 2 OECD 加盟，貿易外収支の赤字問題 | 143 |
| (1) 貿易・為替自由化の完成 | 143 |
| (2) OECD 加盟交渉 | 146 |
| (3) 貿易外収支の赤字 | 156 |
| 3 8 条国への移行措置 | 162 |
| (1) 1963 年度コンサルテーション | 162 |
| (2) IMF 8 条国移行 | 166 |
| (3) 残存為替制限 | 171 |
| (4) 8 条国移行後の自由化 | 176 |
| おわりに | 180 |

(上) 主要目次

はじめに

第1章 IMF の活動 — 為替制限撤廃と短期融資

第2章 為替管理の実施と IMF 加盟

第3章 最初の外貨危機と 1953～56 年度コンサルテーション

第4章 1957 年外貨危機から岩戸景気へ — 1957～58 年度コンサルテーション

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（下）

— IMF と日本：1952～64年 —

浅井良夫

第5章 貿易・為替自由化 — 1959～60年度コンサルテーション

1 1959年度コンサルテーション

(1) 欧州通貨の交換性回復と自由化

欧州通貨の交換性回復 1958年12月29日、ポンドをはじめとする欧州主要9カ国の通貨が交換性を回復した。この時の交換性回復は、非居住者の経常取引に限定された部分的な為替自由化であったとはいえず¹⁾、西欧諸国は経常取引の全面自由化 (=IMF 8 条国への移行) に向けて大きな一歩を踏み出した。それに先立つ1958年1月には欧州経済共同体 (EEC) が発足し、域内6カ国の関税障壁が撤廃され、共同市場化への動きが本格化した。1959年には、西欧諸国の輸入自由化率は90%を越えた。

ヨーロッパの自由化に対する日本の反応は鈍かった。外務省は、通貨の交換性回復後も、西欧諸国の為替・貿易管理に根本的な変化は生じないと予想した²⁾。また、EEC 発足をきっかけに、むしろ保護主義が西欧において強まるといふ観測が、日本国内では一般的であった。

1) 具体的には、たとえば、日本からイギリスへの輸出により、日本の外国為替銀行が取得した英ポンドがドルに交換できるようになった。なおドイツだけは、1959年に、居住者・非居住者の区別、経常取引・資本取引の区別のない、完全な為替自由化に踏み切った。

2) 「欧州諸国通貨の交換性回復に伴う諸問題」(外務省経済局 昭和34年1月9日)『金融財政事情』1959年1月26日号、pp. 37-38。伊原隆(東京銀行常務取締役)「西欧通貨の交換性回復とその影響」『財経詳報』第213号(1959年1月19日)も同様の観測をしている。石丸忠富(通商産業省通商局通商参事官)「西欧通貨交換性回復と我国貿易政策」『財経詳報』第218号(1959年2月9日)も、「交換性回復と共同市場の発足は、差当っては、我国貿易に大した影響はない」が、将来的には、貿易・為替自由化への圧力が増すと見ていた。

1959 年度上期外貨予算 このように西欧主要通貨の交換性回復のインパクトは弱く、1959 年度上期外貨予算には、自由化への意欲はほとんど見られなかった。

上期外貨予算の編成に際し、1959 年 3 月 5 日、経済企画庁は経済閣僚懇談会に、「国際経済の新段階に対応するわが国の為替及び貿易政策の方向」と題する文書を提出した。これは、政府が貿易・為替自由化の基本的な考え方を示した最初の文書である³⁾。しかし、そこには自由化のプログラムは提出されていなかった。

1959 年度上期外貨予算は、①ドル差別品目の自由化を促進する、②非自由化 (FA) 品目のうち、影響の少ないものは AA 制 (自動割当制) へ移行する、③指定通貨の拡大、ユーザンスの緩和、渡航制限の緩和を実施する⁴⁾、④商社の活動に対する規制を緩和する、を基本方針として編成され、貿易自由化 (=AA 品目の拡大) には消極的であった。

上期外貨予算は、順調な輸出を反映して、予算規模はたっぷり目だったが (輸入貨物予算 19 億 4,100 万ドル、貿易外支払予算 4 億 5,800 万ドル、計 23 億 9,900 万ドルで、前年同期比 1 億 8,500 万ドルの増)、「国内事情により大部分の物資について AA 制移行は次期以降にくりこされ⁵⁾、輸入自由化は足踏みした⁶⁾。自由化品目は輸入額の少ない品目 (29 品目) に限られ⁷⁾、くず鉄、銑鉄、ラワン材など重要品目の AA 制移行は軒並み見送られた。通産省が消極的であっただけでなく⁸⁾、外務省も外交交渉を有利に進める余地を確保するために、日本側

3) 「国際経済の新段階に対応するわが国の為替及び貿易政策の方向」(昭和 34 年 5 日 経済閣僚懇談会提出資料)『金融財政事情』1959 年 3 月 30 日号, p. 35。「昭和 34 年度上期外貨予算について (上)」『外国為替』第 208 号 (1959 年 4 月 15 日), p. 28。

4) 為替管理の点では、輸入ユーザンス品目の拡大 (1959 年 4 月 1 日から 60 品目に)、指定通貨の拡大 (4 通貨を追加, 4 月 1 日実施) などが実施された。

5) 森口八郎 (通産省通商局予算課)「自由化と新外貨予算」『外国為替』号外 (1959 年 5 月 1 日), p. 6。

6) 「貿易為替自由化と外貨予算」『貿易と関税』1959 年 5 月号は、むしろ 1958 年度の方が自由化は進んだと述べている (p. 18)。

7) 『日本経済新聞』1959 年 3 月 30 日 (夕刊)。『朝日新聞』3 月 30 日 (夕刊)。『日本経済新聞』3 月 31 日社説は、「いずれも AA 制に移しても当りさわりの少ない物資であって、自由化の実をあげるといふ意義は薄い」とコメントした。

8) ただし通産省においては、自由化促進派の上野幸七次官と保護主義の齋藤正年官房長との対立があったと報道された (「自由化の影薄い上期外貨予算の編成劇」『金融財政事情』1959

の一方的な自由化を望まず⁹⁾、砂糖、大豆、綿花、羊毛、ラワン材、鉄くず、原油、製蜜、米の自由化に反対した¹⁰⁾。

貨物予算に占める AA 制予算の比率は、1958 年度上期の 27.8%（実行予算）、同年度下期の 32.5%（実行予算）から、1959 年度上期には 33.2% へ、わずかに上昇しただけであった。

商社の育成政策 西欧通貨の交換性回復に敏感に反応したのは商社だけであった。商社は、西欧通貨の交換性回復と EEC 発足により、各国間の輸出競争は従来以上に激化すると深刻に受け止め、政府に対し為替管理の緩和を求めた¹¹⁾。また、指定通貨の拡大、円為替の導入、米ドル為替の自由化など為替制度一般の改革とともに、商社持高集中制度の実施、商社本支店交互計算制度の拡大、海外支店・駐在員事務所の制限緩和、海外渡航の自由化、輸入ユーザンス制度の改善など、商社活動の拡大・強化に直接かかわる問題を提起した。

政府が商社の育成強化に乗り出したのは、1953～54 年に商社が相次いで破綻したのがきっかけであった¹²⁾。1955～56 年には、商社に対する外貨割当の実施（1955 年度上期外貨予算から）、商社外貨保有制度の創設（1956 年 1 月 18 日）、交互計算制度の実施（1956 年 4 月 1 日から）等の措置が実現したが¹³⁾、西欧通貨の交換性回復を機に、いっそうの商社強化策が求められることになった。

通産省は、1959 年 2 月、商社の強化を柱とする 10 項目の輸出態勢強化策を纏めた¹⁴⁾。①商社に対する外貨集中義務（入手した外貨は 10 日以内に外国為替銀

年 3 月 30 日号, p. 13)。なお、通産省の公式的な見解は、助川満（通商産業省通商局）「34 年度上期外貨予算と貿易自由化政策」『金融財政事情』1959 年 4 月 13 日号, pp. 31-34 を参照。

9) 『日本経済新聞』1959 年 3 月 1 日。「交換性回復の日本経済に及ぼす影響」『金融財政事情』1959 年 1 月 19 日号, p. 5。

10) 大蔵公雄（大蔵省為替局資金課長補佐）「昭和 34 年度上期外貨予算について」『財経詳報』第 229 号（1959 年 4 月 6 日）, p. 7。外務省は非自由化商品を、相手国の自由化を引き出すための交渉材料として残しておきたいと考えた。

11) 「西欧通貨の交換性回復に対処しわが国為替貿易管理改正の促進に関する要望」（昭和 34 年 2 月 12 日 日本貿易会）『日本貿易会報』第 51 号（1959 年 3 月）, pp. 8-10。

12) 川辺信雄「商社」米川伸一ほか編『戦後日本経営史』第 3 巻, 東洋経済新報社, 1991 年, pp. 150-152。

13) 『三菱商事社史』下, 1986 年, pp. 58-61。尾崎英二『国際管理通貨論』大蔵省印刷局, 1961 年, pp. 425-426。

行に売却しなければならない）の緩和（商社外貨持高集中制度）¹⁵⁾、②商社支店間交互計算制度の対象企業拡大（大手20社から海外支店を有する39社すべてへ）、③商社海外支店・駐在員事務所の設置制限の緩和、④輸入ユーザンスの合理化、⑤ドル相場の自由化、⑥円為替の導入、などである。

1958年12月～59年11月に開催された「外国為替及び外国貿易管理法改正に関する専門委員会」（大蔵・通産の両大臣の諮問機関）は、商社代表が構成員の半ばを占めており、日本貿易会の要望や、通産省の10項目と類似したテーマを取り上げた¹⁶⁾。

大蔵省は、金融緩和につながる、大商社を利する、輸入自由化が先決である、などの理由を挙げ、商社強化策に消極的であった¹⁷⁾。商社に対する為替規制を緩和すれば、外国為替銀行が独占していた外国為替取引の利益が蚕食されるので、大蔵省は外国為替銀行に配慮したものと推測される。

しかし、1960年初めに、これらの政策は貿易・為替自由化の大義の裏付けを得て実現し、通産省の意図は貫徹した。1960年2月8日から、商社交互計算制度の対象商社が拡大され、2月10日には、商社持高集中制度の実施が発表された（1960年4月1日から実施）¹⁸⁾。持高集中制度の実施により、商社は日本国内において、一定の範囲内で外貨を保有可能になり¹⁹⁾、それまで外国為替銀行が得ていた為替マリー益（売り為替と買い為替の相殺による利益）が商社に帰属することになった²⁰⁾。

（2）1959年度コンサルテーション

14) 『日本経済新聞』1959年2月8日。商社側の主張・要望は、高垣勝次郎（三菱商事社長）「西欧通貨の自由化と商社機能の強化」『経団連月報』7-3（1959年3月），pp. 7-10に示されている。

15) 村野啓一郎（通産省通商局為替金融課）「商社外貨持高集中制度の構想」『外国為替』第207号（1959年4月1日），pp. 2-5。

16) 大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27～48年度——』第12巻，東洋経済新報社，1992年，pp. 76-79。

17) 『金融財政事情』1959年2月16日号，p. 9。同，2月23日号，pp. 8-9。

18) 塚本石五郎（大蔵省為替局企画課長補佐）「商社外貨預金勘定制度——いわゆる商社持高集中制度について——」『財経詳報』第293号（1960年2月22日），pp. 9-11。

19) 商社が、国内の外国為替銀行に、ドルまたはポンドの当座預金勘定を設けることが可能になることを意味する。

20) 『外為年鑑』1961年版，pp. 11-14。

コンサルテーションの準備 1959 年度の対日コンサルテーションでは、IMF 側が、1958 年末の西欧主要通貨の交換性回復を踏まえて、貿易・為替自由化を正面から取り上げることが予想された。

日本側では、省庁間で事前の意見調整が行なわれた。通産省・外務省は慎重論で、大蔵省は積極論だとの推測もなされたが²¹⁾、三省とも漸進主義を唱え、大きな意見の食い違いは生じなかった²²⁾。

大蔵省為替局が作成した以下のコンサルテーションへの対応方針も、貿易・為替自由化について漸進主義を強調している²³⁾。

昨年未行われた西欧通貨の交換性回復は国際流通機構に大きな転機をもたらし、世界的な貿易自由化の方向はこれを契機に一層推進されることとなった。

しかしながら、世界貿易の現状をみると西欧先進諸国のわが国に対する貿易上の差別待遇、輸入制限は依然としてかなり厳しいものがあり、また英本国及び英連邦諸国や米国の対日輸入に対する態度も殆んど改善をみていない。このような状況において、わが国が今後これらの国との貿易自由化をすすめてゆくためには、互恵の基礎に立って相手国に対し輸入制限、差別待遇の改善を促しつつ、わが方としても漸進的に自由化を行うという弾力的な態度が必要である。

次に対後進国貿易であるが、一般的に後進国の多くは外貨不足に悩んでおり、双務主義に基く貿易を行うことを強く希望している国もあるので、これら諸国との間の貿易から双務的な色彩を今直ちに払拭し去ることは現実問題として困難な事情にある。

このようにわが国をめぐる国際環境の現実はずしも容易なものでないが、わが国としては、世界経済の大勢であり、IMF の理念でもある貿易の自由化、多角化を目指し漸進的に歩を進めたいと考えている。

日本側が取るべき具体的措置として、①AA 品目中の対米差別 10 品目の差

21) 『朝日新聞』1959 年 1 月 10 日。

22) 外務省は、「わが国のおかれた通商環境、その貿易構造等をも考慮しつつ、漸進的な自由化を計らなければならない」とし、EEC、OEEC 諸国が対日貿易を差別的に扱っている現状に鑑みれば、今後一定期間、双務的な貿易体制を維持するのもしむを得ないと主張した（「1959 年度 IMF コンサルテーションにおける貿易の自由化に関するわが国の基本的態度（外務省案）」（昭和 34 年 5 月 4 日）[旧大蔵省資料]）。

23) 「IMF コンサルテーションにおいて論議されると思われる問題点について」（昭和 34 年 5 月 18 日 為替局）[旧大蔵省資料]。

別撤廃を早期に実施する、②貿易自由化一般については、支障のないものだけを AA 品目に移行する、③米ドル相場にもう少し弾力性を持たせる、④円為替の導入は慎重に検討する、の諸点を挙げた。

コンサルテーションの経過 1959 年度のコンサルテーションは、6 月 1 日から 10 日までワシントンで開かれた。

コンサルテーションの開始前に、フリードマン為替制限局長は日本側代表と非公式の会談を行い、西欧諸国の IMF 8 条国移行が予想よりも早まりそうなので、日本も今から準備するようにと注意を喚起した²⁴⁾。

コンサルテーションでは、最初にマクロ経済政策が取り上げられた²⁵⁾。

IMF スタッフは、通貨の安定を損なうことなく、順調な経済成長、好調な国際収支を続けているのは、慎重な財政金融政策の結果であると、日本の政策運営を高く評価した。これに対し日本側は、今後は国内成長を犠牲にしてまで外貨準備を蓄積するつもりはなく、金融・財政のいっそうの抑制は必要ないと考えていると述べた。IMF スタッフは、1953 年、1956 年のブームの際に引締め措置が遅れたことに触れ、金融・財政政策は時期を失わず、早めに手を打つのが肝要だと指摘した²⁶⁾。また、外貨準備に余裕がある今こそ、貿易・為替の自由化を進めるべきだと促した。

金融政策について、日本側は、3 度にわたる公定歩合引下げは、国内経済の拡大を意図するものではなく、国内の金利水準を世界水準に近づけることに目的があったと説明し、公定歩合をさらに引き下げる予定はないと言明した。IMF スタッフは、日本が公定歩合引下げの意思がないことに歓迎の意を示した。また IMF スタッフが、オーバーローン是正の法的措置の導入について質したのに対し、日本側は、預貸金比率指導は実施しているが、それを法的規制

24) フリードマンが対日コンサルテーションに参加できなかったため、フリードマンの希望で非公式会談が行われた。日本側の参加者は、鈴木、吉岡、柏木の各財務調査官および渡辺武 IMF 理事で、すべて大蔵省関係者であった（「出張報告」(昭和 34 年 7 月 15 日 吉岡英一) [旧大蔵省資料]）。

25) “IMF, Minutes of the 1959 Consultations with Japan, June 1-10, 1959.” [旧大蔵省資料]

26) 日銀は、1959 年 12 月 2 日に、公定歩合の 1 厘引上げを実施した。この措置は、国際収支が黒字であったにもかかわらずとられた予防的な措置であった（『日本銀行百年史』第 5 巻, pp. 523-525）。コンサルテーションでの IMF の意向が、この公定歩合引上げに影響を与えたとする証拠は発見できないが、その可能性は十分にあると思われる。

で行うつもりはないと答えた。

財政政策に関して、日本側は、本年度の予算編成では、国際競争に耐えうる経済基盤確立を主眼として一般会計規模を拡大したが、財政均衡は保たれていると説明した。

ついで、討議は為替制限問題に移った。

IMF スタッフは、西欧諸国の為替制限緩和に遅れないよう、日本も為替制度を再検討すべきだと促した。為替管理が、国際収支の均衡という本来の目的から外れ、国内産業の保護・調整の手段として用いられている現状を批判し、現行の外貨予算制度は不必要なまでに制限的であり、廃止を検討すべきだとした。日本側は、日本は国際収支の変動が激しいので、外貨予算制度をただちに廃止できないと答えた。

IMF 側は、双務協定数を 1955 年の 16 から 1959 年に 4 まで減らした日本側の努力を評価した上で、リテンション・クォータ制度、輸出入リンク制度に関しては、1958 年の IMF 理事会決定にもかかわらず、その後改善されていないのは遺憾だと述べた²⁷⁾。円に対する交換性付与については、日本側は検討中だと返答するにとどまった。

日本側は IMF 側に、西欧諸国等の GATT 35 条援用の撤廃に関して、協力を要請した。IMF 側は、IMF の権限外の問題ではあるが、日本の要望に沿って努力すると返答した。

なお、最後に、ヤコブソン専務理事からの伝言として、アジア地域の決済機構と、対外投資政策に関する日本政府の考えを知りたいとの要望が伝えられた²⁸⁾。日本側は、アジア決済同盟、東南アジア開発基金の構想は存在したが、いずれも構想の域を出なかったと説明した。IMF 側は、アジア内部の貿易決済機構は、双務方式から多角方式への一段階であるならば望ましいとコメントした。また、対外投資について日本側は、まだ日本は外資導入が必要な段階に

27) 日本側チームに参加した日銀スタッフは、「遺憾である」という表現は、「全討議を通じて最も強いいい方であった」とコメントしている（「IMF との年次協議後半の模様について」（昭和 34 年 6 月 11 日 外国為替局）[日本銀行外国為替局総務課『国際金融機関 2/2 (IMF コンサルテーション)』昭和 34 年 日本銀行金融研究所保管資料 A4855]）。

28) 「IMF との年次協議前半の模様について」（昭和 34 年 6 月 5 日 外国為替局）[日本銀行外国為替局総務課『国際金融機関 2/2 (IMF コンサルテーション)』昭和 34 年 日本銀行金融研究所保管資料 A4855]）。

あるので、資本輸出は最小限に止め、延払い輸出も海外諸国との競争上止むを得ない程度の条件に抑えていると説明した。

最終日に IMF のマーフィーが講評を行い、輸入制限および差別措置の廃止を日本は優先的に考慮すべきであると、貿易・為替自由化を強く促した²⁹⁾。

対日勧告 1959年9月18日の IMF 理事会は、対日勧告を事務局の原案通り決定した³⁰⁾。

理事会で、アメリカのサウザード理事は、「ドル地域に対する 10 品目の差別の撤廃を決議に盛り込むよう、修正を求めるつもりであったが、渡辺理事が速やかに差別を撤廃する意向を示したので、あえて修正は求めない」と述べた。ドイツのグート (Guth) 理事は、日本が、将来の元利負担を懸念する余り、資本輸入に消極的になっていると批判した。また、英国のマクギリブリー (MacGillivray) 理事は、外貨準備は増大しており、もはや外貨予算は不必要だと主張した。さらに、フレミング理事とマクギリブリー理事は、リテンション・クォータ制やリンク制などのマイナーな為替制限措置を早期に撤廃するよう求めた。

対日決議は以下の通りである。

- 1 日本政府は、その過渡的取極の援用をさらに継続することについて、基金協定第 14 条第 4 項に基づいて基金と協議した。
- 2 景気後退の後、1958 年半ばから日本経済は急速な景気回復を遂げ、現在、繁栄と持続的拡大の時期に入った。生産と雇用は、これまでになく高い水準に達した。対外収支は依然として好調で、外貨準備は顕著な増大を見ている。回復と、それに続く拡張は、全般的には、通貨の安定性を損ねていない。基金は、この改善に役立った慎重な金融財政政策を推奨するものである。
- 3 卸売物価は 1958 年 11 月から 1959 年 4 月にかけて 2% 上昇した。卸売物価は、その後の 2 ヶ月間に少し下落したが、それはある程度季節変動による部分がある。輸入は 1959 年初めから増加し続け、さらに増大が見込まれる。1958 年には

29) “1959 Consultations with Japan, Minutes of the Sixth Meeting,” June 10, 1959. [旧大蔵省資料]

30) “Minutes of Executive Board Meeting,” Sep. 18, 1959, IMF [EBM 59/35, IMF Archives]. なお、理事会の議論の概要は、「対日年次協議に関する IMF 理事会の様態について」(昭和 34 年 11 月 9 日 [日本銀行] 外国為替局長)『国際通貨基金 2/2 (IMF コンサルテーション)』[日本銀行金融研究所保管資料 A-4855] でも紹介されている。

わずかしき増加しなかった輸出は、改善しつつあるが、それにも拘わらず、外貨準備の増加は今後数ヶ月はペースダウンするだろう。最近、民間信用の拡大がやや速度を増しており、財政が本年度かなりの支払超過になることは目に見えている。当局が、これらの動向を注意深く見守りつつ、国内外の均衡を維持するために慎重で柔軟な財政金融政策を続けると保障したことを、基金は歓迎する。

- 4 基金は、残存する双務協定のうち3つを廃止するなど、為替制限の緩和、差別の縮小の面における日本の前進を歓迎する。リテンション・クォータ・システム、輸出入リンク制、バーター貿易などマイナーな制限措置の縮小においても、若干の改善がみられた。しかしながら、厳格な外貨予算等の日本の為替制度はなお、輸入需要に対してかなりの制限的效果を持ち、差別的制限は残存し、マイナーな制限措置は撤廃されていない。基金は、日本の国際収支と外貨ポジションの改善、および、西ヨーロッパ諸国の通貨の対外交換性回復に鑑みて、上記の諸点に関して、いっそうの進展があるものと信ずる。
- 5 1959年度コンサルテーションを終了するに当り、基金は日本によって維持される過渡的取極について、これ以上論評を加える点はない。

(3) アメリカ・GATTの貿易自由化要求

アメリカ政府のドル差別撤廃要請 アメリカ政府は、1959年夏以降、貿易自由化の対日圧力を強めた。その焦点となったのは、ドル差別問題（ドル地域についてのみ、非自由化品目が残されているという問題）であった。

ドル地域からの輸入を規制するドル差別は、第2次大戦後のドル不足の時期には世界中で広範に実施されていた。対ドル地域差別は、IMF協定の稀少通貨条項を、加盟国が一方向的に発動するに等しい措置であるが、ドル不足を理由に黙認されて来た。1958年末に英ポンド等の交換性が回復し、貿易を通じて取得する英ポンド等を、ドルと自由に交換できるようになると、ドルを差別する外貨管理上の理由は消滅し、ドル地域からの輸入を防遏する保護目的だけが残った。

1958年度下期には、AA製品目617品目のうち213品目を、ドル地域のみFA品目としていたが、西欧主要通貨の交換性回復にともない、政府は、1959年1月31日、213品目のうち13品目を除いてAA制に移行させ、さらに3月31日には対ドル差別品目を10品目まで削減した³¹⁾。この10品目は、ラード、牛

脂、牛皮、大豆、アバカ繊維³²⁾、ラワン材、鉄鋼くず、石膏、銅合金くず、銑鉄である³³⁾。品目数は少ないが、この10品目は、いずれもアメリカの重要な対日輸出品であり、アメリカ側が自由化を強く望む品目であった。加えて、1959年にアメリカの貿易黒字が縮小すると、アメリカの貿易全体に大きな影響を与えていなかったにもかかわらず、10品目のドル差別が国際収支に悪影響を及ぼしていると非難されることになった。

マッカーサー駐日大使が、1959年7月から8月に、藤山愛一郎外相、佐藤蔵栄作蔵相、池田勇人通産相と相次いで会談を行い、貿易の自由化の促進、とりわけドル差別の早期撤廃を強く迫ったことは、アメリカ政府の強い姿勢を印象付けた。

8月25日のマッカーサー・藤山会談の内容は以下の通りである³⁴⁾。

マッカーサー大使は、日本の対米輸出が急伸した反面、アメリカの対日輸出は伸び悩んでおり、1959年前半には戦後初めて対日貿易収支が赤字に転じたことと指摘した。また、これまで米国政府の自由貿易政策を支持して来た労働団体AFL-CIOが、保護主義を唱え始めた事実を挙げ、日本が事態を深刻に受け止め、はっきりとした姿勢を示さなければ、米国政府はアメリカ産業界の保護主義に対抗できないと述べた。そのうえで、日本に対し、①日本製品の秩序ある対米輸出のための手段を講じること、②米国製品に対する差別的取扱いを撤廃し、輸入外貨割当を緩和して貿易自由化を促進することを求めた。

マッカーサー大使は、日本滞在の米国のビジネスマンが、米国製乗用車の自家用輸入を申請した際の日本政府の対応を非難した。マッカーサーは、ビジネ

31) 『外為年鑑』1959年版, pp. 89-90。

32) アバカ繊維とは、マニラ麻のことである。

33) 残存10品目に関する、1959年中頃の日本側の説明は、つぎのようなものであった。「これら10品目については、(a)各品目についてそれぞれ或いは通商政策上の理由から或いは国内の農業、漁業又は中小企業保護政策上の必要より現状としてドル地域よりの輸入をAAに移すことは極めて困難であり、(b)これらの品目の多くは外貨割当により主産地たるドル地域よりの輸入を大幅に認めており、実質上においてそれ程重大な差別待遇とは思われないという理由により、なお当面形式上の差別待遇を存続するのやむなきに至った。しかしながら、これらについても機会をみて可及的速やかに差別撤廃の方向に進みたいと考えている。」(「IMF コンサルテーションにおいて論議されると思われる問題点について」(昭和34年5月18日 為替局) [旧大蔵省資料])。

34) “Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State,” Aug. 27, 1959, *Foreign Relations of the United States 1958-60, Vol. XVIII*, pp. 214-218.

スマンが、自分が所有するドルで支払い、関税を負担し、転売禁止の条件まで甘受すると申し出ているにもかかわらず許可しないのは、日本に好意的なアメリカ人まで敵に回す、まったく馬鹿げた措置であると述べた。さらに日本が、アメリカの対日投資および技術輸出を極度に制限し、200件にのぼる申請を2年間も棚晒しにしていることに強い不満を表明した。これに対し藤山外相は、指摘された問題は関係者と協議のうえ、近い将来に対策を示すと述べるにとどまった。

8月26日の佐藤蔵相との会談でも、同様の事項が話し合われたが、マッカーサー大使は、通産官僚のなかには保護主義的な感情が根強いので、池田通産相を通じて最大限プレッシャーをかけたいと述べた³⁵⁾。

池田通産相との会談は、8月27日に行われた。

マッカーサー大使は、1960年前半に日本の対米輸出が51%増加し、アメリカの対日貿易収支が赤字になった事実を挙げ、この急激な変化により、米国内では保護主義が強まりつつあり、日本政府が措置を講じなければ、深刻な事態が発生すると警告した。これに対し、池田通産相は、為替制限を一挙に廃止すれば大混乱が起きるので、順序を踏む必要があるが、GATT大会までに何らかの措置をとると約束した。マッカーサー大使は、アメリカ政府は一貫して自由貿易政策を追求しているが、日本では政府が制限的政策を実施しており、石坂泰三経団連会長など経済界首脳の方が自由主義的だと批判した。池田通産相は、自由化について14の経済団体の意見を聴いたが、賛成したのはわずかに1団体だけだったと応酬した³⁶⁾。

その後、佐藤蔵相がIMF・世銀総会に出席のためワシントンを訪れた際にハーター国務長官との間で行った会談（9月30日）においても、米国側は対ドル差別待遇の撤廃への善処を求めた³⁷⁾。

アメリカの対日政策 米国国家安全保障会議 (NSC) は、翌1960年6月11日に

35) “Representatives to Japanese Cabinet Ministers on Japanese American Trade Restrictions,” Sep. 8, 1959 [Commercial Relations of Japan, 1950-63, microfilm, Reel 8].

36) “Representatives to Japanese Cabinet Ministers on Japanese American Trade Restrictions,” Sep. 8, 1959 [Commercial Relations of Japan, 1950-63, microfilm, Reel 8].

37) 「佐藤蔵相・ハーター長官会談の件」(昭和34年9月30日)『佐藤大蔵大臣一行米加訪問関係一件(1959・9)』[外務省記録文書 A'1-5-2-8]。

新たな対日政策を作成した (NSC6800-1)³⁸⁾。この対日政策のうち、経済に関する部分を以下に掲げる。

日本が強力に健全・自立・拡大の経済を達成し、途上国に資本を供給し、また、自由世界の強化に貢献することを目的とする。

- 1 対米貿易を拡大する。そのために、アメリカが関税引き下げ等を通じて輸入を自由にするとともに、日本のアメリカからの輸入に対する差別を撤廃させる。
- 2 対自由世界貿易を拡大する。そのために、関税を引き下げ、日本に対する貿易差別（GATT 35条の援用等）の撤廃を促し、日本を自由世界の原料に差別なくアクセスできるように、日本と自由世界との貿易を拡大する。
- 3 GATT の枠内で、日本と外国との貿易紛争を多角的に解決する。
- 4 貿易為替制限を廃止し、海外投資の積極化を図り、日本への直接投資制限を緩和する。
- 5 食糧・原料供給と輸出において、日本が共産圏に依存するのを防ぐ。

新政策は、それまでの対日政策（NSC5516/1 1955年4月9日）と較べ、自由貿易政策を通じた貿易の拡大を強調した点に特徴がある。旧政策（NSC5516/1）は、多角的貿易の拡大を掲げ、日本の GATT 加盟実現をアメリカが支援すると謳っていたとはいえ、依然として対日援助が重視されていた。新政策では対日政策の力点が、援助から貿易へ移動したことがはっきりと読み取れる。

差別的為替制限に関する IMF 決議（1959年10月） ドル地域からの輸入を差別していたのは、日本だけではなかった。1959年現在、ドル差別を実施せず、双務支払協定も持たない国は IMF 加盟国中 15カ国にすぎず、約 40カ国がドル差別を実施していた³⁹⁾。かねてからアメリカとカナダはドル差別に不満を抱いていたが、1959年秋に、IMF 専務理事のヤコブソンは、もはやドル差別を行う国際収支上の理由は存在しないとし、ドル差別撤廃に乗り出した。1959年9月～10月に開催された IMF 年次総会において、ヤコブソン専務理事は、

38) “United States Policy toward Japan (NSC6800/1),” Jun. 11, 1960, *FRUS 1958-60, Vol. XVIII*, pp. 347-348.

39) Margaret G. de Vries and J. Keith Horsefield, *The International Monetary Fund, 1945-1965, Vol. II*, IMF, 1969, p. 281.

演説の冒頭、差別的為替制限の撤廃を訴え、「差別的制限はもはや保護主義的手段にすぎなくなった」と述べた⁴⁰⁾。

1959年10月23日、IMF理事会は、「国際収支上の理由に基づく差別的制限の撤廃」の決議を可決した⁴¹⁾。決議は、工業国を中心に最近、外貨準備は増加しており、国際収支上の理由から差別的為替制限⁴²⁾を行う必要はないと述べた。短期間のうちに撤廃されるべきであるが、これまで長期間、差別的制限が維持されてきたことに鑑み、しかるべき準備期間は認められるとした。

GATT 対日輸入制限協議と GATT 東京総会（1959年10月～11月） 1959年10月24日～11月21日、GATT 東京総会が開催された。それまで GATT 総会は、創立当初を除き、すべてジュネーブで開催されていた。日本政府が総会を東京に誘致した目的は、GATT 第35条援用の撤回に向けての国際世論づくりにあった⁴³⁾。

総会に先立って、東京において、10月19日、20日に日本政府と GATT 輸入制限協議会との間で、対日輸入制限協議が行われた（日本代表 牛場信彦外務省経済局長）。GATT 加盟国との輸入制限協議は、国際収支上の理由から輸入制限を課している加盟国（ガット12条国）に対し、輸入制限の緩和・撤廃について協議する目的で、1年に1度実施されていた。

協議において日本側は、①日本は原材料の多くを海外に仰いでいるので、現在の外貨準備の水準（約12億ドル）ではまだ十分ではないこと、②日本経済は過剰人口、資源の貧困、資本蓄積の不足に悩んでおり、基礎が脆弱であること、などを理由に挙げ、急激な自由化は困難だと訴えた。

GATT 側は、①日本はすでに十分な外貨準備（対年間輸入額で40%）を保有している、②自由化率31.5%は低すぎる、③リンク制、バーター制、特別外

40) *Ibid.*, p. 282. 和田謙三（大蔵省為替局総務課）「IMF・世銀総会を顧みて」『外国為替』第222号（1969年11月15日）も参照。

41) Margaret G. de Vries and J. Keith Horsefield, *The International Monetary Fund, 1945-1965, Vol. II*, IMF, 1969, p. 283.

42) 対ドル差別だけでなく、双務協定も含まれる。

43) 堀太郎（大蔵省主税局税関部調査統計課長）「ガット東京総会の成果と反省」『時の法令』第338号（1960年1月3日），p. 23。東京総会の開催は、1957年にGATT総会に出席した河野一郎経済企画庁長官が提案したとされる（「ガット東京総会の焦点」『貿易と関税』1959年10月号，p. 20）。

貨割当制度などの差別的な輸入制度を設けている、④10品目のドル地域差別を残している、⑤完成品の自由化がほとんどなされていない、などの点を指摘し、「日本の輸入政策は余りにも慎重すぎる」と批判した⁴⁴⁾。

対日輸入制限協議の報告が GATT 総会に提出された際にも、米国代表はかさねて、差別的輸入制限の撤廃と輸入制限の大幅緩和を強く要望した⁴⁵⁾。

（4）自由化圧力への対応

1959 年度下期外貨予算と対ドル差別撤廃問題 1959 年下期の外貨予算は、輸入貨物予算 23 億 2,800 万ドル、貿易外支払予算 5 億 3,493 万ドル、合計 28 億 6,293 万ドルであり、規模では、前年度同期比 5 億 7,100 万ドル増の大型予算であった。しかし、AA 品目はほとんど拡大せず、自由化率は上期の 33% から下期には 31% へ低下し、自由化は停滞した⁴⁶⁾。安保改定問題のかげに隠れ、貿易自由化を「できるだけさぼろうとする底意がある」⁴⁷⁾ と、ジャーナリズムからは批判を受けた。

この外貨予算が組まれた事情は以下の通りである。

1959 年下期の外貨予算編成に関連して、8 月 15 日、松尾泰一郎通産省通商局長は、年度当初の方針を変更して、大幅な自由化に踏み切るのは困難だと語った⁴⁸⁾。この時点ではまだ、「通産で一つ一つの品目につき原局と検討を加えている」段階にあったので、下期における自由化の拡大は、最初から放棄されていたと言える⁴⁹⁾。

そこで焦点は、対ドル地域差別 10 品目の自由化（グローバル AA 化）に絞られた。ここでも、通産省などの原局からの強い抵抗にあった。

大蔵省為替局は、9 月開催の IMF・世銀総会（ワシントン）に出席する佐藤

44) 「GATT におけるわが国の輸入制限に関する協議について」『外国為替』第 223 号（1959 年 12 月 1 日）、pp. 2-5。

45) 「第 84 回 外国為替審議会議事録」（昭和 34 年 11 月 13 日）。

46) 「昭和 34 年度下期外貨予算の大要」『金融財政事情』1959 年 10 月 5 日号、p. 23。AA 品目は約 150 品目増えたが、いずれも輸入実績の乏しい品目であったため、自由化率の向上には貢献しなかった。なお、「下期外貨予算と自由化の方向」『貿易と関税』1959 年 9 月号、も参照。

47) 「場あたり主義の貿易自由化」『経済評論』1960 年 1 月号、p. 98。

48) 『日本経済新聞』1959 年 8 月 15 日。

49) 「第 84 回 外国為替審議会議事録」。

蔵相の「渡米みやげ」として⁵⁰⁾、10品目のドル差別撤廃に踏み切りたいと考えた⁵¹⁾。佐藤蔵相が出発する直前の9月16日に、経済閣僚懇談会が開催されが、結果は、1960年度上期までの自由化実施を唱える大蔵省為替局にとっては、「誠に失望すべきもの」に終わった⁵²⁾。通産省が会議をリードした結果、1961年3月末までに銑鉄を除く10品目を自由化する漸進的な方針に落ち着いた⁵³⁾。品目ごとに時期に差をつけ、①1960年1月にラワン材、銅合金くず、②1961年3月までに大豆、石膏、ラード、牛脂、牛皮、アバカ繊維、鉄鋼くず、③1961年3月以降に銑鉄が自由化されることになった。

自由化できない産業政策上の理由として、以下の点が主張された⁵⁴⁾。鉄鋼くずは、鉄鋼業者の買い漁りによる価格急騰の恐れがあるので、一手買取機関を設けるか、あるいは、アウトサイダーの規制を可能にし、「秩序ある買付体制」を整えるのが先決である⁵⁵⁾。牛脂、ラードについては、魚鯨油業界、マーガリン業界との調整が必要である。石膏は、国内中小鉱山保護の観点から、セメント業界の買い付け保証が実現するまで自由化できない。また銑鉄は、原料炭の輸入が自由化され、鉄鋼メーカーが安価な外国炭を買い付けられるようになる

50) 「伏線錯綜する貿易自由化問題」『金融財政事情』1959年9月21日号, pp. 12-13。

51) 「第82回 外国為替審議会議事録」(昭和34年9月11日)。

52) 武藤謙二郎(大蔵省為替局資金課長)「貿易自由化措置の性格と今後の問題点」『財經詳報』第276号(1959年11月23日), p. 1。『金融財政事情』1959年9月14日号, p. 9。

53) 『日本経済新聞』1959年9月17日。

54) 「AA 制中 non-global 10 品目について」(〔昭和34年7月頃〕, 大蔵省) [旧大蔵省資料]。『金融財政事情』1959年9月14日号, pp. 6-7。

55) 鉄くず輸入は、国内市場秩序(カルテル体制)の維持と関連していた。AA 制に移行すれば、鉄くず輸入カルテルが崩壊し、国内市場秩序に悪影響が及ぶと懸念されたのである。当時実施されていた鉄鋼くず合理化カルテルでは、アウトサイダーを規制できなかった(『金融財政事情』1959年3月30日号, pp. 12-13, 10月26日号, p. 10)。稲山嘉寛(八幡製鉄常務取締役)は、次のように全面的な外貨割当制に戻すようにと主張した。「鉄鋼原料については、いまスクラップだけが、貿易自由化という大義名分の上から AA 制になっていますが、その程度の自由を獲得するだけで、それから生じる大変な弊害を放っておいてはいけません。そういう意味で、スクラップをはじめ鉄関係の原料輸入は AA 制を全廃して、外貨資金割当制度にするようにしていただきたいと思っています。(中略)いま鉄鋼業界では自主調整ということをやっていますが、やはりなかなか完全にはいっていない。そこで国家の指導というか、そういうものがどうしても必要だと思うのですが、その唯一の方法は、私は為替管理だと思うのです。」(「座談会 西欧通貨の交換性回復とわが国の貿易為替政策」『経団連月報』9-2(1959年2月), p. 12)。なお、鉄くずカルテルについては、広瀬芳弘「鉄屑輸入の機構と業態について」関西学院大学『商学論集』第36号(1961年12月)参照。

迄は自由化は無理である。

通産省の輸入自由化に関する姿勢 通産省は、自由化をドル地域差別の撤廃に限定し、AA 品目の拡大には熱意を示さなかったが⁵⁶⁾、10月以降自由化圧力が強まると、態度を微妙に変化させた。

1959年6月の通産省文書「貿易為替自由化の必要性と今後の検討事項」の国際情勢分析は次の通りであった⁵⁷⁾。将来的には、輸入管理は緩和されるだろうが、当面は、外貨予算制度の撤廃など大幅な自由化が求められることはありえない。さし当り、自由化の要請はドル地域差別の撤廃に絞られるだろう。IMFは、従来、双務協定の撤廃を重視して来たが、双務協定はほぼ廃止されたので、次の焦点は地域差別の撤廃に移ると見られる。本格的な輸入自由化は、さらに先のことになるだろう。

貿易・為替の自由化がきわめて緩慢なペースで進むという通産省の見通しは、IMF、GATT、アメリカ政府の政策によって裏切られた。1959年10月のGATT対日協議を受けて、通産省通商局は貿易自由化方針を再検討し、「輸入の自由化について」と題する内部レポートに纏めた⁵⁸⁾。その内容は、以下の通りである。

「輸入管理制度が戦後の復興過程において、わが国産業の再建と発展に果たしてきた役割は極めて大きなものがあった」が、今日では、アメリカやIMF・GATT等からの国際的な「自由化への圧力は極めて強いものとなって」いる。「このような国際的環境の下で、今後わが国が輸出を拡大して行くためには、わが国の側においても自由化への熱意を示しつつ、強力な経済外交を通じて相

56) 通産省内では、官房、通商局が自由化やむなしとの立場をとり、原局は自由化に強く抵抗した（「自由化の影薄い上期外貨予算の編成劇」『金融財政事情』1959年3月30日号、p. 12）。通商局と原局との違いについて、当時税関部長として交渉に当たった稲益繁は、つぎのように述べている。「通商局というのは割に自由化にたいして進歩的というのか、前向きにもの考える。ところが同じ通産省の中でも、原局といわれる繊維局なり、鉱山局なり、軽工業局なりとこういったところは、直接自分のとこの業界をかかえておるものだから、ひじょうに強い抵抗を示すわけです。いますぐに自由化の時期を決めろといわれたってとてご免だと、そんなことは通産行政の根本をゆるがすんだと、こういう調子でくってかかってきた。」（稲益繁「昭和35～37年の関税行政」（昭和41年2月22日）pp. 26-27）

57) 「貿易為替自由化の必要性と今後の検討事項（第六稿）」〔通産省〕官房企画室 昭和34年6月25日〔旧大蔵省史料〕。

58) 「輸入の自由化について」〔通産省〕通商局 昭和34年11月21日〔旧大蔵省資料〕。

手国の対日輸入制限乃至は GATT 35 条の援用撤回を求めることが必要である。」輸入の自由化については、「摩擦を最小限にとどめ」つつ、次の方針を「計画的に実行」すべきである。

- ① 国産競合品が存在しないものについては、品目ごとに AA 制移行の目標時期を設定し、可及的速やかに移行する。
- ② 国産競合品が存在するものについては、国産品の国際競争力を強化するための方策を検討した上で、AA 制移行の可能性を検討する。従来は、国産可能な製品・半製品の輸入はほとんど認めて来なかったが、「今後は国内産業への刺激的効果を考慮して、原則として国産の一定比率（例えば 3%）までの輸入を認めることとする。」
- ③ 事実上、輸入禁止的な措置が取られてきた消費財については、国民生活の向上の見地から輸入の道をひらく。
- ④ 対ドル差別 10 品目の完全 AA 制移行は、1960 年度上期中のできるだけ早い時期に実現する。
- ⑤ 輸出リンク制度、バーター制度、特別外貨資金割当制度は整理する方向で検討する。

この方針は、国産品と競合しない品目については輸入自由化を進めるとしており、AA 品目拡大を先送りする従来の路線は修正されたと見ることができる。これにより、外貨割当を、国内産業保護の目的に限定する方向が示された。

以下に示すように、外貨割当による輸入制限は、国内産業の保護（下記の②）だけでなく、多様な目的で実施されていた⁵⁹⁾。本来、他の政策手段によって実施されるべき産業政策が、便宜的に外貨管理によって行われていたわけである。

- ① 輸出促進のための輸入確保：バーター的な貿易取引を通じて、特定の国々から物資を購入し、その見返りとして、日本の製品の輸出先を確保する目的で外貨割当を行なう。その場合、特定の物資について輸入国が制限された。砂糖（台湾、ブラジル）、塩（台湾、タイ、アデン、エジプト）、原綿（シリア、ブラジル、中南米、エジプト、イラン）など。
- ② 国産保護：砂糖、大豆、牛脂、チリ硝石、人絹用パルプ、アバカ繊維、石炭、銑鉄、機械類、原油・重油、オイルコークス、ラード、各種非鉄金属お

59) 「主要物資自由化上の問題点」〔通産〕大臣官房企画室 昭和 34 年 6 月 24 日〕〔旧大蔵省資料〕。

よび同鉱石など。

- ③ 産業秩序の維持：輸入数量割当を，生産調整，過当競争防止などのカルテル維持の手段として用いる。原綿，落綿，原毛，毛くず，アバカ繊維，牛脂など。
- ④ 中小企業の保護：牛皮，原毛，アバカ繊維，牛脂，各種非鉄金属及び同鉱石。
- ⑤ 輸入過当競争の防止：輸入に際して過当競争が生じ，輸入価格が高騰するのを防ぐのが狙い。ラワン材，カリ塩，鉄鋼くず，ニッケル鉱。

ドル差別撤廃のスケジュール繰上げ 米国側は，ドル地域差別の全面撤廃の時期が1961年3月末では遅すぎるという不満を持っており，渡米した佐藤蔵相は，ミューラー商務長官から，早期のドル地域差別撤廃を求められた⁶⁰⁾。10月19日～20日のガット輸入制限協議会でもこの問題が取り上げられ，10月27日に開催されたガット東京総会においても，ディロン米国務次官はドル差別撤廃要請を繰り返した⁶¹⁾。

日本政府は，10品目の自由化スケジュールを再検討する必要を認識し，11月11日，ドル差別撤廃の繰上げを含む，新たな輸入制限緩和措置を発表した。

ラワン材，銅合金くず，石膏，アバカ繊維の4品目を1960年1月から自由化(AAグローバル化)し，残りの6品目についても1960年度中の早い時期に自由化するという内容であった⁶²⁾。あわせて，AA品目も追加された(1960年1月実施のAA移行品目に65品目を追加)。さらに，外貨資金割当品目(FA品目)と自動承認品目(AA品目)の中間の，外貨自動割当品目(AFA)というカテゴリーが新設された⁶³⁾。この時のAA，AFA移行品目は，いずれも国産品との競合はない品目であり，輸入自由化への積極的姿勢を対外アピールすること

60) 『金融財政事情』1959年10月19日号，p. 10。

61) 「肌に感ずる貿易自由化圧力の中味」『金融財政事情』1959年11月9日号，p. 12。

62) 『金融財政事情』1959年11月16日号，p. 10。『朝日新聞』1959年11月10日。『日本経済新聞』1959年11月12日。

63) 外貨自動割当(AFA)は，外貨予算の枠は組むが，対象品目の割当申請があれば，無制限に割り当て，予算が不足した場合にはできるだけ追加するというもので，輸入者の手続き面では自動承認(AA)とほぼ同じであるが，国際収支悪化の場合には，外貨資金割当(FA)に戻せるので，FAからAFAへの移行は自由化とは言えない(『外為年鑑』1960年版，pp. 43-44)。

に狙いがあった⁶⁴⁾。

1960年1月4日、予定通り、ラワン材、アバカ繊維、石膏、銅合金くずの4品目の対ドル差別撤廃が実施された。さらに、1960年4月に鉄鋼くずなど3品目に対する差別が撤廃された。最後まで残った大豆、精油ラードも、1961年7月1日から全地域自動承認品目（グローバル AA）に移行し、この問題は最終決着をみた。

大豆の自由化 対ドル差別 10 品目のなかで、大豆は農林水産物自由化の試金石と目された。

まず最初に、大豆の生産・輸入の特徴を見て置きたい。

第1に、大豆は戦前から輸入依存度の高い農産物であった。大量の大豆が「満州」から輸入され、1930年の大豆の自給率は36%（国内産34万トン、輸入61万トン）にすぎなかった⁶⁵⁾。第2次大戦後、外貨節約の目的で、1950年代前半には国産大豆の増産が図られた。生産量は、1952年にはピークの約52万トンに達し、その後も、1960年まではほぼ40万トン水準を維持した。しかし、食料油の生産拡大とともに輸入は増大し、自給率は1957年には戦前と同水準の36%（国内産46万トン、輸入81万トン）まで低下した。

第2に、国産大豆と輸入大豆で品質・用途が異なった。含油分が少ない国産大豆は豆腐・味噌の原料に用いられ、食料油は主として輸入大豆を原料としていた。輸入大豆は、食料油の原料という点では、国産大豆よりも、なたねと競合関係にあった。

第3に、大豆・なたねは収益性が低く、価格支持政策が実施された。なたねには1953年8月から、大豆には1956年6月から、「農産物価格安定法」（農安法、1953年8月施行）が適用された⁶⁶⁾。

第4に、第2次大戦後の輸入先は、圧倒的に米国であった。ドル地域からの大豆輸入の制限は、大豆輸入の制限と同義であった。

64) このような中間段階が設けられたことについては、「複雑すぎるといわれるわが国の輸入制度を、さらに複雑にする」との批判された（『貿易為替自由化の方向と問題点』『関税と貿易』1960年3月号、p. 15）。

65) 戸田博愛『現代日本の農業政策』農林統計協会、1986年、p. 104。

66) 『農林水産省百年史』下、p. 124。なたねは、甘藷、馬鈴薯とともに最初から対象であったが、大豆は1956年6月に追加された（同上書、pp. 202-203）。

以上のように、大豆は戦前から輸入農産物であり、価格・品質の面で国産品が輸入品に劣り、しかも輸入先が圧倒的にアメリカに偏っていたために、輸入自由化農産物の筆頭に挙げられることになった。

1960年1月12日の貿易・為替自由化基本方針には、同年10月の大豆自由化（グローバル AA 制移行）が盛り込まれた。7月に成立した池田内閣は、予定通りに実施する方針であったが⁶⁷⁾、自由化対策の調整が難航した。国内産大豆の保護策として、①関税引上げ（関税を引き上げ、関税収入を大豆農家への補助金に当てる）、②輸入課徴金（10%程度の課徴金を輸入業者から徴収し、補助金に用いる（瞬間タッチ方式⁶⁸⁾）、③補助金（一般会計から補助金を支出する）などが検討された。政府は、対米信用の上からも、1960年9月のGATT総会までには、方針を決めなければならないと考えていたので、解決を急ぎ、8月17日の経済閣僚懇談会で、①自由化の趣旨に反しない範囲内の関税引上げ、②財政措置（一般会計からの支出）による農家への補助金交付という方針を決めた⁶⁹⁾。

この方針の決定に至った経緯は、以下の通りである。

当初、農林省が提案したのは、課徴金方式（瞬間タッチ方式）であった⁷⁰⁾。国産大豆価格は外国産より約3割～5割も高く、この価格差を埋めようとすれば、関税率の2倍の引上げ（10%→20%）が必要だが、このような大幅な関税引上げをGATT交渉で実現するのは不可能と見られた。そのため農林省は、課徴金徴収により、関税引上げと同等の効果を狙った⁷¹⁾。しかし米国は、課徴金徴収は実質的な関税引上げであると、難色を示した⁷²⁾。そこで農林省は大豆関税を引き上げ、関税収入を大豆農家保護に充てる案に転換した（大豆関税の目的税化）。農林省は、国産大豆保護のために特定財源（ひも付き財源）を確保しようと努めた点では一貫していた。

67) 『朝日新聞』1960年7月29日。

68) 「瞬間タッチ方式」とは、食管会計が輸入大豆を全量買い上げ、これに一定の金額（課徴金）をプラスした価格で即時（瞬間的に）売却し、その差益を引き当てとして国産大豆およびなたねの売買差損を補填する方式である（「瞬間タッチ案をめぐって一大豆輸入自由化の問題点」『貿易と関税』1960年1月号, pp. 43-44）。

69) 「経済局特別情報」第287号（昭和35年8月19日）。『朝日新聞』1960年8月10日, 17日。

70) 「経済局特別情報」第250号（昭和34年10月29日）。

71) 「経済局特別情報」第258号（昭和35年1月5日）。

72) 「経済局特別情報」第287号（昭和35年8月19日）。

大蔵省は、一般財源による負担にも、大豆関税や課徴金の特定財源化にも消極的であった。とりわけ主税局税関部は、関税の目的税化は、関税政策の基本原則を揺るがすものであり、波及効果が大きいと、強硬に反対した⁷³⁾。

結果は、上記の通り、GATT で認められる範囲の小幅な関税引上げを実施するとともに、関税で保護しきれない部分は一般財源がカバーする、ただし、大豆関税の目的税化は行わないことで妥協に達した。

その後、関税引上げ交渉は GATT 交渉の場で行われ、財政負担の規模と内容は、大蔵省と農林省との間で詰められた。

後述するように、大豆がアメリカの対日主力輸出品の1つであったため、アメリカが関税引上げに難色を示し、GATT 交渉は難航したが、1961年2月に決着した。

他方、大蔵、農林両省の交渉は、上記の妥協が成立した後も、財政措置の内容・規模をめぐる紛糾したが、1961年1月、①国産大豆対策費（国産なたね対策費も含む）として、総額30億円の財源を一般会計から支出する、②交付金制度により実施し、政府の直接大豆買い上げは行わない、③国産大豆・なたねの価格支持のための法律を通常国会に提出する、という点で一致を見た⁷⁴⁾。

1961年6月16日、政府は、大豆輸入の自由化を既定方針通り7月1日から実施することを閣議決定した⁷⁵⁾。国産大豆を保護するため、①大豆の輸入関税を現行の10%から13%へ引き上げること、②次期国会で大豆・なたねの交付金法案を成立させること、③国産大豆の価格支持の目標価格を60キロ当たり約3,200円とすることになった。

この措置に関する法律は、「大豆なたね交付金暫定措置法」として、1961年11月9日に公布された⁷⁶⁾。大豆・なたねの価格支持は、1953年公布の「農産

73) 「大豆の自由化対策（政府案）について」（日本銀行外国為替局長 昭和36年1月24日）
 『自由化閣僚会議等に関する件』日本銀行金融研究所保管資料 A-4893]。主として対立したのは、農林省と大蔵省であったが、この問題は通産省とも関係があった。通産省は、輸入金額が大きい大豆の関税率を大幅に引き上げた場合には、代償として日本側が提供できる品目が農林省管轄の品目には存在しないので、結局、通産省所管の品目から譲許品目を出さねばならなくなることを懸念した。また外務省も、大幅な関税引上げは非現実的だと反対した（『経済局特別情報』第287号（昭和35年8月19日））。

74) 「大豆の自由化対策（政府案）について」（日本銀行外国為替局長 昭和36年1月24日）
 『自由化閣僚会議等に関する件』日本銀行金融研究所保管資料 A-4893]。

75) 『朝日新聞』1961年6月16日（夕刊）。

物価格安定法」で定められていたが、価格支持の実施は、生産者団体が自主調整を行っても価格が安定しない例外的な場合に限定されており、実際に、大豆、なたねの政府買い入れがなされたことはなかった。大豆輸入が自由化されれば、恒常的に政府が買い上げる必要が生じると予想されたので、新たな立法措置が講じられたものである。この法律によれば、価格水準が基準価格を下回れば政府が交付金方式で間接的に全量を買上げることになる。ただし交付対象数量は、輸入自由化以前の生産者販売数量約 20 万トンが上限とされた。

大豆の自由化は、アメリカにとって日本市場が年間 100 万トンを輸出する大市場であったため、対米政策の面での効果は大きかった。他方、日本農業において大豆生産の比重が低く、国内の抵抗は比較的小さかった。大豆の生産量、年間 40~50 万トンのうち、約 20 万トンは自家消費に向けられ、市場に出回るのは 20 万~30 万トン程度にすぎなかった。

食料油メーカーは、自由化により安価な輸入原料を期待できるので、全体としては自由化を支持したが⁷⁷⁾、他方で、製品である食料油については保護を主張した。低付加価値の製品であり、価格の決定要因の大部分が原料価格であるという理由から、大豆油は、30% もの高関税で守られていたにもかかわらず、自由化されなかった⁷⁸⁾。大豆油が自由化されたのは、1971 年 6 月である。

自由化後の大豆・なたね栽培は、両作物ともに生産性向上が遅れ、また、価格支持水準も米ほど高くはなかったため、いちじるしく不振であった(図 1)。大豆作付面積は急減し(1960 年 30 万 6900ha→1975 年 8 万 6900ha)、なたね栽培は 1970 年代なかばまでにほぼ壊滅した(1960 年 19 万 1400ha→1975 年 4400ha)⁷⁹⁾。戸田博愛は、「自由化対策としての不足払い制度(=価格支持のこと—引用者)がほとんど効果がなかったことが、農民の間に『自由化』への恐怖心と『不足払い』への不信感を広げていった」と指摘している⁸⁰⁾。大豆・なたねは広範な

76) 「大豆・なたねに交付金制度」『時の法令』第 411 号(1962 年 1 月 13 日), pp. 9-14。

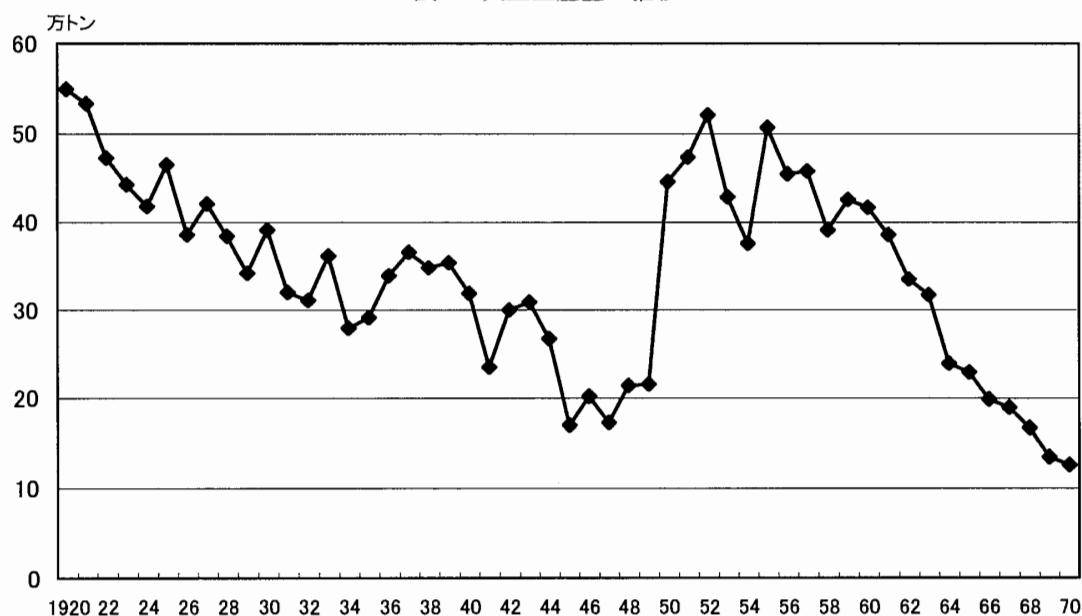
77) 「自由化の影響を測定する 8」『エコノミスト』1960 年 4 月 10 日号, p. 86。平野清(油脂製造業会会長)「大豆 AA 制をめぐって」『経団連月報』7-12(1959 年 12 月), pp. 39-45 は、自由化の立場から、農林省の政策を痛烈に批判している。

78) 日本経済調査協議会編『日本の食品工業』至誠堂, 1966 年, pp. 50-55, pp. 106-115。

79) 総務庁『日本長期経済統計総覧』2, pp. 44-45, pp. 64-65(原資料は、農林水産省「作物統計調査」)。

80) 戸田, 前掲書, p. 106。たとえば、大野和興「自由化された農産物はどうなったか—レモン, 大豆の場合」『月刊 社会党』第 373 号(1987 年 3 月)は、「自由化によって国内生産

図1 大豆生産量の推移



[出所] 総務庁統計局監修『日本長期統計総覧』第2巻, 日本統計協会, pp. 44-45 より作成。

地域で栽培されていただけに、自由化による経済的ダメージが大きくはなかったにもかかわらず、農民の自由化政策への抵抗を強める結果になった。

2 「貿易・為替自由化計画大綱」の策定

(1) 貿易・為替自由化促進閣僚会議の設置

新安保条約調印のための岸首相の渡米（1960年1月16日）を前に、自由化方針の決定が急がれた。1959年12月22日に、自由化の総合政策の検討に着手することが閣議決定された⁸¹⁾。12月26日の経済関係閣僚会議は、繊維原料の原綿・原毛の1961年4月輸入自由化を発表した⁸²⁾。年明けの1960年1月5日には、貿易・為替自由化促進閣僚会議が設置され（閣議了解⁸³⁾、1月12日の

が壊滅的になった最も代表的な例は大豆だろう」と述べている (p. 90)。

81) 『日本経済新聞』1959年12月23日。

82) 『日本経済新聞』1959年12月26日（夕刊）。

83) 同閣僚会議は、総理大臣を議長とし、外務、大蔵、農林、通産、経済企画庁の各大臣、内閣官房長官、党政務会長、日銀総裁によって構成され、任務は、貿易・為替自由化の目標・時期など大綱を審議決定することであった（「貿易・為替自由化の促進について」（昭和35年1月5日 閣議了解案）『閣議資料』昭和35年1月5日 [国立公文書館所蔵資料 004-00平 14内閣 01353-100]）。

貿易・為替自由化促進閣僚会議において、貿易・為替自由化の基本方針（3年以内の自由化）が決定した⁸⁴⁾。貿易・為替自由化の宣言は、1960年1月に、日米安全保障条約改定のため渡米する岸信介首相のアメリカ政府への「みやげ」だと言われた⁸⁵⁾。

このように、岸渡米前に慌しく貿易・為替自由化政策が打ち出されたために、内容の詰めは不十分であった。1月12日の基本方針で示されたのは、3年以内に自由化するという大雑把な方針だけであり、具体的な自由化スケジュールは5月末までに作成することとされた。

貿易・為替自由化の基本方針の内容は以下の通りである。

- ① 1960年5月末をめどに、自由化計画を固め、今後3年以内に態勢を整備する。
- ② 対ドル差別6品目については、鉄くず、牛脂、ラードを1960年4月から、原皮を同年7月から、銑鉄、大豆をおおむね同年10月から自由化する。
- ③ 約290品目を1960年4月からAA品目に移行させる。
- ④ 143品目を1960年4月から自動割当品目 (FAA) に追加する。
- ⑤ 為替面では、非居住者自由円勘定の設置、為替集中制の緩和、海外渡航・送金制限の緩和、交互計算対象商社の拡大などを実施する。

大堀弘経済企画庁調整局長は、①西欧の自由化率が85～90%であるのに、日本の自由化率が30%では低すぎることに、②輸出の見通し、国際収支の好調、外貨準備の増加（13億ドル台）などに鑑みれば、約3年間での自由化は可能であること、③IMF8条国勧告以前に自由化体制を整える必要があること、などの点から基本方針が出されることになったと説明した⁸⁶⁾。

基本方針が掲げた3年以内の自由化は、ドラスチックだと一般に受け止められた。1959年12月16日に、代表的な民間のオピニオン・リーダーが構成する総合政策研究会（有沢広巳法政大学総長ら）が発表し、大きな反響を呼んだ「貿易・為替自由化への提言」⁸⁷⁾は、積極的な自由化促進論に立っていたが、自由化完了までに4年間（1963年度末）を予定していた⁸⁸⁾。

84) 「貿易及び為替の自由化の促進について」（昭和35年1月12日 貿易・為替自由化促進閣僚会議決定）『金融財政事情』1960年1月25日号，pp. 33-34に収録。

85) 「渡米みやげに急進撃の自由化プラン」『金融財政事情』1960年1月11日号，pp. 12-13。

86) 「為替貿易の自由化問題について」『経団連週報』1960年3月10日，p. 2。

87) 総合政策研究会編『自由化計画の問題点と対策』ダイヤモンド社，1960年，pp. 404-414。

(2) 政党・経済団体・労働界の反応

自民党と自由化問題 自民党では、政務調査会のなかの経済調査会が、1960年2月8日～24日に各省庁や財界団体に貿易・為替自由化に関するヒアリングを行った。その後、3月に、貿易・為替自由化専門委員会(会長 水田三喜男)が発足した⁸⁹⁾。

当初は、自由化に対する反対論もあった。有力派閥の領袖河野一郎は、自由化はアメリカの押し付けによるものであり、「自由化より日本経済の自立体制確立が先だ」と主張し、岸内閣の自由化政策は拙速だと批判した⁹⁰⁾。また、松村・三木派は、「自由化よりアジア政策の確立、対中ソ貿易拡大の方が先だ」という議論を展開した⁹¹⁾。このように、自民党内には異論もあったが、3月29日の水田・河野会談で、河野が妥協した結果、自由化推進の方向で纏まった⁹²⁾。

経済団体における自由化対策の検討 各経済団体は、自由化問題に関する委員会を設置し、対策を検討した。

経団連は、1960年2月26日に自由化対策特別委員会(委員長 佐藤喜一郎三井銀行会長)を設置し、各業界の意見を聴取した上で、4月19日の理事会において「自由化に対する意見」を決定し、政府、国会に建議した。「意見」は、「自由化政策を推進することは、企業の自主的活動を活発にし、合理化意欲を振興し、企業の体質改善を促進する原動力を与えることになるものと確信する」と自由化を積極的に肯定した。しかし具体的政策提言は、企業の体質改善促進策に力点が置かれており、税制改正、独禁法改正、輸出入取引法の改正、貿易業法の制定などの自由化対策を政府に求める内容となっていた⁹³⁾。5月19日の

88) それによれば、輸入自由化スケジュールは、1960年4月までに70%、1962年3月までに85%、1964年3月までに95%の3段階に分けて実施され、為替自由化もこれと並行して3段階に分けて実施するものとされていた。「提言」のスケジュールについて、松尾泰一郎通産省通商局長は、1960年1月8日の記者会見で、4年間に完全自由化は長すぎるとコメントした(『朝日新聞』1960年1月9日)。

89) 『日本経済新聞』1960年3月31日。

90) 「マッタのかかった“自由化”」『財経詳報』第299号(1960年3月28日)、p.20。『日本経済新聞』1960年3月6日。「貿易自由化の条件——河野一郎氏にきく——」『エコノミスト』1960年3月22日号、pp.36-39。

91) 『日本経済新聞』1960年3月6日、3月12日。

92) 『日本経済新聞』1960年3月31日。

93) 「自由化に対する意見」(昭和35年4月19日 日本経済団体連合会)『経団連月報』8-5

定時総会で経団連は、「自由化はわが国経済自身のためにも当然推進すべきこととがらである」とする決議を採択し、「為替・貿易の自由化に対処すべき経済界の決意」を表明した⁹⁴⁾。

東京商工会議所と大阪商工会議所は、3月28日に自由化対策をテーマに、合同の経済懇談会を持った。会合では、「金解禁」の際のような深刻な影響を懸念する声が強⁹⁵⁾、自由化は十分な準備をもって実施すべきとの慎重論が支配的であった⁹⁶⁾。東京商工会議所と大阪商工会議所は、4月15日にそれぞれ、貿易自由化に関する意見書を政府に提出した。いずれも、3カ年以内に90%の目標にとらわれることなく、業種別・規模別に自由化の影響を考慮し、対策を練った上で実施すべきだと主張していた⁹⁷⁾。

経済同友会は、7月16日、「貿易・為替自由化対策」を発表した⁹⁸⁾。「自由化を梃子として企業の生産性を一段と向上させ、原則として、生産性の高い産業構造への移行を可能にする」と、自由化のメリットを説くとともに、競争力のない産業や農業については、社会的配慮の観点から、自由化を急ぐ必要はないとした。また、経済界の自主的調整を強調し、経済界全体が総合的判断を行なう場を設けることを提言した。

日本経済新聞社が、自由化と関連が深い企業160社を対象に1960年3月に行ったアンケート調査では、貿易自由化が必要だとする企業が約90%に達したが、自由化の時期については、3~5年後が望ましいとするものが2/3を占めた。自社の製品に国際競争力があると答えたものは45%にのぼり、国際水準並みという回答と合わせると62%に達し、過半の企業は国際競争力に自信を持っていた⁹⁹⁾。自由化に備えて設備投資を行うと回答した企業は87%にも

(1960年5月), pp. 4-6。

94) 『経団連週報』1960年5月26日。

95) 金解禁になぞらえる見方について、自由化政策の取りまとめ役の大堀弘経済企画庁調整局長は、自由化が段階的に進められる点、輸出に有利な360円の現行為替レートが今後も維持される点などを挙げ、杞憂にすぎないと反論した(大堀弘(経済企画庁調整局長)「自由化計画をどう進める」『日本経済新聞』1960年4月11日)。

96) 「東西財界人はこうみる—東京・大阪商工会議所経済懇談会」『東商』第155号(1960年5月), pp. 7-13。

97) 『日本経済新聞』1960年4月16日。

98) 「貿易・為替自由化対策(抄)」(昭和35年7月15日)『経済同友』146号(1960年7月), p. 4。

99) 『日本経済新聞』1960年4月8日。

及び、「岩戸景気」で高まった投資熱を、自由化がいつそう煽った様子が窺われる¹⁰⁰⁾。

鉱工業界の意見 経団連¹⁰¹⁾ と自民党¹⁰²⁾ のヒアリング等をもとに、各業界の自由化に対する意見を列挙すれば以下の通りである。

機械工業： 自由化の影響は、企業や機械の種類によって異なり一概に言えない。しかし、一般的に日本の機械工業は発達が遅れているので、基盤強化を推進する必要がある。工作機械は、産業の基礎となる重要な機械であるから、あくまでも国産でやってゆかなければならない。産業機械の場合には、ただちに自由化できる機種は 15～20% 程度である¹⁰³⁾。電機工業においては、重電機のうち水力発電関係は相当の実力があるが、大型重電機は、まだ自由化できる段階にはない。ただし、家庭電器は自由化の影響は少ない¹⁰⁴⁾。自動車は、二輪車は国際競争力が強く、トラック、バスも影響は少ない。問題は乗用車であり、小型自動車工業の基盤はきわめて脆弱であり、部品工業は親企業以上に弱体である。乗用車に対する 40% の関税率は、据え置く必要がある¹⁰⁵⁾。

鉄鋼業： 全体的に業界には自由化反対の声はない。鋼材の輸出競争力は十分にある¹⁰⁶⁾。

繊維： 原料の自由化は決定済みなので、問題の焦点は、自由化に伴う混乱の

100) 『日本経済新聞』1960年4月9日。

101) 「主要重工業部門における自由化の影響と対策」, 「主要軽工業部門における自由化の影響と対策」『経団連週報』1960年3月26日。

102) 「貿易・為替自由化に対するヒアリングの速記録に基づく問題点の分類的集約」(昭和35年3月14日 自由民主党政務調査会経済調査会)。

103) 日本産業機械については、丹羽周夫(日本産業機械工業会会長)「産業機械工業における貿易自由化」『経団連月報』8-3(1960年3月), pp. 13-16, 参照。なお、日本産業機械工業会が対象とする産業機械とは、原動機、動力伝動装置、風水力機械、金属加工機械、鉱山機械、製鉄機械、破碎機、選別機、建設機械、化学機械、冷凍機械、プラスチック機械、運搬機械の13機種を指す。軸受については、今里広記(日本精工社長)「自由化とベアリング」『経団連月報』8-10(1960年10月), pp. 18-21, 参照。

104) 電機工業については、金成増彦(日本電機工業会会長)「貿易の自由化と電機工業」『経団連月報』8-8(1960年8月), pp. 8-10, 参照。

105) 自動車産業については、浅原源七(自動車工業会会長)「自由化と自動車工業」『経団連月報』8-10(1960年10月), pp. 14-17, 参照。

106) 鉄鋼業界については、桑原季隆(八幡製鉄調査部長)「自由化を積極的に推進せよ」『経済評論』1960年3月号, pp. 62-66, 参照。

防止に移っている。綿製品については、日本は世界最大の輸出国であり、競争力は強い。しかし、輸出国が種々の輸入制限を実施しているため、対策は必要である。毛製品の輸入自由化は慎重に行うべきである。化繊は十分な国際競争力を備えている。

紙パルプ：自由化されれば影響は深刻であり、少なくとも5年以上の準備期間が必要である。

鉱業：ただちに自由化されれば、企業の存続は危うくなるので、鉱産物の自由化は好ましくない。

海運：海運業の体質はきわめて弱く、世界市場での競争に耐えない状態である。強化の方策もなかなか見出しがたい。

石油：おそくとも1963年度を目標にまず原油を自由化し、製品については、その後、なるべく早く自由化するよう努力する¹⁰⁷⁾。

なお、東京商工会議所が、602の主要経済団体を対象に1960年1月に行なったアンケート調査では、化学、鉱業、石油、石炭、一般機械の各業種から、自由化した場合には厳しい影響が出るとの回答が多く寄せられた¹⁰⁸⁾。

農業と貿易自由化 農産物の自由化について農林省は、国内農業の保護の立場から、「普通の物資のように軽々に自由化するという考え方で進めることはできない」、保護政策を講じている農産物を自由化はできないとした¹⁰⁹⁾。こうした基準にもとづいて、農林省は、大豆など一部の農産物を除き、大部分の農産物については自由化は不可能だと考えていた¹¹⁰⁾。

農林漁業基本問題調査会（東畑精一会長）は、1960年4月11日、合同小委員会が纏めた「農業の基本問題と対策」を発表し¹¹¹⁾、「当面農業保護を堅持せざ

107) 石油業界は、おそくとも1963年度を目標にまず原油を自由化し、製品については、その後、なるべく早く自由化するよう努力するという見解であった（竹内俊一（石油連盟会長）「貿易自由化と石油産業」『経団連月報』8-8（1960年8月）、pp. 4-7）。

108) 「貿易自由化の影響に関する調査（第1次調査）中間報告概況」（昭和35年2月17日東京商工会議所）。

109) 「貿易・為替自由化問題に対するヒアリング速記録（農林省）」（昭和35年2月12日自由民主党調会経済調査会）、p. 1, p. 4。

110) 「農産物関係の関税改正問題について懇談」『経団連週報』1960年6月30日。

111) 『日本経済新聞』1960年4月12日。農林漁業基本問題調査事務局監修『農業の基本問題と基本対策（解説版）』農林統計協会、1960年、pp. 149-151も参照。

るをえない」が、保護政策は貿易自由化に即応する形に改めるべきだと提言した。「基本問題と対策」は、長期的に成長が期待されるべき農産物を除き、農業保護を関税で行うことを原則とし、必要な場合には、輸入賦課金等の措置を講じることを提言した。

農林省は、経済企画庁と自由化計画について折衝するのに先立ち、5月13日、農林関係物資の自由化に関する以下の方針を決めた。①米、麦、乳製品、砂糖のように農業所得のなかで大きな比重を占めているもの、今後伸ばさなければならぬ成長部門は自由化しない、②競争力のある油脂、水産物、木材、果実の一部は自由化可能である、③農薬、農機具、肥料の大部分は自由化されることを期待するが、硫安は自由化しない¹¹²⁾。

当時の農林省の姿勢について昌谷孝（当時 農林省官房長）が、「自由化の方向に進むのは日本経済の当然の方向だし、またそのことは農業構造の改善にとってそんなに悲観すべき事柄ではないんだという気持ちもありました」と後に述べているように、自由化全面拒否の立場ではなかった¹¹³⁾。農林水産物の自由化率は、1959年10月の43%から1964年5月には92.3%に達し、農産物215品目中、非自由化品目は75品目となった（表1）¹¹⁴⁾。輸入額に占める食料品の比率は、1950年代には低下を続けたが、1961年をボトム（11.5%）として、ふたたび上昇し始めた。畜産の発展にともなう飼料輸入の増大など、農産物需要構造の変化が主因であったが、自由化も輸入増の要因の1つであった¹¹⁵⁾。

また、経済同友会は、1960年4月8日の総会で、「日本農業に対する見解」を採択し、「直ちに全面的に農産物の貿易自由化を許すわけにはゆかない」が、「“農産物は絶対に自由化しない”という考えに固定してはならない」との見解を明らかにした。これまでタブーとして避けてきた農業問題に、財界が初めて発言したとして注目された¹¹⁶⁾。しかし同友会の狙いは、自由化の促進自体よ

112) 『日本経済新聞』1960年5月14日。

113) 昌谷孝「基本法農政の展開」エコノミスト編集部編『証言・高度成長期の日本』上、毎日新聞社、1984年、p. 386。

114) 原定繁（経済企画庁内国調査課）「農産物の自由化はなぜ進まないか」『貿易と関税』1964年12月号、pp. 21-25。

115) 『通商白書 総論』1965年版、pp. 82-85。

116) 「日本農業に対する見解」（昭和35年4月 通常総会採択）『経済同友』第143号（1960年4月1日）、p. 3。経済同友会の農業問題に関する発言については、青葉翰於「財界の農

表1 農林水産関係の自由化推移と主要自由化品目

| 自由化時期 | 自由化率 % | 主要自由化品目 |
|----------|-----------|---|
| 1959年10月 | 43.0 | 鳥獣肉類 (牛, 豚, 鯨肉を除く), ナチュラルチーズ, とうもろこし, えん麦, 香辛料, 雑油脂原料, 米材, 獣毛, ホップ, 植物繊維, 農産類 |
| 1960年 1月 | 54.8 | ラワン材, アバカ繊維, ココアバター, たけのこ |
| 4月 | 59.6 | コーヒー豆, 牛脂, ラード, 生うるし, くず皮 |
| 7月 | 62.1 | 牛皮, 小牛の皮 |
| 1961年 1月 | 63.6 | 乾ぶどう |
| 4月 | 63.9 | 飼料の一部 |
| 7月 | 76.2 | 大豆, インスタントコーヒー |
| 10月 | 76.7 | さけ, ます, かつお, まぐろ, 鯨油, 酵母 |
| 12月 | 76.8 | オートミール, カレー, ベーキングパウダー, 動物油脂の一部 |
| 1962年 4月 | 77.0 | さけ, ますの卵, やし油, あまに油, ビタチョコレート, フルーツカクテル, 北洋材, ばっかんさなだ, 除虫菊 |
| 10月 | 77.2 | めん羊, 鯨肉, 鳥卵, しいたけ, くるみ, 魚油, ごま油, ひまし油, ココアケーキ, さくらんぼ缶詰, 落花生油かす, まゆ, 生糸, 真珠 |
| 1963年 4月 | 78.0 | バナナ, 綿実油 (マヨネーズ用), はちみつ, コーヒー (小缶), マヨネーズ類 |
| 9月 | 92.1 | 粗糖, コーンフラワー, ミール, 種子用豆類, 木材加工品の一部 |
| 1964年 1月 | 92.2 | 配合飼料用ソルガム, ラワン類の合板, 製材, 単板及び薄板 |
| 4月 | 92.2 | いぐさ類 |
| 5月 | 92.3 | レモン |

[注] 経済企画庁調整局農林課資料による。

[出所] 原定繁 (経済企画庁内国調査課) 「農産物の自由化はなぜ進まないか」『貿易と関税』1964年12月号, p. 21。

りも、「現在の農業政策の保護的保守的な考え方を打破する方向で貿易の自由化を利用すること」にあった¹¹⁷⁾。

労働組合の見解 1960年1月, 三井三池は無期限ストに入った。「総資本対総労働の対決」と評されたこの労働争議は, 政府が貿易・為替自由化計画を策定した時期と一致する (スト終結は11月1日)。また, 石炭産業は, 貿易自由化に

政批判」エコノミスト編集部編『証言・高度成長期の日本』上, pp. 411-412 参照。

117) 「経済の論理を貫け—農業問題の研究進む」『経済同友』第142号 (1960年3月1日), p. 3。

よる打撃が大きい産業であり、被雇用者数の多さから見ても、深刻な社会的影響が懸念された。労働組合としても、自由化政策に関して積極的に発言する必要に迫られた¹¹⁸⁾。

総評は、1960年3月8日、「自由化政策に対するわれわれの態度」を発表し（7月4日改訂版を発表）、自由化政策は「国際的規模における独占資本の強化＝再編成のための自由化」であり、自由化により低賃金構造が固定化され、合理化による首切りが進むと批判した¹¹⁹⁾。日本の自由化政策は、「世界市場で孤立し、競争条件が不利になるのを避けるためには、いやでも自由化せざるを得ないという防衛的な側面」が強いことは事実だが、あくまでも「独占体自身の利害と意志」で決められたものであると主張した。「独占体」の意図とは、①外貨割当制がもたらした原料高や中小企業の過度の温存という桎梏を打破すること、②労働者にしわ寄せしつつ合理化を進めること、③非能率な産業を淘汰すること、④欧米の対日貿易差別を緩和させること、であると述べている。

3月5日、社会党中央執行委員会は、「当面の活動方針案」を決定し、安保後に、貿易・為替の自由化に対して産業と大衆の生活と権利を守る闘いを行う方針を明らかにした¹²⁰⁾。さらに6月28日、社会党は、「政府の貿易自由化計画批判」を決定し、貿易・為替自由化は「安保改定に直結する米独占資本への奉仕」であると批判した¹²¹⁾。

民社党は、1960年3月20日の政策審議会で、貿易・為替の自由化に対する党の正式見解を決定した¹²²⁾。「貿易・為替の自由化」は、「多くの困難があっても、積極的に取り組むべき民族的課題で、これを回避することは、現実逃避である」とし、「わが党は、貿易自由化を、わが国の産業を為替管理による保護政策から脱却させ、安定した産業構造と完全雇用を実現する重大な政策転換の機会として評価する」と述べた。

118) ただし、『エコノミスト』は、労働組合について、「自由化の波が本来最も強く当る場所なのに、その受止め方は、ここが一番遅れている」と評している（『自由化』に振り回される各界の表情『エコノミスト』1960年3月8日号、p. 37）。

119) 「自由化政策に対するわれわれの態度」（1960年3月8日 総評長期政策委員会自由化部会）『月刊総評』第35号（1960年5月）、pp. 99-102、「自由化政策に対するわれわれの態度」『月刊総評』臨時増刊号（1960年7月）、pp. 100-108。

120) 『日本経済新聞』1960年3月6日。

121) 『朝日新聞』1960年6月29日。

122) 『朝日新聞』1960年3月20日。

(3) 「貿易・為替自由化計画大綱」(1960年6月)

1960年度上期外貨予算(「4割自由化」) 1960年度上期の外貨予算は、政府は「自由化前進予算」と称したように、AA品目が300品目増え、自由化率は前期最終予算の33%から40%へ上昇した(「4割自由化」と呼ばれた)。しかし、貿易・為替自由化を大々的に宣伝した割には、自由化は進展しなかったため、「自由化漸進予算」と揶揄された¹²³⁾。

外貨予算編成の基礎になったのは、名目7.8%(実質6.6%)の経済成長、約12%の鉱工業生産の伸びという、「昭和35年度経済計画」(1960年1月策定)が描く順調な経済発展の見通しであった¹²⁴⁾。予算規模は32億6,800万ドル(輸入貨物予算26億2,400万ドル、貿易外支払予算6億4,400万ドル)、前期最終予算と比べ2億2,200万ドルの増の大型予算であった。

この外貨予算にこめられた政策的インプリケーションは、民間企業の機械輸入の要望にできるだけ応えて設備投資を後押しすること、商社活動の制約緩和を通じて商社の育成を図ることであった。前者は、機械輸入に前期の当初予算2億ドルを大きく上回る3億ドルが計上されたことに現れている¹²⁵⁾。後者は、貿易外支払予算のうち、海外渡航費、海外駐在員事務所経費(「その他の役務」の項目に計上)、交互計算勘定の送金(「貿易付帯経費」の項目に計上)などが増大したことに反映されている¹²⁶⁾。1960年度上期外貨予算に先立って、すでに2月に、大蔵・通産両省は、貿易・為替自由化閣僚会議の決定(1月12日)にもとづいて、貨物運賃など貿易外支払の自由化措置を実施していた¹²⁷⁾。

「貿易・為替自由化計画大綱」(1960年6月) 大蔵省は、IMFコンサルテーション、GATT関税交渉の時期との関連から、5月末には貿易・為替自由化の年次別計画を決定したいとした。4月4日、計画作成についての初の各省局長会

123) 『日本経済新聞』1960年3月31日(夕刊)。

124) 「昭和35年度上期外貨予算について(上)」『外国為替』第231号(1960年4月), p. 78。

125) 「昭和35年度上期外貨予算について(上)」『外国為替』第231号(1960年4月), p. 84。

126) 「昭和35年度上期外貨予算について(下)」『外国為替』第232号(1960年5月), pp. 2-4。『朝日新聞』1960年3月31日(夕刊)。

127) 「貿易外支払の自由化について」(昭和35年2月3日 大蔵省), 「貿易外支払の自由化措置(第二次)について」(昭和35年2月2日 通商産業省) [『金融財政事情』1960年2月8日号, pp. 17-18に収録]。

議が開催され、5月末の日程が確認された¹²⁸⁾。4月27日には、各省庁の次官級メンバーからなる貿易為替自由化促進連絡会議の第1回会合が持たれ¹²⁹⁾、経済企画庁を取り纏め役とし、作業が進められることになった。

各省（とりわけ通産省）の内部調整が手間取ったため、5月末発表の予定は約1ヵ月遅れた¹³⁰⁾。菅野和太郎経済企画庁長官は、5月30日の経済閣僚懇談会で、計画の正式決定を6月末まで延期したいと申し入れ、了承された¹³¹⁾。6月には安保条約改定に対する反対運動が頂点に達し、自由化計画の決定に影響が及ぶことが懸念されたが¹³²⁾、6月21日の各省庁会議で事務局案の内定に漕ぎ着けた¹³³⁾。

6月23日の次官会議を経て、6月24日の貿易・為替自由化促進閣僚会議において、「貿易・為替自由化計画大綱」¹³⁴⁾は了承され、28日の閣議で報告・了承された¹³⁵⁾。

「大綱」に示された自由化スケジュールは表2の通りであるが、その特徴は次のように要約できる。

- ① 貿易自由化の実施時期は曖昧な形で表現された。商品別に、「早期に自由化するもの（1年ないし1年半を目途とする）」、「3年を目途とした近い将来に自由化するもの」、「所要の時日をかけて自由化するもの」、「自由化が相当に困難なもの」の4種類に分けて示され、品目別の時期の明示を避けた。とくに、石炭、石油、砂糖、革製品、麻などについては、ぼかした表現が用いられた¹³⁶⁾。
- ② 自由化の目標は3年後80%に設定された¹³⁷⁾。1960年4月現在約40%の自由化率を、3年後に80%（石油、石炭の自由化が実施された時には90%）ま

128) 『日本経済新聞』1960年4月5日。

129) 『日本経済新聞』1960年4月26日。『朝日新聞』1960年4月28日。

130) 『金融財政事情』1960年5月23日号，p. 6。

131) 『日本経済新聞』1960年5月30日（夕刊）。

132) 『日本経済新聞』1960年6月15日。

133) 『日本経済新聞』1960年6月22日。

134) 「大綱」の本文テキストおよび解説を収録した資料として、「大綱」の編成に当たった経済企画庁企画調整局室の編集による『図説 貿易為替自由化計画』至誠堂，1960年7月，が便利である。また、大堀弘経経済企画庁調整局長の「貿易・為替自由化計画の意義」『貿易と関税』1960年8月号，pp. 12-14は、簡潔な解説となっている。

135) 自民党側の審議が遅れたため、閣議決定を持ち越すこととなった（『日本経済新聞』1960年6月28日（夕刊））。

経済研究所研究報告 (2007)

表2 貿易・為替自由化計画 (1960年6月)

| 品目 | 早期自由化 (1年以内) | 近い将来に自由化 (3年以内) | 時日をかけて 自由化 | 相当期間自由化 困難なもの |
|-------------------------|---|---|--|--|
| エネルギー、 金属および金 属鉱石 | 鉄鉄、普通鋼、亜鉛 鉱石 | 特殊鋼、フェロアロ イ、マグネシウム、 アルミニウム、亜鉛 鉄板などその他の鉄 鋼製品 | 石油、石炭は総合対策を立てながら進める 銅、鉛、ニッケル | マンガン、硫黄 |
| 機 械 | 繊維機械、光学機械、 木工機械、民生用電 気機器、船舶、鉄道 車輛、農業用機械 | 工作機械、金属加工 機械、その他産業機 械の一部で右欄に該 当しないもの | 技術開発途上の機械 類 (工作機械、金属 加工機械、産業機械、 化学機械、産業用電 子機器、乗用車、重 電機) | |
| 化 学 | カリ塩、石灰窯素、 医薬品 (数十品目を 除く)、ベンゾール、 トルオール、キシロ ールなど基礎化学品、 油脂製品の一部 | 石炭酸、アセトン、 ブタノール、ソーダ 灰、苛性ソーダ、そ の他ソーダ製品、左 欄以外の油脂製品、 塗料、ビタミン類、 天然硝酸ソーダ | 硫酸、尿素 | |
| 織 維 | 原綿、原毛、綿製品、 絹製品 | 毛製品、合成繊維、 人絹スフ製品 (パル プ自由化後) | 麻製品 | |
| 紙・パルプ | | 化繊用パルプ (原綿、 原毛自由化後) | 製紙用パルプ 紙および紙製品 | |
| その他工業品 | 自転車タイヤ、チュ ープなど一部ゴム製 品、ビール | 板ガラスの大部分、 自動車タイヤ、チュ ープなど一部ゴム製 品、雑品 | 耐火材の一部、皮革 製品、ぶどう酒、ウ イスキー | |
| 農 産 物 | 雑穀 (豆類を除く)、野菜および加工品 (ト マトを除く) は早期または近い将来に | | 紅茶 | 米、麦、澱粉類、雑 豆、なたね、バナナ、 パイナップル缶詰、 果汁、生鮮かんきつ 類 (輸入量を増や す) |
| | 果物および加工品 (右記の一部品目を 除く) | | | |
| | 大豆、生糸、まゆなど | | 砂糖は対策を講じ、慎重に | |
| 畜 産 物 | 家畜、畜産物の一部 | 精製ラード | | 酪農製品、食肉およ び加工品 |
| 水 産 物 | さけ、まぐろ等の缶 詰類 | | | いわし、さば、あじ、 にしん、のり等沿岸 水産物、魚粉 |
| 林 産 物 | 木材および加工品 (一部の製材を除く) | | くるみ、くり、しい たけ | |
| 油脂・食品 | 工業用油脂粕 | 工業用油脂、食用油 脂 (なたね油と競合 しないもの)、食用 油脂粕 | | なたね油および競合 食用油、菓子 (輸入 量を増やす) |

出所：『三菱商事社史』1980年、p. 227。原資料は「貿易・為替自由化計画大綱」。

で引き上げるというものであった。これは、1月の基本方針が掲げた3年以内自由化完了方針よりも後退した内容であった。為替自由化（貿易外取引および資本取引）は、海外渡航、用船、外国映画などの経常取引に関しては原則として2年以内に実施し、資本取引も逐次緩和するとした。

このように「大綱」では、品目別の具体的タイムスケジュールは示されず、その具体化は、政府と業界との協議に任された。

外務省は、IMF 8 条国、GATT 14 条国への移行の際には、このような大まかなスケジュールでは通用しないと不満であった¹³⁸⁾。また、ジャーナリズムからは、「計画とか日程表とか名付けるのに値しないほど抽象的な内容を持ったものに過ぎない¹³⁹⁾」と、厳しく批判された。経団連の佐藤喜一郎自由化対策特別委員長（三井銀行会長）は、「どうも国際的な感覚からいって、これでは少しテンポがおそ過ぎはしないか」「経済界としても政府の自由化計画の後退を喜ぶということではなく、自主的にもっと早く進めるくらいの気構えがなければいけない」とコメントした¹⁴⁰⁾。

貿易・為替自由化と短期資金流入 貿易・為替自由化により、短期資本の移動は活発になった¹⁴¹⁾。長期資本の流出入については、外資法による許可制が敷かれており、大蔵省が完全にコントロールできたが、短期資本の流出入は、貿易・為替自由化と一体であり、切り離して管理するのは困難であった。

政府は、戦後一貫して、長期借款等の間接資本の導入には熱心であった¹⁴²⁾。短資流入については、流出に転じた場合には外貨危機を引き起こしかねないとして、慎重だったが、1959年には大蔵省は容認の姿勢に転じた。

136) 『日本経済新聞』1960年6月24日（夕刊）。

137) 自民党、財界等の自由化政策に対する抵抗が大きいことから、経済企画庁は、3月末に、「3年以内、90%」の目標に拘泥しないと軌道修正した（『日本経済新聞』1960年3月20日）。

138) 「経済局特別情報」第281号（昭和35年6月21日）。

139) 「社説 具体的でない自由化計画」『日本経済新聞』1960年6月25日。

140) 「座談会 『自由化計画』をどう考えるか」『経団連月報』8-8（1960年8月）p. 16。

141) 1960年前後の海外短期資本については、浅井良夫「高度成長期における為替管理と海外短資市場（2）」成城大学『経済研究』第168号（2005年3月）に詳しく述べたので、ここではその要約にとどめる。

142) 浅井良夫「1950年代前半における外資導入問題（上）（中）（下）」成城大学『経済研究』第153号（2001年7月）、第154号（2001年10月）、第156号（2002年3月）参照。

短資流入を促進した為替自由化措置としては、輸入ユーザンス規制の緩和と、非居住者自由円勘定の創設が重要である。

輸入ユーザンスに関しては、1959年4月から適用品目が大幅に拡大され、1960年8月には適用品目制限が撤廃された。さらに1960年11月からは、ユーザンス期間がそれまでの90日以内から120日以内に延長された。これにより、船積み後の輸入金融のニューヨーク金融市場への依存が強まった。船積み後輸入金融の外国銀行依存度は、1958年末の35.4%から、1960年末には一挙に85.6%に上昇した。1961年には、日本は米国の対外短期債権の30.7%を占めるに至った。

1960年7月1日から、非居住者自由円勘定が創設され、円為替が実施された。これは、ヨーロッパにおける1958年末の交換性回復に対応する措置であった。それまで円による貿易決済は行われていなかったため、この措置の持った意味は、貿易決済に広く用いられていたポンドの場合とは大きく異なった。

すなわち、円為替（＝円による貿易等の決済）はほとんど利用されず、非居住者自由円勘定が、本邦為銀が海外支店（主としてロンドン支店）経由でユーロ資金を導入する窓口として重要な役割を果たすことになったのである。海外店舗を持たない外国為替銀行に対しては、大蔵省は為替売り持ち制限の撤廃（1960年9月1日から）、外国銀行からの無担保借入制限の廃止（8月31日から）の措置を講じて、海外短資導入に道を開いた¹⁴³⁾。ユーロ資金（ユーロドル、自由円等）の残高は、1960年末には3億2,800万ドル、1961年12月末には4億9,400万ドル、1962年末には8億4,500万ドルに達し、外貨準備を下支えした。1960年代前半の外貨準備は20億ドル前後にすぎなかったから、ユーロ資金は国際収支の天井を大幅に引き上げたことになる。

3 1960年度コンサルテーション

(1) 1960年度コンサルテーション

コンサルテーション対策 大蔵省は1960年3月30日の省議で、8条国移行は時期尚早との判断を下し、この方針で1960年度IMF年次協議に臨むことにした¹⁴⁴⁾。その理由を大蔵省は、「8条国移行問題に関してわが国のとるべき態度

143) 『外為年鑑』1961年版, pp. 45-46。

144) 『金融財政事情』1960年4月4日号, p. 10。『日本経済新聞』1960年3月31日。『朝日新

は、目下の所、国内における自由化政策を促進して実質的に 8 条国たる資格を可及的速やかに具えることが先決であり、これらの点について確実な見通しが得られないうちに 8 条国への移行を急ぐ考えはない」と説明した¹⁴⁵⁾。

しかし、1960 年 6 月 3 日、フランスに対して 8 条国移行の IMF 勧告が出ると¹⁴⁶⁾、日本に対する勧告は、早ければ今年（1960 年）の秋、おそらくは来年度（1961 年度）のコンサルテーション後になされるとの予想が強まった¹⁴⁷⁾。当初想定されていた、1962 年秋勧告、1963 年実施のスケジュールは 1 年ないしそれ以上早まることになり、1962 年初めまでに自由化率 90% に高めておくためには、貿易自由化計画も約 1 年繰り上げねばならないと考えられた¹⁴⁸⁾。

コンサルテーションの経緯 1960 年度のコンサルテーションは、7 月 4 日から 2 週間、東京で行われた。コンサルテーションは従来は 1 週間であったが、この年には 2 倍の時間が当てられた。IMF からは、団長のサブカーアジア局長ほか 3 名が派遣され、ほかに渡辺武理事がオブザーバーとして加わった¹⁴⁹⁾。

前回のコンサルテーション以降、日本の経済パフォーマンスはきわめて良好であったため、IMF スタッフはマクロ政策についてはほとんどコメントしなかった。

議論の焦点は、貿易・為替自由化に絞られた。IMF スタッフは、経済が好調な状態が続けば、貿易・為替自由化プログラムをさらに前倒し出来るのではないかと日本側に迫った。サブカーは、1959 年の輸入額に対する 1959 年末の外貨準備の割合は 37% に達しており、すでにベネルックス 3 国やフランスと

聞] 1960 年 3 月 31 日。

145) 「IMF 協定第 8 条第 14 項の問題について（未定稿）」（昭和 35 年 4 月 1 日 為替局総務課 [旧大蔵省資料]，p. 26。

146) 日本の外貨準備（14 億ドル）の輸入に対する比率はフランスよりも高かったので、8 条国移行勧告が近いという観測がなされた（「IMF と自由化問題につき IMF 渡辺常任理事の説明をきく」『経団連週報』1960 年 7 月 13 日）。

147) 『日本経済新聞』1960 年 6 月 8 日。渡辺武 IMF 理事は、6 月 20 日の記者会見で、「この秋には IMF から為替制限廃止の勧告が行われるかも知れない」と述べた（『朝日新聞』1960 年 6 月 21 日）。6 月 28 日の記者会見で池田通産相は、8 条国移行勧告は今年度には行われぬとの見通しを示した（『朝日新聞』1960 年 6 月 29 日）。

148) 『朝日新聞』1960 年 6 月 8 日。

149) “IMF, Minutes of the 1960 Consultations with Japan, July 4-18, Tokyo, Japan.” [外務省記録文書 B*2-3-1-2-6-1]

同水準だと指摘した。また、日本の国際収支の変動は、主として輸入額の変動によるものなので、国内政策で十分に対処可能だと述べた。

これに対し日本側は、自由化計画は長時間をかけて練った現時点での最終案であり、国際収支上の問題や、その他の経済・社会問題もあるので、大幅な繰り上げは困難だとした。

日本側は、外国の対日貿易差別が自由化の阻害要因になっているとして、7月15日に、賀屋正雄為替局長が文書で、差別的輸入制限の除去、GATT 35条援用の撤廃について、IMF側の協力を求めた¹⁵⁰⁾。

7月18日にサブカー団長が行った講評は、IMF 8条国移行の勧告がただちに出される可能性が薄いことを示唆する内容であった。日本の自由化計画は控えめすぎると批判しつつも、「今後現在多少の赤字をみている国際収支が改善され、国内経済も健全に推移したならば、日本政府は現在の自由化計画の内容及び実態のテンポをより大きな自信を以て再検討できるであろう」と述べるにとどまった¹⁵¹⁾。

また、金融政策に関しては、1959年9月の予防的公定歩合引上げを評価するとともに、金融政策の第1の目的は「安定をともなった成長」であることを強調し、1957年の外貨危機の際のように引締めタイミングが遅れることのないように注意を促した。また、長期的には産業が金融に過度に依存する体制を改善するよう求めた¹⁵²⁾。

対日勧告案は9月2日に理事会に提出され、9月16日に原案通り決定した。こうして1960年度においては、8条国移行の勧告は見送られた。勧告は以下の通りである¹⁵³⁾。

- 1 日本政府は、その過渡的取極の援用をさらに継続することについて、基金協定

150) 「IMF に対するわが方の要望事項」(賀屋為替局長提出 昭和35年7月15日) [旧大蔵省資料]。

151) 「大蔵大臣事務引継書類 (佐藤～水田大蔵大臣へ)」(昭和35年7月) [旧大蔵省資料]。

152) “1960 Article XIV Consultations with Japan, A Review Statement by the Staff Team.” [旧大蔵省資料]

153) “Minutes of Executive Board Meeting,” Sep. 16, 1960 [MEB 60/42 IMF Archives]. 「IMF の1960年度対日コンサルテーションの結果について (仮訳)」(昭和35年9月2日) [旧大蔵省資料]

第 14 条第 4 項に基づいて基金と協議した。

- 2 日本経済は 1959 年及び 1960 年初期において著しい発展を遂げた。生産量の急速な増加は、比較的安定した通貨事情の下で確保された。1959 年における輸入の相当な増加は、輸出増加とみあい、国際収支はかなりの黒字を示した。
- 3 最近、経済の成長率はいくらか鈍化したが、他方資金需要は依然として強かった。また、輸出は依然として増大したにもかかわらず、輸入がさらに急上昇したので、経常収支で赤字が現われた。本年の外貨準備の増加は、主として外国短期資本の大幅流入によるものであった。基金は日本の当局が、通貨安定という条件下で経済成長するのに適切な財政・金融政策を続行することを希望する。
- 4 日本は、円の部分的対外交換性を確立するとともに、2 つの双務支払協定の廃止を含む為替制限・差別措置の縮小をさらに推し進めた。比較的重要でない制限措置の範囲も再び縮小された。1960 年中にリテンション・クォータ制度の廃止と、バーター取引の範囲のさらなる縮小、及び、1961 年のできるだけ早い時期にリンク制度の廃止が企図されている。基金はこれらの諸段階の措置を歓迎し、現存する差別措置をすみやかに廃止することを勧める。

日本は今後 3 年間に貿易・為替制限の自由化を相当な程度まで行う計画をたてた。基金は経済情勢が許す限り、この計画を早めようとする日本当局の意図に注目し、日本の外貨ポジションは制限のより早い自由化を可能にすると信じている。
- 5 1960 年度コンサルテーションを終了するに当たり、基金は日本によって維持される過渡的取極について、これ以上論評を加える点はない。

9 月 16 日の理事会において各理事は、異口同音に、現在の日本の外貨準備の水準と、外貨準備が増大しつつある傾向に鑑みれば、日本政府の自由化政策は慎重すぎるとコメントした。

アメリカのサウザードの発言は、日本に対して、きわめて好意的なものであった。サウザードは、1961 年 3 月までに対ドル地域差別を廃止するという日本の意向に歓迎の意を示すとともに、渡辺理事が為替制限を続けざるをえない理由として挙げた、日本の国際収支の変動幅が大きいことなどの事情に理解を示した。

他の理事もサウザードの見解に同調し、事務局の原案に対して大きな異論は出なかった¹⁵⁴⁾。オーストラリアのガーランド (Garland) 理事は、ドル差別が解

154) 外国旅行に対する為替制限を維持していることについて、フランスのダルジェンタイユ理

消した際には、その他の地域の差別が顕著になると述べて、対日差別の撤廃の必要性を示唆し、インドのパテル (Patel) 理事、アメリカのサウザード理事もこれを支持した。

(2) コンサルテーション後の自由化

IMF・世銀総会（1960年9月） 1960年9月にワシントンで開催された IMF・世銀総会に出席した水田蔵相、山際日銀総裁は、9月26日、IMFのヤコブソン専務理事を訪問した¹⁵⁵⁾。

水田蔵相に対してヤコブソンは、日本の自由化は原材料の段階にとどまっております、製品の自由化は遅れているが、国内産業を強化するためには外国との競争に晒す方が良く、いっそうの自由化を促した。また、山際総裁が、健全通貨政策を堅持する意思を示したのに対し、ヤコブソンは、ドイツの例を挙げ、健全通貨政策は、外貨の流入を促進し、経済成長に寄与するものであると述べた。

1960年10月24日～25日に GATT 輸入制限協議会が開催されたが、7月の IMF コンサルテーションで8条国移行勧告が出なかったため、コメントは、「一層自由化促進を望むとの線に止ま」った¹⁵⁶⁾。ただし、アメリカ代表は、日本に対して強く自由化を迫り、「原料品を自由化するのはあたりまえであって、それでもって自由化の率が上がったといっても、自分たちは納得しない。むしろ米国の求めるものは製品であって、その自由化に大いに努力してもらいたい」と要請した¹⁵⁷⁾。

1960年度下期外貨予算 1960年度下期外貨予算においても、自由化はほとんど進展しなかった。1960年度下期の外貨予算は、総額で上期に比べて1億3,000万ドル増の35億3,000万ドル（輸入貨物予算28億ドル、貿易外支払予算7億3,000万ドル）、上期と同様、「たっぷり予算」であった¹⁵⁸⁾。AA品目は、消

事、ドイツのグート (Guth) 理事から疑問が出された。これに対し、IMF事務局側は、日本の自由化率はまだ低く、自由化計画のなかで外国旅行の優先度が低いためであると回答した。

155) 「第94回 外国為替審議会議事録」(昭和35年10月14日)。

156) 「第95回 外国為替審議会議事録」(昭和35年11月11日)。

157) 佐藤清一(東京通商産業局局長)「ガット第17回総会に出席して」『日本貿易会報』第72号(1961年1月), pp. 3-4。

費財を中心に 238 品目が追加されたが、自由化率は上期の 42% から下期には 44% へ若干上昇しただけであった¹⁵⁹⁾。

オープン勘定の廃止 オープン勘定は、IMF の強い要請を受けて、1955 年のドイツとのオープン勘定廃止を皮切りに次第に廃止された。オープン勘定の廃止はおおむね順調に進んだが、相手国側に累積債務が発生したアルゼンチン、ブラジル、エジプト、インドネシアとの交渉は難航した。

1958 年末に残っていた支払協定は、トルコ、ギリシア、台湾、韓国の 4 つであった。そのうち、トルコ、ギリシアとの支払協定は、占領期から継続したのではなく、1955 年に日本が独自の判断で結んだものであった。すでに、オープン勘定の廃止が課題となっていた 1955 年に、新規にオープン勘定を設けることには批判もあったが、日本の GATT 加盟の賛成を得るために、相手国の要請により設けられた。いずれの協定についても、累積債務の発生を防ぐ仕組みをあらかじめ設けていたので、債務の発生は防げたが、貿易自体は低調に推移した¹⁶⁰⁾。

トルコとの支払協定は、締結当初の見込みに反し、綿花輸入面でのメリットは発揮されなかった。1959 年 5 月に日本側から廃止の意向が伝えられ、同年 7 月 31 日をもって廃止された¹⁶¹⁾。ギリシアとの支払協定は、日本にとってほとんど価値がなかったため、1958 年末にギリシア側に廃止を申し入れた。しかし、ギリシアがこれに応じなかったため¹⁶²⁾、1959 年 12 月 29 日、日本側から破棄通告を行い、1960 年 3 月末をもって廃止された¹⁶³⁾。

158) 「無性格の下期外貨予算」『金融財政事情』1960 年 10 月 10 日号, pp. 32-33。通産省は、資本流入により、下期も総合収支尻の黒字は続くものと予想し、積極政策の継続は可能と見えていた（『日本経済新聞』1960 年 8 月 2 日）。

159) 通産省は、自由化品目は 10 月実施予定のものを除いて追加せず、1961 年 4 月に原綿・原毛が自由化される際に一挙に実施する予定であった（『日本経済新聞』1960 年 8 月 1 日）。その後、自由化促進の見地から、品目拡大を図ったが、結果的には小規模の自由化に終わった（『朝日新聞』1960 年 9 月 9 日）。なお、FAA 品目追加約 170 品目を加えると、自由化品目数は約 400 となる。

160) 「為替の自由化と双務支払取極」『外国為替』第 231 号（1960 年 4 月），p. 140。

161) 『日本銀行沿革史』第 5 集第 17 巻，p. 370。

162) 「経済局特別情報」第 256 号（昭和 34 年 12 月 10 日）。

163) 『日本銀行沿革史』第 5 集第 17 巻，pp. 213-215。「日本・ギリシア・オープン協定の終了と新貿易取極の締結」『外国為替』第 251 号（1961 年 3 月），pp. 12-14。

台湾貿易は、輸出は機械、金属、化学肥料、輸入は米、砂糖、バナナを中心とし、朝鮮戦争後拡大傾向にあった。日台オープン貿易は、1956年3月までは日本側の入超であったが、日本が米を輸入する必要が減じたために、その後、恒常的に出超になり、1958年11月にはオープン勘定残高はスウィング限度額(1,000万ドル)をはるかに上回る3,378万ドルに達した。1958年夏に、スウィング超過分の現金決済を日本側が求め、交渉を通じて、台湾側はこれを受け入れるに至り¹⁶⁴⁾、残高は次第に減少した。1961年3月、日本側からオープン勘定廃止を申し入れ、交渉の結果、1961年10月から現金決済方式に移行した。残高1,238万ドルは1962年3月に米ドルで決済された¹⁶⁵⁾。

こうして1961年末には、残る支払協定は韓国だけとなった。

(3) 関税政策の復活

1961年の関税改正 自由化にともない、それまで外貨割当制度が果たしていた保護貿易機能を関税が担わなければならないという要請が強まった(関税政策の復活)。「貿易・為替自由化計画大綱」は、「現行関税は、わが国産業構造の現状に即しないのみならず、自由化の観点から問題が多い」と、自由化対策の一環として関税改正が必要であると述べた。また、関税率は、1951年以来大幅改定は行われておらず、また、1910年制定の税表分類が使われている状況であり、関税関係者は以前から改正を要望していた¹⁶⁶⁾。

1960年4月19日、佐藤蔵相は関税率審議会に対し、関税率と関税制度の全面的改正について諮問を行った¹⁶⁷⁾。

諮問を受けた関税率審議会は、関税品目分類表の国際基準(「ブラッセル関税品目分類表」)への切替え作業から着手し、9月28日の中間報告を経て、12月6日に答申を行った。実質的に、審議の主体となったのは、関税率審議会の調

164) 『外為年鑑』1959年版, pp. 122-123。

165) 『日本銀行沿革史』第5集第17巻, pp. 142-146。「日本・中華民国オープン勘定の廃止と新貿易支払取極の締結」『外国為替』第259号(1961年7月1日), pp. 20-22。

166) 岡茂男『貿易自由化と関税政策』日本関税協会, 1992年, p. 159。

167) 諮問は、「昭和26年の輸入税表改正以来の本邦産業構造の変化等にかんがみ、また、あわせて貿易自由化に対処するため、関税率及びこれに関する制度に関し根本的に検討を加える必要があると考えられるが、これをいかにすべきかを諮問します」となっている(『税関百年史』下, p. 450)。

査部会（学識経験者，産業界の関係者等 18 名からなる）であり，幹事会（関連省庁の部課長クラスからなる）が下案を作成した¹⁶⁸⁾。調査部会は，5 月末から 7 月初旬にかけて，品目別税率の検討作業を行なった。画期的な大改定であったが，わずか半年で案を作成したため，利害の対立した少なからぬ品目については関税率据え置きとなった。

1961 年 3 月に「関税定率法の一部を改正する法律」が国会で可決され（3 月 31 日公布），6 月 1 日から施行された。これと関連して，「関税割当制度に関する政令」と「緊急関税に関する政令」が 6 月 1 日から施行された。こうして，貿易・為替自由化の本格的実施に先駆けて，関税政策が復活した。稲益繁大蔵省主税局税関部長は，「3 年後なり 5 年後なりあとに自由化されるものであっても」，「自由化を前提に全面的な改定」を行なったと述べている¹⁶⁹⁾。

この改正の要点は以下の通りである。

- ① 全品目数の内訳では，引下げ品目数が引上げ品目数を上回ったが¹⁷⁰⁾，農産物と重化学工業製品を重点に関税引上げが行われ，全体としては，保護関税の傾向が強まった。
- ② 自由化対策として，緊急関税制度と，関税割当制度（タリフ・クォータ制度）が設けられた。

緊急関税制度とは，外国における価格下落等によって，特定の物資の輸入が増加し，国内産業に重大な損害を与えたり，与える恐れがある場合に，国定税率の引き上げ，ガット譲許税率の撤回または引上げ等の措置を講じることができるとする制度である。貿易自由化に対する業界の不安を解消するために設けられたが，租税法律主義（憲法第 84 条）に反するとして，国会では問題となった¹⁷¹⁾。

関税割当制度は，特定品目について，一定数量以上の輸入に高関税を適用する制度（二重関税制度）である。生産者の利益に配慮して，一定量以上の輸入

168) 稲益繁「昭和 35～37 年の関税行政」pp. 3-5。

169) 稲益繁（大蔵省税関部長）「関税率・制度の改正はいかに行なわれたか」『貿易と関税』1961 年 2 月号，p. 23。

170) 内訳は，引き上げ 251 品目，引き下げ 386 品目，据え置き 1,596 品目（計 2,233 品目）。

171) 前掲『税関百年史』下，p. 481。大蔵省の見解は，「その付加関税額が内外価格差の範囲内である限り，当初その関税の予定された本来の機能を果たすために必要な税率の補正を行うものにすぎない」ので，憲法には違反しないというものであった（「関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律想定問答」（昭和 36 年 2 月 [大蔵省] 税関部））。

を抑制するとともに、一定量の範囲内であれば低関税での輸入を認めて消費者を利するという、生産者と消費者の利害を調整する仕組みである¹⁷²⁾。1961年からこの制度は実施された¹⁷³⁾。

関税率に関しては、主食、砂糖、石油、石炭、パルプ、黄麻、銅、合成染料などについて意見が分かれた。

対立が激しかった砂糖については、付帯決議で、1961年中の輸入自由化等を条件に、キロ当たり48円（155%）の関税引上げが盛り込まれた¹⁷⁴⁾。しかし、輸入自由化が見送りとなったため、砂糖の関税引上げは法案には盛り込まれなかった。

石油関税、非鉄金属（銅・鉛など）地金の関税引上げが最大の焦点となるはずであったが¹⁷⁵⁾、エネルギー総合政策など長期的な政策が不透明であることを理由に、関税率改正は見送られた。石油関税については、石炭業界が40～50%への引上げを主張したが、重油10%、精油用原油6%に据え置かれた。

また、化繊用パルプは、化繊メーカーが無税を主張し、14～15%への引上げを要望するパルプ業界と対立したが、結局5%に据え置かれた¹⁷⁶⁾。

機械産業育成の目的で、工作機械の一部は15%から25%へ、電子計算機、動力機械、重電機械等の一部は、15%から20%へ引き上げられた¹⁷⁷⁾。

関税をめぐる利害調整においては、一般消費者の利害を反映させるルートが存在しなかったために、最終消費財の場合には、生産者が一方的に優位に立った。他方、中間財や原料の場合には、産業間の利害対立になるので、関税率審議会や経団連の場で、業界団体間の利害調整が行われた。調整がつかない場合

172) この制度は、実質的に輸入割り当てに近い効果を持つので、自由貿易の観点からは好ましくないといわれたが、ガットでは、無差別適用を条件に認められていた（「関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律想定問答」（昭和36年2月 [大蔵省] 税関部））。

173) 関税率審議会の答申は、ニッケル、高速度鋼、五酸化バナジウム（特殊鋼の原料）、セラック（樹脂・塗料の原料）、シードラック（樹脂・塗料の原料）の5品目への適用を提言し、1961年からこの5品目に適用された（『税関百年史』下、pp. 482-483、柴崎芳弘（大蔵省税関調査官）「関税改正の主要内容（下）」『外国為替』第253号（1961年4月）、pp. 19-20）。

174) 前掲『税関百年史』下、pp. 456-457。

175) 『朝日新聞』1961年10月11日。

176) 『朝日新聞』1960年12月7日。

177) 柴崎芳弘（大蔵省税関調査官）「関税改正の主要内容（上）」『外国為替』第252号（1961年3月）、p. 16。木嶋利夫「貿易自由化と関税政策のジレンマ」『エコノミスト』1962年3月13日号、pp. 33-34。

には、関税率据え置きかタリフ・クォータ制の導入で決着が図られた。タリフ・クォータ制の対象となったのがいずれも鉱産物であり、農産物でなかったことは、一般消費者の対抗力の弱さを示すものであった¹⁷⁸⁾。しかし、農業者の利害が貫徹したことが農業者にとってプラスであったかと言え、長期的に見れば、必ずしもそうではなかった。酪農品¹⁷⁹⁾や砂糖¹⁸⁰⁾に対する高関税は、農業者の利害が消費者を犠牲にしているというイメージを強く印象付ける結果になったからである。

関税改革の作業を通じて明らかになったのは、自由化対策としての関税政策の限界であった。関税引上げには、幼稚産業の発展を促す直接的な効果はない。加治木俊造（大蔵省税関部業務課長）は、「関税というのは国際経済の接点における潤滑油」であり、「関税からは回す力も何も出てこない」と、巧みな比喻を用いている¹⁸¹⁾。幼稚産業を育成するのは、政府による資金援助等の直接的な財政措置である。関税収益を産業への財政補助に用いる方式もあり得るが、この方式が可能なのは、大豆のように国内産出量が少ない場合に限られる¹⁸²⁾。仮に石炭の価格支持のための財源を関税に求めようとするなら、重油に対して40%もの高関税を課さなければならなくなると言われた。

1962・63年の関税改正 1962年4月1日実施の関税率改正は、貿易自由化の繰り上げにともなう混乱を防止するための措置であった（1961年12月15日の関税率審議会の答申にもとづく¹⁸³⁾）。

この改正は、①税率引上げ69品目、引下げ32品目で、引上げ品目のほうが多かったこと、②輸入割当制と性格が似ているタリフ・クォータ制（関税割当

178) 「関税改正特集座談会<2> 関税制度改正の意図と運用上の問題」『貿易と関税』1961年3月号, p. 19の柴崎芳弘（大蔵省税関部関税調査官）の発言。

179) 当時、食生活が変化し、酪農製品の需要が急拡大しつつあったが、農林省は酪農を農業の選択的拡大の対象として重視し、脱脂粉乳（25%→45%）、バター（35%→45%）、プロセス・チーズ（35%→45%）の関税を引き上げた（「乳製品と関税改正」『貿易と関税』1961年3月号, pp. 42-43）。

180) 農林省は、いもの過剰生産の捌け口として結晶ぶどう糖生産政策を打ち出し、結晶ぶどう糖保護のために、すでに高い砂糖関税（従価140%）をさらに引き上げようとした。

181) 「関税改正特集座談会<3> 関税改正案に対する批判」『貿易と関税』1961年4月号, p. 19。

182) 大豆についても、前述のように、実際には関税引上げだけでは対応できなかった。

183) 「関税率、暫定措置の138品目を改正」『時の法令』431号（1962年7月23日）, pp. 26-31。

制)が適用されたことから明らかなように、保護主義的な性格の改正であった¹⁸⁴⁾。

焦点であった原油関税改正においては、軽減税率を廃止し、基本税率に戻すことにより、税率が従価6%相当から10%相当に引き上げられた。また、関税割当制度が適用された14品目のうち、鉱産物が10品目までを占めたことは、鉱産物の輸入について、国内の生産者(鉱山業者)と需要者(機械産業等)との利害が拮抗したことの現われであった。農産物では、バナナ、パイナップル関税が引き上げられ、オレンジに季節関税が適用された。

1963年改正も、引き続き自由化対策の性格が強く⁸⁵⁾、非鉄金属の関税改正が中心であった。また、田中角栄蔵相の強い要請により、当初予定されていなかった、石炭対策の財源確保のための石油関税の大幅引上げが、2年間の暫定措置としてとして関税率審議会の答申(1962年12月25日)に盛り込まれ、実施された¹⁸⁶⁾。

対米関税交渉(1960~62年) このように1961~62年において、日本は貿易自由化対策の一環として関税引上げを行ったが、それまでに関税交渉等で譲許していた税率については再交渉をする必要があった¹⁸⁷⁾。GATT第28条は、すでに譲許した協定税率の引上げ・撤回を行うためには、譲許品目の原交渉国、主要供給国(第1位の輸出国)、実質的な利害関係国と再交渉を行い、協定税率の変更に見合う代償を、関税譲許により提供することを定めていた¹⁸⁸⁾。

交渉の主要な相手国はアメリカであり、対象品目には大豆、ラード、乗用車、レコードなど重要な品目が含まれていた。交渉に先立って日本政府が、1960年7月末、修正品目のリストを関係国に提示したところ、アメリカ政府から強い反発があった。8月22日、デイロン国務次官は朝海駐米大使に不満の意を伝え、9月8日には、マッカーサー大使が山田久就外務次官に以下の内容のメモランダムを手渡した¹⁸⁹⁾。

184) 大蔵省関税局編『税関百年史』下、1972年、pp. 489-495。

185) 前掲『税関百年史』下、pp. 517-520。「最近の経済情勢に應ずる関税定率の改正等」『時の法令』457号(1963年4月) pp. 17-22。

186) 実際には、その後も暫定措置は更新された。詳細は、本稿 p. 94 参照。

187) 1960~62年の関税交渉については、前掲『税関百年史』下、pp. 496-503 が要を得ている。

188) 前掲『税関百年史』下、pp. 496~497。

- ① ガット関税交渉において、日本が対米譲許品目のうち相当数の品目の税率を修正・撤回しようとしていることに、米国政府は憂慮の念を抱いている。
- ② 米国は、例外的な場合を除いて、GATT 第 28 条を適用したことはない。
- ③ 日本の輸入自由化が遅れているにもかかわらず、これまで米国政府は日本からの輸入を、他の国々よりも好意的に扱ってきた。
- ④ 日本政府は、為替制限を撤廃する代わりに関税保護を実施する意向のようだが、これは米国が取り組んでいる自由貿易政策を阻害するものである。

9月16日、米国訪問中の小坂善太郎外相と米国商務省・国務省担当者との会談で米国側は、GATT 第 28 条にもとづいて日本が譲許の修正・撤回を行おうとしていることについて不満を表明した。これに対して小坂外相は、日本政府は銑鉄、大豆を近い将来に自由化する予定であり、決して自由化計画の後退ではないと釈明した¹⁸⁹⁾。

また、9月30日の水田蔵相とデイロン国務次官との会談では、GATT 第 28 条はきわめて強力でかつ危険な武器であり、慎重に用いるべきだと述べ、GATT 加盟を実現するために日本が対米関税譲許を行った過去の経緯を振り返れば、関税率引上げは米国内の対日感情を悪化させかねないと指摘した¹⁹¹⁾。

米国がとくに問題にしたのは輸入実績1億ドルに達する大豆関税の引上げであり、大豆関税をめぐる交渉は難航した¹⁹²⁾。結局、代償提供を増やすことで¹⁹³⁾、1961年2月24日に対米交渉が妥結し¹⁹⁴⁾、大豆関税は10%から13%に引き上げられた¹⁹⁵⁾。

189) 「経済局特別情報」第 290 号（昭和 35 年 9 月 19 日）。

190) “Memorandum of Conversation,” Washington, September 16, 1960, *FRUS*, Vol. XVIII, pp. 405-406.

191) “Memorandum of Conversation,” Washington, September 30, 1960, *FRUS*, Vol. XVIII, pp. 411-412.

192) 「経済局特別情報」第 304 号（昭和 36 年 1 月 17 日）。

193) 当初オファーした代償品目に、新たに、牛脂、松脂、小麦粉（グルタミン酸ソーダ製造用）、フスマ等を加えた。

194) 「経済局特別情報」第 310 号（昭和 36 年 3 月 14 日）。

195) 日本側はほぼ 13% の税率に相当する重量税（従来は 10% の従価税）を提案したが、税率が結果的にさらに高くなる恐れがあると米国が反発したため、従価税で妥協した。

第6章 自由化の繰上げと外貨危機 — 1961年度コンサルテーション

1 1961年度コンサルテーション

(1) アメリカからの自由化促進圧力

1961年度上期外貨予算 1961年3月には、すでに貿易収支の悪化が明瞭になっていたにもかかわらず、1961年度上期の外貨予算は縮小されなかった。

上期の外貨予算は、総額39億9,100万ドル（輸入貨物予算31億7,200万ドル、貿易外支払予算8億1,900万ドル）であった。輸入貨物予算31億7,200万ドルは前年同期比20.1%増、過去最大の規模になった。予算編成の基礎となる「国際収支見通し」は上期に経常収支9,000万ドル（貿易収支5,000万ドル、貿易外収支4,000万ドル）の赤字を見込んだが、「国際収支を理由とする外貨予算削減論を持ち出すのは早計」という理由から引締め予算にはならなかった¹⁾。

産業界の生産計画をそのまま受け入れた結果、鉄鉱石、石油、原綿等の主要原材料は前期予算を11%、機械類は18%も上回り、原材料、機械類の輸入は実質上、制約されなかった²⁾。「旺盛な生産活動と自由化を反映する」³⁾、まさに、「所得倍増計画」を体現する外貨予算であった⁴⁾。

貿易自由化については、4月から、原綿、原毛、ラジオ、オートバイなど約530品目が自由化され、自由化率は前期の44%から4月に62%（9月までに65%）へと大幅に上昇した。

原綿・原毛の輸入自由化 1961年4月の貿易自由化の中心は、原綿と原毛で

- 1) 「昭和36年度上期外貨予算(上)」『外国為替』第254号(1961年5月), p. 48。今井善衛通産省通商局長は、「経常収支の赤字が1~2月続いて、しかも9,000万ドルをこえる数字となって現れたことに対しては、国際収支の基調に変化が生じたとみるむきもあるが、われわれはむしろ季節的な現象として把えることの方が妥当だと考えている」と述べた（「昭和36年度上期外貨予算について」『経団連週報』1961年4月6日）。
- 2) 「強気で貫ぬく上期外貨予算」『金融財政事情』1961年4月10日号, p. 42。
- 3) 久光重平（大蔵省為替局資金課長補佐）「昭和36年度上期外貨予算について」『財経詳報』第374号(1961年4月10日), p. 1。機械への割当額は、4億3,000万ドルであった。
- 4) 「強気で貫ぬく上期外貨予算」『金融財政事情』1961年4月3日号, p. 42。

あった。

輸入原料に依存する綿業や毛織物業は、綿花や原毛の輸入自由化を歓迎しても良いはずだが、実際は自由化に積極的ではなかった。業界は、外貨割当制により支えられてきた「業界の秩序」が維持できなくなることを恐れた⁵⁾。原料の外貨割当は、過剰生産防止・過当競争防止の手段として有効であり、勧告操短に違反した業者に対し、通産省が罰則として外貨割当を削減すれば、操短の実効性は保たれると考えられた⁶⁾。原料輸入が自由化されるならば、無登録のヤミ精紡機が横行し、競争が激化して過剰生産に陥ると懸念されたのである。

また、国内原料への依存度が高い化学繊維産業・合成繊維産業は、原綿・原毛の輸入が自由化されれば、価格競争上、不利になるので反対であった⁷⁾。化学繊維業界は、原綿・原毛だけが自由化され、パルプや合成繊維原料が非自由化のまま残ることに難色を示した⁸⁾。

このように、業界の反対が強いなかで、自由化へ向けた調整は難航した。

以下、原綿の自由化を中心に述べる。まず、山田正次⁹⁾、是永隆文¹⁰⁾の先行研究に依拠して、簡単に原綿外貨割当を説明しておきたい。

紡績企業に対する原綿割当は、輸出実績に応じて割当てる輸出割当方式と、設備に対して割当てる設備割当方式により実施されていた¹¹⁾。輸出割当（リン

5) 原吉平（日本紡績協会委員長）「原綿輸入の自由化と日本綿業」『経団連月報』8-3（1960年3月），pp. 8-9。

6) 「通産行政の問題点をつく」『貿易と関税』1958年3月号，p. 22。

7) 『日本経済新聞』1959年12月8日。

8) 『朝日新聞』1959年11月17日。

9) 山田正次「1950年代日本の原綿輸入割当制度と綿紡績産業の反応」『南山経済研究』第14巻第1・2号（1999年9月）。山田論文は、①原綿割当方式が紡績生産の高番手化を促進したこと、②原綿割当制度が企業活動に課した制約を回避するため、大手企業は、化学繊維産業への転換、中南米への企業進出を図ったこと、を強調している。

10) 是永隆文「戦後日本の外貨予算制度と綿紡績業—綿紡績業に対する輸入原綿用外貨資金の割当政策—」東京大学『経済学論集』66-1（2000年4月）。是永論文は、外貨割当制度のもとで発生するレントの機能に着目し、①レントは設備投資を増加させる効果を持ったこと、②外貨割当制度は、設備投資、原料割当において、新規企業・中小規模企業を優遇し、企業間の生産力格差を緩和する効果を持ったこと、を明らかにした。なお、関連する業績に、Tetsuji Okazaki, Takafumi Korenaga, “Foreign exchange allocation and productivity growth in post-war Japan: a case of wool industry,” *Japan and World Economy*, 11 (1999) がある。

11) 割当の基準は、しばしば変更され、仕組みも複雑であるが、詳細については、山田、是永前掲論文および、日本紡績協会『戦後紡績史』pp. 226-250、日本紡績協会業務部原料課「原

ク) 制は、綿製品の輸出促進のために、1953年7月から本格的に実施されたが、海外の批判を受け、1955年以降、輸出リンク率は次第に引下げられ、輸出リンク枠は抑制された(表3)。

紡績設備は、朝鮮特需による「糸偏ブーム」の1951年に大增設され(1951年末636万錠)、慢性的な設備過剰は早くも1952年から始まった。1952年3月～1953年5月には第1次勧告操短が、1955年5月～1956年6月には第2次勧告操短が、神武景気の後には第3次勧告操短(1958年4月～1960年7月)が実施された(1960年8月以降も、繊維工業臨時措置法改正にもとづく、業界の共同行為による減産に切替えられ、実質的に操短は続いた)。

外貨割当は、設備投資抑制の政策目的に、実際には役立っていなかった。1952年10月に講じられた外貨割当制にもとづく行政措置は、設備増設抑制の効果を発揮しなかった¹²⁾。繊維工業臨時措置法施行(1956年10月1日)の際には、施行に先立って発生した駆け込み増設設備に対して、通産省は輸入綿花を割り当て、増設を黙認した¹³⁾。是永論文は、外貨割当が設備投資を抑制したのではなく、逆に促進したことを数量的に実証している。

業界にとっての外貨割当制のメリットは、輸入綿花の割当を受けた業者がレントを獲得できることと、「業界秩序の維持」の名の下に中小業者が温存されることにあったと見られる。

しかし、原綿割当から発生するレントの紡績企業への帰属は、ア priori に正当化されたわけではない。原綿割当が過剰設備の抑制効果を発揮せず、一方では、対米繊維摩擦が起きて輸出拡大策が行き詰まるなかで、紡績企業だけがレントを得ることは疑問視され、商社を巻き込んだ争いが起きた。1959年度下期外貨予算編成の際には、商社が輸入割当量の拡大を強く要請したのに対し、通産省は商社割当を一挙に総枠の50%に拡大する意向を示し、原綿自由化に抵抗する紡績業界に揺さぶりをかけた¹⁴⁾。

原綿・原毛は、輸入貨物予算の中で最大の割合を占める物資であり、通産省

綿買付用外貨資金の割当基準について」『日本紡績月報』第160号(1960年4月)、第161号(1960年5月)参照。

12) 「綿花・羊毛輸入の自由化をめぐる」富士銀行『調査時報』1960年1月、p. 33。

13) 「原綿 AA 制移行をめぐる問題点(上)」『繊維経済』78(1959年9月)、pp. 34。

14) 同上論文、p. 24。50%への拡大は実現しなかったが、1959年度下期の商社割当額は、前期の4,350万ドルから一挙に1億6,900万ドルに激増した(構成比で12.8%)。

表3 紡績用原綿資金の割当実績

(単位：億)

| 年度 | 設備割当 | 輸出リンク 割当 | 雑綿リンク 割当 | 消費実績 割当 | 商社割当 | 織布専業者 割当 | その他 | 合 計 |
|------|-----------|-------------|-------------|------------|---------|-------------|---------|-----------|
| 1950 | 785,424 | — | — | — | — | — | 57,157 | 842,581 |
| 51 | 1,023,088 | 6,148 | — | — | — | — | 60,423 | 1,089,659 |
| 52 | 278,141 | 206,828 | 609,471 | 195,733 | — | — | 728 | 1,290,897 |
| 53 | 960,570 | 1,868,285 | — | 275,058 | — | — | 392,163 | 3,496,075 |
| 54 | 778,894 | 902,101 | — | — | 21,214 | — | 26,751 | 1,728,960 |
| 55 | 1,111,342 | 830,184 | — | — | 76,841 | — | — | 2,018,367 |
| 56 | 1,398,056 | 807,090 | — | — | 72,160 | — | 51,070 | 2,328,376 |
| 57 | 1,018,968 | 678,677 | — | — | 166,958 | 31,217 | 13,722 | 1,909,542 |
| 58 | 878,330 | 772,556 | — | — | 146,999 | 28,586 | 2,556 | 1,829,027 |
| 59 | 1,167,843 | 895,279 | — | — | 212,524 | 35,288 | 32,731 | 2,343,665 |
| 60 | 1,239,791 | 780,177 | — | — | 178,724 | 32,869 | 111,878 | 2,343,138 |

[注] 1 億=478 封度

[出所] 是永隆文「戦後日本の外貨予算制度と綿紡績業」東京大学『経済学論集』66-1 (2000年4月) 第2表に拠る。原資料は、『日本紡績月報』。

は、早期の自由化を検討していた¹⁵⁾。1959年10月9日、加藤通産省通商局予算課長は、綿業界の首脳に対して、原毛1960年7月、原綿1961年1月自由化の目標を示した¹⁶⁾。1959年11月から1960年1月にかけて、通産省は繊維総合対策懇談会を開き、業界代表と協議した。その結果、1959年12月初め、通産省は、繊維原料（原綿・原毛・パルプなど）の輸入自由化を決断し¹⁷⁾、12月26日の経済閣僚懇談会において、①原綿・原毛を1961年4月からAA制に移行すること、②化学繊維原料もその後、できるだけ早い時期にAA制に移行すること、③自由化対策として、繊維工業設備臨時措置法の改正案を次期通常国会に提出することが決まった¹⁸⁾（1960年3月8日、「繊維工業設備臨時措置法の一部改正案」閣議決定）。

紡績業界内部では、綿業の体質改善と原綿コストの引下げにより国際競争力を培うべきだとし、原綿輸入自由化を支持する大手メーカーと、原料を自由化して設備だけを縛れば中小メーカーは行き詰まるとして、自由化に強く反対する中小メーカーとが対立した。

自由化論をリードしたのは大日本紡績社長原吉平であった、原は、過剰生産を招いた根本原因は需要を無視して行なわれた無計画な設備増設であり、それを助長したのが、不合理な原綿割当制度であると述べた¹⁹⁾。原の主張に沿って日本紡績協会は1959年11月4日に、「十分なる猶予期間」を置くことを条件に原綿輸入自由化を認める意見書を決定した²⁰⁾。大手企業には、「戦後中小紡

15) 今井善衛（当時 通産省繊維局長）によれば、池田勇人通産相が、1959年8月に、通産省の省議で、綿花が自由化の先陣を切るべきだと指示したのがきっかけであった（今井善衛「先進国に仲間入りしたころの通産行政」『通産ジャーナル』18-9（1985年9月）、p. 43）。

16) 「貿易の自由化と繊維業界の諸問題」神戸銀行『調査月報』1960年12月号。

17) 『日本経済新聞』1959年12月8日。

18) 『朝日新聞』1959年12月26日（夕刊）。今井善衛（当時 通産省繊維局長）は、次のように証言している。「綿花や羊毛は日本の輸入の20%くらいを占めていたんですが、もちろん業界は自由化に対しては反対でした。しかし、大臣に自由化をやろうという宣言をしてもらい、1年後の36年1月から実施というお膳立てをした。ところが当時政務次官でした大阪出身の原田憲さんが、『業界が反対しているの、それでは池田さんが票を失う』ということで、結局、4ヵ月のばして、36年4月から実施するということに決めたわけですが、業界とくに中小企業の人たちから反対の電話や電報がずいぶんきましたね。」（『回顧録・戦後通産政策史』政策時報社、1973年、p. 127）

19) 「原綿AA制移行をめぐる問題点（上）」『繊維経済』78（1959年9月）、pp. 33-36。

20) 「為替貿易自由化に関する意見書」（昭和34年11月4日 日本紡績協会）『日本紡績月報』第156号（1959年12月）、pp. 2-12。

は、外割制をうまく利用して異常な拡大発展した、このままでいけば次第に十社の地位が、賃金格差なども加わってますます中小紡に押されがちで、ゆすぶられていく。この際いつそのこと原料輸入などを自由化して真正面から中小紡に自由競争をいどんで対決してみたらどうか」との判断があったとされる²¹⁾。これに対し中小業者である新紡の代表は、11月9日、原紡績協会委員長に対し、原綿 AA 制移行に絶対反対の態度を貫いてほしいと申し入れた²²⁾。

上記のように原綿輸入自由化は1959年12月に決まり、1961年4月から実施された。原綿の輸入割当が果たしていた短期の需給調整機能をカバーするため、1960年7月に繊維工業設備臨時措置法（通称「繊維旧法」）が改正された²³⁾。しかし、慢性的過剰設備は解消されず、1964年6月には繊維工業設備等臨時措置法（通称「繊維新法」）が制定されたが、意図とは逆に、「繊維新法」施行直後から稼働錘数は増加に転じ、繊維不況はいっそう深刻になった²⁴⁾。原綿割当は過剰設備の抑制に役立たなかったが、原綿輸入自由化もまた過剰設備問題解決には貢献しなかったのである。

原綿輸入が自由化される際に懸念された思惑的な輸入は、実際にはほとんど生じなかった。自由化された1961年には綿花輸入量の顕著な増加が見られたが、1962年度以降は、ほぼ需要量に見合う安定的な輸入量に戻った²⁵⁾。他方で輸入自由化は綿花輸入商社間の競争を激化させ、大手・中堅商社への取扱高の集中²⁶⁾、三綿と呼ばれた専門商社の1つ江商の経営悪化と兼松への合併、関西五綿の総合商社化をもたらした²⁷⁾。

21) 「原綿 AA 制移行をめぐる問題点（下）」『繊維経済』80（1959年11月），p. 5。

22) 同上論文，p. 4。1960年9月18日には、無登録紡機でヤミ綿糸を製造していた業者の団体、日本新紡協会が、ヤミ糸の規制は繊維工業設備臨時措置法に基づいていないとして、今井通産省繊維局長を告発する事件が起きており、通産省と新紡・新新紡との摩擦がこの時期に激しくなったことが窺われる（『朝日新聞』1960年9月18日）。なお、今井善衛は、原綿自由化について、「十大紡のなかにはわかる人もいたんですけど、新紡、新々紡はみな猛反対なんですね」と述べている（今井善衛「先進国に仲間入りしたころの通産行政」『通産ジャーナル』18-9（1985年9月），p. 44）。

23) 今井善衛（通商産業省繊維局長）「貿易自由化と繊維工業設備臨時措置法の改正について」『化繊月報』第142号（1960年9月），pp. 2-7。

24) 前掲『通商産業政策史』10，pp. 407-413。

25) 日本綿花協会編『綿花百年』下，1969年，pp. 553-554。

26) 綿花取扱商社は、戦前は16～17社にすぎなかったが、1959年には85社も存在した（『日本経済新聞』1960年3月19日）。

アメリカ政府の自由化要請 (1961年4月) 1960年11月16日、アイゼンハワー米大統領はドル防衛対策を発表した。これを契機に米国の日本に対する自由化の要請が強まった。

1961年4月6日、アメリカ政府は東京の米大使館を通じて、貿易自由化の促進を要請した。その内容は、以下のとおりであった。

- ①日本の最近の経済発展と外貨保有の増加からすれば、3年間に自由化率80%という日本側の自由化計画はすでに時代遅れになっており、1962年度の初めまでにはほぼ完全な自由化が実現するよう計画を早めるべきである。
- ②日本が米国商品について広範な輸入制限を行なっていることは、米国政府の日本に対する自由貿易政策の維持を困難にしている。
- ③日本の輸入制限は、日本のガット35条援用撤回交渉において米国政府が日本を支持することを困難にする。
- ④米国政府は、16品目を1961年10月1日までにAA制(自動承認製品目)に組み入れるよう求める²⁸⁾(表4)。

日本政府は、国会会期中であることなどを理由に、アメリカ政府の要請を当面は極秘扱いにした²⁹⁾。

アメリカ政府は、1961年度上期の外貨予算では、表面上は自由化が進展したように見えるが、「日本政府は本気になって自由化計画に取り組むに至っていない」と、日本政府の姿勢に疑念を抱いていた³⁰⁾。6月に渡米した池田首相に対しても、アメリカ政府(ラスク国務長官、ポール国務次官)は貿易・為替の自由化を要請した³¹⁾。

27) 前掲『綿花百年』下, pp. 566-569。綿花自由化で苦境に立たされたのは、必ずしも中小商社だけでなかったことは、三菱商事綿花部の事例からも窺われる(『三菱商事社史』下, pp. 237-238)。

28) 「経済局特別情報」第314号(昭和36年4月12日)。

29) アメリカからの要請があった事実が、しばらく伏せられたのは、政府が「外圧」の印象を与えることを恐れたためとされる(『朝日新聞』1961年9月9日社説)。

30) “Japan’s Foreign Exchange Budget, April 1 – September 30, 1961,” Andrew B. Wardlaw, Commercial Attache, Embassy of Tokyo, May 16, 1961 [*Confidential U.S. State Department Central Files, Japan 1960-1963, microfilm, Reel 17*].

31) 『朝日新聞』1961年6月21日。『日本経済新聞』1961年6月21日。

表 4 米国の自由化要求 16 品目と自由化時期

| 品 目 | 特 記 事 項 | 貿易自由化年月 |
|-----------------|--|--|
| 1 レモン | | 1964年5月 生鮮レモン |
| 2 金属工作機械 | | 1962年11月 ならい旋盤、ならいフライス盤、 万能工具フライス盤、単軸自動旋盤 |
| 3 トラクター | とくにクローラー型 | 1964年10月 |
| 4 鉱業・建設・その他産業機械 | とくに、能力の大きいポンプ、浚渫機械および土砂運搬設 備、採鉱設備、紙・パルプ機械 | 1962年4月 コールカッター 1962年11月 パワーシヨベル 1964年10月 プルドーザー 1964年4月 発電機 (出力20万~40万KW) 1970年4月 発電機 (出力40万KW超) |
| 5 電気機械 | とくに、20万KW以上の発電機、二極真空管および整流器 | 1965年10月 乗用車 1970年2月 中古自動車 1971年6月 自動車エンジン 1970年9月 タイプライター |
| 6 自動車 | | |
| 7 事務機械・統計設備 | | |
| 8 工業化学試験設備 | | |
| 9 スポーツ用編み物 | | |
| 10 食料品 | | |
| 11 写真機とテープレコーダー | | |
| 12 写真フィルム | とくに35ミリカラーフィルム、業務用映画フィルム | 1964年4月 ビデオテープレコーダー 1962年4月 写真用白黒ロールフィルム 1964年10月 カットフィルム、フィルムパック 1971年1月 カラーフィルム 1964年4月 カラーテレビ 1969年10月 工業用ミシン 1963年9月 エアコンディショナー 1964年1月 エリスロマイシン、グルセオフルビン 1964年4月 ペニシリン、クロラムフェニコロール、 テトラサイクリン、インシュリン 1966年4月 ストレプトマイシン |
| 13 家庭電器器具 | | |
| 14 工業用ミシン | | |
| 15 冷房装置 | | |
| 16 薬品 | とくに抗生物質、生化学的薬剤およびインシュリン | |

[注] 貿易自由化時期は判明した品目のみを掲げた。

[出所] 「経済局特別情報」第314号 (昭和36年4月12日)、日本関税協会編「貿易年鑑」各年度版、大蔵省関税局国際課「国際課必携」(1973年2月)より作成。

（2） コンサルテーション対策

1961年度コンサルテーションで、BP リーズンなしの判定が下されるのではないかと、一般に予想されていたが、6月8日の鈴木源吾 IMF 理事の報告は、そうした予想を裏付けるものであった³²⁾。

- （1） IMF の各国理事及びヤコブソンをはじめとする IMF 首脳部は、日本の経済的地位は、1959年にイタリーが理事会によって、スタッフの勧告をくつがえして BP リーズンなしと判定された時のドイツ、イタリーと同じ様な状態に達しているという感じを持ち、従って日本は最早為替制限を行なう BP リーズンはないと云う結論が殆んど当然であるという感触である。
- （2） 今年1月以降国際収支がよくないという事情等があるにしても、将来10年間に国民総生産が倍化し、最初の3年間は年率9%で成長するという日本経済の実力を過去の実績からみて外国側は高く評価しているから、例えフリードマンのミッションが一部について BP リーズンがあるという報告を出しても、理事会が簡単に承知しそうでないという雰囲気が感ぜられる。

大蔵省が各省庁の意見を聴取したところ、省庁間の見解には違いが見られた³³⁾。

通産省は、BP リーズンなしの判定が与える影響を懸念し、もう1年、判定の延期を IMF に強く要望すべきだと主張した。その理由として、①BP リーズンなしの判定を受けると、貿易自由化計画の大幅繰り上げを余儀なくされ（1962年秋までに輸入制限を撤廃）、「発展段階にある重化学工業、機械工業等の成長が阻まれ、引いては、『所得倍増計画』の達成は困難となる」、②IMF の判定が下ると GATT の場に問題が移るが、GATT での日本の力は弱いから、自由化計画を大幅に繰り上げなければならなくなる、③「所得倍増計画」を達

32) 「対日コンサルテーションに関する IMF 部門の空気についての鈴木理事報告要旨（6月8日接受）」大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27～48年度——』第18巻、p. 44。以下で見るように、1961年の8条国移行延長をめぐっては鈴木源吾 IMF 理事の意見・判断が大きな意味を持った。鈴木秀雄（当時財務調査官、為替局長）は、鈴木源吾を「池田さんの寵児だった人」と言っている（鈴木秀雄「開放体制への道」エコノミスト編集部編『証言・高度成長期の日本』下、毎日新聞社、1984年、p. 379）。

33) 「IMF から BP リーズンなしとの判定を受けた場合に起る問題について」（昭和36年6月15日 為替局長事務課）大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27～48年度——』第18巻 pp. 158-160。

成するためには、合理化・近代化投資を継続せざるを得ず、経常収支の赤字は相当期間続く可能性がある、④IMF に対して抵抗しておくことは、日本にとって有利な布石となる、といった点であった³⁴⁾。

それに対し、外務省は、①国際収支の赤字傾向が今後 1~2 年続くことがはっきりしているならば、勿論「まだ BP リーズンあり」と主張すべきであるが、それが言えないならば、余り抵抗するのは筋が通らない、②IMF に抵抗しておけば、GATT の場で有利になるという考え方は国際的に通らない、③IMF の判定があっても、GATT の場で時間稼ぎをしたり、ハード・コア・ウェーバーの申請をすればよい、と主張した。

経済企画庁は、①「所得倍増計画」との関係もあり、明年度も国際収支赤字が継続するような見通しを立てることはできない、②自由化を大幅に早めることは困難であるとの意見を述べた。

大蔵省は、これらの意見を踏まえて、①国際収支が悪化している状況で BP リーズンなしの判定を受けるのは適当でない、②自由化のテンポを速めれば、重化学工業を中心とする産業構造の高度化が妨げられる等の事情を、「IMF に対し、率直に説明し、なるべく BP リーズンなしの判定を受けないように努める」方針を決めた³⁵⁾。

(3) コンサルテーションの経緯

コンサルテーションの討議 1961 年度のコンサルテーションは、6 月 21 日~7 月 7 日に東京で行われた。このコンサルテーションは、8 条国移行過程での山場となった。

1961 年 6 月 17 日、鈴木源吾 IMF 理事が、記者会見で、「日本は国際収支を理由とした為替制限をこれ以上続けることはむずかしいだろう」と述べたことや³⁶⁾、前年までと異なりフリードマン為替制限局長みずから、IMF スタッフ・チームを率いて来日したことで、ジャーナリズムも、8 条国移行は必至だと書

34) 「本年度 IMF コンサルテーションに臨む態度について (案)」(昭和 36 年 6 月 15 日 為替局総務課) 別紙 3 [旧大蔵省資料]。

35) 「本年度 IMF コンサルテーションに臨む態度について (案)」(昭和 36 年 6 月 15 日 為替局総務課) [旧大蔵省資料]。大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和 27~48 年度——』第 18 巻、所収の同史料には、この部分が脱落している。

36) 『朝日新聞』1961 年 6 月 17 日 (夕刊)。

き立てた³⁷⁾。同年2月15日、IMF 理事会がイギリス、西ドイツなど10カ国の8条国移行を正式に承認しており、つぎは日本の番だと考えられた。

6月21日、会議冒頭の挨拶で、福田久男が替局長は、「日本は国民所得水準の向上を目指す所得倍増計画を実施しており、これと、昨年6月策定された貿易・為替自由化計画大綱とに従って、経済成長と貿易為替自由化との調和を達成すべく努力している。自由化については昨年の基金理事会の勧告を尊重して、そのテンポを速めるため努力しているが、本年に入って国際収支の悪化が目立ち、政府は目下これが対策を検討中である。日本としては勿論事情が許せばさらに自由化を推進するにやぶさかではないが、国際収支が不安定な時に計画以上に自由化を促進すべきかどうかについては確信はない。我々は国際収支の前途について慎重な態度で臨みたい」と述べた³⁸⁾。

コンサルテーションの前半は、例年のように、経済状態の説明とマクロ政策の討議に当てられた³⁹⁾。

日本側は、高い経済成長にもかかわらず、日本の1人当たり国民所得（1958年）はわずか300ドルにすぎず、イギリスの1,010ドル、フランスの860ドルなどと比べれば低いことを強調し、「所得倍増計画」で1970年度までに580ドルを目指していると述べた。1960年度の12%の高成長の要因は主として民間設備投資にあり、工業の近代化・合理化、好景気、貿易自由化、企業家のビジネス・コンフィデンスによるものと説明した。また日本側は、企業の設備投資計画は前年度を35%上回る勢いだが、政府は20%に抑えたいと考えていると述べた。投資を抑制するために何らかの手段を取るつもりかとのIMF側の質問に対し、日本側は、今のところその考えはないと答えた。

日本側は、物価は若干上昇傾向にあるものの、まだ需要超過の状態ではないと説明したが、IMF側は、需要超過は物価上昇よりも国際収支悪化の形で現れやすいことを指摘した。

つぎに国際収支状況をめぐって、討議が行われた。日本側は、外貨準備は1960年度に6億ドル増え、3月末現在で19億9,700万ドルに達したが、この

37) 『朝日新聞』1961年6月21日（夕刊）。

38) 森鼻武芳（大蔵省為替局総務課長）「IMF コンサルテーションの報告」『財経詳報』第401号（1961年9月18日）、p. 2。

39) “Minutes of the 1961 Consultation with Japan,” Central Files Box # 254 [IMF Archives].

増大には6億8,500万ドルに及ぶ短資流入によるところが大きく、外貨準備の水準はまだ十分とは考えていないと説明した。IMF側は、経常収支悪化は輸入需要が強いために生じた一時的現象であり、国際収支改善のための対策が早急に講じられるべきだと主張し、高度成長への日本の願望は理解できるが、経済成長と国際収支の均衡を両立させなければならないと述べた。

IMF側が、景気調節に配慮した財政政策を実施しているのかと質すと、日本側は、景気調整は主として金融政策によって行っている、歳出を削減する余地はほとんどなく、余地があるとすれば公共投資であるが、日本では私的資本と比べて社会資本は貧弱なので、これも困難だと答えた。これに対してIMF側は、西欧諸国でも為替自由化にともない金融政策の効果が弱まっているので、日本もより柔軟な財政政策を検討するよう示唆した。

海外短資の評価について日本側は、短期資金流入が混乱をもたらしたとは考えていないが、これ以上の増大は適当でないとの見解を示した。IMF側は、短資が流入すると、経常収支是正策を講じるタイミングが遅れがちになるので、短資の動向には十分注意を払うように要請した。

最後に日本側は、総需要抑制策を実施することを約束し、当面は日銀の窓口指導で対応するが、必要であれば公定歩合引上げ、預金準備率引上げを行うと述べた。

コンサルテーションの後半の討議は、貿易・為替自由化の問題に移った。

日本側は、自由化は前年度にかなり進捗したが、まだ国際収支上の理由から為替制限を撤廃できる状態ではないと述べた。自由化のスケジュールに関しては、1963年4月までに90%自由化を達成する計画であるが、残り10%の早期自由化は困難だと述べた。日本側は、「所得倍増計画」では輸出の重化学工業製品比率を基準年（1956～58年度）の38%から1970年には54%に高める計画であり、そのためには競争力が弱く技術水準が低い現在の重化学工業に対して、自由化までの準備期間を与える必要があることを強調した。

通産省の説明によれば、1963年4月以降の非自由化品目約10%の内訳は、食料4.66%（うち、砂糖3.00%）、乗用車0.25%、重電機0.88%、工作機械および金属加工機械0.95%、マンガン0.29%、石炭2.64%、皮革0.06%、合計0.73%であった。そのうち、乗用車については、現在の1社月産4,000台から1万台に拡大しなければ、国際競争力を保持できず、1963年4月以前に自

由化すれば、15万台が輸入され、国内需要の1/3が輸入車で占められるとした。重電機が自由化されれば、電源開発計画の1963年度分253万KWのうち、180万KW分の機械が輸入され、1億8,000万ドルもの外貨を要すると述べた。電子計算機は、現在90%までが輸入製品であるが、電子工業の技術革新を進め、国産化を図りたいとした。

IMF側は、日本の非自由化品目は国際収支上の理由で正当化できないと批判したが、日本側は、これらの品目を自由化すれば、国際収支に甚大な影響が及び、日本経済は混乱に陥ると返答した。これに対しIMF側は、他の国々の経験では、貿易自由化しても、輸入品が国内市場を席卷することはなかったし、むしろ、国内生産増、雇用増、物価安定をもたらしたと反論した。さらにIMF側は、日本政府は90%以上の自由化、できれば95%程度を目指すべきだと述べ、粗糖と石炭の自由化を促した。

政治折衝による1年延期 7月4日の大蔵大臣等との会談においてIMFスタッフ・チームが示した講評案は、つぎのような内容であった。

- (1) 日本の国際収支については、現在の赤字は一時的なものであって、基本的には日本の国際収支は健全であり、政策よろしきを得れば自由化の推進にはさしつかえない。
- (2) 日本の努力は多とするが、自由化の程度は西欧諸国と比べ、極めて遅れており、今から1年間で自由化率を95%迄引き上げるべきである。

講評案がドラスチックであることに驚いた日本政府は、政治折衝により、BPリーズンなしの判定を回避しようとした。7月4日～6日に、フリードマン団長と、水田三喜男蔵相、椎名悦三郎通産相、迫水久常経済企画庁長官との間で会談がもたれた⁴⁰⁾。この会談で、自由化目標90%の半年繰り上げを条件にして、BPリーズンなしの判定を1年間延期するという妥協案が成立した。

福田久男為替局長によれば、大臣会談の様子は以下のものであった。

40) 大臣会談の議事録を発見できなかったため、以下の記述は、「1961年度IMF対日コンサルテーション関係資料」(昭和36年)大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27～48年度——』第18巻、pp. 34-35、および「第103回 外国為替審議会議事録」(昭和36年7月14日)にもとづく。

三大臣が二回か三回かフリードマンと合同会見やったわけです。そこでコンサルテーションと同じようなことを繰返されて、まあやりとりがいろいろあった。要するにとにかく国際収支も悪いんだし、ちょっといまそういうようなことをやられちゃ困るんだということを大いに強調したのですが、フリードマンの主張は自由化できないという品目は何だということをいちいちコンサルテーションと同じようなことをやるわけですよ。電子計算機はどの、発電機はどの、自動車はどの、いちいちそこでやるわけですよ。そこで時間ばかり食うわけです。要するにお前たちの説明を聞くと産業保護ということだけじゃないか。国際収支上の理由というのはどうも理解できん。いやこっちはそれが国際収支に多く影響するんだと水掛論になったのですが、話は結論に達しない。多少彼のハツタリもあったんじゃないかとぼくは思うんですがね。そうすると突如として迫水さんがある書きものを用意してきました、(中略) どこにも相談せずにおれは英語でしゃべるよりも文章で何したほうが趣旨がはっきりするからというので5~6行書いたものを持ってきてね、おそらく事前にも、ほかの大臣に相談しなかったようなんですがね。国際収支の改善に伴って自由化計画を9月まで、つまり半年繰上げて90%達成するように努力するという文章を作ってきて、それでひとつ8条国移行というのは今回は延ばしてくれというような趣旨の文章なんですよ。それにフリードマン飛びつきまして、じゃこれでいこうかということで、ただ自分が決めるんじゃなくて board が決めるのであって、しかし自分としては、これで何しようかということで一応大臣会見はすんだわけです。

7月7日に行われたフリードマン局長のコンサルテーション講評は、8条国移行には何も触れていなかった⁴¹⁾。

今井善衛通産省通商局長は、7月13日に行なわれた日本生産性本部経営セミナーで、「IMFの日本に対する8条国移行勧告は1年延期されるだろうが、自由化計画は半年くりあげて、昭和37年10月までに80~90%自由化する」と発言した⁴²⁾。

7月18日の閣議において、貿易・為替自由化計画を予定より半年繰り上げ1962年9月末までに自由化率を90%に引き上げることを目標に努力する点が了解された（「貿易為替の自由化促進について」）⁴³⁾。

41) 『日本経済新聞』1961年7月8日。

42) 「今井通商局長発言の周辺」『貿易と関税』1961年8月号, pp. 40-41。

43) 『朝日新聞』1961年7月18日(夕刊)。

『日本経済新聞』は、IMF 勧告の1年延期は、「名をとって実を捨てた」ものだ」と評し、「昨年6月に政府が決めた自由化計画大綱のような甘い線は許されず、政府も産業界もまさに胸突き八丁の難場にさしかかった」と述べた⁴⁴⁾。

アメリカ政府への働きかけ 7月26日、IMF 理事会が、オーストリアに対してBP リーズンなしの判定を下したことは、日本政府に衝撃を与えた。日本以上に国際収支が悪化していたオーストリアに8条国移行勧告が出たことで、フリードマンが果たしてIMF 理事会を説得できるのか不安が強まった⁴⁵⁾。

日本政府は、勧告の1年延期がIMF 理事会で承認されるためには、アメリカ政府の協力が不可欠と考え、米国の理事のサウザードに鈴木源吾理事が働きかけた。

7月31日、鈴木理事は、アメリカ政府内には、「BP リーズンなしとの結論を出さぬことには簡単に同意できない」という厳しい雰囲気があることを伝えた。鈴木は、アメリカの協力を得るためには、①1962年9月の自由化率を90%よりもさらに高めること、②下期外貨予算で自由化を促進し、アメリカの16品目の自由化要請（1961年4月6日）に配慮を示すことが必要であると述べた⁴⁶⁾。

サウザード理事は、8月1日に鈴木理事に対して、以下の非公式回答を行った⁴⁷⁾。

- ①日本経済の実力に鑑みて、BP リーズンなしの結論を出さないことに、アメリカとしては簡単には同意しがたい。
- ②1962年の10月以降に残る非自由化品目は、ハード・コア等に限定されるべきであり、したがって、自由化率は90%より高くなるべきである。
- ③米国が日本に協力する前提として、少なくとも以下の2項目が満たされている

44) 『日本経済新聞』1961年7月9日。他の新聞もだいたい同じ論調であった。

45) 『朝日新聞』1961年7月27日（夕刊）。

46) 「1961年度IMF 対日コンサルテーション関係資料」（昭和36年）大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27～48年度——』第18巻，p. 39。

47) 「IMF の対日コンサルテーションに関する件」（ワシントン発大臣宛 昭和36年8月1日）。『経済局特別情報』第327号（昭和36年8月15日）。「自由化促進に関する米国の要請について」（昭和36年8月4日 [日本銀行] 外国為替局長・総務部長）[『自由化閣僚会議等に関する件』日本銀行金融研究所保管資料 A-4893]）。

なければならない。

(イ)1961 年度下期外貨予算において、自由化率を高めて、日本側が誠意を示すこと。

(ロ)1961 年 4 月に米国側が日本政府に渡した 16 品目の覚書について、日本政府が誠意ある解決を図ること。

日本政府内では、自由化率を 95% に引き上げるのは困難という意見が支配的であった。自由化が困難な農水産物（砂糖約 3%、チーズ、バター、沿岸水産物等の合計約 2%）だけで 5% 程度になるので、90% から 95% へ引き上げることは、全工業製品の自由化を意味する。95% への引上げにより、アメリカ側は、重電機、乗用車、大型工作機械などの重工業製品の自由化を目論んでいるのではないかと推測された⁴⁸⁾。

これを受けて、8 月 4 日の関係閣僚会議⁴⁹⁾ では、①自由化率 90% の目標（7 月 18 日閣議了解）は変更しない、②ただし、付け加えられる自由化品目があれば、アメリカに誠意を示す、③IMF が BP リーズンなしの勧告を 1 年延期してくれるよう外交ルートで IMF と米国に対して働きかけることで、意見の一致をみた。

8 月 7 日、小坂善太郎外相は、外務省にライシャワー大使を招き、会談を行った。小坂外相は、IMF 理事会の勧告 1 年延期への米国政府の「政治的配慮」を強く要請するとともに、日本の国際収支が悪化し、対米貿易が米国の大幅出超のなかで、さらに 16 品目の自由化を迫り、「米国が対日自由化の圧力をかけてくることは両国の関係の緊密化にとって好ましくない影響を与える」と訴え

48) 『日本経済新聞』1961 年 8 月 4 日。7 月 13 日の今井通商局長発言では、農産物、自動車、電子計算機などは自由化しないと述べており、通産省としては、この部分はコアとして守る方針であったことが窺われる（前掲「今井通商局長発言の周辺」, p. 41）。機械業界は、今井発言が、自由化繰上げの品目から機械類を除外していることを歓迎した（『朝日新聞』1961 年 7 月 14 日）。

49) 池田首相、小坂外相、水田蔵相、河野農相、佐藤通産相、藤山経済企画庁長官。「米国の自由化促進要請に対する政府の方針について」（昭和 36 年 8 月 4 日 予算係）[『自由化閣僚会議等に関する件』日本銀行金融研究所保管資料 A-4893] によれば、この関係閣僚会議では、「90% 自由化は日本としては最大限の努力であるので、16 品目についての譲歩は不可能であり、その点米国より強いて要請されれば“BP リーズンなし”との決定を受けても止むを得ない。なお、対米交渉では 16 品目の点はなるべくふれないようにし、品目毎に自由化の言質は与えないようする」ことが決定した。

50) 「1961 年度 IMF 対日コンサルテーション関係資料」（昭和 36 年）大蔵省財政史室編『昭

た⁵⁰⁾。8月8日、小坂外相はライシャワー大使宛に親書を送り、「IMFに強い影響力を持つアメリカ政府が、現在日本が直面している困難を理解し、IMFのアメリカ代表に対し、当該問題(8条国移行勧告のこと—引用者)が理事会で取り上げられた際には、日本の立場を支持するよう指図して下さることを強く希望します」と述べた。

8月7日、西山駐米公使はポール国務省経済担当次官と会談を行い、アメリカ側の「好意的考慮」を求めた。ポール次官は、1962年秋の自由化率をさらに高めることを希望すると述べたうえで、「結論的には、米政府はIMFが日本に対してBPリーズンなしとの勧告を下すことを1年延期することには反対しない」とした⁵¹⁾。

IMF スタッフ・レポートと対日勧告 1961年8月7日に、対日コンサルテーションのスタッフ・レポートが、理事会で配布された⁵²⁾。レポートは、以下のよう

に述べていた。

日本のブームは「超過需要の段階に達し」ており、輸入増加を原因とする国際収支の著しい悪化が進んでいる。国内経済の均衡と国際収支の改善のために、適切な措置がとられなければならない。日銀はこれまで窓口指導に依存してきたが、今後は公定歩合政策、預金準備率操作を活用すべきである。国際収支の赤字による外貨準備の大幅な減少が予想されるなかで、為替制限の全廃は国際収支の赤字をさらに拡大する恐れがあるので、日本はまだ貿易及び支払に関する制限をすべて廃止できる段階にはないと思われる。しかし、為替制限の大部分は国際収支以外の理由によって維持されているので、「近い将来、これらの制限を廃止しても国際収支に及ぼす影響は僅少である」と考えられる。日本政府は、自由化計画を推進することに同意しており、1962年7月、遅くとも1962年9月には、自由化率(1959年ベース)を90%に高めるという目標を設定している。スタッフは、日本政府がさらに高い自由化率を目標にすべきだと考える。

このように、スタッフ・レポートは、国際収支が悪化している今は、為替制

和財政史——昭和27~48年度——』第18巻, pp. 41-42。

51) 「1961年度IMF対日コンサルテーション関係資料」(昭和36年)大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27~48年度——』第18巻, p. 41。

52) 「1961年度IMF対日コンサルテーション スタッフ・レポート(要旨)」(1961年8月7日)[旧大蔵省資料]。

限を全廃するのに適切な時期ではないが、近い将来に撤廃は可能だとした。

日本政府は、米国政府と鈴木源吾 IMF 理事を通じて、主要各国理事に働きかけ、9月5日までに米、英、西ドイツ、フランス等主要国理事の大半が、勧告案を支持する意向を非公式に明らかにした⁵³⁾。

9月6日の IMF 理事会では、鈴木源吾理事が冒頭で追加説明を行い、「日本政府が、自由化率を、遅くとも明年9月までに一躍90%まで引き上げること为目标に、輸入自由化を促進すること」、「明年9月以降は残存制限に対して BP リーズンを主張しないことを明らかにした」旨の発言がなされた。これに続いて、IMF スタッフが作成した勧告書の審議が行われたが、あらかじめ根回しが済んでいたため、決議案は満場一致で採択された⁵⁴⁾。理事の発言のなかには、「所得倍増計画」に好意的な者が多く、「日本は東洋のドイツである」（アンジャリア理事 [インド]）、「ダイナミックな経済復興に対する日本の政府の確信を示すもの」（サン理事 [中国]）といった発言が見られた。他方で、リーフティンク理事 [オランダ] は、皮肉たっぷりにつぎのように述べた⁵⁵⁾。「IMF スタッフが1つ1つ日本の状況を明らかにしたおかげで、日本の当局者は危険な状態に陥っていることに気づき、矯正策の必要性を理解できた。」日本の景気変動の振幅が欧米と比べて大きいのは、「どんな拡大のチャンスでも物にしようとする異様にエネルギッシュな民間部門」のためである。日本の当局者は「民間部門の自己規制に大きな信頼を寄せている」が、「IMF スタッフがその信頼の有効性に疑問を表明したのは正当である。」

以下の理事会決議には、明年には必ず8条国移行を勧告することが明記された。

- 1 日本経済は1960年及び1961年上半期において急速な経済成長を続けた。この成長は、主として民間設備投資の急速な増大によるとともに、民間消費及び政府支出の増大にも支えられたものである。
- 2 1960年末までは、物価の安定と国際収支の混乱を招くことなく経済拡大したが、1961年上半期においては、主として輸入の激増と輸出の伸び率の若干の鈍

53) 「経済局特別情報」第329号（昭和36年9月13日）。

54) 森嶋武芳（大蔵省為替局総務課長）「IMF コンサルテーションの報告」『財経詳報』第401号（1961年9月18日），pp. 1-4。

55) “Minutes of Executive Board Meeting,” Sep. 6, 1961, IMF [EBM 61/49, IMF Archives].

化とにより、経常取引において相当な赤字が生じた。また、国庫収支の大幅揚超と輸入超過にもかかわらず、卸売物価は上昇した。

基金は、需要の増大を抑制するために日本政府当局の採っている措置及び今後とも状況に応じて必要な財政金融政策を採っていくという日本政府当局の意向を歓迎する。

- 3 昨年中に大幅な自由化及び制限制度の簡素化が行われた。対ドル差別措置、外貨資金特別割当制度及びリンク制度が撤廃されたこと、中国との双務支払（オープン勘定）取極が近く終結すること、並びに韓国との双務取極もできるだけ早く廃止する意向であることを歓迎する。しかし経常取引は、まだ厳しく制限されている。

基金は、自由化をさらに急速に推進すると言う日本政府の意図に満足している。日本は、遅くとも1962年9月までに、1959年基準で90%の自由化を行うことを目途とし、また、その時には、国際収支を理由として為替制限を存続させる意向は有していない。基金は、さらに一層自由化を進め、残存する差別措置を撤廃するよう促すものである。

延期要請に対する大蔵省・外務省の批判 1962年10月の90%自由化達成を条件に、IMFにBPリーズンなしの判定の1年延期を認めさせたのは、通産省のイニシアティブによるところが大きかった。政府内部でも、大蔵省や外務省はこれに批判的であった。

大蔵省為替局の渡辺誠は、『外国為替』誌上で、公然と批判を加えた⁵⁶⁾。判定の1年延期で、貿易自由化を急迫されないで済んだように見えるが、BPリーズンなしの判定を受けても、ただちに全面的に自由化を迫られるわけではない。日本が「来年9月までに90%を下らない輸入自由化を達成する責任を負うならば、実質的には五十歩、百歩」である。「IMFは名を捨てて実を取り、日本はいよいよ自由化の土壇場に追いつめられた。」「関係者の努力は若干見当りがいの感なきにしも非ず」である。

コンサルテーション直前の外国為替審議会（6月9日）における、大蔵省為替局の担当者と委員とのやりとりにも、そうした様子が現れている⁵⁷⁾。

56) 渡辺誠「コンサルテーションの結果」『外国為替』第265号（1961年10月1日）、p. 35。

57) 「第102回 外国為替審議会議事録」（昭和36年6月9日）。

総務課長 IMF コンサルテーションに対しては通産省は抵抗の気構えをみせている。

長沼委員 そのような抵抗は行わない方がよい。

大島委員 自由化、IMF 8 条国移行は世界の大勢である。現在の世界における国際機関の役割を考えると、それに加わっていることに大きい意味がある。
（中略）

水上委員 去年作成した自由化スケジュールがくり上げられることについては、企業家も大体覚悟しているところではないかと思う。

調査課長 3 年たっても自由化できないとされている部門はどうなるのか。やはり自由化を迫られるのではないか。

総務課長 石炭、石油を自由化すれば 90%，それをしなければ 80% である。残り 10% のうちには、日本としてこれから育成しようとするものが多少あるわけだが、IMF で BP リーズンなしと勧告されたらガットの場で輸入制限を認めてもらえるよう努力すればよい。一次産品はハード・コア・ウェイバーで輸入制限できると思うが、通産省などでは、一般的に日本の産業はイギリスのように斜陽産業ではなく、勃興期にあるのでガットで輸入制限することを認めてもらえるかどうか難かしいと云っている。

外務省は、日本のようにコンサルテーションの場で閣僚が勧告延期の政治工作をした例はないと批判し、GATT 35 条援用撤回を実現するためには、むしろ日本が率先して自由化に踏み切る必要があると主張した⁵⁸⁾。

（4）自由化計画の繰上げ

「貿易・為替自由化促進計画」（1961 年 9 月 26 日 閣議了解） IMF との約束を成文化した「貿易・為替自由化促進計画」が 1961 年 9 月 26 日の貿易・為替自由化促進閣僚会議で決定された⁵⁹⁾。「促進計画」は、前年 6 月に発表された「自由化計画大綱」の改訂版であった。9 月 26 日には「国際収支改善対策」も決定されており、「自由化と輸入の抑制というジレンマに立たされた政府の立場が、はっきりと浮き彫りにされた。」⁶⁰⁾

58) 「霞ヶ関を吹き荒らした IMF 台風禍」『金融財政事情』1961 年 8 月 21 日号, pp. 14-15。

59) 「貿易・為替自由化促進計画 閣議了解」（経済企画庁 昭和 36 年 9 月 26 日）『金融財政事情』1961 年 10 月 2 日号, pp. 42-46。

60) 『朝日新聞』1961 年 9 月 26 日。

「促進計画」は、世界的に自由化が進展し、日本に対する自由化促進の要請が強まる情勢に鑑みて、1962年10月1日までに貿易自由化率を90%に引き上げ、為替の自由化も促進するという基本方針を掲げた。貿易自由化は、1961年10月1日、12月1日、1962年4月1日、10月1日の4段階に分けて実施するとした。また、1962年4月1日からは、自由化品目リストがネガティブ・リスト方式への切り替えられることになった。

自由化対策としては、①国際収支の改善を図る、②産業構造高度化施策、エネルギー対策、地下資源対策を急速に推進する、③農林漁業および中小企業の近代化を一層促進する、④雇用対策等の強化を図る、⑤関税措置の適切な運用を図る、⑥差別的対日輸入制限の解消を強く要請する、を掲げた。

「促進計画」どおりに実施されれば、自由化率は1961年10月に68%、12月に70%、1962年4月に74~75%、10月に90%と上昇するはずであった。1962年10月段階の非自由化品目は120品目程度で、その中には、乗用車、大型発電機、大型工作機械、電子計算機、銅、石炭、鉛、亜鉛、硫酸、米、麦、砂糖、酪農製品等が含まれることになっていた⁶¹⁾。

この自由化促進により大きな影響を受けるのは石炭・石油のエネルギー産業であった。機械産業は、重要な品目が自由化リストから外れたので、影響は小さいと見られた⁶²⁾。農産物のうち、米、麦、酪農製品などが非自由化品目に残ることは、当然だと受け止められたが、1961年4月から自由化予定であった粗糖が自由化リストから外されたことに対しては強い批判が出た⁶³⁾。

また通産省は、イギリス、フランス、イタリアなど、差別的な対日輸入制限を実施している10カ国に対して、10月以降の自由化措置を適用しないとする「差別自由化」の方針を決めた⁶⁴⁾。外務省は、こうした報復措置は、GATT 35条援用撤回交渉に悪影響を及ぼすと反対し⁶⁵⁾、通産・外務両省の協議の結果、英・仏・伊・墺4カ国が関心のある約170品目を、10月1日に自由化を予定している約700品目から除き、これらの品目の自由化を2ヵ月間留保すること

61) 「新自由化計画と今後の課題」『貿易と関税』1961年11月号、p. 25。

62) 『日本経済新聞』1961年9月27日。

63) 『朝日新聞』1961年9月26日（夕刊）。

64) 政府がこの方針を決定したという新聞報道（『朝日新聞』1961年9月16日）は誤り（『経済局特別情報』第330号（昭和36年9月25日））。

65) 『朝日新聞』1961年9月16日（夕刊）。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（下）

表5 70% 自由化（1961年10月）の品目別試算

| 品目 | 金額 | 構成比 |
|------------|---------|-------|
| | 千円 | % |
| 原料 | 603,721 | 50.22 |
| 綿花 | 125,432 | 10.44 |
| 原毛 | 89,825 | 7.47 |
| 鉄くず | 73,191 | 6.09 |
| 鉄鉱石 | 52,632 | 4.38 |
| 木材 | 48,184 | 4.01 |
| 生ゴム | 35,261 | 2.93 |
| 大豆 | 34,645 | 2.88 |
| とうもろこし | 17,819 | 1.48 |
| 銅鉱石 | 17,322 | 1.44 |
| 原皮 | 14,243 | 1.18 |
| 加工用金属 | 11,812 | 0.98 |
| 真鍮・青銅くず | 11,407 | 0.95 |
| 牛脂・ラード | 11,243 | 0.94 |
| カリ肥料 | 11,188 | 0.93 |
| 燐灰石 | 9,424 | 0.78 |
| スクラップ用船舶 | 7,909 | 0.66 |
| すず | 7,848 | 0.65 |
| 染料 | 5,392 | 0.45 |
| 銑鉄 | 5,259 | 0.44 |
| アスベスト | 3,795 | 0.32 |
| ボーキサイト | 3,124 | 0.26 |
| アルミニウム | 2,562 | 0.21 |
| I型鋼 | 1,905 | 0.16 |
| 白金 | 1,818 | 0.15 |
| 銀 | 481 | 0.04 |
| 工業製品 | 3,762 | 0.31 |
| 事務用機器 | 1,881 | 0.16 |
| 発電機 | 836 | 0.07 |
| 船舶 | 530 | 0.04 |
| 手動工具 | 282 | 0.02 |
| ロープ | 233 | 0.02 |
| 上記以外の自由化品目 | | 19.47 |
| 自由化品目合計 | | 70.00 |

[出所] "Computation and Composition of the Japan's Percent of Liberalization," (Andrew B. Wardlaw, Commercial Attache), Dec. 26, 1961 (NA DOS 494.006). (*Commercial Relations of Japan, 1950-1963* [Microfilm Real 13])

で合意した⁶⁶⁾。

アメリカ政府は、日本はまだ工業製品の自由化に本気で取り組もうとしていないと見ていた。東京のアメリカ大使館が、1961年12月26日に本国に送った報告は、①現水準の70%自由化は、原料が中心であり、工業製品がほとんど含まれていないこと、②1962年に予定されている90%自由化措置においても、石油だけで自由化率が13%上昇するので、重要な工業製品が自由化される保証はないと分析した（表5）。

2 1961年の国際収支危機

(1) 輸入激増と国際収支危機の発生

外貨準備の急減 1960年末には、楽観的な国際収支見通しが支配的であった。12月17日に通産省がまとめた1961年度の「貿易見通し」は、ドル防衛と世界的な景気後退により、「所得倍増計画」が掲げる10%の輸出成長は達成できないが、経常収支の黒字は無理でも、資本収支は黒字となるので、総合収支の黒字基調は維持できると見ていた⁶⁷⁾。

日銀は、1960年12月にも経常収支の黒字が続いていることを踏まえ、1961年1月26日から公定歩合を1厘下げた（日歩1銭8厘、年6.57%）⁶⁸⁾。「所得倍増計画」の一環として低金利政策を遂行のため、金利を国際水準にサヤ寄せすることを目的に実施された利下げであった。この公定歩合引下げの際に、戦後初めて、預金金利が引き下げられた。国際競争力を強めるために、国内の高金利の是正を求める世論は強く、大蔵省が主導権を握る形で、この利下げは実施された⁶⁹⁾。

ところが、1961年1月、2月と続いて経常収支は、9,000万ドルを越える大幅な赤字に陥った。政府は強気の姿勢を維持し、2月24日の閣議では、国際収支の黒字基調は変わらず、総合収支戻は年間6億ドルの黒字になるとの見解を示した⁷⁰⁾。3月24日にも、迫水経済企画庁長官は、「国際収支の先行きには

66) 「経済局特別情報」第330号（昭和36年9月25日）。

67) 『日本経済新聞』1960年12月18日。

68) 『日本経済新聞』1960年1月25日（夕刊）。『朝日新聞』1月25日（夕刊）。

69) 『日本経済新聞』1960年1月26日。

70) 『朝日新聞』1961年2月24日。この政府見解について、新聞の判断は分かれた。『日本経済新聞』2月25日社説は、数字の上からだけ判断すべきではないと楽観論に立ち、『朝日新

なんら不安はなく、基調は変わっていない」と述べた⁷¹⁾。

このような楽観論を支えていたのは、輸入ユーザンスを中心とした短期資本の流入であった。外貨準備は4月まで増加を続け、4月末には戦後最高の20億3,500万ドルを記録した。3月末には、政府内には、設備投資の行き過ぎが、輸入増加、経常収支赤字をもたらしているという指摘もあったが⁷²⁾、4月27日の経済閣僚懇談会では、設備投資を抑える行政指導は行わない方針で一致した⁷³⁾。

しかし、1961年4月の輸出入信用状収支が1億200万ドルの赤字になると、一挙に、国際収支の先行き警戒感が強まった（4月の経常赤字は8,300万ドル⁷⁴⁾）。1961年の国際収支悪化の主たる原因は設備投資の急拡大にあった。商品別輸入増加率では、機械類の対前年比49%増がトップであった。鉄鋼原材料輸入も、対前年比28%も拡大した⁷⁵⁾。5月8日に日本開発銀行が発表した1960、1961年度の設備投資計画調査結果では、1960年度の実績見込みは1兆4,484億円で前年度比44%増、1961年度の計画は1兆9,581億円で前年度比35%増という、高水準にあった⁷⁶⁾。

経済界は、設備投資の抑制に消極的であった。石坂経団連会長は、5月8日、池田首相に対し、「合理化投資はなお続けるべきであり、いたずらに萎縮して経済政策の基調を変えるべき段階ではない」と述べた⁷⁷⁾。経団連は、経常収支

聞] 2月25日社説は、「国際収支の先行きに楽観は禁物」と警戒論を唱えた。

71) 『日本経済新聞』1961年3月24日。1961年3月段階では、経常赤字の主因は対米貿易の減退とにあるみなされており、設備投資が主因とは考えられていなかった（丸茂昭則（経済企画庁調査局内国調査課）「最近の国際収支動向——経常収支は赤字基調——」『財経詳報』第369号（1961年3月20日）、pp. 10-12）。

72) 3月30日の閣僚懇談会では、水田蔵相が、「設備投資が3,000億円ふえると1億ドル輸入がふえるそうだが、最近の輸入増加は設備投資の増加にも原因があるのではないかと指摘、山際日銀総裁もそれに同調した（『日本経済新聞』1961年3月31日）。これに対し、椎名通産相は、「国際収支の赤字や生産過剰ばかりを気にして合理化投資を押えたら、国際競争力の強化がそれだけ遅れ、自由化のときにとんでもない結果となる」と反論した（『朝日新聞』1961年3月31日）。また、経済企画庁は、4月始め、民間設備投資の基調は健全であるという見解を発表した（『日本経済新聞』1961年4月10日）。

73) 『朝日新聞』1961年4月27日（夕刊）。

74) 『朝日新聞』1961年5月2日。

75) 松尾直良（大蔵省為替局資金課）「昭和36年度国際収支の概要」『財政金融統計月報』第129号（1962年7月）pp. 8-9。

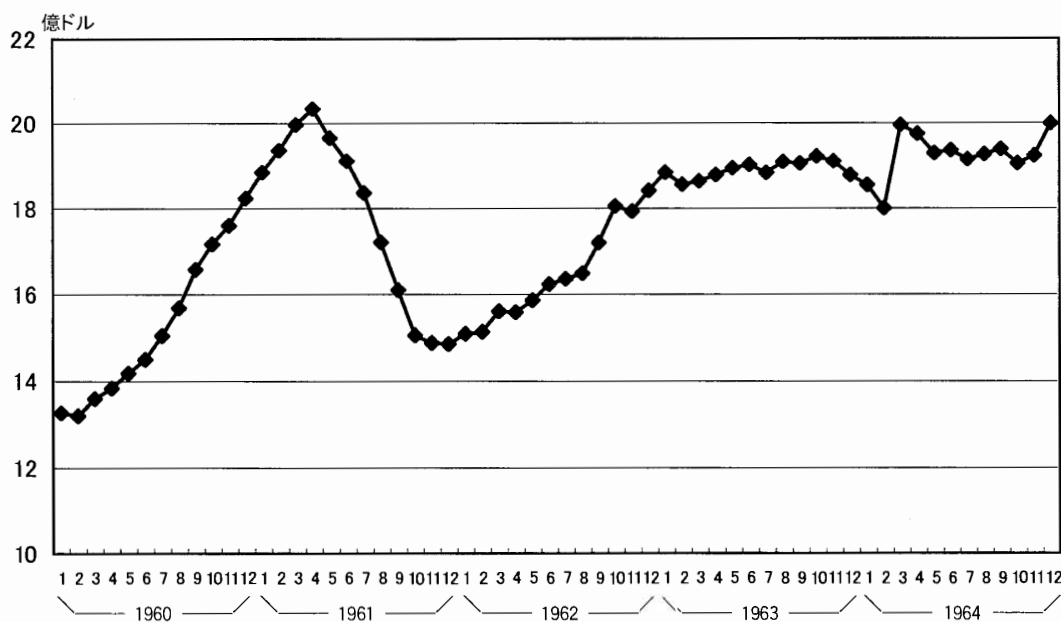
76) 『日本経済新聞』1961年5月9日。

の赤字は、自由化を控え、合理化投資に伴う機械類・原料の輸入が増えたためで不健全なものではない、国際収支の是正は、輸出振興策に重点を置いて考えるべきだと主張した⁷⁸⁾。

政府も、設備投資の抑制には及び腰であった。5月18日、池田首相は、「国際収支の本年度の赤字は4,5億ドル程度までならば心配ない。設備投資は全体としては健全なもので押える必要はない」と述べた⁷⁹⁾。5月29日の経済閣僚懇談会も、今の段階では、政策転換の必要はないという点で一致した⁸⁰⁾。

金融引締め (1961年7月) 国際収支は急激に悪化し、外貨準備は、4月末の20億3,500万ドルをピークに減少し始め、6月末には19億1,200万ドル、9月末16億1,000万ドルに減少した (図2, 表6)。国際収支悪化に対処するため、1961年7月と9月の2度にわたり、引締め措置がとられた⁸¹⁾ (表7)。

図2 外貨準備の推移 (1960—64年)



[出所] 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27~48年度—』第19巻, 東洋経済新報社, 1999年, p. 523より作成。

77) 『日本経済新聞』1961年5月9日。

78) 「第135回定例理事会議事要録」『経団連週報』1961年5月25日, pp. 2-3。

79) 『日本経済新聞』1961年5月18日。

80) 『朝日新聞』1961年5月29日 (夕刊)。

81) 1961年の金融引締め政策については, 前掲『日本銀行百年史』第6巻, pp. 33-50, 呉文二『日本の金融界』東洋経済新報社, 1981年, pp. 86-95, 参照。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化 (下)

表 6 外国為替収支 (四半期別)

(単位：100万ドル)

| 暦年 | 経常取引 | | | | | | | | | | 資本取引 | | | 総合収支 |
|--------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|------|------|-------|------|------|-------|--|------|
| | 受取 | | 支払 | | 経常収支尻 | | 長期収支 | 短期収支 | 資本取引尻 | 資本取引 | | | | |
| | 計 | 輸出 | 貿易外 | 計 | 輸入 | 貿易外 | | | | 長期収支 | 短期収支 | 資本取引尻 | | |
| 1959 I | 872 | 732 | 140 | 793 | 663 | 130 | 79 | 36 | 36 | 72 | 113 | | | |
| II | 932 | 774 | 158 | 910 | 773 | 137 | 22 | 11 | 109 | 120 | 131 | | | |
| III | 1,021 | 857 | 164 | 893 | 752 | 141 | 128 | △46 | △43 | △89 | 104 | | | |
| IV | 1,089 | 917 | 172 | 979 | 821 | 158 | 110 | △13 | 1 | △12 | 113 | | | |
| 1960 I | 1,034 | 877 | 157 | 1,101 | 924 | 177 | △69 | 22 | 117 | 139 | 70 | | | |
| II | 1,078 | 903 | 175 | 1,111 | 930 | 181 | △33 | △4 | 128 | 124 | 91 | | | |
| III | 1,200 | 1,016 | 184 | 1,106 | 918 | 188 | 94 | △4 | 111 | 107 | 201 | | | |
| IV | 1,276 | 1,079 | 197 | 1,157 | 953 | 204 | 119 | △12 | 53 | 41 | 160 | | | |
| 1961 I | 1,089 | 922 | 167 | 1,338 | 1,114 | 224 | △249 | 21 | 383 | 403 | 173 | | | |
| II | 1,155 | 953 | 202 | 1,515 | 1,282 | 233 | △360 | 61 | 226 | 287 | △85 | | | |
| III | 1,207 | 1,012 | 194 | 1,510 | 1,281 | 229 | △304 | 28 | △7 | 21 | △302 | | | |
| IV | 1,326 | 1,106 | 220 | 1,498 | 1,247 | 252 | △173 | 52 | 9 | 61 | △124 | | | |
| 1962 I | 1,239 | 1,052 | 187 | 1,406 | 1,177 | 229 | △167 | 31 | 229 | 260 | 75 | | | |
| II | 1,359 | 1,158 | 201 | 1,452 | 1,192 | 260 | △92 | 62 | 146 | 208 | 62 | | | |
| III | 1,443 | 1,232 | 211 | 1,315 | 1,064 | 251 | 128 | 101 | △126 | △25 | 97 | | | |
| IV | 1,558 | 1,345 | 213 | 1,389 | 1,112 | 277 | 169 | 68 | △77 | △9 | 121 | | | |
| 1963 I | 1,339 | 1,139 | 200 | 1,477 | 1,213 | 264 | △138 | 66 | 85 | 151 | 22 | | | |
| II | 1,508 | 1,286 | 222 | 1,662 | 1,349 | 313 | △155 | 177 | 7 | 184 | 39 | | | |
| III | 1,611 | 1,384 | 227 | 1,738 | 1,414 | 324 | △127 | 124 | 29 | 153 | 4 | | | |
| IV | 1,784 | 1,549 | 235 | 1,936 | 1,588 | 347 | △152 | 103 | 62 | 166 | △28 | | | |
| 1964 I | 1,590 | 1,349 | 241 | 1,978 | 1,629 | 349 | △388 | 69 | 298 | 367 | △62 | | | |
| II | 1,796 | 1,535 | 261 | 2,018 | 1,647 | 371 | △222 | 126 | 127 | 253 | △59 | | | |
| III | 2,001 | 1,735 | 266 | 1,904 | 1,522 | 382 | 98 | 83 | △162 | △79 | 2 | | | |
| IV | 2,253 | 1,960 | 293 | 2,099 | 1,679 | 420 | 154 | 99 | △164 | △65 | 40 | | | |

[出所] 大蔵省「財政金融統計月報」より作成。

表7 1961～63年の引締め措置と緩和措置

| | 実施年月日 | 措 置 |
|-------------|-------------|--------------------------|
| 引 締 め | 1961年 4月～5月 | 日銀窓口規制強化 |
| | 7月 22日 | 公定歩合1厘引上げ（商業手形） |
| | 7月 5日 | 大蔵省，日銀，市銀間で設備投資1割削減申し合わせ |
| | 9月 13日 | 本邦為銀の現地貸付の抑制 |
| | 9月 15日 | 官公庁建設支出の一部繰り延べ決定 |
| | 9月 16日 | 輸入担保率引上げ |
| | 9月 26日 | 政府，「国際収支改善対策」を決定 |
| | 9月 29日 | 公定歩合1厘引上げ（商業手形），高率適用制度強化 |
| | 10月 1日 | 預金準備率引上げ |
| | 10月 13日 | 財政支出711億円の繰り延べ決定 |
| | 10月 | 日銀窓口規制強化 |
| 緩 和 | 1962年 9月 | 日銀窓口規制緩和 |
| | 10月 24日 | 電力，中小企業に財政資金追加決定 |
| | 10月 27日 | 公定歩合1厘引下げ |
| | 11月 1日 | 預金準備率引下げ |
| | 11月 1日 | 新金融調節方式実施 |
| | 11月 27日 | 公定歩合1厘引下げ |
| | 12月 23日 | 輸入担保率全面引下げ |
| | 1963年 2月 1日 | 中小企業金融対策として財政資金追加決定 |
| | 3月 20日 | 公定歩合1厘引下げ |
| | 4月 20日 | 公定歩合1厘引下げ |
| | 5月 7日 | 日銀窓口指導を廃止 |

[出所] 日本銀行金融研究所『日本金融年表』1993年，経済企画庁編『現代日本経済の展開』1976年等を参考に作成。

この時の引締め政策の特徴を，以下の2点に纏めることができる。

第1に，金融引締めのタイミングが遅れた。1961年1月には国際収支の悪化は明瞭であったが，総合的国際収支対策がとられたのは9月であった。低金利政策は「所得倍増計画」を支える重要な柱であり，1961年1月には市場金利の引下げをともなう公定歩合引下げを実施したばかりであった（公定歩合は1955年8月以来の低水準になった）。池田内閣としては，1960年12月にスタートしたばかりの「所得倍増計画」に水を差す金融引締めには，抵抗があった。

第2に，1957年の外貨危機は原材料の輸入→在庫過剰が主たる原因であったのに対して，1961年の外貨危機は設備投資の過熱に原因があった。そのため，国際収支対策の力点は，設備投資抑制に置かれた。大企業の多くは，多少金利が上がっても，設備投資を進めて企業規模を拡大することが有利と考えていたので，政府の設備投資削減の要請には難色を示したが，公定歩合引上げは

支持した⁸²⁾。

7月、政府は設備投資の抑制に踏み切った。大蔵省、日銀による大企業150社（17業種）の1961年度設備投資計画に関する特別調査が実施され、7月5日、大蔵省は、谷口日銀副総裁、柳全銀協会長らを招いて、市中銀行が調査対象企業の設備投資計画に対する融資を10%以上削減するように求めた⁸³⁾。全銀協は、7月19日、取引先企業に対し、設備投資計画実施の1割以上のスローダウンを要請する「設備融資削減方針」を内定した⁸⁴⁾。

この設備投資抑制の要請が、金融引締め策として中途半端なことは明らかだった。1961年1月に公定歩合引下げが実施されたばかりであり、高度成長政策の転換と受け取られかねない公定歩合引上げには政府・自民党は躊躇があり⁸⁵⁾、苦肉の策としてとられたものである⁸⁶⁾。しかし、政府自らが財政投融资計画の削減も、政府金融機関貸出の縮小も行なわずに、民間金融機関を通じて企業に設備投資抑制を要請しても、その効果は薄いと見られた⁸⁷⁾。

経団連は設備投資調整に強く反対した⁸⁸⁾。7月10日、石坂経団連会長は、「設備投資を押えるのなら公定歩合を引き上げるのが常道だと思う。こんどの措置は根本的に間違っている」と批判した⁸⁹⁾。7月20日の経団連産業資金特別委

82) 産業界は設備投資を抑制するの必要を感じていなかったが、この点については、「座談会 設備投資の調整問題について」『経団連月報』9-8（1961年8月）が、当時の雰囲気をよく伝えている。また、産業界は、設備投資の行き過ぎは認めつつも、経営者には責任はないと主張した。たとえば、稲山嘉寛（八幡製鉄副会長）は、経済拡大が「行き過ぎた原因は何か」といって、結局、国民に自制心がないというか、たとえば、輸入が自由になったというところにあるのですね。「そういうわけで、輸入が急増したというのは、決して設備投資が行き過ぎたということだけではなく、やはり国内の消費が旺盛だということか、とにかく、賃金は上げる、米などの農産物は高く買う、というようなことで購買力をドンドンつけてゆく。しかも、そうして大きくなった購買力が自制心もなくむやみに買おうとするからだ、と思うのです」と述べている。ほかにも、同様の発言を挙げることができるが、詳しくは、「座談会 国際収支改善策と来年度経済の方向」『経団連月報』9-11（1961年11月）、pp. 22-23、参照。

83) 『朝日新聞』1961年7月6日。

84) 『日本経済新聞』1961年7月20日、7月20日（夕刊）。

85) 「座談会 設備投資の調整問題について」『経団連月報』9-8（1961年8月）、p. 20。

86) 『朝日新聞』1961年7月6日。

87) 『金融財政事情』1961年7月24日号、p. 9。

88) 「設備投資の論理と行動」『エコノミスト』1961年8月15日号、pp. 15-16。

89) 『日本経済新聞』1961年7月11日。

員会 (小林中会長) では、今回の措置は政府の資金統制的な色彩が強く、機械的な1割削減の押し付けは産業界の実態を無視しているとの意見が強かった⁹⁰⁾。

日銀は、6月初め頃までに、公定歩合の引上げに踏み切る意向を固めたが⁹¹⁾、水田三喜男蔵相、迫水久常経済企画庁長官をはじめ、閣内には反対論が強かった⁹²⁾。内閣改造後の7月22日、日銀は公定歩合引上げに踏み切った (1銭8厘→1銭9厘 (年6.935%))⁹³⁾。引き上げ幅が、2厘でなく1厘であったのは、山際日銀総裁が池田首相に配慮したためといわれた⁹⁴⁾。また、輸出促進の観点から、輸出貿易手形の割引率は、逆に1厘引き下げられた⁹⁵⁾ (年4.75%→4.38%)。

国際収支改善対策 (1961年9月) 8月の総合収支赤字は、1億300万ドルと、1957年6月の9,700万ドルを上回り、戦後最大となった⁹⁶⁾。

7月21日の公定歩合引上げ幅が小幅だったため、第1次引上げの直後から藤山愛一郎経済企画庁長官や柳全銀協会長再度引上げを唱えていた⁹⁷⁾。1961年8月25日の閣議で池田首相は、経済成長の行き過ぎは是正すべきであるとして、蔵相、通産相に景気調整策の検討を指示した⁹⁸⁾。ただし、「公定歩合の再引上げは経済の行き過ぎ是正の万能薬ではない」と、公定歩合引上げには消極的姿勢を示した。佐藤通産相も、8月28日、公定歩合再引上げに反対であると言明した⁹⁹⁾。8月末、大蔵省・経済企画庁は、1961年度の国際収支赤字は

90) 『日本経済新聞』1961年7月21日。「設備資金抑制問題について再び検討——産業資金特別委員会——」『経団連週報』1961年7月27日、pp. 1-3。

91) 『朝日新聞』1961年6月2日。

92) 『朝日新聞』1961年6月3日 (夕刊)。

93) 池田改造内閣の発足は、7月18日。水田三喜男 (蔵相・留任)、佐藤栄作 (通産)、河野一郎 (農林) など、大物をそろえた内閣となった。大月高 (当時、大蔵省銀行局長) は、内閣改造前は閣僚が浮き足立っており、とても公定歩合引上げといった「強い手段を打つだけの態勢」になかったが、改造で池田内閣が強化された結果、引上げを容易にできたと述べている (大月高「昭和36~38年の銀行行政について」(昭和38年11月29日) pp. 17-18)。

94) 『日本経済新聞』1961年7月22日。「色あせた公定歩合操作」『金融財政事情』1961年7月31日号、pp. 14-15。

95) その結果、輸出金利は一般の金利よりも7厘 (2.56%) も低くなった。貿易業界は、輸出振興に熱意を示したのとして歓迎した (『朝日新聞』1961年7月22日)。

96) 『朝日新聞』1961年9月22日。

97) 『朝日新聞』1961年8月20日。

98) 『朝日新聞』1961年8月25日 (夕刊)。

99) 『朝日新聞』1961年8月28日 (夕刊)。

経常収支で 10 億ドル、総合収支で 6 億ドル程度になるとの予想を発表した¹⁰⁰⁾。水田蔵相が公定歩合再引上げに慎重であったため、9 月上旬の公定歩合引上げは見送られた¹⁰¹⁾。

9 月 5 日、経済同友会は「日本経済の現状認識とその対策」を発表し、政府は消費抑制・輸出促進に力を注ぎ、経済界は投資の抑制に努め、両者力を合わせて国際収支改善に取り組むべきだと訴えた¹⁰²⁾。9 月 12 日、経団連常任理事会は、設備投資抑制に財界も協力する姿勢を示し、これまで楽観論であった経団連が、景気の行き過ぎに手を打つべきだとする同友会の主張に同調することになった¹⁰³⁾。経団連は、9 月 20 日、自民党に対し、来年度の成長率を 7% 程度に落とすため、予算規模を縮小し、総合政策を実施することを要請した¹⁰⁴⁾。

大蔵省も、今回の国際収支悪化は、1957 年外貨危機のように在庫投資の急増に原因があるのではなく、設備投資が主因なので、財政政策も含めた総合政策でなければ効果がないと考えていた¹⁰⁵⁾。9 月 11 日の閣僚懇談会は、景気調整のために総合対策を立案することを決定¹⁰⁶⁾、政府は 26 日の貿易為替自由化促進閣僚会議で、輸出振興策、財政投融资・公共事業の一部繰り延べ¹⁰⁷⁾ など 6 項目の「国際収支改善対策」を決定した（同日、閣議了解¹⁰⁸⁾）。

政府は、9 月 16 日に輸入担保率の引上げを決定した（18 日実施¹⁰⁹⁾）。1957 年

100) 『朝日新聞』1961 年 8 月 31 日。

101) 『朝日新聞』1961 年 9 月 5 日。

102) 「日本経済の現状認識とその対策」（昭和 36 年 9 月 5 日）『経済同友』第 159 号（1961 年 9 月）、p. 2。経済同友会は、「所得倍増計画に対する経済界の反応のし方は余りにも強過ぎたというべきであろう。もし、わが経済界にも、先進国のような高度の自主性が存在していたら、あのような反応はしなかったであろうし、第 1 年目において、計画の 10 年後の民間設備投資水準を突破することもなかったと思われる」と、企業の姿勢を批判した。

103) 『朝日新聞』1961 年 9 月 13 日。設備投資に関して、政府の介入にも、自主調整にも否定的な経団連と、1961 年初めから自主調整論を唱えていた同友会との考え方には距離があった（『朝日新聞』1961 年 12 月 22 日）。

104) 『朝日新聞』1961 年 9 月 21 日。なお、全銀協も 9 月 21 日、同様の要望を自民党に伝えた（『日本経済新聞』1961 年 9 月 21 日）。

105) 『朝日新聞』1961 年 8 月 20 日。

106) 『朝日新聞』1961 年 9 月 11 日（夕刊）。

107) 大蔵省は、10 月に、公共事業および財政投融资の 5% 繰り延べを発表した（『朝日新聞』1961 年 10 月 13 日）。

108) 『日本経済新聞』1961 年 9 月 25 日（夕刊）。

109) 『朝日新聞』1961 年 9 月 16 日（夕刊）。

6月以来4年ぶりの発動であった。この措置は、全輸入品目を対象とする、従来実施されたなかで最高率を適用する、日銀への現金担保差し入れを求めるなど¹¹⁰⁾、1957年6月の措置に匹敵する厳しい措置であったが、その効果は疑問視された¹¹¹⁾。今回の輸入増は、設備投資の増加による機械類の輸入増に主たる原因があったので、輸入担保率引上げの効果はすぐには現れないと見られた。また、輸入制限的な輸入担保率引上げ措置は、貿易自由化に逆行するとの批判もあった¹¹²⁾。

日銀は、9月28日、①公定歩合の1厘引上げ（日歩1.9銭→2.0銭，年7.30%）、②高率適用制度の強化、③預金準備率の引上げの3本立ての金融引締め策を発表した。ただし、輸出振興の観点から、輸出貿易手形の金利は据え置かれた（年4.38%）。

大蔵省は、7月に実施した設備投資1割以上削減措置が十分効果を挙げていないことから、10月4日に市中銀行9行を対象に150社の実情調査を実施したが¹¹³⁾、1961年度の設備投資計画が、前回調査よりも7.9%削減されたという結果が得られた（10月17日公表）¹¹⁴⁾。投資意欲は沈静化していないと見られたものの、削減率は予想以上であったので、大蔵省は追加措置をとらないこととした¹¹⁵⁾。他方、通産省は設備投資抑制に乗り出し¹¹⁶⁾、10月上旬に電力を除

110) 輸入額の一定割合に相当する現金を3ヵ月間日銀に担保として預託させ、所定期間内に通関しない場合は担保を没収するというもの。なお、輸入担保率制度は、1972年11月24日に廃止された。

111) 「“危機”走る担保率引上げ」『エコノミスト』1961年10月3日号，pp. 18-19。輸入担保率引上げにより、もっとも大きな影響を蒙るのは商社であった。商社の業界団体である日本貿易会は、1961年9月22日、「緊急輸入制限措置に関する要望」を発表し、「まず第1に、設備に対する過当投資の抑制とか、内需を抑えて生産物資を極力輸出に振り向けさせるとかの基本的対策を含む景気調整の総合対策がまず打ち出され、その一環として輸入抑制措置がとられるべきである。しかるに、今回のごとく輸入抑制措置のみが先行して打ち出されたことは、その効果において疑問なきをえない」と批判した（『日本貿易会報』第80号（1961年10月），pp. 5-6）。

112) 福士次郎（丸紅飯田東京支社業務部長）「輸入担保率引き上げの効果」『財経詳報』第402号（1961年9月25日），p. 7。

113) 大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27～48年度——』第9巻「金融（1）」（堀内昭義執筆），pp. 173-174。『日本経済新聞』1961年9月15日。

114) 『日本経済新聞』1961年10月10日。

115) 『日本経済新聞』1961年10月18日。

116) 『日本経済新聞』1961年9月19日。

く主要 6 業種（鉄鋼・石油精製・石油化学・合成繊維・自動車・電気機械）に対して投資計画の 5～10% の削減を要請した¹¹⁷⁾。11 月 29 日、産業合理化審議会産業資金部会は、6 月に決定した 1961 年度投資計画（通産省所管分）1 兆 6,579 億円を、1 兆 5,982 億円に削減した¹¹⁸⁾。

7 月 18 日に 1,829 円まで上昇した東証ダウは、1961 年 7 月の金融引締め、9 月の第 2 次引締め措置で、急速に下落に転じ、12 月 19 日には 1,258 円の底値を付けた¹¹⁹⁾。金融引締めで、企業が資金調達を借入から増資に切り替えた結果、増資ラッシュが起き、株価下落に帰結したものである¹²⁰⁾。財界は株価下落を深刻に受け止め、増資調整に向けて動き出すとともに、設備投資抑制にも真剣に取り組み始めた¹²¹⁾。しかし繊維産業の中心地である大阪の財界は、設備投資の行き過ぎは東京財界の責任であり、設備投資とは関係のない繊維が金融引締めの皺寄せを受けるのは迷惑だと不満を表明した¹²²⁾。

1961 年 12 月 13 日、経団連評議会において石坂経団連会長は、①国際収支の均衡を急ぐあまり、経済を縮小均衡に追い込むことは避けるべきである、②当面、輸出振興に施策を集中し、輸銀資金の確保に努力してほしい、③90% 自由化実施をためらうべきではないが、十分な対策を講じなければならない、と述べた。池田首相は、「国内市場の拡大を叫んでいた私が輸出第一主義をいうことについて『池田は変節したのか』とみる人もいようが、そうではなく、いまは国際収支の改善が至上命令である」と輸出促進を強調した¹²³⁾。

1961 年度下期外貨予算 「国際収支改善対策」を受けて、1961 年度下期外貨予算は引締め予算となった。総額 43 億 9,900 万ドル（輸入貨物予算 35 億 2,600 万ドル、貿易外支払予算 8 億 7,300 万ドル）、上期最終予算と比較し、6.3% の増加であったが、輸入貨物予算は 1.6% 増と、ほぼ横ばいであった。これは、1957

117) 『日本経済新聞』1961 年 9 月 28 日。

118) 岡崎哲二ほか『戦後日本の資金配分』東京大学出版会、2002 年、pp. 170-171。『日本経済新聞』1961 年 9 月 13 日、10 月 19 日。『日本経済新聞』1961 年 11 月 14 日、11 月 30 日。

119) 『朝日新聞』1961 年 12 月 28 日。

120) 『東京証券取引所 50 年史』2002 年、第 2 章（杉浦勢之執筆）、pp. 241-242。

121) 『朝日新聞』1961 年 10 月 27 日。木川田一隆（経済同友会代表幹事）「増資調整に自主性を」『日本経済新聞』1961 年 11 月 6 日。

122) 『日本経済新聞』1961 年 11 月 18 日（夕刊）。

123) 『日本経済新聞』1961 年 12 月 13 日（夕刊）。

年以來の縮小型予算であった。

予算編成作業の際には、当初、通産省内に、「国際収支の逆調は一時的であるとの楽観論が一部に根強くあり¹²⁴⁾」、また、国際収支の赤字を1、2年覚悟しても機械や原材料の輸入増に備えるべきとの意見が優勢であった¹²⁵⁾。そのため、輸入貨物予算36～37億ドルの「たっぷり予算」が計画されていた¹²⁶⁾。しかし、外貨危機が深刻であるとの認識が強まり¹²⁷⁾、9月18日政府が輸入担保率の引上げを実施すると、景気調整策に沿った引締め予算への転換を迫られることになった¹²⁸⁾。輸入貨物予算は、当初の計画よりも約2億ドル削減された¹²⁹⁾。

品目別内訳では、機械（FA品目）が4億5,000万ドルで、上期より3,000万ドルの減となった¹³⁰⁾。機械の外貨予算が前期を下回ったのは、1958年上期以来であり、政府の設備投資抑制に対する強い意向が反映されていた¹³¹⁾。11月27日、通産省輸入機械特別懇談会は機械に対する外貨割当の実施を予算より1億ドル減らすことで意見が一致した¹³²⁾。その後通産省は、1961年末の池田首相の機械外貨割当削減要請に応じて、下期の一般機械割当枠を当初予算の

124) 「昭和36年下期 外国為替予算の概要および編成事情について」〔日本銀行 外国為替局貿易課 昭和36年10月〕〔日本銀行金融研究所保管資料 A-4825〕, p. 4。8月28日、佐藤通産相は下期外貨予算を引き締めないと述べた（『朝日新聞』1961年8月28日（夕刊）、『金融財政事情』1961年9月4日号, p. 7）。

125) 『朝日新聞』1961年8月4日。

126) 8月24日の通産省幹部会でも、下期外貨予算は緊縮予算にはしないという方針を確認している（『朝日新聞』1961年8月25日）。

127) 1961年度下期外貨予算編成の基礎となった1961年度の国際収支見通しは、総合収支尻で5億3,000万ドルの赤字を見込んでおり、これは、1961年1月の政府当初見込み2億ドルの黒字とくらべ、大幅な悪化となった（『金融財政事情』1961年10月9日号, p. 8）。

128) 『朝日新聞』1961年9月21日。「調整織り込みの外貨予算」『エコノミスト』1961年10月17日号, pp. 32-33。

129) 「ジレンマに悩む下期外貨予算」『金融財政事情』1961年10月9日号, p. 26。『朝日新聞』1961年9月30日（夕刊）。

130) 通産省の当初積み上げ予算では、機械は4億5,000万ドルであった（「ジレンマに悩む下期外貨予算」『金融財政事情』1961年10月9日号, p. 26）。

131) 1961年度前期並みに抑えるようにとの「政治的配慮」から、電力3社（東京・中部・関西）の火力発電プラント約1億2,500万ドルが、1961年下期中に到着不確実だとして機械予算から除外された（「昭和36年下期 外国為替予算の概要および編成事情について」〔日本銀行 外国為替局貿易課 昭和36年10月〕〔日本銀行金融研究所保管資料 A-4825〕, p. 35）。

132) 『朝日新聞』1961年11月28日。

4 億 5,000 万ドルから 3 億ドルに削減したが、池田首相がさらに削減を求めたため、2 月 5 日以降の輸入申請は次期に繰り越されることとなった¹³³⁾。

1961 年 12 月 22 日、池田首相は経済同友会懇談会で、「石にかじりついても、来年秋には国際収支を黒字にする」との決意を示し、機械輸入の抑制、IMF 借款 3 億 7,000 万ドルの実現、外貨借入の窓口一本化を検討すると言明した¹³⁴⁾。

(2) IMF 等からの借入

水田・ヤコブソン会談（1961 年 9 月） IMF・世銀の年次総会のため 1961 年 9 月にウィーンを訪問した水田蔵相は、現地でヤコブソン IMF 専務理事、リンダー米輸銀 (EXIM) 総裁に対して、国際収支対策への協力を申入れた。

9 月 18 日に行われた水田・ヤコブソン会談で、水田蔵相は、翌年（1962 年）3 月頃に外貨準備が 14 億ドルを割り込む懸念があることを説明し、IMF からの借入を打診した¹³⁵⁾。

ヤコブソン IMF 専務理事は、「日本の借り手としての信用は極めて良いが、IMF へ申し込む前に、包括的な対策を樹立していることが是非必要」であると述べ、①不要不急の民間投資の抑制（とくに建築の抑制）、②政府支出の圧縮、③国内消費の抑制を挙げた。ヤコブソンは、「英国の従来失敗は、公定歩合等の金融政策のみに頼り、政府支出の抑制をしなかった点にある」と、英国を例に挙げて、財政支出の抑制を強調した。

9 月 19 日に、水田蔵相は、リンダー EXIM 総裁と会談し、1 億 5,000 万ドルの短期借款の 10 月実現を要請した¹³⁶⁾。リンダーは、自分の一存では決められないが、可能性はあると返答した。水田蔵相が、EXIM 借款を IMF 借款に先行させたいとの意向を示したのに対し、リンダーは、IMF との協調融資が EXIM の原則だと述べ、その理由について、「友好国の国内政策につきコメントを行なうことを避け得る」からと説明した。

133) 「機械輸入、更に削減の様様」[日本銀行外国為替局] 予算係、昭和 37 年 1 月 12 日] [『外国為替予算編成、貿易諸物資の需給及び貿易金融に関する書類』日本銀行金融研究所保管資料 A4827]。

134) 『朝日新聞』1961 年 12 月 23 日。

135) 「ヤコブソン会談要旨」(昭和 36 年 9 月 18 日) 大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和 27～48 年度——』第 18 卷, pp. 161-162。

136) 「リンダー輸銀総裁会談要旨」(昭和 36 年 9 月 19 日) [旧大蔵省資料]。

3行借款の実現（1961年11月） 外貨準備は1961年4月末の20億3,500万ドルをピークに急減し、9月末には16億1,000万ドルとなった。外貨準備は、1962年3月頃には13億ドル台の危機ラインにまで減少すると予想された¹³⁷⁾。

当局は、外貨資金繰りの緩和に、①アメリカの市中銀行の短期借款、②ワシントン輸出入銀行の借款、③IMF資金引出の3つの手段で対処することとし、順位としては市中銀行借款を優先し、IMF引出を最後の手段とした。

9月はじめに大蔵省為替局は、米国の市中銀行（在日米系3行）からのクレジットライン3億ドル（半額の1億5,000万ドルは米銀への定期預金とし、実質的な引出しは1億5,000万ドル）の獲得を優先する計画を検討した。市銀借款で外貨危機を2～3ヵ月引き延ばし、その後、約3億ドルのIMF資金と約1億ドルのEXIM短期借款により、1962年度に予想される総合収支赤字5～6億ドルをカバーしようという計画である¹³⁸⁾。市中銀行借款を優先させたのは、IMFとスタンドバイ取極を行えば、「外貨危機を内外に公認することになるので、この時期は多少でも延ばしたい」と考えたためであった¹³⁹⁾。

1961年9月のIMF・世銀総会の際に、日本政府は在日米系3行（チェース・マンハッタン銀行、ファースト・ナショナル・シティー銀行、バンク・オブ・アメリカ）に対して融資を要請した。その後の交渉を経て、11月24日に上記在日米系3行との借款契約が調印された。その内容は以下の通りである¹⁴⁰⁾。

| | |
|-------|---|
| 借入先 | CMB, FNCB, BOA |
| 借入主体 | 日本銀行 |
| 金額 | 200.1百万ドル（各行66.7百万ドルずつ均等） |
| 期間 | 360日以内（最終引出期限は1962年2月28日） |
| 金利 | 4½% |
| 約定手数料 | 未引出残高に対して年¼% |
| 担保 | (1)それぞれ550百万ドルまで定期預金をnegative pledgeとする。 (2)550百万ドルを越える部分についてはTBまたは世銀債を担 |

137) 『日本経済新聞』1961年9月29日。

138) 「外貨資金繰緩和のための短期借款について」（為資 昭和36年9月4日）[旧大蔵省資料]。

139) 「外貨資金繰り対策」（為企 昭和39年1月8日）[旧大蔵省資料]。

140) 「在日米系三行よりの借款について」（昭和36年12月25日 [大蔵省]）[旧大蔵省資料]。
「昭和36年の三行借款について」（昭和41年8月12日 短資）[旧大蔵省資料]。

保とする。

当初、大蔵省は、法定限度内は担保なし、法定限度超過額については定期預金を担保とする方針であった¹⁴¹⁾。法定限度とは、無担保貸出は当該銀行の資本金と剰余金の合計額の 10% を越えてはならないとする米国の銀行法上の限度のことである。ウィーンでチェース銀行およびバンク・オブ・アメリカと接触した際には、法定限度内までの無担保貸付に前向きな印象を得ていたため、借款交渉について、最初は楽観的であった。

ところが、9月28日に鈴木源吾 IMF 理事、井上日銀参事、鈴木秀雄領事がチェース銀行側と会談した際に、チェース銀行のケインは、「自分としては法定限度までは無担保にしたいと考えるが、そのためには日本をとる引締め措置、日本の対外債務その他に関する information を検討した上でないと、無担保でよいか否かは決定できない」と述べた。また、米市銀側は、山際日銀総裁が帰国後に発表する引締め政策への期待を表明した¹⁴²⁾。9月29日に、日銀は金融引締めを実施した（公定歩合1厘引き上げ）。

10月12日午前、鈴木秀雄領事は井上日銀参事とともに、チェース銀行のヤコブソン (Jacobson) と会い、1962年度の国際収支見通しを示した。

日本側の説明を聞いてヤコブソンは、「自分としてはこの表を見て上役に説明することが昨日よりはずっとむずかしくなった」と強い不満を示した。国際収支改善策をとると言いながら、輸入見込み額は1961年度より増えており、それを非現実的な17%の輸出増でつじつまを合わせようとするなど、本当に引締め政策を真剣に考えているのか疑わざるを得ないと述べ、短期資本のさらなる流入を見込んでいるのも「極めて不健全」だと指摘した¹⁴³⁾。

同日の午後、鈴木秀雄領事はヤコブソンと再度会見した。ヤコブソンは、強い口調で次のように述べた¹⁴⁴⁾。「本日の説明では、我々が担保なしで貸付したいと思ってもこれをすすめることは、できなくなった。私としては今後、どうしたらよいかもわからず、また日本に対し、どうしてくれと云うつもりはない。

141) 「在日三行よりの借入について」(為資 昭和36年9月27日) [旧大蔵省資料]。

142) 「鈴木領事発 石原次官宛」(1961年9月28日) [旧大蔵省資料]。

143) 「鈴木領事発 福田為替局長宛 第1信」(1961年10月12日受) [旧大蔵省資料]。

144) 「鈴木領事発 福田為替局長宛 第2信」(1961年10月12日受) [旧大蔵省資料]。

しかし私の素直な感じは、輸入が少しも減らず、それを輸出の非現実的な伸びで尻をまかなうというのでは、また今年と同じような赤字がでるし、さらに、ユーロ・ダラー、自由円の如きものは、もしこのような赤字が続けば風の如く去ることも多いのに、短期資金の黒字を見込んでいる。この見込みでは国際収支の改善対策が全然利かないと考えているのか、或いは国際収支の改善対策が間違っているのかどちらかである。私としては、これは単なる数字の問題でなく、この数字の背後にある考え方の問題であると思っている。」

結局、日本側は、3行の要求に押し切られ、法定限度内は消極的担保 (negative pledge, 各銀行に預入している定期預金を他の債務の担保として用いるのを禁止すること)、それを越える部分は TB を担保にすることで、借款交渉を纏めざるを得なくなった¹⁴⁵⁾。

その理由の第1は、国際収支見通しの変更が困難な点にあった。1962 (昭和37) 年度見通しを再検討するとすれば、「本年度の^マ成長率を極度に低めに抑える必要があり、^マ成長政策の転換を覚悟せねばならないから簡単に踏み切れず、相当の時間を要し、しかも実現性に乏しい」からであった¹⁴⁶⁾。もし、便宜的に3行が満足するような国際収支見通しに変更したとしても、経済企画庁が年末ないし来年早々に発表する国際収支見通しと食い違えばあとで問題になる¹⁴⁷⁾。

第2の理由は、10月14日に『日本経済新聞』に、3行との2億ドル借款交渉の詳細な記事が掲載され、交渉妥結を急がざるを得なくなったことにあった。11月1日、大蔵省は、「外貨資金繰の緩和を図るため」在日米系3行から借款を行うことになったと新聞発表した¹⁴⁸⁾。

結局、市中銀行からの借款を優先させて、さらなる引締め政策を回避する大蔵省の試みは失敗に終わった。大蔵省為替局にとって、3行借款は苦い経験となった。それは、1967年に示された次の否定的な評価からも窺える¹⁴⁹⁾。「米国

145) 法定限度額がもっとも少ない BOA (自己資本5億5,000万ドル) の5,500万ドルに、他の2行が合わせる形がとられた。

146) 「三行借入についての態度」(為替局 昭和36年10月13日) [旧大蔵省資料]。

147) 「10月17日発 鈴木領事宛」 [旧大蔵省資料]。

148) 『日本経済新聞』1961年11月1日。

149) 「国際収支と外貨準備等について」(昭和42年3月15日 [国際金融局] 短期資金課) [旧大蔵省資料]。

市中銀行については、かつて有力3行から日本銀行が借款を受けたことがあるが、金利、担保、その他の条件はまことに苛酷なもの（金額歩積等）であり、かつ爾後、直接間接にわが国金融政策に対する容喙の余地を開くことともなった。」

IMF へのスタンドバイ・クレジット申請（1962年1月）すでに述べたように、政府は IMF からの借款が外貨危機を内外に印象付けることを恐れ、市銀借款を優先した。

日本政府が IMF に対し借款を申し込んだのは12月7日であった¹⁵⁰⁾。12月12日の閣議で了承された「昭和37年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」では、5.4%（名目・実質とも）の成長率が示された。これは、1961年度の成長率実質10.0%（名目14.1%）を半分に下げることがを意味する。鈴木 IMF 理事の意見にもとづいて、大蔵省は、明年度の「経済見通し」を厳しく見積もらなければ、IMF 借款は無理だと判断し、経済企画庁を説得した結果の数字だとされる¹⁵¹⁾。国際収支に関しては、経常収支は年間2億8,000万ドル、総合収支は1億ドルの赤字を見込んだが、下期には総合収支は均衡するものとして、従来の池田首相の言明とつじつまを合わせた。

1962年1月9日、日本政府は IMF に3億500万ドルのスタンドバイ取極を申請した¹⁵²⁾。3億500万ドルという金額は、ゴールド・トランシュと第1クレジット・トランシュ合計2億5,000万ドルと、イギリス、インド両国の IMF からの円引出額5,500万ドルの合計であった。即時借入ではなく、スタンドバイとした理由を大蔵省は、「現在外貨準備高は15億ドル近い額を保有しており、当面の資金繰りについては、米銀からの借入れおよび近く実現が見込まれる EXIM 保証借入れによって支障ないと考えており、今直ちに IMF 資金を引き出す必要はないから」と説明した¹⁵³⁾。

150) 『朝日新聞』1961年12月8日（夕刊）。

151) 『日本経済新聞』1961年12月12日（夕刊）。

152) 政府が1月初めに IMF に対して借入を申請したのは、国会会期中を避けるためであったとされる。日本の外貨事情から見れば、やや早いタイミングであった（『日本経済新聞』1961年12月23日）。なお、1961年12月20日の IMF 理事会で、日本の申請は時期的に早すぎるという批判が出たとされるが、この点は、IMF 史料では未確認である。

153) 「第40回通常国会想定問答（別冊）（IMF 関係）」（昭和37年1月 為替局）[旧大蔵省資

「要請書」¹⁵⁴⁾ は、1962年度の成長率に関しては、「より控え目な態度をとり」、5.4%程度に抑えると言明した。マネー・サプライは、「5.4%の成長率と1962年度下半期における国際収支の均衡回復との矛盾しない水準にとどめ」、金融引締め政策を継続することを約束した。また、1962年度予算案は、国内需要増大を抑えつつ、長期的な国際収支ポジションの強化を目指して編成するとした¹⁵⁵⁾。

ここに述べられた措置を、日本政府はIMFに対する約束（コンディショナリティー）とは言っていない。政府の公式見解は、「今回のスタンドバイ取決はゴールド・トランシェと第1トランシェの範囲内であるし、IMFはわが国が現在迄に行なっている国際収支改善対策に満足しているので、今後新しい施策をとるようコミットしたということはない。ただし、ご承知の通り政府は国際収支改善を〔昭和〕37年度経済運営の基本目標とすると同時に、昨年9月に定めた自由化促進計画については最善の努力を払ってこれを予定通り実行する所存であり、こうした事情がスタンドバイ取決承認の際の前提条件となっていることは申す迄もない」というものであった¹⁵⁶⁾。

スタンドバイ取極は、1962年1月19日の理事会で承認された¹⁵⁷⁾。

料], p. 2。

154) “IMF Japan-Request for Stand-By Arrangement,” prepared by the Asian Department, Jan. 10, 1962 (IMF Central Files, C/Japan/1760 Stand-by arrangements [IMF Archives]). 訳文は、「IMF スタッフ・レポート（仮訳）ESB/62/4 1962年1月11日 日本とのスタンド・バイ取決め」〔旧大蔵省資料〕に拠った。

155) 実際には、昭和36（1961）年度一般会計予算は、前年度当初予算に対して24.4%増、財政投融资計画は、前年度当初計画に対して23.2%増という大型予算になった。神野直彦は、「経済成長の持続に対する信頼と自信に裏打ちされていた」と評価している（大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27～48年度——』第3巻、1994年、p. 539）。政府は当初から、国際収支対策として、1954年度「1兆円予算」のような縮小型予算を組む意図は持っていなかったと思われる。自民党からは、景気調整の必要が生じたのは、民間の設備投資や消費の行過ぎの結果であり、政府予算の過大が原因ではない、公共投資等は積極的に進めるべきとの意見が出された（「金融引き締め戦線に異常あり」『金融財政事情』1962年1月1日号、p. 21）。

156) 「第40回通常国会想定問答（別冊）（IMF関係）」（昭和37年1月 為替局）〔旧大蔵省資料〕, p. 12。

157) IMFとの借款交渉に当たった福田為替局長は、「305百万ドルのIMF stand by 借入の取極に際しては、先方、特にIMF staffは日本に対し相当の信頼感を持っており、いろいろ聴かれるのではないかと感じてかなりの資料を用意して行ったが、大したことはなかった」との感想を漏らしている（「為替連絡会（第370回）記録」（昭和37年2月19日））。

IMF スタッフの「評価と勧告」は以下の通りである。

日本政府は、日本の国際収支における均衡を回復させるための政策を今後も引続きとる確固たる意思のあることを表明した。明年度の下半期までに上記の目標を達成するため、金融、財政の両分野においてすでにとられた措置のほか、必要と考えられる追加措置がとられるであろう。金融財政政策について、ここに表明せられた日本政府の意図にかんがみ、スタッフは上記の目標は達成せられるものと信ずる。政府は明年度における輸出の伸びを 14.6% と見込んでいるが¹⁵⁸⁾、この目標を達成することは容易でないという事実からも、金融財政政策がいかに重要なものとなるかが裏書きされよう。それ故、金融財政政策によって輸入需要を抑制することが緊要である。基金とのスタンド・バイ取決めが現在の国際収支の逆調を克服するために金融財政政策を遂行していく上において当局の立場を強めるものと期待される。

理事会では、日本の引締め政策の実効性を評価する意見が多く、提案は異議なく了承された¹⁵⁹⁾。理事からは、5.4% 成長率に抑えることの現実的可能性、短資に依存することの危険性について質問とコメントがあった。最後に、鈴木源吾理事が、5.4% 成長率に関して、「この数字を上回りかねない傾向については認識しているが、政府エコノミストによれば、5.4% 成長率が維持されなければ、今年度末までに国際収支の均衡は達成されない。したがって、成長率をこの数字に収めるよう、あらゆる努力が払われねばならないだろう」と述べた¹⁶⁰⁾。

スタンドバイ取極の概要は以下のとおりである¹⁶¹⁾。

取極期間 IMF 承認から 1 年間

158) 1962 年度輸出通関実績の対前年度比伸び率は 15.9% で、これを上回った（『経済白書』昭和 38 年度版，p. 16，p. 58）。

159) “IMF Minutes of Executive Board Meeting 62/3,” Jan 19, 1962 [IMF Archives].

160) なお、1963 年度コンサルテーションにおいて日本側は、1962 年度（1962 年 4 月～63 年 3 月）の GNP 成長率は 5.1%（名目 8.0%）の伸びで、政府見通しと大差のない所に落ち着いた、「以前の成長率は非常に高かったので、5% は正常な成長率へ移る過渡的な現象であると考えている」と述べ、この約束が守られたことを強調した（“IMF Japan-1963 Consultations, Minutes of Meeting No. 2,” November 12, 1963, Central Files Collection, Consultation Files, Japan 420. 1 [IMF Archives]）。

161) 『日本銀行沿革史』第 5 集第 16 巻，p. 591。

取極金額 3億500万ドル
返 済 買入れ後3年以内に交換可能通貨をもって返済する
手数料 年¼%の前払い(ゴールド・トランシュ部分については不要なので、
31万2,500ドルになる)

3億500万ドルという金額は、ゴールド・トランシュ1億2,500万ドル、第1クレジット・トランシュ1億2,500万ドル、スーパー・ゴールド・トランシュ(他の加盟国が円貨を引出額相当分)5,500万ドルの合計であり、要するに、第1クレジット・トランシュまでの引出し予約である。

EXIM 保証借款(1962年1月) 政府は、1957年と同様に、EXIM から農産物借款を行う計画であった。1961年9月26日に、鈴木 IMF 理事が EXIM の副総裁サウアーと会談した際には、EXIM 側は、1957年と同じ形式で貸出を行うことに積極的な姿勢を示した¹⁶²⁾。しかし、その後、EXIM の資金事情から、市中ベースの借款に EXIM が保証を与える貸出形式がとられることになった。12月18日に、アメリカの市銀との話がまとまり¹⁶³⁾、1962年1月31日に借款契約が調印された。内容は、以下の通りであった¹⁶⁴⁾。

借入先 米市銀7行(FNCB, BOA, CMB, ケミカルバンク [Chemical Bank New York Trust Company], マニュファクチャラーズ・ハノーバー [Manufacturers Hanover Trust Company], アーヴィング [Irving Trust Company], モルガン [Morgan Guaranty Trust Company of New York])
借款主体 日本銀行
借入金額 125百万ドル
借款対象農産物 綿花, 小麦, 大豆, とうもろこし, 葉煙草, 原皮, 牛脂, ふすま, 石炭, 木材
借入金利 年4½%

162) 「鈴木理事発 石原次官宛」(1961年9月28日) [旧大蔵省資料]。

163) 『日本経済新聞』1961年12月19日。

164) 「EXIM 保証借款について」(作成年月日不明, [大蔵省]) [旧大蔵省資料]。『日本銀行沿革史』第5集第15巻, pp. 338-340。

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 引出期間 | 1962 年 1 月 31 日～7 月 2 日 |
| 借款期間 | 借入実行から 1 年 |
| 約定手数料 | 未使用残高に対し年 ¼ % |
| 担 保 | 無担保（ただし日銀は各米国銀行に少なくとも借款相当額の定期預金を保持する） |

3 自由化対策と産業政策

(1) 「エネルギー革命」と貿易自由化

石炭産業の衰退と保護政策 石炭自体は自由化の対象ではなかったが、石油自由化との関係で石炭産業をどのような形で保護するかが焦点となった。1962 年 10 月の原油輸入の自由化は、「エネルギー革命」を勢いづけ、「炭主油従」から「油主炭従」へとエネルギー政策を大転換させた。

高炭価はすでに 1950 年代初めから問題になっていたが（1950 年 6 月、産業合理化審議会答申）、1950 年代半ばまでに、価格上での石油の国産石炭に対する優位は明白になった。1950 年代後半に安価な中東原油が流入すると、競争力の格差は決定的となった¹⁶⁵⁾。政府は、合理化による石炭産業の建て直しで事態に対応しようとした（1955 年 8 月、石炭鉱業合理化臨時措置法公布）。政府は、国内の石炭産業を保護するために、石油の輸入・消費を抑制する措置をとった（1954 年 3 月「石炭と重油との調整について」、1955 年 8 月「重油ボイラー設置制限等臨時措置法」公布、同年 8 月、原油・重油関税の復活）。

「炭主油従」政策は、1960 年 9 月施行の石炭合理化臨時措置法改正にも受け継がれた¹⁶⁶⁾。この改正は、1959 年 12 月 19 日の石炭鉱業審議会の答申にそってなされたものである。答申は、①1963 年度に石炭販売価格を 1958 年度に対しトン当たり 1,200 円程度引き下げること、②5,000～5,500 万トンの石炭生産を維持すること、③近代化・合理化資金を貸し付けること等を提言した。この改正により、石炭鉱業合理化学業団（1955 年 11 月設立）の業務に、炭鉱の近

165) 以下、石炭産業・石炭産業政策については、通商産業省石炭局炭政課編『石炭産業の概説』財務出版、1968 年、第 1 部、日本エネルギー経済研究所編『戦後エネルギー産業史』東洋経済新報社、1986 年、「第 8 章 石炭産業」（木村徹執筆）、産業学会編『戦後日本産業史』東洋経済新報社、1995 年、「石炭産業」（矢田俊文執筆）に負う部分が多い。

166) 鷲巢英策（通商産業省大臣官房秘書課）「石炭鉱業の体質改善を推進」『時の法令』第 355 号（1960 年 6 月）pp. 1-7。

代化に必要な資金の貸付が加わった。1961年度の出炭量は、戦後最高の5,500万トンを記録したが、1961年度は第1次エネルギー供給において、石油のシェアが石炭を上回った年でもあった¹⁶⁷⁾。

1961年9月に原油輸入自由化が決定し、翌年10月から実施されると、石炭政策は転換を迫られた。1962年10月の石炭鉱業調査団第1次答申は、石炭はもはや重油に対抗できないことを認めた上で、失業対策、地域振興など、社会的摩擦を回避するよう訴えた。最大の課題は、炭鉱労働者の解雇への対処にあった。こうして1962年を境に、石炭政策の重点は産業政策から社会政策へ移行した。

1962年5月に、産業構造調査会にエネルギー部会が設置され、総合エネルギー政策の検討が始まった。石炭鉱業調査団は、10月13日、池田首相に石炭鉱業の安定についての答申大綱を提出した¹⁶⁸⁾。それは、①合理化計画最終年度の1967年度の出炭規模を5,500万トンとする、②1967年度までに非能率炭鉱1,200万トンを閉山する、③1967年度の炭鉱労働者は12万人台(約6万人の減少)とする、という内容であった。11月29日、政府は、石炭鉱業調査団の答申にもとづき、「石炭対策大綱」を閣議決定した。

石炭需要確保のためには、電力、鉄鋼などの大口需要者の引き取り数量増加を図らねばならず¹⁶⁹⁾、重油消費税の新設で補償財源をまかなうか、原油関税の全額還付で対処するかが問題となった¹⁷⁰⁾。1962年12月、政府・自民党は重油消費税を創設する方針を固めたが¹⁷¹⁾、経団連はこれに強く反対した¹⁷²⁾。結局、重油消費税創設は見送られ、原油関税引上げで対処することになった。1963～64年には、炭鉱では離職・閉山が相次いで、石炭生産は漸減し始め(大

167) 『日本経済新聞』1961年3月9日。

168) 『日本経済新聞』1962年10月13日(夕刊)。

169) 1961年6月7日に、電力・鉄鋼・ガス・セメント業界と石炭業界の首脳部との間に、石炭の長期安定取引に関する申し合わせがなされた。その要点は、①主要需要産業は、石炭審議会の決定した、1963年度までに1958年度に比し、主要揚地炭価1,200円引き下げの価格をもって所定の数量を引き取ること、石炭業界は所定量の供給について責任を負うこと、②重油ボイラー規制法は、従来の予定通り、1963年限りで廃止すること、である(植村甲午郎(経団連副会長)「石炭の長期安定取引申合せとエネルギー総合対策」『経団連月報』9-7(1961年7月), pp. 2-3)。

170) 『日本経済新聞』1962年11月29日。

171) 『朝日新聞』1962年12月11日。

172) 『朝日新聞』1962年12月16日。

幅な縮小は1967年以降)、1966年7月の石炭鉱業審議会第3次答申では、年産5,500万トンの目標は放棄された。

石炭は外貨割当 (FA) 品目であり、IMF 8 条国移行後も、非自由化品目として残った。しかし、国内でコークス用強粘結炭がほとんど産出されないため、鉄鋼業用に大量の強粘結炭が海外から輸入された¹⁷³⁾。1960年代初めには、輸入炭の90%は原料炭であり、その90%以上は鉄鋼部門に向けられていた¹⁷⁴⁾。輸入先は、1950年代には80~90%がアメリカ、1960年代にはオーストラリア、カナダが新たに加わり、アメリカのシェアは1960年代後半には50%を切るようになった¹⁷⁵⁾。国内炭優先政策との兼ね合いを図るため、国内産の弱粘結炭との混合使用が推進された。しかし、国内炭配合比率は1960年代を通じて低下し、1960年の49.0%から1967年には31.4%になった。原料炭の輸入が自由化されたのは、1971年10月であった。

原油の自由化と石油産業 石油の外貨割当は、①通産省の掲げる消費地精製方式を推し進める、②安価な原油を輸入し外貨を節約する、③石炭鉱業に対する政策的配慮を行なう、の3原則で編成された¹⁷⁶⁾。具体的には、製品輸入を抑える、数量実績を採用して安価な原油調達を推進する、炭主油従政策を尊重して石油外貨予算を抑制するなどの方針がとられた(図3)。石炭価格にリンクした高い重油価格が維持された結果、石油企業は高利潤を確保した。また、原油処理実績(1953~54年度)・輸入実績(1955年度以降)にもとづく外貨割当は民族系企業、中小業者のシェア拡大に貢献した¹⁷⁷⁾。

1961年9月の自由化繰上げ発表で、1962年10月の原油の自由化が確定すると、通産省は、外貨割当制度に代わる新たな枠組み作りに取り掛かった。大量の輸入原油の流入による過当競争を防ぎ、業界秩序を維持することが最大の目的であった。1961年12月、エネルギー懇談会(有沢広巳議長)は「石油政策に

173) 国内で唯一の強粘結炭であった北松炭は、1964年度末に閉山となった(日本鉄鋼連盟『鉄鋼十年史——昭和33~42年——』1969年、p. 424)。

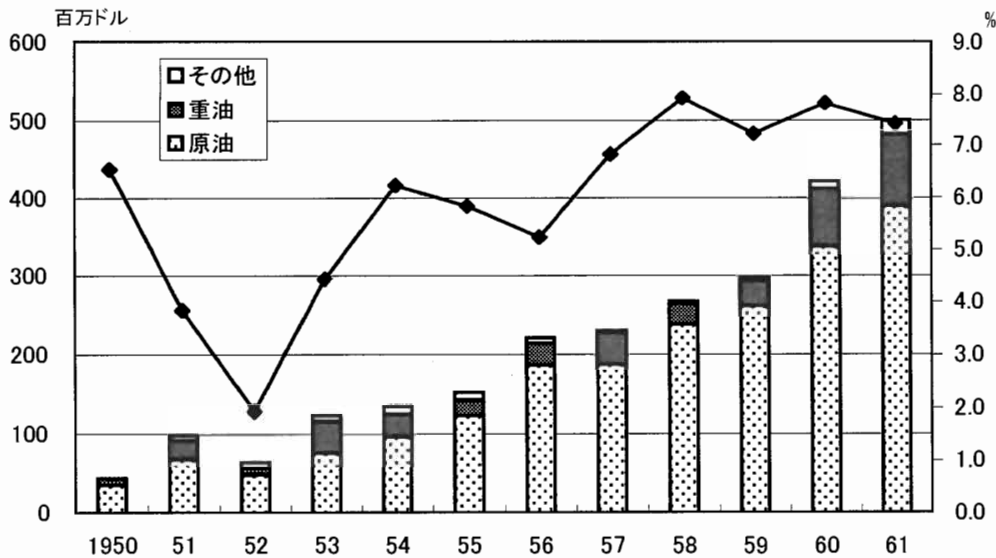
174) 前掲『戦後日本の貿易20年史』p. 255。

175) 田部三郎『日本鉄鋼原料史』下、産業新聞社、1983年、pp. 114-125。

176) 石油連盟編『戦後石油産業史』1985年、p. 62。

177) 岩崎徹也「石油産業」産業学会編『戦後日本産業史』東洋経済新報社、1995年、p. 1020。『朝日新聞』1960年6月2日。

図3 石油外貨予算の推移



[注] 折れ線グラフは外貨貨物予算に占める石油予算の比率 (右側のスケール)。

[出所] 石油連盟編『戦後石油産業史』1985年, p. 63より作成。

関する中間報告」を纏めた。エネルギーの安定供給は国の責務であり、そのためには国内石油市場を政府の影響下に置く必要があるという趣旨であった。国内では外資系企業が優位を占め、海外においてはメジャー (セブン・シスターズ) が資源を独占する石油市場で、いかに民族資本を育成し、石油資源を確保するかが通産省の課題であった¹⁷⁸⁾。

エネルギー懇談会の中間報告を受け、通産省は石油業法案の策定作業を始めた。業界内の利害は錯綜しており、意見集約は容易ではなかったが、1962年1月31日、石油連盟は、「需給調整と設備規制を中心とする5年間程度の時限立法とする」ことで、石油業法案を認めた¹⁷⁹⁾。

石油業法は、1962年5月11日に公布された (7月10日施行)¹⁸⁰⁾。これにより

178) 民族系石油企業育成策の一環として、1965年8月に、日本鉱業、アジア石油、東亜石油3社により共同石油が設立された。また、海外資源確保のために、1967年10月に石油開発公団が設立された。

179) 『日本経済新聞』1961年2月1日。経団連のエネルギー対策委員会 (大屋敦委員長) では、自由化見送りについては意見が一致したものの、石油業法の要否については、石油業法を認める多数派と、認めない少数派とに分かれた (『石油の自由化対策について』『経団連週報』1962年1月12日)。2月22日に「石油自由化対策にかんする意見」を公表し、5年間程度の時限立法とし、最小限の規制 (設備の許可制に限定) にとどめるとの条件をつけて、法案を認めた (『経団連週報』1962年3月1日)。

180) 「石油業法の制定と今後の石油政策の課題」『時の法令』第437号 (1962年9月), pp. 9-16。

通産省は、事業許可（石油精製業輸入業に対する許可）と設備許可の権限を持ち、石油供給計画にもとづいて、各石油会社に対して生産・輸入計画の変更を勧告できるほか、販売価格についても石油会社に勧告できることとなった。

1962年10月の原油の輸入自由化を前に、石油企業はすでに大混乱に陥っていた。石油業法の制定を予想して、設備の駆け込み新增設が行なわれ、1961～62年には製油所が相次いで完成した。過剰生産能力を抱えた石油企業は、激しいシェア獲得競争を展開した。また、タププリの外貨予算により輸入規制は弛緩し、中小メーカーを中心に価格引下げ競争が始まった¹⁸¹⁾。

石油産業の純利益は、1962年から64年にかけて急減し、1964年上期には業界全体の業績は赤字に陥った。1963年11月には、行政指導による生産調整の内容を不満として、出光興産が石油連盟を脱退する事件が起き¹⁸²⁾、自主調整の見通しは立たなかった¹⁸³⁾。

輸入自由化の面では、1962年10月の原油に続いて、1963年8月に航空ガソリンが、1964年7月に、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料、灯油、LPGが自由化された¹⁸⁴⁾。重油と軽油は、過当競争の防止、石炭産業への悪影響を考慮して、自由化されず、重油・軽油の数量割当制は、1971年度末まで継続された（1972年4月自由化）。この時に、重油に関税割当制度が適用された¹⁸⁵⁾。

石油に対する関税は、石炭産業対策の財源確保を目的とした。当初は、保護

岩崎徹也「石油産業」産業学会編『戦後日本産業史』東洋経済新報社、1995年、p. 1022。

181) 齊藤英雄（通商産業省石油課長）「石油産業の現状と問題点」『通商産業研究』第127号（1964年12月）、pp. 67-83、岡部彰『産業の昭和史3 石油』日本経済評論社、1986年、pp. 161-163、「自由化直前の不況にあえぐ石油業界」『エコノミスト』1961年10月24日号、pp. 42-44。

182) 根本的問題は、原油輸入自由化後に導入された生産調整方式（設備能力、生産実績、販売実績の3つを基準に各社に配分する方式）が機能しない点にあった（岡俊哉「『転型期』をむかえる石油産業」『経済評論』1964年5月号、pp. 18-30）。

183) 行政指導の強化と、石油連盟による対策により、1966年初めまでには混乱は収まった。なお、出光興産は、1966年10月に石油連盟に復帰した（前掲『戦後エネルギー産業史』pp. 156-160）。

184) 輸入自由化と言っても、石油業法のもとで、実質的には輸入量が規制されていた。第2次オイルショックの際に、石油化学工業界からナフサ自由化の強い要請がなされ、1972年から石油化学企業の原料ナフサの自由輸入が可能になった。ガソリン、灯油、軽油の輸入解禁は、1985年12月公布（1月施行）の「特定石油製品輸入暫定措置法」によって果たされた（前掲『戦後石油産業史』p. 121、pp. 311-312）。

185) 前掲『戦後石油産業史』pp. 203-204。

関税の側面が強かったが、1960年5月の原油・重油関税の引上げの際に¹⁸⁶⁾、石炭合理化対策の財源とされ、財政関税に性格が変化した¹⁸⁷⁾。

原油関税引上げは1961年の全面的関税改正の際には見送られたが、石炭政策の整備を待って、1962年4月に基本税率530円/kl(10%)に引き上げられた¹⁸⁸⁾。それまで320円/kl(6%)の暫定税率だったので、かなり大幅な引上げであった。ついで、1963年4月にも、さらに2%引き上げられ、640円/kl(12%)となった(暫定税率)¹⁸⁹⁾。ただし、1962年度、1963年度の引上げの際には、原油の大量の消費者である電力業、鉄鋼業には、関税引上げ相当分が還付されることになった¹⁹⁰⁾。また、石油化学用ナフサの原料として使用されるナフサについては、関税が全額還付された。

その後、税率には変更がなかったが、1967年5月に、原・重油関税収入を財源とする石炭対策特別会計が新設され、石油関税を石炭対策の恒久的財源とすることが制度化された。同特別会計の予算は、石炭合理化安定対策、鉍害対策、産炭地域振興対策、炭鉍離職者援護対策等に充てられた¹⁹¹⁾。

(2) 機械産業

186) 製油用原重油2%→6%、製油用以外の原重油6.5%→10%。

187) 前掲『戦後エネルギー産業史』p. 96。

188) 1961年12月1日、エネルギー懇談会(有沢広巳座長)は、原油の輸入関税率を1キロリットル当たり320円(6%)から530円(10%)に引き上げるのが妥当との答申をまとめた(『朝日新聞』1961年12月2日)。

189) 『財政金融統計月報』第178号(1966年8月)「関税特集 第2章 石油関税とその減免還付制度について」。1962年4月の引上げの際に、関税率審議会は、答申において、「原油関税は、基本的には無税であることが望ましいので、政府は将来における関税政策の策定に当って、この点に留意すべきこと」という付帯条件を付けたので、1963年の引上げについては、関税率審議会内部では強い反対があった。今後再び引き上げないと大蔵大臣が言明し、最終的には引上げを認めた(『石油などの関税率を改正』『貿易と関税』1963年2月号, p. 30, 「第202回定例理事会議事要録」『経団連週報』1963年1月10日, pp. 8-9)。

190) 原重油関税還付・免税額は、1965年度において、94億9,700万円(うち電力18億6,500万円、鉄鋼8億1,500万、石油化学28億8,200万円)で、原重油関税合計額585億9,200万円の16.2%であった。

191) 大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27~48年度——』第5巻「特別会計」(柴田善雅執筆), pp. 145-147。特別会計が設けられるまでは、原重油関税は一般会計に繰り入れられ、その後、石炭対策に支出されていた。石炭対策特別会計は、1972年4月に「石炭及び石油対策特別会計」に引き継がれた。

保護主義の牙城としての自動車産業 貿易自由化が始まった1960年初め、自動車産業界は、乗用車の国内需要の先行きに悲観的であった。浅原源七自動車工業会会長（日産自動車会長）は、「今日のところではどうも日本の一般の需要が乗用車に、外国のように非常に大きな需要が急に出て、日本の自動車工業の中心が乗用車に移るといふ日が近いとはちょっと予想しにくいんじゃないか」と述べていた¹⁹²⁾。一方で自動車メーカーは、1960年から61年にかけて、一斉に乗用車専門工場の新設にとりかかっていた¹⁹³⁾。この強気と弱気との混交は、実需が2、3年来、推定需要の倍の伸びを示し、予想外の需要増に追いかける形で、自動車メーカーが生産を拡大しつつあった状況を反映している。

貿易自由化については、「乗用車は機械産業のなかでも自由化に最も弱い業種」とされており¹⁹⁴⁾、自動車産業は自由化に対して拒否的であった¹⁹⁵⁾。通産省は、1954年から国産乗用車振興政策（「国民車構想」）を進め、乗用車の輸入は、観光用・報道用に、わずかの台数の輸入のみが認められていた¹⁹⁶⁾。ようやく1960年度下期外貨予算から、一般用の乗用車の輸入が認められた。1960年度の乗用車輸入割当額は、前年度の約倍の450万ドルで、そのうち約168万ドル（1,000台分）が一般用に向けられた¹⁹⁷⁾。

乗用車以外の自動車は競争力があつたため、早期に自由化が実施された。1960年10月に三輪トラック、自動車タイヤが、1961年4月にトラック、バス、二輪車（250cc未満）が自由化された。

乗用車に関する通産省の方針は、①1962年10月の90%自由化の対象としない、②1964年度末の自由化は避けがたいので、それまでに企業の再編を行って競争力を強化する¹⁹⁸⁾、③ノック・ダウン方式による輸入を防ぐため、

192) 「貿易・為替自由化問題に対するヒアリング速記録（経団連）」（昭和35年2月15日自由民主党政調会経済調査会）p. 20。

193) 日本自動車工業会編『日本自動車産業史』1988年、pp. 155-156。

194) 「繰り上げ自由化の波紋」『エコノミスト』1961年10月31日号、p. 15。

195) 今井善衛（1961～62年、通産省通商局長）は、「当時、自動車産業はいちばん保守的なように感じましたね。IMFを非常な外圧とみたわけです」と述べている（今井善衛「自由化の推進」エコノミスト編集部編『戦後産業史への証言』1、毎日新聞社、1977年、p. 175）。

196) 前掲『日本自動車産業史』pp. 122-125。

197) 「経済局特別情報」第295号（昭和35年10月24日）。

198) 乗用車メーカーを2～3社ずつ3つのグループに分けて量産による合理化を図る、部品の集中生産体制を確立するというものであった。

エンジンとその中核的部分は GATT に対しウェーバーを求める¹⁹⁹⁾、という内容であった。

88% 自由化措置の後の 1962 年 12 月 14 日、福田一通産相は記者会見で、乗用車の自由化は 1 年以内にでも行うべきだと述べた²⁰⁰⁾。12 月 18 日、産業構造調査会乗用車政策特別小委員会（今里広記委員長）は、1965 年 3 月の自由化を前提に乗用車工業の生産体制を早急に整備すべきとする「乗用車政策の基本方向についての答申」をまとめた²⁰¹⁾。内需が好調であったため、自動車企業の業績は良好であり、大手各社は 1 割 5 分の高配当を続けていた。1963 年夏、通産省は自由化時期の繰上げをちらつかせて、自動車業界に、価格の引下げ、業界の集約化を迫った²⁰²⁾。

1964 年 4 月の IMF 8 条国移行の時点で、乗用車、乗用車用原動機付シャシー、エンジンとその主要部品、中古車は自由化されていなかった²⁰³⁾。乗用車輸入の外貨割当台数は、1959 年の 898 台から 1964 年には 13,577 台に増加したものの、国内生産台数の 2.2% に過ぎなかった²⁰⁴⁾。通産省は、自動車産業を「わが国経済の発展を担うべき中核産業」と位置づけ、1964 年 9 月には「自動車メーカーに対する要請」を出し、外資への依存を戒めた²⁰⁵⁾。

1965 年 10 月 1 日、乗用車の輸入自由化が実施された。自動車エンジンの輸入が自由化されたのは 1971 年 6 月であった。

機械工業の育成と自由化 造船や家電は 1950 年代に順調な発展を遂げたが、産業機械、工作機械、重電機など一般機械は、貿易・為替自由化政策が打ち出された時点で、一部を除いては国際水準に達していなかった。政府は、雇用吸収力の大きさ、付加価値の高さなどから、機械工業を積極的に育成すべき産業と位置づけ、1956 年には「機械工業振興臨時措置法」（機振法）を制定した²⁰⁶⁾。

199) 1961 年 8 月 4 日の機械工業自由化対策会議自動車部会で、通産省がこの方針を示した（『朝日新聞』1961 年 8 月 5 日）。

200) 『朝日新聞』1962 年 12 月 14 日。

201) 『日本経済新聞』1962 年 12 月 19 日。『朝日新聞』1962 年 12 月 19 日。

202) 「風波高まる自動車業界」『財経詳報』第 509 号（1963 年 9 月 16 日）、p. 5。

203) 前掲『日本自動車産業史』p. 232。

204) 岩越忠恕『自動車工業論』東京大学出版会、1963 年、pp. 178-179。

205) 通商産業省重工業局自動車課編『日本の自動車工業』（1965 年版）、p. 13、pp. 31-33。

206) 機械工業臨時措置法については、橋本寿朗『戦後日本経済の成長構造』有斐閣、2001 年、

通産省は、1960年1月、機械工業自由化対策会議を設置して検討を行ない、4月半ば、第1次自由化プログラムに載せることができるのは、十数種にとどまるという見通しを示した²⁰⁷⁾。それによれば、造船、軽機械（カメラ、トランジスター、家庭用ミシンなど）、家庭電気製品は競争力があるが、乗用車、内燃機関、冷凍機などは生産規模が小さく、電子計算機、大型工作機械、大型火力発電機、化学プラント、油圧ポンプ、航空機などは技術的に立ち遅れており、国際競争力がないと結論付けた。

産業機械は、外貨割当のもとで輸入規制が行われていたので、輸入依存度は10～15%にすぎなかったが、自由化されれば、各企業が争って外国製品を輸入することが予想された²⁰⁸⁾。通産省は産業機械の90%以上を1962年4月以降に自由化する方針であった²⁰⁹⁾。金属加工機械、大型土木建設機械、一部の化学機械、鋳山機械は競争力が弱く²¹⁰⁾、産業機械メーカーは、輸入自由化が実施されれば、業界は困難に陥ると懸念した²¹¹⁾。1960年12月7日、通産省は機械工業界の代表に対し、関税改正答申が出され、「機械工業振興臨時措置法改正法案」も次期国会に上程されるので、自由化対策は整ったとして、工作・産業機械の自由化を1年間早めると通告した²¹²⁾（改正法は1961年4月1日に施行された）。これに対し、日本産業機械工業会は、12月14日、産業機械は「所得倍増計画」が「戦略的産業」として重視する産業であり、単純な国際分業論で自由化に踏み切ることには絶対反対だとする見解を発表した²¹³⁾。

工作機械工業も、立ち遅れた部門であり、企業規模も矮小であった²¹⁴⁾。また、1950年代には、賠償指定中古機械の放出、機械の輸入再開・増大により困難な状況に置かれた²¹⁵⁾。工作機械の輸入については、輸入促進を望む自動

第8章、第9章、参照。

207) 『日本経済新聞』1960年4月15日。

208) 「自由化の影響を測定する 8」『エコノミスト』別冊（1960年4月10日）、pp. 94-95。

209) 日本機械工業連合会編『戦後機械工業発展史（補）』1981年、p. 58。

210) 「貿易自由化と主要産業——自由化の影響と問題点——」（昭和35年4月 日本銀行調査局）、p. 141。

211) 『日本経済新聞』1960年10月12日。

212) 『朝日新聞』1960年12月8日。

213) 『朝日新聞』1960年12月15日。

214) 当時の工作機械工業の脆弱性については、林信太郎『日本機械輸出論』東洋経済新報社、1961年、第7章に詳しく描かれている。林は、当時、機械工業の育成に力を注いだ通産官僚である。

車工業などのユーザー側と、輸入防遏を求める工作機械工業との利害対立があり、輸入促進政策（重要機械類輸入税減免制度（1951年度から実施））と工作機械国産振興政策（工作機械輸入補助金制度（1952年度から実施）、「機械工業振興臨時措置法」（1956年公布）、工作機械試作補助金制度（1953～55年度））の両方の政策がとられた²¹⁶⁾。1958年において、工作機械の国内需要の42%が輸入されていた²¹⁷⁾。

自由化政策開始の1960年の時点では、汎用機種は国際競争力を持つが、大型工作機械、特殊目的の工作機械は競争力が弱いと見られていた。当時、ほとんどすべての工作機械が輸入割当制のもとに置かれていたので、自由化されれば、影響は甚大と考えられた²¹⁸⁾。しかし、岩戸景気の設備投資に支えられて、工作機械工業は1961年までの5年間に約10倍も生産を拡大し、国内生産が需要に追いつけない状況にあり²¹⁹⁾、すでに自由化の条件は整いつつあった。

重電機は、1950年代に電力産業（とくに火力発電）が急成長するなかで、日本製の重電機は大型化についてゆけず、大容量機器は米国からの輸入に依存する状態から脱せなかったが（1号機輸入・2号機国産方式）、ようやく1960年頃までには、国内メーカーの技術水準は国際水準に近づいた。しかし、自由化されれば、国内の電力企業は支払い条件等が有利な輸入機械を購入するようになり、これまでの1号機輸入・2号機国産方式の国内企業育成策が維持できなくなる恐れがあった²²⁰⁾。さらに、1961年の引締め政策以後、設備投資の沈静化

215) 沢井実「工作機械」米川伸一ほか編『戦後日本経営史』第2巻、東洋経済新報社、1990年、小林正人「日本工作機械工業の高度成長と戦後における発展形態」京都大学『経済論叢』第133巻1・2合併号（1984年2月）、参照。

216) 通産省は、工作機械を作るための工作機械（マザーマシン）の輸入促進と、産業全体の技術革新のための機械輸入促進の両方を行った。沢井は、「輸入機械促進措置は全体として短期的には工作機械業界にプラス・マイナス両面の影響を与えた」と評価している（前掲、沢井論文、p. 154）。なお、林信太郎「経済自立と技術導入」エコノミスト編集部編『戦後産業史への証言』1、毎日新聞社、1977年、pp. 70-71、『通商産業政策史』6、1990年、pp. 544-555（橋本寿朗執筆）、pp. 544-555も参照。

217) 通商産業省産業構造研究会編『貿易自由化と産業構造』東洋経済新報社、1960年、p. 174。

218) 主要産業工作機械の関税率は、1951年に15%と定められ、1961年に、15機種について25%に引き上げられた（「わが国の主要産業と関税」『財政金融統計月報』第178号（1966年8月）、pp. 29-31）。「貿易自由化と主要産業——自由化の影響と問題点——」（昭和35年4月 日本銀行調査局）、pp. 126-135。

219) 長嶺源吾（日本工作機械工業会会長・東芝機械社長）「工作機械の自由化をむかえて」『経団連月報』10-9（1962年9月）、pp. 8-11。

と電源開発計画の縮小によって、重電機の需要は急減し、業界は不況に陥っていた²²¹⁾。

機械類の自由化率は、1961年6月には、わずか4%であったが、同年7月に24%、12月に47%、1962年4月に57%と上昇し、1962年10月の「88%自由化」の際には85%に達した（1963年9月には90%となる）²²²⁾。この時は産業機械のうち、高温高圧のボイラー、高温高圧コンプレッサー、大型ブルドーザー、電気機械のうち、20万KWを超える大型火力発電機、揚水式発電機、原子炉およびその部品、量産化途上の電器類は自由化延期を認められた²²³⁾。結局、8条国移行の時点では、国際競争力がないと目された電子計算機、乗用車、大型火力発電機、大型工作機械は非自由化品目として残った。

自由化対策としては、第1に機振法の延長（1966年までの延長が1961年に決まった）、第2に輸出所得控除制度の当面の継続と1964年以降における代替措置、第3に延払い輸出制度の充実、第4に国産品愛用政策などの措置がとられた²²⁴⁾。第2、第3の点については後述するが、ここでは国産品愛用政策について触れておきたい。

1961年8月、通産省は、機械工業の自由化対策として、国産品愛用の法制化を企図し²²⁵⁾、同年秋に、国産機械の優先購入を官公庁に義務付ける「国産機械愛用促進臨時措置法」の大綱をまとめた。国産品の割高が10%以内であれば官公需に優先購入を義務付け、民需については、国産品の購入者に大幅の特別償却を認めるという内容である²²⁶⁾。経団連も、通産省の案を積極的に支持した²²⁷⁾。

220) 水田三喜男編『産業の構造改善と自由化対策』pp. 421-423。「貿易自由化と主要産業——自由化の影響と問題点——」（昭和35年4月 日本銀行調査局），p. 163-164。

221) 一寸木俊昭「電機」米川伸一ほか編『戦後日本経営史』第2巻，東洋経済新報社，1990年，pp. 21-25。

222) 産業構造調査会編『日本の産業構造』第3巻，通商産業研究会，1964年，p. 453。

223) 「自由化に伴う業種別問題点と対策について」『経団連週報』1961年8月16日，p. 2。

224) 丹羽周夫（三菱造船会長）は、1962年度下期の最高輸出会議で、重機械関係の輸出振興対策は、輸銀の延払い金融の拡大と、輸出所得控除制度の継続の2つしかないと述べている（「昭和37年度下期輸出会議議事録」（昭和37年11月27日），p. 58）。

225) 『朝日新聞』1961年8月6日。

226) 『日本経済新聞』1961年10月12日。

227) 「自由化推進に伴う産業政策上の問題点について——国産機械愛用促進政策と重電機国内延払金融制度を中心に——」『経団連週報』1961年10月27日，pp. 4-8。

外務省は、この構想にネガティブな反応を示した。アメリカの Buy American Act も官公需を主としており、民需まで国産機械愛用を法律で義務付ければ、日米友好通商航海条約の内国民待遇の均霑の条項違反になるので、精神運動にとどめるべきだと主張した²²⁸⁾。

結局、法律の制定には至らず、1963年9月20日の閣議決定、「外貨の効率的な使用等のための国産品の使用奨励について」により対処することとなった²²⁹⁾。これに基づいて、航空機、自動車、事務用機械、土木建設機械、通信機器、火力発電機など14品目について、政府及び政府関係機関が国産品を優先的に購入することが義務付けられた²³⁰⁾。

(3) 農産物に対する保護主義

粗糖の自由化（1963年8月） 戦後日本は、甘味資源の主たる栽培地である台湾、南洋諸島、沖縄、樺太を失い、砂糖の自給率は100%から5%に下落し、大部分を輸入に依存する状態になった。外貨節約等の見地から、政府は1951年に精製糖輸入の禁止と²³¹⁾、精糖工業育成の方針を決定した²³²⁾。

精糖業に参入する企業が相次いだ。国内製糖メーカーは、粗糖の内外価格差から生じる巨額の輸入差益のおかげで、過剰設備を抱えながらも、高利潤を確保できた²³³⁾。政策当局は粗糖の輸入差益に目を付け²³⁴⁾、1953～54年には、

228) 「経済局特別情報」（昭和36年12月5日）。技術評論家の星野芳郎は、「国産品愛用運動への疑問」『エコノミスト』1962年1月2日号、pp. 140-143で、「国産品愛用運動」を痛烈に批判した。

229) 通商産業省重工業局『官公庁における国産品使用促進の手引き』、1964年、pp. 1-2。

230) 元濱涼一郎・高坂健次「国産品キャンペーン」中山茂ほか編『通史 日本の科学技術』3、学陽書房、1995年、p. 389。

231) 1951年当時、精製糖の原料である粗糖を輸入すれば、精製糖を輸入する場合と比べて、年間約1,000万ドルの外貨節約になるとされた。

232) 「転回点からの証言と回想」『季刊 糖業資報』第140号（1999年2月）、p. 17。

233) 軽部良夫（大蔵省関税局監査課）「消費者価格は引下げられるか——砂糖自由化の意義と問題点」『貿易と関税』1963年11月号、pp. 13-14。林信太郎「製糖業における利潤の蓄積形態とその発生機構」『アナリスト』第5巻第3号（1956年3月）pp. 47-55。差益還元のために、出血補償リンク制などが実施されたことについては、本稿（上）、pp. 64-66参照。

234) 1952～53年には「三白景気」（セメント、硫酸、砂糖）と呼ばれる好景気を現出した。また、製糖業界は、「そのスケールの小ささにもかかわらず、産業界随一の政治力を持つ」と言われ、共和製糖事件などの政治疑獄の温床となった（『甘味資源』保護と砂糖輸入の自由化『経済評論』1963年2月号、p. 5）。

造船、プラント・メーカーに対して粗糖の輸入権を与える出血補償制度が実施され、1955年度、1959年度、1960年度、1962年度には、製糖企業から差益が徴収された。差益を徴収されても、製糖メーカーは十分なレントを確保できた²³⁵⁾。

外貨割当の方式は、精糖企業割当が主であり、副次的に実需者割当²³⁶⁾と商社割当が存在した（表8）。各企業への割当基準は、当初は設備能力重視（1952年度上半期には、設備能力70%、精糖実績30%の比率）であったが、設備過剰を抑制するために1953年度下半期から精糖実績重視に変更され、さらに、1958年度上半期からは、計画的な生産を維持した製糖企業が有利になる在庫スリッページ方式に変わった²³⁷⁾。

他方、農業政策面では、砂糖の原料である国内甘味原料の自給率向上政策が追求され、甜菜糖などの栽培が奨励・拡大された。1953年、寒冷地農業経営の安定策の一環として、甜菜糖栽培の保護政策が導入され（1953年1月、「甜菜

表8 砂糖の外貨輸入割当

(単位：1,000トン)

| 年度 | 割当数量 | 内 訳 | | | |
|------|-------|-------|------|-------|-----|
| | | 製糖会社 | 商社割当 | 実需者割当 | その他 |
| 1952 | 892 | 361 | 525 | — | 7 |
| 53 | 697 | 501 | 183 | — | 13 |
| 54 | 785 | 387 | 366 | — | 31 |
| 55 | 1,050 | 785 | 217 | — | 48 |
| 56 | 1,405 | 1,030 | 284 | 25 | 66 |
| 57 | 937 | 683 | 182 | 25 | 47 |
| 58 | 1,157 | 824 | 227 | 24 | 82 |
| 59 | 1,000 | 709 | 196 | 24 | 72 |
| 60 | 1,127 | 758 | 274 | 24 | 71 |
| 61 | 1,223 | 807 | 315 | 24 | 77 |
| 62 | 1,190 | 762 | 313 | 29 | 82 |
| 63 | 752 | 489 | 192 | 19 | 51 |

[注] 1. 1963年は4～9月分。

2. 「その他」の1952～57年は再製糖。

[出所] 『砂糖統計年鑑』（日本精糖工業会）、1962、1964年版より作成。

235) 1960年当時、製糖会社は輸入粗糖から年間80億円（1960年当時）の超過利潤を得ていたとされる。

236) 実需者割当とは、パン、菓子、飲料などの業者団体への割当である。

237) 前掲「転回点からの証言と回想」、pp. 21-22。

生産振興臨時措置法」制定)²³⁸⁾、政府による北海道の甜菜糖の買い上げが始まった²³⁹⁾。

1959年には、甘味資源栽培の拡大政策は、北海道だけでなく、国内諸地域にまで拡大された。1959年2月、農林省は、国内甘味資源を育成し、10年後(1968年)までに砂糖国内自給率を5割に高める方針を策定した(「甘味資源の自給力強化の総合政策」)²⁴⁰⁾。自給量75万トンの内訳は、甘蔗糖(西南諸島・沖縄²⁴¹⁾)20万トン、甜菜糖(北海道・東北の寒冷地ビートと、宮崎などの暖地ビート)40万トン、ぶどう糖(いも澱粉を原料とするぶどう糖)²⁴²⁾15万トンであった。

甘味資源栽培農家と砂糖メーカーに対する保護の結果²⁴³⁾、国内価格は高水準に維持され、消費者は「世界一高い砂糖」²⁴⁴⁾を押し付けられた²⁴⁵⁾。1962年当時、白砂糖の小売価格は1キロ145円(卸売価格122円)もしたが、消費税と関税が価格の40%以上を占めた²⁴⁶⁾。

粗糖の輸入自由化は、早くも1960年8月に検討が始まっていたが、農業団体や製糖企業の反対に阻まれ、1963年8月に池田首相が不意打ちの自由化を断行するまで3年かかった。

1960年8月、輸入粗糖の関税を国内の甘味資源を保護できる糖価水準まで引き上げることを条件に、1~2年後に砂糖輸入を自由化する方針を農林省は

238) 議員立法として、「甜菜生産振興臨時措置法」が制定された経緯については、長野善三「北海道の糖業60年を語る」『農林水産省広報』1980年6月、pp. 70-73が詳しい。

239) 国内産糖のコストが高いため、全量買い上げられていた。

240) 「転機に立つ食糧輸入」『貿易と関税』1962年5月号、p. 24。

241) 計画は沖縄も含んでおり、琉球政府は、1959年9月に、最低基準価格設定と長期低利融資を骨子とする「糖業振興法」を制定した(前掲、松田賀孝『戦後沖縄社会経済史研究』pp. 364-367)。

242) いも作農家の経営安定のために1959年以降、農林省が実施した「ぶどう糖育成策」は、砂糖をめぐる問題をさらに複雑にする結果となった(前掲、梶部良夫「消費者価格は引下げられるか—砂糖自由化の意義と問題点」p. 15)。

243) 前掲、戸田博愛『現代日本の農業政策』p. 110。

244) 唐畑義郎「日本の砂糖はなぜ高い」『エコノミスト』1963年4月30日号、pp. 56-61。

245) 欧米の、だいたい1.5倍~2倍であった。ただし、イタリアは日本と同水準。

246) 『朝日新聞』1962年10月2日。1959年4月から、砂糖消費税と関税の振替え措置が講じられ、粗糖の関税は一挙に3倍に引き上げられ(粗糖1kg当り14円→41.5円)、代わりに消費税が半分以下に引き下げられた(砂糖1kg当り約46円→21円)。この措置は、国内甘味資源栽培農家保護のための措置であったが、消費税分が関税に回っただけだったので、消費者価格には影響はなかった。

固めた²⁴⁷⁾。11月に、南条農相、水田蔵相、迫水経済企画庁長官は、1961年4月以降、できるだけ早い時期に自由化することで合意した²⁴⁸⁾。しかし、自民党内から強い反対が起き²⁴⁹⁾、1961年2月7日、政府は自由化の見送りを決定した²⁵⁰⁾。

1961年6月のIMFコンサルテーションでは、粗糖の自由化を迫られ、1962年10月の自由化は必至の情勢だと目された。しかし農林議員や製糖業者の強い反対で、またしても自由化は見送られた。池田首相は粗糖の自由化に強い意欲を示し、1963年4月の自由化実施を閣議了解に持ち込んだ。農林省も、次の国会で自由化対策法案が可決されることを条件に、翌年4月の自由化を認めた。

重政農相による自民党政調会甘味資源対策委員会（田口長治郎委員長）の説得が失敗に終わるなど²⁵¹⁾、自民党内の反発は強かったが²⁵²⁾、1963年1月18日、首相の裁断により、関税割当制度、緊急関税制度の適用を内容とする砂糖自由化対策が決定した²⁵³⁾。これを受けて、1963年1月に「甘味資源特別措置法案」が国会に提出されたが²⁵⁴⁾、同法案は7月に参議院で審議未了となった²⁵⁵⁾。

法案未成立で、自由化は先送りされると思われていたところ、池田首相の指示により、突如、1963年8月30日の閣僚審議会で粗糖自由化が決定、31日から実施された²⁵⁶⁾。この措置は、外貨予算の時期に合わせて半年ごとに実施される輸入自由化措置の一環であった。10月初めに行なわれるのが通例であったが、この時は、8月末に実施され、自由化率を90%ラインに乗せることが目標になっていた。粗糖を含む「8月自由化」により、自由化率は89%から92.2%に高まり、90%を突破した²⁵⁷⁾。粗糖の自由化が突然実施されたのは、

247) 『日本経済新聞』1960年8月23日。

248) 『朝日新聞』1960年11月30日。

249) 『朝日新聞』1960年1月28日。

250) 『朝日新聞』1961年2月7日（夕刊）。「混迷する砂糖行政とよろめく精糖業界」『エコノミスト』1962年12月18日号，p. 8。

251) 『朝日新聞』1962年11月18日。『金融財政事情』1961年11月26日号，p. 7。

252) 1962年12月28日、自民党政調会農林部会（秋山利恭部長）は、「砂糖の貿易自由化反対決議」を決定した（『朝日新聞』1962年12月28日（夕刊））。

253) 『朝日新聞』1963年1月19日、「砂糖自由化のゆくえ」『日本経済新聞』1963年2月3日。「安い砂糖は甘い夢か」『エコノミスト』1963年6月11日号，pp. 22-23。

254) 『朝日新聞』1963年3月15日（夕刊）。

255) 粗糖の関税割当は結局実施されなかった。

256) 「抜き打ちの砂糖自由化」『エコノミスト』1963年9月17日号，pp. 24-26。

農林議員の反対を避けるためであった²⁵⁸⁾。当時農林省で砂糖自由化問題を担当した大山一生は、「国際会議に顔を出すには自由化率を90%台にしなければならないというのが池田首相や外務省の考えでした。そこで90%を確保するには砂糖か自動車かとなった。(中略)農林省は最後まで抵抗したが、押し切られた」と回顧している²⁵⁹⁾。

砂糖の自由化対策として、1964年3月31日、「甘味資源特別措置法」および「沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法」(沖縄産糖買入法)が公布・施行された²⁶⁰⁾。砂糖の価格が国内産糖の政府買入価格(=甘味資源作物の最低生産者価格+標準的な生産・販売費用)を下回った場合は、政府が生産振興地域内の国内産糖製造事業者から買入れることができるという内容である。沖縄産糖買入法により、沖縄産糖にも国内産糖に準じた保護政策がとられることになった²⁶¹⁾。

1963年11月に1ポンド当り12セントまで高騰した国際糖価は、その後下落に転じ、1965年9月には2セント $\frac{1}{6}$ まで下落した。上記の保護政策は、糖価高騰の時に制定され、大幅な国際価格の下落を想定していなかったため、ただちに限界が露呈した。そこで、1965年6月、新たに、「砂糖の価格安定等に関する法律」が制定され²⁶²⁾、輸入糖から徴収した輸入課徴金により、国内甘味資源の価格支持を行う方式(瞬間タッチ方式)が導入された²⁶³⁾。輸入価格が

257) 『金融財政事情』1963年9月9日号, pp. 8-9。

258) 相馬敏夫『砂糖屋のいがい思いで——糖安法成立とその前後——』(1978年7月6日), p. 21。農産物が自由化の対象となる場合には、自由化自体に対する反発が農業団体に強いので、突然自由化を実施し、対策は後から講じることになる、戸田博愛は述べている(戸田, 前掲書, p. 111)。

259) 「砂糖自由化と甘味資源対策で苦勞した大山一生氏」『AFF』第7巻第11号(1976年11月), p. 71。

260) 「砂糖の輸入自由化に対処して国内甘味資源の保護と生産振興を図る立法措置の成立」『時の法令』第501号(1964年6月23日), pp. 1-10。

261) 沖縄では、1962年12月14日に、立法院本会議が満場一致で「砂糖の貿易自由化阻止に関する要請決議」を行なった。沖縄糖のコストが、台湾糖の3倍強であり、沖縄糖に対する関税免除だけでは太刀打ちできなかったからである。全沖縄の農家戸数約8万戸のうち66%は甘藷作農家であり、沖縄の輸出の半分が砂糖で占められており、自由化阻止は全島を挙げての要求となった(「砂糖自由化と沖縄産業」『世界』1963年3月号, pp. 207-211)。

262) 「砂糖の価格安定制度の成立」『時の法令』第547号(1965年10月), pp. 1-10。『日本農業年鑑』1966年度版, pp. 69-70。糖価安定事業団を新設し、同事業団が瞬間タッチ方式で課徴金徴収・補給金交付を行なうシステム。

263) 戸田博愛, 前掲書, p. 113。

低い場合には余剰を吐き出させ、高い場合には補給金を支給して価格の安定を図る制度である。

製糖メーカーは、自由化に備えて高値の時に粗糖を購入し、争って設備拡張を計画したために、1964年7月の原糖価格暴落により大打撃を受け、1964年下期に赤字に陥った。1963年8月の自由化の際に設備能力は日産1万864トンで、すでに過剰であったが、1966年末には2万2,271トン（計画中のものを含む）に達し、じつに約2/3、1万5,000トンの過剰設備を抱えるに至った²⁶⁴⁾。製糖メーカーは収益悪化から、商社への依存を強めた。約70社が犇めいていた製糖業界の再編が1960年代後半に始まったが、経営の再建は容易ではなかった²⁶⁵⁾。

パイナップル缶詰自由化と沖縄 本土と沖縄との貿易は、1952年7月10日の「本土と西南諸島との間の貿易及び支払に関する覚書」の締結により、本格的にスタートした。西南諸島原産物資については、すべて自動承認制とされ、外貨予算上も別枠扱いで十分な予算が確保され、国内並みの取扱いを受けた。そうしたなかで1950年代末から急伸したのがパイナップル産業であり、1960年代末までには砂糖とならぶ沖縄の代表的輸出産業に成長し、パイナップル製品は全輸出額の10~20%を占めた（図4）。

沖縄産パイナップル缶詰は、台湾産などと比べ著しくコスト高だったが、本土の輸入関税（CIF価格の25%）および、「特定物資輸入臨時措置法」（1956年6月公布）²⁶⁶⁾にもとづく政府納入金（FOB価格の36%）の障壁によって守られていた²⁶⁷⁾。

パイナップル缶詰は、1962年10月自由化品目の候補であったが、1962年3月30日の経済閣僚懇談会は、自由化の延期を決定した。琉球政府が、パイナップル缶詰の自由化延期、「特定物資輸入臨時措置法」の再延長を要望してき

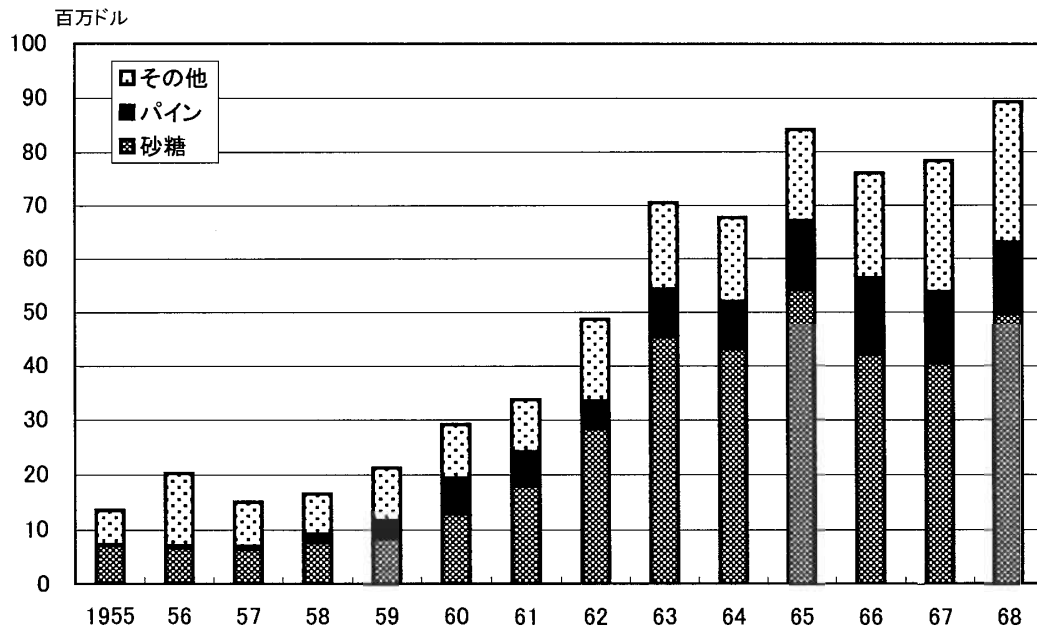
264) 沢田徳蔵（大阪砂糖取引所専務理事）「自由化後砂糖業界につづく混迷」『農業と経済』第33巻第4号（1967年3月），pp. 45-46。

265) 前掲『三菱商事社史』下，pp. 236-237。

266) 輸入割当制度の下で多額の超過利潤が発生する物資について、業者から一定の差益金を徴収する制度。バナナ、パイナップル缶詰、鮭および鱒の卵、腕時計などの物資に対して適用された。

267) 前掲、松田賀孝『戦後沖縄社会経済史研究』第13章。

図4 沖縄の輸出額品目別構成（1955年～68年）



〔出所〕 琉球銀行調査部編「戦後沖縄経済史」1984年、付録4-4より作成。

たのに対し、「とくに沖縄パイナップル産業が沖縄経済に占める重要性および国際競争に耐えうるにはなお時日を要する等の事情を考慮し」て、この要望を容れ、自由化延期を認めた²⁶⁸⁾。

1962年6月に「特定物資輸入臨時措置法」は期限切れとなったが、その代替措置として、パイナップル缶詰に対して55%、バナナに対して50%の輸入関税が課され、引続き沖縄産物資について厚い保護がなされた²⁶⁹⁾。パイナップル缶詰の輸入が自由化されたのは、沖縄の本土復帰後であった（1990年自由化実施）。

（4）輸出促進政策の強化

「輸出第一主義」貿易・為替自由化政策の発足当初の1960年初めには、政府は輸出促進政策に積極的ではなかった。1960年の通常国会に自由化対策法案が、「輸出入取引法改正案」など3法案しか提出されなかったことも、政府の熱意のなさの現われと受け止められた²⁷⁰⁾。

268) 「経済局特別情報」第348号（昭和37年4月6日）。

269) 『税関百年史』下、pp. 494-495。

270) 『朝日新聞』1960年4月30日。

財界は、1960 年末に決定された「所得倍増計画」では内需拡大が優先され、輸出振興が二の次になっていることに批判的であった。関西経済連合会（関経連）は、1960 年 12 月 8 日の「意見書」で「所得倍増計画」に触れ、「過去の数字だけにたよって 9% 成長を無理なく実現できると考えるのは警戒を要する。（中略）自由化という大きな課題をかかえている現在、輸出振興策を第一に考えるべきである」と注意を喚起した²⁷¹⁾。経団連の「高度成長に関する決議」（1960 年 12 月 23 日）も、「加工貿易に依存するわが国経済では高度成長政策を推進するうえで国際収支の均衡を確保することが最も重要で、このためには輸出振興や対外経済協力の施策を一段と積極化する必要がある」と指摘した²⁷²⁾。経団連のなかからは、池田内閣は輸出振興に真剣に取り組んでいないという批判も出始めた²⁷³⁾。

1961 年に入り、輸出不振の傾向が濃厚になるにつれ、財界からは池田首相の内需優先路線を批判し、輸出促進策を求める声が強まった²⁷⁴⁾。経団連の「輸出振興をめぐる問題点」と題する座談会（1961 年 6 月 12 日開催）では、池田首相の「輸出軽視」を非難する発言が相次いだ²⁷⁵⁾。山県勝見（経団連海運委員長、新日本汽船社長）は、総選挙（1959 年 11 月 20 日）の際の「池田さんの演説の調子というものは、要するに、国際収支とか、輸出などということはあまりいわなくて、所得倍増を強調するあまり、なにか内需に重点をおいて日本の経済を成長させていくのだというような感じだった」と批判した。堀江薫雄（経団連国際金融委員長、東京銀行頭取）は、「池田さんは、日本の国内生産の 8 割以上は内需である。日本には大きな購買力を持った 9 千万の人口があるのだから、経済規模を拡大して生産をふやしてゆけば、国民の所得はふえ、生活水準は上がる、といったのです。ところが、所得倍増政策で高度成長を遂げるということになると、内需である 8 割分は非常なブームになった。その結果、2 割以下で

271) 『日本経済新聞』1960 年 12 月 9 日。

272) 『朝日新聞』1960 年 12 月 23 日。

273) 『日本経済新聞』1961 年 1 月 4 日。

274) 1961 年 6 月 9 日の最高輸出会議でも、堀江東京銀行頭取、稲山八幡製鉄常務が、輸出と内需振興の両立は困難だと政府を批判した（『金融財政事情』1961 年 6 月 19 日号, p. 8）。池田首相の内閣発足当初の政策が内需優先型であり、輸出振興に重点を置かなかったことは、樋渡由美『戦後政治と日米関係』東京大学出版会、1990 年が、指摘している（p. 189, p. 205, p. 209）。

275) 「座談会 輸出振興をめぐる問題点」『経団連月報』1961 年 7 月, pp. 31-35。

しかない輸出分まで内需に食われてしまって、結果としては輸出はどうでもいいということになってしまった」と述べた。また、安西正夫（昭和電工社長）は、「池田新政策のウィーク・ポイントはやはり輸出マインドを刺激するような政策をとろうとしなかったことですね」と不満を漏らした。

こうした批判を受けて、政府は輸出振興に積極的に取り組み始めた。1961年4月18日、迫水経済企画庁長官は、各省に対して輸出振興、経済協力の具体策を出すよう要請し²⁷⁶⁾、政府をあげて輸出振興に取り組む姿勢を示した。6月9日に開催された1961年度の最高輸出会議では、政府自ら、輸出振興のムードを高める役割を買って出た²⁷⁷⁾。池田首相は、「今日の討議で各省が約束した施策は必ず実施する」と、輸出振興に全面協力を惜しまないと言明した。

6月16日、政府は輸出振興策を決定した。その内容は、①輸銀の必要資金の確保、融資対象拡大、②短期輸出金融の拡充・改善（日銀の貿易金融の強化等）、③輸出保険制度の充実などであった²⁷⁸⁾。9月26日の「国際収支改善対策」（閣議了解）は、「輸出短期金融の優遇の強化」を謳い、①輸出貿易手形に対する日銀の優遇度の強化、②日銀の市中銀行貸出枠査定の際の輸出金融の優先的配慮、③日本輸出入銀行資金の確保などを約束した²⁷⁹⁾。

『経団連月報』1962年1月号は、石坂泰三経団連会長の「輸出振興を本年の課題に」と題する文章を掲載した。石坂は、「本年の課題としては、まず一日も早く国際収支の均衡を回復することであるが、ただ収支の均衡を急ぐあまり、輸出の増進よりも輸入の抑制に力を注ぎ、経済活動の萎靡沈滞せしめて、縮小均衡に追いやるようなことは、絶対に避けるべきであると思う。この際としては、なにをおいても、まず輸出の振興を中心に貿易の拡大をはかり、国際収支の改善に努力する必要があると考える。政府においても、諸施策の目標をここにおき、積極的な手を打たれることを強く望むものである」と述べた。

その後も、政府の輸出振興策がスピーディでなく、手ぬるいといった批判は繰り返し、産業界から挙げられた²⁸⁰⁾。

276) 『日本経済新聞』1961年4月18日（夕刊）。

277) 『日本経済新聞』1961年6月10日。

278) 「輸出振興対策について」（経済閣僚懇談会決定 昭和36年6月16日）『財経詳報』第388号（1961年6月27日），p. 5。『金融』第173号（1961年8月），pp. 55-56。

279) 羽柴忠雄（経済企画庁調整局企画官）「国際収支改善対策について」『財経詳報』第403号（1961年10月2日），pp. 2-3。

「輸出第一主義」は、1961～62年の外貨危機を乗り切った後に、ますます強まった。貿易外収支の赤字拡大は構造的なもので、短期間には解決できず、米国の利子平衡税創設に見られるように、外資に安定的に依存することも困難という状況のなかで、国際収支問題は、長期的に取り組むべき課題として認識されたからである。

1963年8月16日に経済同友会が発表した「国際収支に関する見解」は、「輸出貿易の拡大と貿易収支の黒字幅増大に、中心的な、また最終的な役割をもたすべきであり、またそのほかに道はない」と主張し、「輸出第一主義はいまや新しい目をもってみなおされねばならない。この意味においてわれわれは、この際多少問題はあっても、輸出振興対策はこれを果敢に実行してゆくことが必要だ」と訴えた²⁸¹⁾。

1964年度上期輸出会議（5月26日）は、「輸出第一主義の経済体制の確立」を掲げ、税制、金融、対外経済協力、輸出秩序の各面について、体制の強化を申し合わせた²⁸²⁾。輸出最高会議を前に、通産省は、輸出依存度を現在の9%程度から16～17%に引き上げる構想を示した²⁸³⁾。1964年12月8日、経団連は「当面の輸出振興対策に関する要望」を決定し、輸銀の貸出条件緩和・資金確保、輸出品原材料関税の還付、輸出保険特別会計の充実強化などを政府に要望した²⁸⁴⁾。

以上見てきたように、1961年の外貨危機を契機にして「輸出第一主義」が台頭し、輸出会議などで種々の輸出増強策が論議されたが、結局のところ、「輸出増強に一番効果的なのは、輸出に関する税制上並びに金融上の優遇である」という結論に達した²⁸⁵⁾。

280) 「座談会 景気調整の新局面を迎えて」『経団連月報』10-7（1962年7月）、における倉田主税（日立製作所会長）の発言（p. 30）、丹羽周夫（三菱造船会長）「自由化と産業機械工業」『経団連月報』10-9（1962年9月）、p. 6、「座談会 輸出の好調はつづくか」『経団連月報』10-9（1962年9月）、における福井慶三（日綿実業社長）の発言（p. 22）など。

281) 「国際収支に関する見解（中間報告全文）」『経済同友』第182号（1963年9月）、pp. 2-3。

282) 山下英明（通産省通商局輸出振興課長）「輸出会議と輸出振興策——昭和39年度上期——」『外国為替』325号（1964年7月）、pp. 8-9。

283) 『金融財政事情』1964年4月2日、p. 7。

284) 「『当面の輸出振興対策に関する要望』を建議」『経団連週報』1964年12月10日、pp. 1-3。

285) 宇佐美洵（全国銀行協会連合会会長・三菱銀行頭取）「輸出会議に出席して」『外国為替』第282号（1962年7月）、p. 8。

輸出所得控除制度の廃止問題 輸出所得控除制度は、租税特別措置の1つであり、1953年以来、輸出促進税制の要の位置を占めてきた。輸出実績の一定割合（商社の場合は1%、メーカーの場合は3%）に相当する金額を法人税から控除する制度であり、年間減税規模は1960年度に約115億円であった。1955年、OEECが輸出補助金の全廃に踏み切った際に、西ドイツは輸出所得控除制度を廃止したので、この制度を実施していたのは日本だけであった。

日本国内ではこの制度は自由化対策として有益であり、継続すべきとの意見が強かった。1960年7月29日の、税制調査会（中山伊知郎会長）税制一般、企業課税両部会合同会議では、1961年度以降3年間程度の存続を妥当とする者が多数であった²⁸⁶⁾。

ところが、1960年のGATT第17回総会（10月31日～11月19日）で、保護貿易主義的な国であると目されていたフランスから、工業製品に対する輸出補助金の全廃が提案された²⁸⁷⁾。廃止対象の補助金には輸出所得控除も含まれていた²⁸⁸⁾。

従来GATTは、輸出補助金は好ましくないとしたものの、即時廃止は求めず、拡大の阻止に力を注いで来た。そのため、工業製品に対する輸出補助金（1955年現在において存在したもの）は、GATT総会の決議で、毎年延長が認められて来た。延長を前提として、輸出所得控除の存続を計画していた日本政府は、フランスの提案により、新たな判断を迫られることになった。しかし第17回総会では、GATT事務局は日本の強い反対を懸念して、フランス提案を大幅に緩和する穏便な方法を選んだ。すなわち、即時廃止宣言（A）と現状維持宣言（B）（＝現状以上には拡大しないことを約束する案）の2つを提出し、（A）（B）の両方に加わるか、（B）のみに加わるかは、加盟国の自由に任せることで妥協が図られた²⁸⁹⁾。

286) 『朝日新聞』1960年7月30日。

287) 佐藤清一（東京通商産業局長）「ガット第17回総会に出席して」『経団連月報』9-1（1961年1月），pp. 61-63。

288) フランス提案に掲げられた8種類の輸出補助金は、①特別外貨割当制度、②直接的輸出補助金、③輸出減税、④行き過ぎの戻し税、⑤政府が輸出用原材料を民間に安く払い下げること、⑥行き過ぎた輸出保険、⑦行政機関による資金コストを割った輸出信用の供与、⑧輸出金融に対する利子補給であり、輸出所得控除は④に該当する（『経済局特別情報』第298号（昭和35年11月21日））。

289) 『ガットと日本 -1964-』pp. 50-58。大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27～48年

日本は、「輸出所得控除は年間見積約 115 億円という膨大な額に達するもので、今直ちにこれを廃止することは国内的に困難」であるとして、現状維持宣言のみに加わったが²⁹⁰⁾、即時廃止宣言（A）を受諾しなかったのは主要工業国 14 カ国中、日本だけであった（A 宣言は 1962 年 11 月発効）。こうして GATT 当局の計らいにより、輸出所得控除制度の即時廃止は免れたが²⁹¹⁾、この制度は、日本の「激しい輸出競争を象徴するものとして非難的」となっており、なんらかの対応を取らざるを得なかった²⁹²⁾。1961 年 11 月に日本政府は GATT 事務局に対し、ただちに A 宣言を受諾できないが、1964 年 3 月末に期限が切れる輸出所得控除制度を継続する意志はないと伝えた²⁹³⁾。1964 年 3 月 31 日、輸出所得の特別控除制度は廃止された。

しかし、日本政府は、GATT 規定に反さない形で、この制度を継続する方法を編み出した。それが、1962 年度に設けられた輸出割増償却制度と、1964 年度に設けられた海外市場開拓準備金、中小企業海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金である²⁹⁴⁾。輸出割増特別償却は、企業に対して、普通償却のほか、輸出金額に応じた特別償却を認める制度であり、主としてメーカーが対象であった²⁹⁵⁾。輸出割増特別償却制度の創設が先行したのは、メーカーの輸出

度——』第 6 卷「租税」（石弘光執筆），pp. 234-235。

290) 「経済局特別情報」第 298 号（昭和 35 年 11 月 21 日），「第 95 回 外国為替審議会議事録」（昭和 35 年 11 月 11 日）。

291) 通産省は、これにより、輸出所得控除制度を 3 年間継続することが可能になったと見た（佐藤清一（東京通商産業局局長）「ガット第 17 回総会に出席して」『日本貿易会報』第 72 号（1961 年 1 月），pp. 5-6）。

292) A 案受諾国はすべて B 案も同時に受諾した（「第 96 回 外国為替審議会議事録」（昭和 35 年 12 月 16 日））。

293) 「経済局特別情報」第 335 号（昭和 36 年 11 月 21 日），「経済特別情報」第 371 号（昭和 37 年 11 月 15 日）。1962 年 11 月，日英通商航海条約の締結に当って，日本側は輸出所得控除制度を 1964 年 3 月までに廃止することを約束した（「経済特別情報」第 372 号（昭和 37 年 11 月 22 日，『朝日新聞』1962 年 11 月 13 日（夕刊）））。

294) 海外市場開拓準備金は，市場開拓のための支出に備えた準備金であり，商社については前期輸出取引による収入金額の 0.5%，製造業者については同じく 1.5% の積立が認められた。中小企業海外市場開拓準備金制度は，中小業者に対して，団体ベースでの積立を認める制度。海外投資損失準備金制度は，おもに低開発国への投資について，株式等の取得価格の 1/2 までの積立を認めた制度（田中誠一郎「国際競争力強化のための税制措置」『外国為替』321 号（1964 年 5 月）pp. 13-15）。なお，「輸出振興税制につき通産省案を検討」『経団連週報』1962 年 9 月 27 日，pp. 5-6 も参照。

295) 『日本貿易会報』第 81 号（1961 年 11 月号），pp. 17-18。

意欲を高めることを通産省が重視したからである。不満を抱いた商社は、「輸出の第一線にある貿易商社にほとんど優遇効果が及ばないことはまことに遺憾に堪えない」と批判し、市場開拓準備金の創設を求めた²⁹⁶⁾。

これらの措置は、外国の批判を避けるために、目立たない形で実施された²⁹⁷⁾。1960年代後半には、輸出振興税制措置による減税額は1960年代前半と比べ、目立って増えている。輸出割増償却償却、海外所得の特別控除、海外市場開拓準備金の合計額は、1960年度の1,011億円から、1965年度には2,208億円、1970年度には3,747億円に増大した(表9)。「輸出補助金全廃宣言にもかかわらず、その当時いかに輸出振興がわが国で真剣に図られていたか」を物語って

表9 輸出振興措置による減収額 (単位: 億円, %)

| 年 度 | 輸出割増償却 (A) | 海外所得の特 別控除 (B) | 海外市場開拓 準備金 (C) | 合 計 | 租税特別措置 による減収額 合計 (E) | D/E |
|------------|---------------|----------------------|----------------------|---------------------|-------------------------------|------|
| | | | | (A)+(B) +(C)=(D) | | |
| 1958 (昭33) | — | 125 | — | 125 | 711 | 17.6 |
| 59 (34) | — | 100 | — | 100 | 827 | 12.1 |
| 60 (35) | — | 115 | — | 115 | 1,011 | 11.4 |
| 61 (36) | — | 110 | — | 110 | 1,025 | 10.7 |
| 62 (37) | 20 | 195 | — | 215 | 1,258 | 17.1 |
| 63 (38) | 10 | 225 | — | 235 | 1,696 | 13.9 |
| 64 (39) | 117 | 7 | 114 | 238 | 2,148 | 11.1 |
| 65 (40) | 115 | 11 | 120 | 246 | 2,208 | 11.1 |
| 66 (41) | 156 | 26 | 79 | 261 | 2,341 | 11.1 |
| 67 (42) | 165 | 28 | 65 | 258 | 2,289 | 11.3 |
| 68 (43) | 252 | 43 | 80 | 375 | 2,595 | 14.5 |
| 69 (44) | 362 | 40 | 101 | 503 | 3,165 | 15.9 |
| 70 (45) | 548 | 61 | 150 | 759 | 3,747 | 20.3 |
| 71 (46) | 515 | 57 | 138 | 710 | 4,394 | 16.2 |

[注] 数値はいずれも平年度ベースの予算額。

[出所] 和田八東『租税特別措置』有斐閣, 1992年, p. 83。原資料は、『税制調査会関係資料集』(昭和47年5月)。

296) 「輸出振興租税措置に関する要望」(昭和36年11月1日)『日本貿易会報』第81号(1961年11月), pp. 9-16。

297) 1962年4月16日に、英国通商使節団と経団連・東京商工会議所代表が懇談した際に、イギリス側の質問に対し、経団連の堀越事務局長は、輸出所得控除制度に「代るべき補助政策が検討されていることは未だ耳にしていない。個人的には輸出所得控除制度に代る方法は恐らく発見し難く、その意味で指摘されるような政策はとり難いものと考えている」と答えている(『英国通商使節団と日英間の経済問題で懇談』『経団連週報』1962年4月21日, p. 3)。

いる²⁹⁸⁾。

貿易金融の拡大 輸出振興策のもう1つの要は、貿易金融の拡大であった。

輸出貿易金融は、短期と長期とに区分され、日銀が短期貿易金融を、日本輸出入銀行が長期貿易金融である延払い輸出金融を担当する分業が存在した。

短期輸出金融は、輸出契約が成立してから、生産・集荷し、船積みまでの間の資金を融通する輸出前貸金融と、船積み後、輸出代金を回収するまでの外国為替金融に分けられる。日銀は、前者については輸出貿易手形制度により、後者については外国為替資金貸付制度により優遇措置を講じていた。日銀の優遇手形制度は、産業・貿易振興のために、貿易手形や特定の産業の手形を優遇金利で再割引する制度である。「日銀が行なう産業政策」とも言えるものである（「制度金融」とも呼ぶ）。通産省・産業界は日銀に対して貿易金融を一層優遇するよう求めた。とくに争点となったのは、前者の輸出貿易手形制度であった。船積み前の金融は本来の貿易金融（外国との間の為替取引にかかわる金融）ではなく、国内金融の一種、すなわち輸出に関係のある国内の生産・流通への資金供給なので、金融引締めへの抜け道となることを日銀は警戒した。

日銀に対して輸出手形の優遇を求める声は、1961年半ば頃から強まった。1960年頃には、貿易・為替自由化の一環として、貿易優遇金融の縮小・廃止さえ唱えられていた²⁹⁹⁾。それが1961年の外貨危機を契機に、輸出振興が「国是」となり、一転して輸出金融の拡大・強化が求められるようになった。1961年5月11日に通産省が纏めた輸出振興策は、貿易金融面から輸出意欲を刺激することを求めた³⁰⁰⁾。輸出金融の優遇強化は、1961年6月16日の輸出振興策（経済閣僚懇談会決定）に盛り込まれ³⁰¹⁾、さらに、9月26日の国際収支改善対策でも取り上げられた。

この間、日銀は、1961年8月15日、外国為替引当貸付制度を外国為替資金

298) 大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27～48年度——』第6巻「租税」（田近栄治執筆），p. 510。

299) 「為替自由化と優遇制度のゆくえ」『金融財政事情』1960年2月22日号，pp. 15-18。

300) 『日本経済新聞』1961年5月12日。

301) 6月16日の「輸出振興対策について」に盛り込まれた短期輸出金融の拡充・改善策は、①外国為替引当貸付制度の貸付期間の6ヵ月への延長，②輸出貿易手形の、金利・条件・審査面での優遇，③中小商社等に対する輸出金融の拡充であった。

貸付制度に改め、船積み後の輸出金融の円滑化を図った³⁰²⁾。日銀の輸出貿易手形貸出金利は、7月22日の公定歩合引上げの際には、逆に1厘引き下げられ、9月29日の公定歩合再引上げの折にも、年利4.38%に据え置かれ、船積み前の金融の優遇も図られた。その結果、商業手形割引との金利差は2.9%に開き、輸出産業に対する優遇度が高まった。また、4.38%の金利は、国際的な金利水準から見ても高くはなかった。

経済界や通産省は、輸出金融の金利を抑えるだけでなく、資金量の面でも、金融引締めの対象外として優遇するよう要請した。1961年11月2日、日本貿易会は「輸出金融の円滑化に関する要望」を決定、政府の進めている輸出金融優遇措置は、「輸出の急激な増加を期待するためには微温的かつ不徹底の感がある」と批判し、輸出貿手を日銀の窓口規制の枠外（「別枠扱い」）とすることを求めた³⁰³⁾。通産省は、日銀の輸出金融の優遇度（一般の公定歩合との金利差）は高まったが、日銀の輸出貿易手形貸付残高は1957年から増えていないと指摘した³⁰⁴⁾。

1961年11月9日に開かれた輸出振興対策懇談会では、経済界は輸出金融を「別枠扱い」にするよう強く要望し、池田首相、佐藤通産相は、要望に応えることを約束した³⁰⁵⁾。日銀・大蔵省は1961年12月に輸出金融の実態調査を実施した。日銀は、適格貿手（日銀再割引の適格要件を満たしている貿易手形）については実質的に「別枠扱い」しており、また、市中銀行が輸出貿手およびその他輸出金融を一般貸付より優遇しているとの調査結果が出たので、「別枠扱い」の必要はないと主張した³⁰⁶⁾。他方で通産省は、独自に輸出金融の実態調査を行い、12月14日、「輸出金融の優遇強化について」を発表、優遇期間の弾力

302) 秋田克彦（日本銀行外国為替局調査役）「外国為替資金貸付制度」『外国為替』第264号（1961年9月），pp. 10-12。なお、貸付期間は、この制度の発足に当って、従来の3ヵ月から5ヵ月に延長され、1962年6月1日からは、5ヵ月を超え1年以内の輸出手形も認められた（松本敏（日本銀行総務部調査役）「外国為替資金貸付の引き当て対象拡大」『外国為替』第281号（1962年6月），pp. 16-22）。なお、外国為替資金貸付の金利は日歩7厘（年利2.56%）であった。

303) 『日本貿易会報』第82号（1961年12月），pp. 11-12。

304) 富永孝雄（通産省通商局為替金融課）「輸出金融は強化されたか」『外国為替』第266号（1961年10月）pp. 29-33。

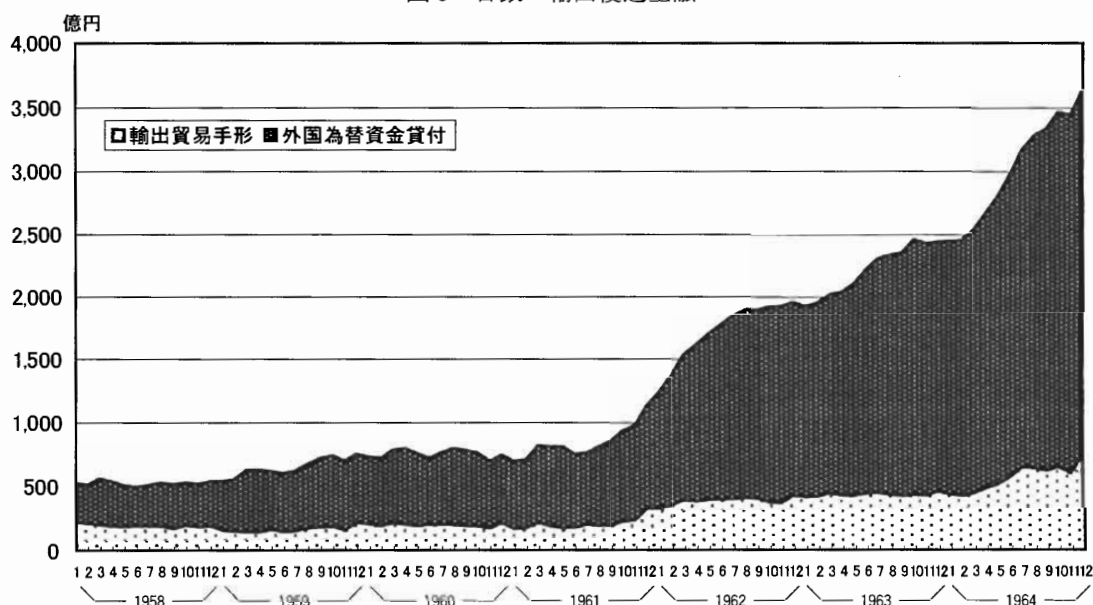
305) 『金融財政事情』1961年11月20日号，p. 7。

306) 『金融』1962年1月号，pp. 74-76。

化、適格要件の拡大、輸出金融別枠は不可欠だとする対立的な見解を示した³⁰⁷⁾。

日銀は、輸出金融を「別枠扱い」にしないとの建前を崩さなかったが³⁰⁸⁾、実際には、経済界の要求をほぼ全面的に受け入れ、輸出優遇金融を拡大した。日銀の輸出貿易手貸出残高は、1960 年末の 221 億円から、1961 年末には 335 億円、1962 年末には 432 億円へ、外国為替資金貸付も 1960 年末の 526 億円から、1961 年末には 803 億円、1962 年末には 1,522 億円へ、それぞれ 2 倍、3 倍に激増した（図 5）。日銀は、船積み後金融（＝輸出ユーザンス）と船積み前金融（＝輸出前貸金融）とは性格が異なり、前者が外国の買い手に対する代金支払い繰延べであるのに対して、後者は国内の生産者・集荷業者への融資であり国内金融にほかならず、輸出前貸金融に対して「すぎたる優遇を行なえば、いたずらに国内金融を緩和する結果」になりかねないと警戒したが³⁰⁹⁾、経済界

図 5 日銀の輸出優遇金融



〔出所〕 日本銀行資料より作成。

307) 『金融』1962年1月号, pp. 71-74。

308) 日本貿易会の要望に対して日銀側は、「もし輸出金融のみを別枠扱いとすれば、電力、石炭等からも当然同じような要望が出てくるものと思う。そうすると、現在行なっている金融引締め政策の意味がなくなってくる」と答えた（「第8回貿易金融委員会小委員会 11月13日」『日本貿易会報』第82号（1961年12月）, p. 14）。

309) 「輸出前貸金融の実情と問題点」日本銀行『調査月報』1962年1月号, pp. 1-9。大蔵省銀行局の見解も、日銀に近いものであった（伊勢谷浩（大蔵省銀行局総務課長補佐）・磯辺律男（大蔵省銀行局特別金融課長補佐）「輸出金融の現状及び問題点とその対策（上）」『財經詳報』第441号（1962年6月11日）, pp. 6-10）。

の輸出振興論に押し切られる形となった³¹⁰⁾。

輸出金融に対する日銀の優遇強化が実現した結果、1962年5月の最高輸出会議では、「日銀に対する風当たりは、ほとんどなかった」が³¹¹⁾、その後も経済界は輸出金融の優遇強化を要望し続けた。経団連の「当面の緊急対策に関する要望意見」（1962年11月1日）は、「輸出の振興に寄与するため、さし当り輸出金融について一層の優遇をはかり、あわせて延払制度の拡充を講ずること」を政府に求めた³¹²⁾。1964年5月26日の最高輸出会議においても、輸出金融の優遇強化が最大の問題となった。

日銀は、「別枠扱い」を認めないとする従来の見解は変えなかったものの、山際日銀総裁は記者会見で、イギリスのマクミラン前首相の「輸出か死か」という言葉を引用し、輸出金融強化に積極的に取り組む姿勢を示した³¹³⁾。経済界の要望に応える形で、日銀の輸出金融はさらに拡大していった。日銀の輸出金融がピークに達したのが1970年末であったことは、1960年代後半の日本がいかに「輸出第一主義」に傾斜していたかを端的に示している。

長期貿易金融については、延払い輸出金融の充実が図られた。1960年代初めには、延払い輸出の拡大強化は輸出構造の重化学工業化のために不可欠との認識が深まった。1950年代の延払い輸出の中心は船舶金融であり、プラント輸出はわずかであったが、1960年代に入ると、機械産業が将来の輸出の花形として期待され、延払い金融の拡大が必要だとみなされた。とくに、1962年初めに日銀の輸出金融の優遇問題が一応の決着を見た後は、中長期貿易金融の充実に焦点が移った³¹⁴⁾。

310) 「別枠論争」については、大佐正之『産業・貿易振興と金融政策——日本銀行優遇手形制度の研究——』東洋経済新報社、1989年、pp. 33-43、参照。大佐は、「すべて輸出業者の要望どおりに解決した」と述べている。また、通産省も、日銀の輸出買手に対する貸出増を、「一大飛躍」と評価した（富永孝雄（通産省通商局為替金融課）「輸出金融改善問題をめぐって」『外国為替』第257号（1962年3月）、p. 13）。

311) 『金融財政事情』1962年5月21日号、p. 7。

312) 『経団連月報』10-11（1962年11月）、p. 5。

313) 「ムード盛り上げに功奏した輸出金融優遇」『金融財政事情』1964年6月1日号、pp. 28-29。

314) 富永孝雄（通産省通商局為替金融課）「輸出金融改善問題をめぐって」『外国為替』第275号（1962年3月）、pp. 13-16。経団連の座談会「政策転換と今後の問題」（1962年11月13日）でも、新関八州太郎（三井物産会長）が、「輸出振興策としては、輸出に対して金融上の便宜を与えることが第一で、この際まず何よりも、延払いの問題を考えてもらいたい」と発言し、それを受けて、河合良成（小松製作所社長）が「延払いについての認識は実に貧弱

実現した措置としては、第1に日本輸出入銀行の資金の増強がある³¹⁵⁾。1962年4月16日の法改正で、輸銀の借入限度額が、それまでの自己資本の2倍から3倍に引き上げられ、資金需要増に対応できるようになった。輸銀の貸付金残高は、1960年度末の1,403億円から、1964年度末には4,435億円へ3倍に増加した³¹⁶⁾。

第2に、大型機械や船舶が対象であった輸銀の延払い金融を、耐久消費財等に拡大（「中期輸出金融」）する措置である³¹⁷⁾。1962年6月の輸出会議で、「耐久消費財、機械部品、鉄鋼製品、肥料、セメント等」に対する中期貿易金融の要望が出され、通産省も中期輸出金融を強く求めた³¹⁸⁾。輸銀は、7月から耐久消費財等の中期（3年程度）の延払いを新たに認めた³¹⁹⁾。

第3は、日本開発銀行による国内延払金融制度の創設である。これは、重電機業界が強く求めた措置であった。国内重電機メーカーは、海外メーカーが有利な延払い条件を示して、電力企業に売り込み攻勢をかけていることに音を上げていた³²⁰⁾。それまで重電機については、需要者である電力企業等に一号機の輸入だけを認め、二号機以降は国産を用いさせる方針を通産省が採ってきたが、自由化以後は輸入制限ができなくなる³²¹⁾。そこで、国内メーカーは海外

ですね」と述べているが、ここからも、要求の矛先が、日銀（短期輸出金融）から輸銀（延払い金融）に移ったことが窺われる（『経団連月報』10-12（1962年12月），p. 26）。

315) 経団連は、1963年12月に、輸銀に関する要望を政府に提出した（「輸銀業務の改善に関する要望意見」（昭和38年12月24日 経済団体連合会）『経団連月報』12-1（1964年1月），pp. 26-28）。

316) 日本輸出入銀行『二十年の歩み』同行，1971年，p. 108，pp. 345-355。

317) 伊勢谷浩（大蔵省銀行局総務課長補佐）・磯辺律男（大蔵省銀行局特別金融課長補佐）「輸出金融の現状及び問題点とその対策（下）」『財経詳報』第442号（1962年6月18日），pp. 18-20。

318) 中村俊夫（通商産業省為替金融課長）「中期輸出金融の優遇問題について」『経団連月報』10-4（1962年4月），pp. 49-53。

319) 前掲，日本輸出入銀行『二十年の歩み』pp. 110-111。

320) 1961年の金融引締め，設備投資削減で，発電機のメーカーは経営が苦しくなっていた。『エコノミスト』の記者は、「以前は不況下でも電源開発へ食い込めば金が入ってくるといふことで，食いつないでいけた。ところがいまは最大の“重い”やつが外国に食われそうになっているところにピンチがあるのじゃないか」と述べている（「景気調整は足音たかく」『エコノミスト』1962年6月19日号，p. 15）。

321) 倉田主税（日本機械工業連合会会長・日立製作所会長）「機械類の延払い輸入問題について」『経団連月報』10-11（1962年11月），pp. 8-11。『朝日新聞』1961年1月12日（夕刊）。

企業と同等の条件で競争できるよう、開銀に対して、国内延払い融資制度の新設を求めたものである³²²⁾。経団連も、重電機業界の要求を取り上げ、1961年12月21日に政府に建議を行った³²³⁾。こうした働きかけの結果、1962年度から開銀に重電機延払融資制度が設けられた³²⁴⁾。1963年度には、この制度は一般機械にも拡大され、資金運用部資金が日本興業銀行・日本長期信用銀行経由で貸し出された³²⁵⁾。

(5) 欧州市場とアジア市場

欧州市場への注目 1962～63年には、欧州市場がにわかに注目を集め、EECブームが起きた。1962年7月に成立した池田改造内閣の外交政策は、日韓問題とEEC対策に尽きると言われたほど、池田首相はEEC問題を重視した³²⁶⁾。また、同年秋の池田首相の欧州諸国歴訪は、ブームを盛り上げるのに貢献した。

当時の輸出市場をめぐる状況は、1961年7月『エコノミスト』の商社マンによる座談会から窺うことができる³²⁷⁾。「欧州が1つの経済共同体になった場合に、ポテンシャルティはそうとう大きい。アメリカに次ぐポテンシャルティを持つことになる」(中川忍一三菱商事事業部次長)と、EEC市場に多大の期待を寄せた。他方で、東南アジア市場は、「厄介な市場」とされ、一次産品は「国際市場によってそうとう左右されますから、非常に不安定な商品で、そういう商品を基礎にした購買力からいうと、日本の東アに対する正常な取引による輸出はどれだけ伸びるか、なかなか問題ではないか」(福士次郎丸紅飯田業務部長)と、その将来性が疑問視された。

1958年1月1日に発足したEECは、市場統合を強めつつあったが、日本国内のEEC観には、悲観論と楽観論とが混在していた。悲観論者は、欧米で保

322) 「自由化推進に伴なう産業政策上の問題点について——国産機械愛用促進対策と重電機器国内延払金融制度を中心に——」『経団連週報』1961年10月27日, pp. 4-8。

323) 「『自由化に対処して重電機の国内延払金融制度の創設を要望する』を建議」『経団連週報』1961年12月28日, pp. 1-2。

324) 『日本開発銀行25年史』同行, 1976年, p. 110。

325) 日本機械工業連合会編『戦後機械工業発展史』1982年, p. 160。沢井実「工作機械」米川伸一ほか編『戦後日本経営史』第2巻, p. 164。通商産業省重工業局編『官公庁における国産品使用促進の手引き』1964年, pp. 7-8。

326) 「『対欧差別自由化』をめぐる外務・通産両省の争点」『関税と貿易』1962年9月号, p. 37。

327) 「座談会 輸出ドライブへのみち」『エコノミスト』1961年7月11日号, pp. 6-16。

護主義が強まり、日本は世界市場から疎外されると焦燥感を募らせ³²⁸⁾、楽観論者は市場拡大の機会到来ととらえた。いずれにしても、これまであまり目を向けて来なかった西欧に積極的にアプローチすべきとの点では一致していた(図6)。

東南アジアは、1950年代には、戦前の中国市場に代わる市場として、また、対米輸入の一部を代替し、ドル不足の軽減に役立つ市場として注目されてきた。しかし、第4章でも触れたように、日本の東南アジア貿易は、東南アジア諸国の外貨事情の悪化により、1950年代末に頭打ちになった。東南アジア主要11カ国³²⁹⁾の外貨準備は、朝鮮戦争による原料価格の高騰で、1952年には45億ドルに達した。しかしブームの終結とともに国際収支は悪化し、1956年から各国が開発計画を本格的に実施すると、たちまち外貨危機に陥った(1958年9月には28億ドルにまで減少)。

東南アジア諸国の外貨状況は、1960年に一時的に回復したが、1961年にはふたたび悪化、1962年6月の外貨準備(11カ国合計)は30億ドルに落ち込んだ。とくに状況が悪かったインド、インドネシア、フィリピン、セイロンは、IMFから緊急融資を仰いだ。外貨危機の原因は、第一次産品の価格下落(ゴム、コプラ、錫、砂糖、綿花、茶など)と、開発計画の実施にともなう資材輸入増であった。一次産品価格の下落は、代替品が出現(天然ゴム=合成ゴム、天然繊維=化合織、コプラ=合成洗剤、ジュート袋=紙袋)による国際的な需要の縮小という、構造的な色彩が強かった³³⁰⁾。日本の対東南アジア貿易は1960年に一時的に顕著な伸びと示したものの、その後は低迷した。

東南アジアの外貨事情の悪さに加え、アメリカのドル防衛策発表(1960年12月)も、東南アジア貿易の先行きに不安を投げかけた。ドル防衛策は、援助物資の域外調達を大幅に削減し、アメリカ本国から調達することを謳っていた。日本の東南アジア輸出品目のいくつかは、アメリカ政府の日本からの援助物資調達(日本ではICA輸出と呼んだ³³¹⁾)への依存度が高かったため、援助物資の

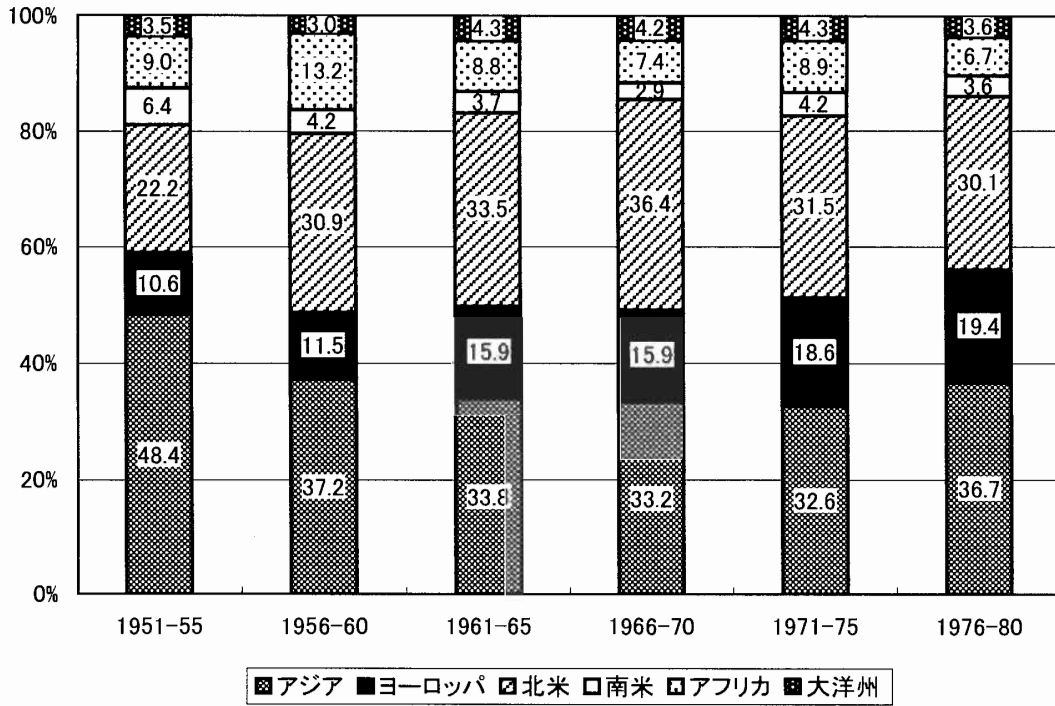
328) 『朝日新聞』1962年1月19日。

329) インド、フィリピン、インドネシア、セイロン、タイ、マラヤ、パキスタン、ビルマ、南ベトナム、台湾、韓国。

330) 『日本経済新聞』1962年2月6日、8月22日、9月2日。

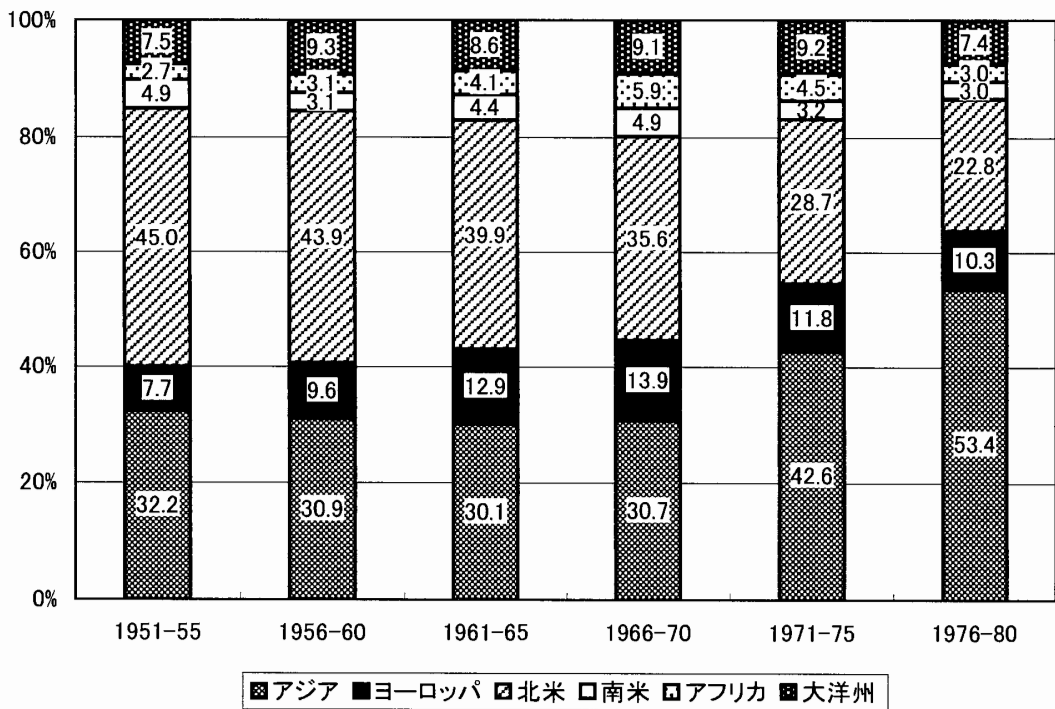
331) ICA輸出(米国のICA資金による調達)については、とりあえず、「ICA輸出の現状」『貿易と関税』1959年8月号、pp. 50-51、参照。

図6-A 地域別輸出の推移



[出所] 通商産業省編『通商産業政策史』16, p. 222-253 より作成。

図6-B 地域別輸入の推移



[出所] 図6-Aと同じ。

米本国からの調達日本の東南アジア輸出に打撃を与えると考えられた³³²⁾。

米国の対外政策の変化 1962年4月頃に作成された、米務省の対日政策のガイドラインは、1960年1月の「米国の対日政策」(NSC6800/1)の改訂版であるが、経済面において、2つの新たな特徴が見られる³³³⁾。

- ①日米間の貿易紛争の調整の場を、二国間の交渉から、多国間の枠組みへ移行させようとした。ガイドラインは、米国は日本に対して、自由貿易の促進、日米の緊密な経済関係の維持を前提に、米国にとって重要な輸出品の自由化を求めるが他方で、日本製品の輸入制限や、日本の輸出自主規制を求める米国内の保護主義に対しては、多国間の枠組みで問題解決を図るように導くこととした。
- ②日本と西欧諸国との経済関係を強めようとした。日本に対する GATT 35 条援用を撤回するよう、米国は西欧諸国に強く求めるとともに、日本の OECD への正式参加の実現に向けて支援を行い、将来的には、日本、西欧、カナダ、米国、その他先進国を含む組織的な紐帯を作るとガイドラインは述べている。

この背景にあったのは、1962年1月25日にケネディ大統領が「通商に関する教書」で行った「通商拡大法」の提案であった。この法律は、大統領に関税引下げの大幅な権限を与えて、EEC（欧州共同市場）との関税引下げ交渉を有利に進め、米国の欧州市場へ進出することを目指した。米国は、EEC に対抗するために、多国間協議の場である GATT を活用し、GATT の枠組みのなかで貿易紛争を解決しようとしたのである。そうした動きの一環として、日米間の繊維交渉は多国間協議の場に移されることになった。

アメリカ政府は、また、日本やカナダなどの欧州外の先進国との連携を強める必要があると考え、日本の OECD 加盟を支持した。米上下両院合同経済委員会対外経済対策小委員会（ボックス委員会）の「アメリカの対外経済政策の中の日本」と題する報告書（1961年11月26日、ハンスバーガー報告³³⁴⁾は、日

332) 高垣勝次郎（三菱商事会長）「37年度輸出目標と問題点」『経団連月報』10-6（1962年6月），p. 7。

333) “Guideline of U.S. Policy and Operations Toward Japan,” (Washington, undated) *FRUS, 1961-63, Vol. XXII*, pp. 728-738.

334) 斎藤真ほか編『戦後資料 日米関係』日本評論社，1970年，pp. 267-276に主要部分が収録されている。なお、ハンスバーガー (Warren S. Hunsberger) は、ジョンズ・ホプキンス大学教授で、日米貿易関係を詳細に分析した、*Japan and the United States in World Trade*, Harper

本に対して、アメリカが過度の保護貿易政策に訴えるのは好ましくないとし、またアメリカは日本の OECD 加盟を承認するよう西欧諸国に働きかけるべきだとした。1962年1月17日に米議会に提出された「1960年代の対外経済政策」と題する報告は³³⁵⁾、日本と低開発諸国の製品が、EECの市場にはけ口を見出すのは米国の利益になると述べた。

対米繊維交渉と国際繊維協定 アメリカ政府は、日本の OECD 加盟や、西欧諸国の GATT 35 条援用撤回に協力したが、日米が鋭く対立する側面も存在した。その典型は、繊維問題である。

ケネディ大統領は、1961年5月2日、米国繊維業界救済のための7項目の計画を発表し、主要繊維輸出入国による国際会議の開催を提唱した。国際繊維協定には、2国間の輸出自主規制を多国間の交渉の場に移すことによって、西欧市場を開放させ、アメリカの負担を西欧諸国に転嫁すると同時に、香港などの新興国の対米輸出を抑制する意図もあった。

1956年12月31日に、「綿製品規制は向う5年間継続する。その内容は毎年両国で相談して決める」という取決めが日米間でなされ、以後、綿製品の対米輸出自主規制措置が継続的に実施された³³⁶⁾。日本が自主規制措置をとっている間に、香港等が米国市場に進出した結果、米国の綿製品輸入に占める日本のシェアは、1957年の70%から1960年には19%にまで落ち込んだ。日本の綿業関係者は、輸出自主規制措置は、日本にのみ犠牲を強いるものだと反発を強めた。そのような折に提案された国際繊維協定は、日本の対米・対欧輸出を拡大し、香港やインドなどの対米・対欧輸出の抑制に貢献するだろうと、繊維業者は期待を抱いたが、期待は裏切られる結果となった。

国際繊維会議は、主要綿業国17カ国が参加して1961年6月17日～21日に開かれ³³⁷⁾、アメリカのリーダーシップのもとに、7月17日に「短期取り決め」(1962年の綿製品輸入に関する協定)が成立した。しかし、日本の意見はまったく反映されず、原紡績協会委員長が席を蹴って帰国する事態に至った。

& Row, 1964 の著書がある。

335) 『朝日新聞』1962年1月24日。

336) 『日本経済新聞』1959年4月24日。

337) 『日本経済新聞』1961年7月16日。以下、国際綿製品貿易協定については、日本紡績協会編『続 戦後紡績史』同協会、1979年、pp. 345-371 に依拠する部分が多い。

この直後の 1961 年 8 月 22 日～9 月 9 日に東京で行われた、1962 年の対米繊維製品の輸出に関する交渉も厳しいものとなった³³⁸⁾。日本側は、過去 5 年間の自主規制によって蒙った不公正の是正、とくに香港とのパ리티ーの回復を主眼として交渉に臨み、1960 年枠に比し平均約 30% の増枠を要求した。アメリカ側は、「繊維問題は米国の *political reality* に基づく政治問題であるとし、日本側の不公正是正を 1 年間で行うことは出来ない」と強硬な姿勢を示し、結局、1960 年輸出枠に比して 11.2% 増（2 億 2,500 万平方ヤード）で妥結した³³⁹⁾。

1962 年 2 月 9 日には、国際繊維会議で、「綿製品貿易に関する長期取り決め」（LTA, 1962 年 10 月以降 5 年間）が決まった（同年 10 月 1 日発効）³⁴⁰⁾。日本側は、「なお不満な点はあるが、国際通商の拡大をむねとするわが経済外交が、関係諸国を動かしてかなりの成果をあげたもの」と評価した³⁴¹⁾。

しかし長期協定の締結にもかかわらず、1963 年の日米綿製品交渉も難航した。1962 年末、アメリカは、長期協定（第 3 条の市場攪乱条項）にもとづき、36 品目（日本の対米綿製品輸出の 93% を占める）について協議を求めて来た。この申し入れは、日本側にとっては晴天の霹靂であり、市場の混乱が起きていないのに、綿製品輸出のほぼ全部に網を掛けようとするのは長期協定の乱用だと反発した³⁴²⁾。交渉は長期協定第 3 条の解釈をめぐる膠着状態に陥り、3 月 29 日から 2 国間交渉に切り替えられたが³⁴³⁾ ようやく 8 月 27 日に「8 ヶ月交渉」と呼ばれた長期交渉が調印にいたった。

このような、ケネディ政権の、「通商拡大法」の自由貿易主義と、繊維交渉に見られる強固な保護貿易主義とをどのように統一的に理解したらよいのだろうか？ ケネディが繊維産業に対する保護政策と引き換えに、繊維業者と関係が深い議員から、「通商拡大法」法への協力を獲得したという解釈をザイラーは行っている³⁴⁴⁾。

338) 「経済局特別情報」第 329 号（昭和 36 年 9 月 13 日）。『日本経済新聞』1961 年 9 月 9 日（夕刊）。

339) 合意には、香港からの輸入抑制に関するサイド・レター（不公表）が付された。

340) 鈴木重光（日本絹糸布輸出組合理事長）「綿製品貿易長期協定の成立について」『経団連月報』10-4（1962 年 4 月），pp. 4-6。

341) 『日本経済新聞』1962 年 2 月 12 日。

342) 『朝日新聞』1963 年 1 月 10 日，2 月 1 日。『ガットと日本 -1964-』，p. 62。

343) 『朝日新聞』1963 年 3 月 22 日（夕刊），3 月 30 日。

344) Thomas W. Zeiler, *American Trade & Power in the 1960s*, Columbia University Press, 1992,

1957年以降の、対米綿製品輸出枠の推移は表10の通りである。国際的な輸出自主規制体制のもとで、日本の綿布輸出は1962年の14億4,800万平方ヤードをピークに、急速に減少、1970年には5億1,280万ヤードにまで落ち込んだ³⁴⁵⁾。

表10 日本の対米綿製品輸出規制枠の推移 (単位: 1,000平方ヤード)

| 品 目 | 1957～ 58年 | 1959～ 60年 | 1961年 | 1962年 | 1963年 | 1964年 | 1965年 |
|---------------------|--------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| グループI (綿織物) | 113,000 | 113,000 | 117,000 | 125,500 | 125,000 | 129,265 | 125,500 |
| グループII (綿製家庭用品) | 30,000 | 33,000 | 33,000 | 35,000 | 41,000 | 42,230 | 44,341 |
| グループIII (綿製衣料品) | 71,000 | 78,100 | 81,660 | 90,500 | 111,000 | 114,330 | 120,046 |
| グループIV (綿製メリヤス品) | 12,000 | 13,200 | 13,200 | 14,000 | | | |
| グループV (その他) | 9,000 | 9,900 | 9,900 | 10,000 | | | |
| 合 計 | 235,005 | 247,200 | 254,760 | 275,000 | 287,500 | 296,125 | 310,931 |

[出所] 大蔵省関税局国際課編『ガットと日本—1964—』日本関税協会, 1964年, p. 64。

GATT 35条問題の解決と輸出秩序の確立 日本が1955年にGATTに加盟した際に、イギリス、フランス、ベネルックス、オーストリア等14カ国はGATT 35条を援用し、日本とGATT協定の取決めを行うことを拒否した。このように多くの国々が35条を援用したのは、戦前のソーシャル・ダンピングに原因があったとされる³⁴⁶⁾。また、イタリア、ドイツは、国際収支上の理由から対日貿易の差別を行った。

日本は、再三、35条援用の撤回を求め、ようやく第18回GATT総会(1961年5月15日～18日)において、「対日35条援用に関する検討を行うための作業部会」の設置が決まった。第19回GATT総会(1961年11月13日～12月9日)では、GATT 35条問題の早期解決を訴えた藤山外相の演説が、アメリカ、カナダ、スウェーデン等の支持を得て、大臣会議の結論に「対日35条問題」の

Chap. 3.

345) 前掲『続 戦後紡績史』p. 336。

346) 大蔵省関税局国際課『ガットと日本 —1964—』日本関税協会, 1964年, p. 37。

項目が設けられ、「問題解決の空気は一時に比し著しく好転した。」³⁴⁷⁾

1962年11月14日、日英通商航海条約が調印され³⁴⁸⁾、イギリスとの間で、35条援用撤回が実現した。6年間に及ぶ交渉の末に締結に至ったもので、第2次大戦により旧条約（1911年締結）が失効して以来21年ぶりの通商条約の締結であった。「条約締結の一番の収穫」は、イギリスによるGATT 35条援用の撤回であると言われた³⁴⁹⁾。

その後、35条援用撤回は、1963年にローデシア、ニアサランド、1964年にベネルックス3国、フランス、オーストラリア、マダガスカルと続いた。1964年末現在、35条援用国は、GATT加盟64カ国中27カ国であったが、大部分はアフリカ等の「低開発国」であり、先進国はオーストリア、スペイン、ポルトガルのみで、基本的にこの問題は解決した。

35条援用撤回により、西欧への輸出拡大の道が開かれたが、西欧諸国と通商を円滑に行うためには、秩序ある輸出を行い、戦前のソーシャル・ダンピングの記憶を拭い去ることが課題と目された。池田首相は、1962年秋の訪欧の際に、日本の企業・商社に対する不信感が根強いことに気づき、11月の最高輸出会議で「輸出秩序の確立策」を取り上げるよう指示し³⁵⁰⁾、1963年に、「輸

347) 荒川健夫（大蔵省関税局調査統計課長）「第19回ガット総会の成果」『外国為替』第271号（1962年1月），pp. 6-7。

348) 萩原徹監修『日本外交史』30，鹿島研究所出版会，1972年，pp. 219-223。「日英通商，居住および航海条約」『時の法令』第468号（1963年7月）pp. 18-23。関守三郎（外務省経済局スターリング地域課長）「日英通商航海条約を顧みて」『経団連月報』10-12（1962年12月），pp. 50-57。

349) 関外務省経済局長の説明（「日英通商航海条約について説明聴取」『経団連週報』1962年11月30日，p. 5）。なお，条約の主要な内容は以下の通りである。①英国はGATT 35条援用を撤回し，その代償として，対日セーフガード（緊急輸入制限権），対日センシティブリスト（輸入要注意品目。事実上の輸入割り当て品目）を獲得する。②日本はイギリスに対し61品目の輸出自主規制を行う。③日英両国は関税，輸出入事業活動，外資導入について最恵国待遇を与える。センシティブリストに掲げられたのは，シガレット，ライター，金属洋食器，家庭用ミシン，家庭用陶磁器など18品目，自主規制となったのは，トランジスタラジオ，テレビ，繊維製品などであったが，この輸入制限は1967年末に廃止された（『日本経済新聞』1962年11月15日，前掲『日本外交史』30，p. 223）。

350) 『金融財政事情』1963年1月14日号，p. 11。以前にも「輸出秩序の確立」は唱えられていたが，対象は，輸出入取引法の改正（＝輸出カルテルの範囲の拡大）により，「過当競争」を防ぐことに限定されていた。当時の輸出秩序の確立に関しては，小泉孝夫（通産省通商局輸出振興課）「輸出秩序の維持確立について」『外国為替』第304号（1962年7月），pp. 10-12，参照。

出秩序の確立」が経済外交上の重要課題として浮上した³⁵¹⁾。

経団連も、欧州市場貿易の拡大のためには、輸出秩序の確立は重要と受け止め、石坂泰三経団連会長は『経団連月報』1963年新年号の巻頭に、「輸出秩序の確立のために—本年の課題として—」を掲載した。1963年1月22日の経団連理事会は、業界ごとに輸出秩序確立の基本方針を策定することなどを求めた「輸出秩序の確立に関する決議」を採択した³⁵²⁾。また、通産省は、5月14日の最高輸出会議に、商品別・産業別の具体策を集約した「輸出秩序について」を提出した³⁵³⁾。

-
- 351) 『日本経済新聞』1963年1月15日。『朝日新聞』1963年5月15日。輸出入取引法にもとづき設立される輸出組合が、輸出秩序確立において中心的役割を果たすことが期待された。輸出組合の設置は、1952年8月公布の「輸出入取引法」で法的に可能となり、その後の法改正(1953年8月に改正され、「輸出入取引法」と改称、1955年、61年にも改正された)を通じてカルテル的性格が強まった(『通商産業政策史』9, 1989年, p. 281, p. 337, 菊池敏夫「貿易自由化とカルテル体制——輸出入取引法改正の方向——」『公正取引』1960年5月号, pp. 18-22)。しかし、1961年の改正は、1958年に国会に提出されて以来4年間かかって実現したものであり、しかも、通産省が強く希望していた輸出振興カルテル(共同行為の対象貨物を輸出向け貨物に限定せず、相当部分が輸出される貨物まで拡大すること、共同行為の主体として輸出業者のほかに生産業者、販売業者も加えることを内容とする)は実現しなかった(「輸出の振興と貿易自由化に対処」『時の法令』第410号(1962年1月), pp. 12-13)。
- 352) 「輸出秩序確立に関する決議」(経済団体連合会 昭和38年1月22日)『経団連月報』11-2(1963年2月), pp. 18-19。日本貿易会も、1963年1月に輸出秩序確立問題懇談会を設置して、この問題に積極的に取り組んだ(『日本経済新聞』1963年1月22日, 1月29日)。なお、「座談会 輸出秩序の確立をさまたげるもの」『経団連月報』11-3(1963年3月), pp. 16-31, 「輸出秩序問題にかんし通産省原田通商政策課長と懇談」『経団連週報』1963年3月7日, pp. 6-8, 「輸出秩序問題の業種別実体にかんし通産省中川輸出振興課長と懇談」『経団連週報』1963年5月3日, pp. 14-17, も参照。
- 353) 中川理一郎(通商産業省通商局輸出振興課長)「輸出秩序問題の現状と動向」『経団連月報』11-6(1963年6月), pp. 61-65。

第7章 IMF 8 条国移行 — 1962～63 年度コンサルテーション

1 8 条国移行の勧告

(1) 引締め政策の継続と国際収支改善

引締め政策の継続 引き締め政策は十分な効果を取めず、1962 年に入ってから、企業の設備投資意欲は衰えを見せなかった¹⁾。

3月22日、経済審議会総合部会は、このままでは1962年度下期の国際収支均衡回復は困難になるので、政府は金融引締め堅持、設備投資の抑制に努め、産業界、金融界は景気調整策の浸透に努力すべきとの「中山部会長談話」を公表した²⁾。また、4月に通産省の産業合理化審議会産業資金部会（堀越楨三部会長）が、1962年度設備投資を検討したところ、投資計画は前年実績見込みを20%も上回る1兆8,763億円に達することが判明した³⁾。とりわけ、石油精製、石油化学、合成繊維、セメント、電力の5業種の伸びが著しかった。

こうしたなかで、閣内に意見の対立が生じた。藤山愛一郎経済企画庁長官は、4月13日、経済同友会で演説を行い、池田内閣の高度成長政策を強く批判し、波紋を呼んだ⁴⁾。他の閣僚は藤山に同調しなかったが、閣内不統一を避けるため、両者の意見調整がなされた⁵⁾。5月23日の経済閣僚懇談会は、双方の意見を反映させた「今後の経済運営の基本的態度について」⁶⁾を決定した。

1962年度上期外貨予算 1962年度上期は、景気引締め下であったために、緊縮型の外貨予算が求められた⁷⁾。予算総額は、39億5,900万ドル（輸入貨物予

1) 藤田信正（日本興業銀行調査部次長）「短期調整迫られる本年度設備投資」『エコノミスト』1962年4月17日号，pp. 40-44。

2) 『日本経済新聞』1962年3月23日。

3) 『日本経済新聞』1962年4月24日。

4) 『日本経済新聞』1962年4月21日。「対立表面化した景気論争」『日本経済新聞』1962年4月29日，5月1日。藤山には、7月の自民党総裁選への政治的思惑があったとされる（『日本経済新聞』1962年5月15日）。

5) 『朝日新聞』1962年5月14日（夕刊）。『金融財政事情』1962年4月30日号，p. 8。

6) 「今後の経済運営の基本的態度について〈閣議了解〉」（昭和37年5月21日）『金融財政事情』1962年5月28日号，p. 11。

算 31 億 1,400 万ドル、貿易外支払予算 8 億 4,500 万ドル) で、1958 年度上期以来 4 年ぶりに前期を下回った。輸入貨物予算は前期より 11.7% も減った。

他方で、1962 年 4 月の自由化品目は、やし油、特殊鋼、靴下など少数にとどまり、重要品目の多くは 10 月に先送りされた⁸⁾。自由化率は 1961 年下期の 70% から 3% 上昇し、73% になった。なお、1962 年度上期予算から非自由化品目を表示するネガティブ・リスト方式が採用された⁹⁾。

通産省は、予算編成に当たり、国際収支均衡と設備投資抑制に注意を払った¹⁰⁾。引締め政策の継続の観点から、予備費を除く輸入貨物予算の実質規模を約 29 億ドル (前期最終予算比 12.4% 減) に抑えた¹¹⁾。また、設備投資抑制の効果を狙って、機械輸入割当額は 3.5 億ドルにとどめられた¹²⁾。閣僚審議会では、機械輸入枠をさらに削減すべしとの意見が出たが、「合理化投資まで切ることと

7) 後藤土男 (大蔵省為替局資金課長補佐) 「昭和 37 年度上期外貨予算について」『財経詳報』第 431 号 (1962 年 4 月 9 日), p. 9。『朝日新聞』1962 年 3 月 31 日 (夕刊)。『日本経済新聞』1962 年 4 月 4 日。

8) 輸入品目の数え方が、ブラッセル関税分類 (BTN) に切り替わったため、1962 年 4 月の自由化では、非自由化品目数は数の上では約 100 品目も減少した (前掲、後藤土男「昭和 37 年度上期外貨予算について」『財経詳報』第 431 号 (1962 年 4 月 9 日), p. 9)。

9) 品目の分類基準はブラッセル関税分類 (BTN) に準拠。日本の関税率表は、1961 年 6 月に国際規格であるブラッセル関税分類に切り替えられた (本多早苗 (通産省通商局予算課長) 「本年 4 月における輸入自由化措置—ネガリストと運用の問題」『貿易と関税』1962 年 5 月号, pp. 16-19。ネガティブ・リスト方式の採用は、1960 年 10 月のガット輸入制限協議会で、すでに指摘されていた (「第 96 回 外国為替審議会議事録」(昭和 35 年 12 月 16 日))。

10) 「37 年度上期外貨予算について今井通商局長の説明を聴く」『経団連週報』1962 年 4 月 6 日, p. 8。

11) 機械類の輸入については、1961 年 12 月に、翌年度「経済見通し」を検討した時から、輸入削減を望む大蔵省と、削減に反対する通産省との対立があった (『日本経済新聞』1961 年 12 月 8 日)。1961 年末、通産省は、池田首相の要請に応え、1961 年度下期の一般機械割当額を 3 億ドルに絞り込むことにした (外貨予算上では 1961 年度下期の輸入枠は 4 億 5,000 万ドルであった)。さらに 1962 年 1 月 9 日、池田首相は今井通産省通商局長を呼び、機械類の輸入抑制を指示した (「機械輸入、更に削減の模様」(昭和 37 年 1 月 12 日 [日本銀行外国為替局] 予算係) [『外国為替予算編成 貿易諸物資の需給及び貿易金融に関する書類 (昭和 37 年度中)』日本銀行金融研究所保管資料 A-4827], 『日本経済新聞』1962 年 1 月 10 日)。その結果、1961 年度下期の輸入確認額は、3 億 2,000 万ドルにとどまった (「当面の主要物資別貿易動向」(昭和 37 年 4 月 23 日 [日本銀行] 外国為替局) [『外国為替予算編成 貿易諸物資の需給及び貿易金融に関する書類 (昭和 37 年度中)』日本銀行金融研究所保管資料 A-4827], p. 25)。

12) 『外為年鑑』1963 年版, p. 21。

なる」と経済界から批判されるのを通産省が懸念したため、3.5億ドルの原案は修正されなかった¹³⁾。

国際収支の改善 1962年5月になると、外貨準備の急速な回復が見られ、6月には、総合収支は実質的に均衡を回復した¹⁴⁾。経常収支も、7月に1,000万ドルの黒字を計上、1960年12月以来1年7ヵ月ぶりに黒字基調に転じた¹⁵⁾。こうして、政府の努力目標である1962年度下期を待たずに、国際収支の改善が実現することになった。

植村経団連副会長は、1962年6月6日、「当面の国際収支の均衡も重要だが、それよりもことしの暮れから来年にかけて具体化してくる自由化と米国の通商拡大法の影響のほうを重視すべきだ。企業の合理化、体質の改善はまだ不十分なので、これらをやり遂げるとともに、金融の正常化をはかるべきだ」と述べ、金融緩和を求めた¹⁶⁾。

しかし政府・日銀は8月まで、金融政策を転換する必要はないと表明していた。日銀内部では、6月初め頃には国際収支の先行き楽観論も出ていたようだが¹⁷⁾、8月8日に山際日銀総裁が、政策転換の情勢にはないと述べるなど、日銀は引締め堅持の姿勢を保った¹⁸⁾。政府内でも緩和論が強まっていたが、田中角栄蔵相は、8月14日、衆議院大蔵委員会で、財政・金融政策は引き続き引締め基調を維持すると言明した¹⁹⁾。

(2) 88%自由化

自由化率88%へ（1962年10月） 1962年10月の90%自由化の期限が近づくとつれ、目標達成は困難であることが明らかになった。

1962年8月9日、松村敬一通産省通商局長は池田首相に対して、「予定通り輸入の自由化率を現行の73%から90%にするのを目標にしているが、自由化

13) 「為替連絡会（第372回）記録」（昭和37年4月2日）。

14) 『朝日新聞』1962年7月5日（夕刊）。

15) 『日本経済新聞』1962年8月14日。

16) 『日本経済新聞』1962年6月7日。

17) 『金融財政事情』1962年6月4日号，p. 8，6月11日号，p. 7。

18) 前掲『日本銀行百年史』第6巻，p. 51。

19) 『日本経済新聞』1962年8月14日。『金融財政事情』1962年8月27日号，p. 6。

がむずかしい品目も少なくないので、場合によっては90%を少し割るかもしれない」と説明した²⁰⁾。松村局長によれば、非自由化493品目のうち、10月にかならず自由化ができるのは原油など約250品目、到底不可能なのは乗用車、農産物の大部分など200品目弱、残りの非鉄金属、紙パルプ、一部の工作機械、化粧用クリーム、一部の農産物など約50品目については、まだ扱いを決めていないとのことであった。

9月初めには、検討中の約30品目を加えても自由化率は89%であり、90%に達しないことが判明した²¹⁾。検討中の品目は、タングステン鉱石、マンガン鉱石、水銀、石綿、アンチモニー地金、化粧用クリーム、ごま油、ひまわり油、バナナ、ジャムなどであった²²⁾。

9月11日の自由化関係閣僚懇談会では、90%自由化達成についての基本的態度が討議され、「貿易自由化促進に関する政府統一見解案」、「差別自由化に関する各省了解案」が了承された²³⁾。統一見解は以下の通りである。

- 一 本年10月、当初の目標通りの90%自由化率を達成するため、よりいっそうの努力を傾けるものとし、自由化につき現在なお検討中の品目は緊急関税発動の態勢を整備するなど所要の対策を至急に進めて、極力これを10月から自由化するものとする、
- 一 今回の自由化に当っては、わが国に対する差別的輸入制限のきびしい国に対して、差別撤廃のための交渉をさらに強力に行うものとする

この見解は、田中蔵相のIMF総会出席を前に、日本政府が90%自由化への決意を表明する趣旨で出されたものであったが²⁴⁾、この見解には、実質的に90%自由化を1963年3月末まで半年繰り延べるというニュアンスも含まれて

20) 『朝日新聞』1962年8月10日。

21) 銅、鉛、亜鉛など主要非鉄金属の自由化が1963年3月末まで延期されたことが影響した（『難航する90%自由化』『日本経済新聞』1962年9月22日）。

22) 「10月の貿易自由化に関する件」（昭和37年9月13日 [日本銀行] 外国為替局長）〔『自由化閣僚会議等に関する件（昭和36～38年度）』日本銀行金融研究所保管資料A-4893〕。

23) 『日本経済新聞』1962年9月12日。『朝日新聞』1962年9月12日。

24) 「難航する90%自由化」『日本経済新聞』1962年9月22日。9月12日の記者会見で田中蔵相は、「10月からの90%自由化は困難との見方もあるが、私は達成できると思う」と語っている（『日本経済新聞』1962年9月13日）。

いた²⁵⁾。

自由化計画は、9月28日閣議の最終的な意見調整を経て、29日の閣僚審議会で決定された²⁶⁾。閣議では、農林省関係物資のうち、10月自由化が見送られた砂糖とバナナ²⁷⁾について、1963年4月からの自由化に向けて作業を進めることが了承された。

こうして決定した1962年10月の自由化措置において、原油、工作機械および金属加工機械の相当部分、製紙用パルプ、毛製品、雑貨等が自由化され、ネガティブ・リスト品目は230減り、262になった。自由化率は、1962年度上期より15%上昇し、88%に達したものの、IMFに対して約束した90%は達成されなかった。上昇率15%のうち、12%は原油の自由化によるものであった。

「自由化方針」(9月29日)は、自由化率が90%に達しなかったのは、重油の自由化が実現しなかったためであり、所期の目標は実質的に達成されたと説明した²⁸⁾。しかし、現実には、1962年10月までにネガティブ品目を150品目に絞り込むとする「貿易・為替自由化促進計画」の目標を、大幅に下回っていた。石油製品、非鉄金属地金(銅・鉛・亜鉛等)、砂糖は、すでに早くから自由化見送りが決まっており、最後まで未決定だったバナナ、とうもろこし、ビスケット、大豆油、コーヒー、はちみつ等の農業品目も自由化されなかった²⁹⁾。また、石炭、硫黄、大型重電機、電子計算機、ブルドーザー、航空機、大型工作機械、乗用車、エアコンディショナー、硫安、尿素、皮革製品、酪農品、食肉などは、当分の間は自由化しないこととなった。自由化の目標時期は、乗用車は1964年10月、電子計算機は1967年10月に設定された³⁰⁾。

25) 『日本経済新聞』1962年9月12日。

26) 『朝日新聞』1962年9月28日(夕刊)。最後まで問題となった30品目のうち、自由化されたのは、マンガン、石綿、ごま油など約10品目であった(『朝日新聞』1962年9月29日(夕刊))。

27) バナナは、国産りんご等に影響があるとの反対から、自由化が見送られた。

28) 『金融財政事情』1961年10月8日号, p. 6。重油を自由化すれば、自由化率は1.9%上昇するはずであった。

29) バナナ、とうもろこし、ビスケット、大豆油、コーヒー、はちみつなど農業品目、重油、銅、鉛、亜鉛地金など鉱石、工作機械・金属加工機械の一部、電動タイプライター、油圧計などの機械類が主たる見送り品目であった(「10月の貿易自由化に関する件」(昭和37年9月13日 [日本銀行] 外国為替局長) [『自由化閣僚会議等に関する件』日本銀行金融研究所保管資料 A-4893])。

30) 「10月の貿易自由化予定について」(昭和37年7月31日 [日本銀行] 外国為替局長)『自

1962年12月3日～5日の第2回日米貿易経済合同委員会で、グードマン商務長官代理は、「自由化率88%は一見相当な数字に見えるが、これは輸入が過度に制限されていた1959年基準である上に、大部分原料品・半製品又は日本品と競合しない完成品が対象で、米国が対日輸出を希望する大部分の商品は依然自由化されていない」と批判した³¹⁾。11月に日本を訪れたホッジス米商務長官も、同様の見解を示した³²⁾。とくにアメリカが関心を持っていた機械類は、1962年10月自由化後の自由化率が85%にとどまり、乗用車、電子計算機、大型工作機械、重電機、ブルドーザー、カラーテレビなど十数品目については、通産省は当分の間、自由化しないとした³³⁾。

1962年度下期外貨予算 1962年度下期外貨予算は、景気調整策が浸透して貿易収支は改善し、下期には1億4,000万ドルの貿易黒字が生じるとする「国際収支見通し」にもとづいて編成された。予算総額は44億200万ドル（輸入貨物予算31億5,400万ドル、貿易外支払予算12億4,800万ドル）で、上期の最終予算と比べて11.2%の増であった。

「輸入需要を強いて圧縮するようなことはさけ、実需に見合う輸入量を適正に計上すること」に重点を置いて輸入貨物予算編成が行われた³⁴⁾。それにもかかわらず、輸入貨物予算の実質規模（予備費を除く）が、上期と比べ1.4%増にすぎなかったのは、輸入が低調だったためであり、輸入減の実態を反映した「中立横ばい予算」と言われた。当局は、設備投資が停滞状態にあり、前期予算の使用実績は23億ドル（確認率74%）の低水準であるから、けっして緊縮

由化閣僚会議等に関する件（昭和36～38年度）』日本銀行金融研究所保管史料 A-4893]。

31) 「第2回日米貿易経済合同委員会 議事概要」（外務省経済局）。同会議の米国側交換資料はつぎのように述べている。「米国は日本が90%自由化しなかったことに失望している。88%自由化のための努力は認めるが、日本の経済成長率、国際収支からみて今後いっそう輸入制限を撤回すべきだ。現在までの自由化品目は大部分が原材料、半製品、一部製品で、米国は乗用車、大型発電機、トラクター、大型電子計算機、航空機、工作機械、一定の非鉄金属、硫黄、砂糖、小麦、小麦粉、菓子類、食用植物油、一定の紙製品、カラーフィルムなど輸入制限品に掲げられているものに強い関心を持っている。」（『日米貿易経済委の討議資料全容』『金融財政事情』1963年1月1日号、p. 76）。

32) 『朝日新聞』1962年11月9日。

33) 『朝日新聞』1962年9月27日。

34) 大蔵省為替局資金課「昭和37年度下期外貨予算（上）」『外国為替』第289号（1962年10月）、p. 21。

予算ではなく、予算が不足することはないと言明した³⁵⁾。

88% 自由化の後には、輸入貨物予算に占める FA 予算の比率は 26% まで低下した³⁶⁾。その結果、外貨予算は「外貨割当」の性格を失い、「支払見積もり」・「外貨見積り」に変化した³⁷⁾。

(3) 1962 年度コンサルテーション

ガット対日輸入制限協議会（1962 年 10 月） ガット対日輸入制限協議会（1962 年 10 月 2 日）において、米国、カナダ等は、日本が自由化と同時に関税引上げ措置を取ったことに不満を表明した³⁸⁾。また、米国、カナダ等は、輸入担保率の引上げは自由化の利益を損なうとし、その撤廃の時期を質した。日本側は、国際収支が改善され次第、撤廃する方針であると回答した。

また 1962 年秋のガット総会では、ハード・コア・ウェーバーの延長の提案はなされず、1962 年度末で期限切れとなった³⁹⁾。ハード・コア・ウェーバーとは、BP リーズンがなくなった国が一挙に輸入制限を廃止した場合に起きる困難を回避するため、自由化が困難な品目について 5 年間の猶予期間を与える制度である。1955 年 3 月 5 日に GATT 第 9 回総会で採択され、5 回にわたり 1 年ずつ延長されて来た。ハード・コア・ウェーバーの廃止により、ウェーバーの承認を得るためには、GATT 25 条 5 項に定められた高いハードルを越えなければならなくなった。

コンサルテーションの準備 秋になれば日本の国際収支改善の成否の見通しがつくという理由から、1962 年度の対日コンサルテーションは、例年とは異なり、10 月に実施されることとなった⁴⁰⁾。

BP リーズンなしの勧告を、今回は受け入れることで政府・日銀は、一致し

35) 『金融財政事情』1962 年 10 月 1 日号, p. 8。大蔵省為替局資金課「昭和 37 年度下期外貨予算（上）」『外国為替』第 289 号（1962 年 10 月）, p. 22。

36) 『日本経済新聞』1962 年 9 月 18 日, 9 月 29 日（夕刊）。『朝日新聞』1962 年 9 月 29 日（夕刊）。

37) 大蔵省為替局資金課「昭和 38 年度下期外貨予算（下）」『外国為替』第 311 号（1963 年 11 月）, p. 24。

38) 「経済特別情報」第 369 号（昭和 37 年 10 月 20 日）。

39) 「経済特別情報」第 371 号（昭和 37 年 11 月 15 日）。

40) 『朝日新聞』1962 年 2 月 23 日。

た。1962年9月5日、山際日銀総裁は、「勧告をことさら避けようとするよりも、わが国の実情を率直に説明すべきである」と述べ⁴¹⁾、また、池田首相、宮沢企画庁長官も、「いまさら移行勧告の延期をムリヤリ頼みこむことは、従来のいきさつ、世界の大勢などからいっても不見識であり、いさぎよい態度をとった方がよい」との意見だった⁴²⁾。

政府は、11月2日の閣議において、「かりに8条国移行勧告がでる見通しが強まったとしても、わが国としてはこれを無理に回避するようなことはしない」、「10月からの88%の輸入自由化で残された12%の自由化期限は明示しない」と意思統一した⁴³⁾。

コンサルテーションの経過 1962年度のコンサルテーションは、11月5日から17日まで東京で開催された。IMFスタッフ・チームは、フリードマン為替制限局長ほか2名であった。

討議は、例年通り、経済状態・経済政策から始まった⁴⁴⁾。

まず、高い成長率と国際収支の均衡の2つの政策目標の相互関係が議論された⁴⁵⁾。村上一為替局長は、日本の国民所得、生活水準のレベルは先進国と比べればはるかに低く、高成長と国際収支の均衡との両立は困難であり、日本経済がまだ安定した健全な状態に移行していないことを強調した。フリードマン局長が、日本経済はすでに戦後の復興段階を過ぎたと思うかと質問したのに対し、原田通産省通商局通商政策課長は、公共投資の低さ、賠償問題の未解決などを挙げ、まだ戦後は終わっていない（すなわち、14条国の段階は終了していない）と答えた。フリードマンは、日本はすでに戦後段階を終えたと自分は考えており、国際収支がまだ強固ではないと日本側は主張するが、それは日本があまりにも高い経済成長を望みすぎているためだと反論した。欧州諸国の対日輸入制

41) 『日本経済新聞』1962年9月6日。

42) 『朝日新聞』1962年9月8日。

43) 『日本経済新聞』1962年11月2日。『朝日新聞』1962年11月3日。

44) 以下の記述は、議事録を中心に纏めたが、スタッフ・レポートも参照した（“IMF, Staff Report and Recommendations – 1962 Consultations, Part I”, January 15, 1963 [IMF Archives]）。

45) 1962年11月2日閣議了解の「昭和38年度経済見通しと経済運営の基本的態度」は、1962年度の経済成長率を名目6%、実質4.5%と見込み、1963年度も「成長率は本年度に引続き低い水準で推移すると見込まれる」とする、控え目な見通しを示した（『金融財政事情』1961年11月12日号、p. 35）。

限が国際収支上の大きな制約になっているという主張について、フリードマンは理解を示しながらも、通産省は誇張しすぎていると指摘し、日本が先に自由化するのが最善の策だと述べた。

金融政策についてフリードマンは、1961年夏以降に取られた金融引締め政策を歓迎し、この政策により国際収支の改善が図られたことを評価した。その上で、現在の金融政策は、景気促進的か、それとも中立的かと質した。日本側は景気促進的ではないと返答し、今後、金融財政政策は国際収支への影響を考慮して決定することを IMF 側に約束した。

財政政策は景気刺激・消費拡大を狙っているのかとのフリードマンの質問に対し、日本側は、財政は非弾力的であり、景気政策を実施する余地はないと答えた。公共部門の今後の拡大の見通しについて、日本側は、「所得倍増計画」が謳っているように、公共投資は経済成長に重要な役割を果たすと考えており、公共投資と民間投資との比率は、1:3 から 1:2 に変化してきたと説明した。

IMF 側は、日本企業の銀行融資への過度の依存を改善するには、資本市場の育成が不可欠であり、景気が沈静化している今こそ、この問題に取り組む絶好の機会ではないかと指摘した。

外貨準備の水準について日本側は IMF 側に対して、現在（1962年11月）の外貨準備 17 億 9,300 万ドルは年間輸入の約 28% に相当するが、十分と考えるかと質問した。IMF 側は、国内是正措置が採られて、国際収支均衡が回復するまでの間、対外赤字をファイナンスするために外貨準備が存在するのだから、外貨準備と輸入（ないし対外債務）との比率はあまり意味がないと述べた。ただし、短期資本流出の可能性を考慮すれば、日本の外貨準備は十分ではないかもしれないと付け加えた。

コンサルテーションの後半では、貿易・為替自由化の問題が取り上げられ、貿易自由化のスケジュールと、貿易外取引の自由化促進が焦点となった。

通産省は、自由化率が 90% に達しなかったのは重油が自由化できなかったからだだが、当初の目的はほぼ達成されたと説明した。今後の自由化に関しては、国際競争力がまだ弱い将来性のある産業には合理化の時間的余裕を与える必要があること、非自由化 12% の大きな部分を占める石炭と重油をただちに自由化するのは困難であることを指摘したが、具体的な計画を示さなかった。フリードマンは、「去年は 90% という数値目標が示されたが、今年はなんら数値が

示されなかった。自由化は90%にとどまるものではない」と不満を表明した。

このように、日本側が8条国移行をすんなりと受け入れるとの予想に反して、協議が始まると、通産省などが自由化の促進に強く抵抗したため、フリードマンは苛立ちを隠せなかった⁴⁶⁾。「IMFは、理論的には正しいが、実践的には間違っていると言われているようだが、決してそんなことはない。そうであれば、理論を修正する必要がある」と、フリードマンは脱線気味の発言をしている。

11月13日の通産省とのやり取りの後、翌14日に、日本側とIMF側との調整のため⁴⁷⁾、フリードマン局長と大蔵省および日銀の担当者とが非公式会談を持った⁴⁸⁾。討議は、フリードマンが用意した下記の質問事項に沿って行われた⁴⁹⁾。

手続き上の質問（進め方については除く）

1 以下の点は合意できるか

- (a)今後数ヵ月以内に90%以上を自由化するという目標は立てられるか
- (b)強力な国際収支ポジションを維持しつつ、外貨準備を取り崩さずに米市銀借款を返済できるような金融財政政策を遂行する固い意志はあるか
- (c)ただちに、あるいは、数ヵ月以内に貿易外取引の制限を廃止するという目標を立てられるか。残される管理（および規制）は望ましくない外資流出を防ぐために作られることになろう。

46) 村上一口述「昭和37-38年の為替行政について」（昭和39年11月25日），pp. 88-95。

47) 村上為替局長の回顧によれば、「会議の途中で多少フリードマンの予期に違って、非常に前年と同じような、自由化すると国内産業に非常な影響があり、各省の、産業所管省の説明が累積したものだから、彼は少しムカムカしてね、しかしこれはなんとかもみほぐさなきゃいかんと」ということで、通産省、農林省を外して、非公式会談が行われた（村上一口述「昭和37-38年の為替行政について」（昭和39年11月25日），pp. 94-95）。しかし、8条国受け入れの方針は事前に決まっていたのだから、ある意味では日本側のシナリオ通りだったとも言える。1961年度のように、閣僚が直接にIMFスタッフと交渉することはなかった（“Meeting with Minister of Finance,” Nov. 12, 1962, Consultation Files/Japan/420.1 Exchange Restrictions Consultations (Art. XIV) 1962, Minutes of Meetings, Central Files Box # 254 [IMF Archives]）。

48) “Meeting Wednesday November 14, 1962,” Consultation Files/Japan/420.1 Exchange Restrictions Consultations (Art. XIV) 1962, Minutes of Meetings, Central Files Box # 254 [IMF Archives]。

49) “Procedural questions (excluding how to proceed),” Consultation Files/Japan/420.1 Exchange Restrictions Consultations (Art. XIV) 1962, Minutes of Meetings, Central Files Box # 254 [IMF Archives]。

(d) 8 条移行の手続きを実施するために必要な協議が、IMF との間で始まったこと。

2 もし、yes であれば、

(a) IMF チームは、日本はすでに政策の遂行に当って、国際収支上の理由による制限を必要としない状態になっており、残された制限は国際収支上の理由によるものではないことを宣言できる。

(b) もし日本がスタンド・バイ取極めを更新するつもりであれば、日本のポジションはレター・オブ・インテントの中に盛り込まれる。

(c) 8 条国移行のプロセスが始まることになろう。

フリードマンは、自由化率を 90% 以上に引き上げるために、砂糖を自由化できないかと日本側に質した。これに対し鈴木秀雄財務参事官は、砂糖は重油の次に大きな品目であるが、保護政策と引き換えに自由化するのは好ましくないとした。自由化率の目標値の事前公表は、保護主義者を利することになるので、また、自由化品目の明示は、GATT 交渉に不利になるので無理だと答えた。フリードマンは、「95% とか 98% といった数値を示してもらえれば嬉しいが、日本の立場が弱くなるというのなら固執はしない」と引き下がった。

第 2 の点について、鈴木財務参事官が、「強力な国際収支ポジション」とは、経常収支と長期資本収支の合計（＝基礎収支）が黒字の意味かと尋ねたのに対して、フリードマンは、厳密な意味で用いたのではなく、日本政府に、今後は為替制限には訴えず、引締め政策を国際収支調整の手段として用いるという決意表明してもらえればよいと述べた。

第 3 の貿易外取引の自由化について、フリードマンは、対外投資と海外観光旅行の自由化を強く求めた。海外観光旅行を「自由化しないなら他国からの圧力がさらに増すだろう」と警告した。柏木が、「行政手続き上の理由から時間がかかるので、自由化はおそらく 1964 年春になるだろう」と答えると、フリードマンは、「それでは、あまりにも遅すぎる」と不平を漏らし、IMF スタッフ・レポートの提出までに観光旅行の自由化を宣言するよう求めた。

11 月 17 日に行われたフリードマンの講評は、「協議団は 8 条国への移行に適した時期が近づいてきていると感じるので、日本政府当局に対し、日本ができるだけ早くこのような準備措置に乗り出すよう示唆する」と、IMF 8 条国移行を促す内容であった。

田中蔵相は、17日の記者会見において、①判定前の自主的な8条国移行の宣言は行わず、判定を受けてから受諾宣言する、②フリードマン局長は、成長率4.5%でも諸外国と比べると高いと言うが、日本は所得水準が低いので、先進国並みになるには高い成長率が必要である、と述べた⁵⁰⁾。

(4) 8条国移行への準備

金融緩和措置 1962年9月の経常収支は6,200万ドルの黒字であり、1960年9月以来の大幅黒字を記録した。1962年度上期では、経常収支が3,600万ドルの黒字、総合収支が1億5,900万ドルの黒字であった⁵¹⁾。1962年9月末の外貨準備は1年1ヵ月ぶりに17億ドル台を回復した。

1962年9月19日に開かれた経済審議会では、国際収支改善の目標は達成されたから、引締め政策の転換を図るべきとの強い意見が出た⁵²⁾。

日銀は、9月から窓口指導を緩和した⁵³⁾。10月8日からは、主要産業の原材料について輸入担保率が引き下げられた⁵⁴⁾。10月26日、日銀は、公定歩合の1厘引下げ(7.3%→6.93%, 27日実施)、準備率の引下げ(11月1日実施)、高率適用の緩和(11月1日実施)の金融緩和政策を決定した⁵⁵⁾。10月末、通産省は1961年秋から実施していた、外貨割当による機械輸入に対する厳しい選別措置を打ち切った⁵⁶⁾。また、金融引締めの過程で生じた企業間信用の膨張の結果、一部業種で生じていた経営不安を解消するために、鉄鋼、肥料、石炭、証券、中小企業などに対して、信用供与(開銀等からの)や規制緩和(設備投資規制、信用状規制など)といった個別対策を実施した⁵⁷⁾。

11月26日、日銀は第2次公定歩合引下げを決定した(1厘引下げ。6.93%→6.57%)。コンサルテーション終了を待って引下げが実施されたことは、政府・日銀がIMFを意識していたことを窺わせる⁵⁸⁾。これにより、公定歩合は引上

50) 『朝日新聞』1962年11月17日(夕刊)。

51) 『日本経済新聞』1962年10月26日(夕刊)。

52) 『日本経済新聞』1962年9月19日。『朝日新聞』1962年9月19日。

53) 『日本銀行百年史』第6巻, p. 52。

54) 『外為年鑑』1963年版, pp. 7-8。『金融財政事情』1961年10月15日号, p. 7。

55) 『日本経済新聞』1962年10月26日(夕刊)。

56) 『日本経済新聞』1962年10月28日。

57) 大月高「昭和36~38年の銀行行政について」(昭和38年11月29日), pp. 30-32。

58) 「公定歩合引き下げの時機と条件」『エコノミスト』1962年10月23日号, p. 39。

げ前の水準にもどり、引締め体制は解除された⁵⁹⁾。さらに12月13日、輸入担保率の引下げが全品目に拡大された⁶⁰⁾。

1963年に入ると、「金融正常化」の掛け声の下に、池田首相の低金利政策路線がふたたび前面に掲げられた。田中蔵相は、高金利が是正され、日本の金利が国際水準にサヤ寄せされるべきだとさかんに主張した⁶¹⁾。

1963年3月20日に、公定歩合がさらに1厘引き下げられた(6.57%→6.20%)⁶²⁾。貿易手形の利率も1厘引き下げられ、国際水準になった(4.38%)。3月の公定歩合引下げの際、池田首相は田中蔵相に対し、2厘引下げを指示したが、日銀との意見調整の結果、1厘引下げに落ち着いた⁶³⁾。その際、池田首相と田中蔵相との間で、4月中に1厘引き下げることが了解されたとされる⁶⁴⁾。4月20日、公定歩合はさらに1厘引下げられた(6.20%→5.84%)⁶⁵⁾。7月1日には、すでに象徴的な存在にすぎなくなっていた日銀高率適用制度が廃止された⁶⁶⁾。

8 条国移行勧告決議 (1963年2月6日) 1963年2月6日のIMF理事会は、事務局が提出したスタッフ・ペーパーと勧告案を原案通り異議なく承認し、日本に対してBPリーズン(為替制限を行う国際収支上の理由)はもはや存在しないという決議(8条国移行勧告)を行った。

IMFの勧告は以下の通りである⁶⁷⁾。

- 1 日本政府は、その経過的取極の援用をさらに継続することについて、基金協定

59) 『日本経済新聞』1962年11月26日(夕刊)。

60) 『外為年鑑』1963年版, pp. 7-8。大蔵省は、担保率を1961年9月以前の状態に戻すことを主張したが、思惑輸入増のおそれがあるとする通産省の慎重論により、原材料1%、消費物資5%などとなった(『金融財政事情』1963年1月1日号, p. 15)。

61) 「ムードづくりに苦しむ低金利政策路線」『金融財政事情』1963年1月28日号, pp. 14-15。

62) 『日本経済新聞』1963年3月20日。池田首相は、2厘引下げを求めている。

63) 下村治、高橋亀吉の提言(「金融正常化と低金利革命」)が、池田の低金利論をバック・アップした(「同床異夢の公定歩合引き下げ劇」『金融財政事情』1963年4月1日号, p. 14)。

64) 『金融財政事情』1963年4月15日号, p. 6。「公定歩合まず1厘引下げ」『エコノミスト』1963年4月2日号, pp. 20-22。

65) 『日本経済新聞』1963年4月19日。

66) 「日銀高率適用制度の廃止」『エコノミスト』1963年7月2日号, pp. 24-25。

67) 訳文は、『金融財政事情』1963年2月11日号, p. 6による(ただし、一部修正)。

第14条第4項に基づいて基金と協議した。

- 2 日本経済は、インフレ圧力と国際収支上の困難を克服するため1961年に採られた改善措置の結果、調整過程をたどった。財政は引き続きかなり大幅な余剰をもたらした。金融引締め政策の効果は、次第に経済に浸透し、卸売物価は下落に転じ、製品在庫は増加し、鉱工業生産は横ばい状態となった。成長率は1962年に低下したが、それは主として民間設備投資の減退によるもので、個人消費など、それ以外の部門では着実に拡大をつづけた。

企業間負債の決済、固定費や意図しない在庫増加に対する融資、企業の現金残高回復の必要から、信用に対する需要は引き続き強含みで推移しているが、通貨供給の増加率は著しく低下した。国際収支は、輸出が拡大し、輸入が1962年初期に減少したあと横這いとなったため、著しく改善した。外貨準備の増加によって、日本政府はスタンプ協定によって基金から資金を引き出すことなく、外国からの緊急借入れを返済することができた。

日本銀行は、金融調節にいっそうの弾力性を持たせるために、1962年10月および11月に、公定歩合を引き下げた。必要な追加公共投資をまかなうため、財政支出の増額が検討されているが、これはインフレ的な資金調達を避けるという伝統的な財政政策の枠内で実施されることになっている。

- 3 基金は昨年とられた調整措置の成功したことを喜ぶとともに、今後の景気動向にはっきりした見通しがつくまで、金融当局が政策をこれ以上緩和しないよう提言する。基金はまた、健全な国際収支に支障を来たさないような成長率の達成をめざす金融財政政策を行うという日本政府の意図を歓迎する。
- 4 過去1年間に、制限的な制度の大幅な自由化、簡素化が実施された。基金は輸入制限をさらに大幅に自由化することが日本政府の確立した政策であるとの日本政府の表明を歓迎し、かかる政策が早期に実施されるよう要請する。基金は、残存輸入制限は国際収支上の理由からは不必要だと信ずる。基金は、また経常貿易外支払に対する制限も撤廃するよう要請する。基金は、日本が基金協定第8条の義務を受諾するために準備過程に入ったことに注目し、かかる準備過程およびそれに関連する事項について、日本政府とさらに協議をつづけることになろう。
- 5 1962年度の協議を終了するにあたり、基金は日本によって維持されている過渡的取極についてこれ以上論評を加える点はない。

理事会の雰囲気は、日本に対して非常に好意的であった⁶⁸⁾。いずれの理事も、

68) 以下紹介する理事会の議論の内容は、次の史料による。“Minutes of Executive Board Meet-

日本政府の実施した国際収支回復策は賞賛に値すると高く評価した。また、多くの理事が対日貿易差別の撤廃に言及したことは、日本側を喜ばせた⁶⁹⁾。

ちょうど、引締め政策の効果が現われた時期であったので、日本政府・日銀への批判が出なかったのは、当然でもあった。理事会の席上では、スタッフ・ペーパーについて、何人かの理事から異論が提起された。これらの異論は、IMF 事務局と加盟国との微妙なスタンスの違いを示している。

リーフティンク理事（オランダ）は、IMF スタッフの結論を全面的に支持しつつも、若干の異議を唱えた。第1に、ペーパーが日本政府の見解を鵜呑みにし、国際収支の均衡回復をもっぱら金融政策によると分析した点を批判し、実際には財政政策の役割が大きかったのではないかと疑問を提起した⁷⁰⁾。その根拠として、1961 年度に約 5,000 億円の揚超であった事実を示した⁷¹⁾。第2に、日本のように活力ある企業が急成長を担っている場合には、必然的に景気の波が大きくなるので、外貨準備を厚めにした方が良いと述べた。この見解は、日本政府の外貨準備積み増し志向に批判的な IMF スタッフとは異なっていた。

シリエンティ理事（イタリア）とガーランド理事（オーストラリア）は、勧告案が、「今後の景気動向にはっきりした見通しがつくまで、金融当局が政策をこれ以上緩和しないよう提言する」と述べた点について、経済政策の実施のタイミングまで IMF が加盟国政府に勧告するのは行き過ぎではないかとの感想を漏らした⁷²⁾。

ing.” Feb. 6, 1963, IMF EBM63/4 [IMF Archives].

69) 鈴木源吾理事の石原大蔵次官宛のコンサルテーション第一報は、「各国の発言でもっとも顕著であったことの1つは対日差別を早く撤廃すべきことをイタリー、フランスを除いた他の理事が強調し、イタリー、フランスの理事の本件が交渉によって早く円満に解決されることを希望する旨を述べたことである」と伝えた（「対日コンサルテーションの審議の理事会の件（第1報）」（鈴木理事発・石原次官宛 昭和38年2月7日受）[旧大蔵省資料]。実際には、理事会では、この問題は話題の中心になっておらず、日本側がいかに対日差別問題を重視していたのかが窺われる。

70) アンジャリア理事（インド）も、リーフティンクの指摘に賛同した。IMF 事務局側は、スタッフ・レポートは金融政策を強調しただけであり、決して財政政策の効果を無視したわけではないと弁明した。

71) プランプター理事（カナダ）は、財政収支の変化は意図的な政策の結果であったかどうかは疑問だとして、リーフティンクの見解には与しなかった。なお、1961 年度（1961 年4月～62 年3月）の揚超の額は、正確には 4,400 億円である。

72) この点について IMF 事務局は意見を述べなかったが、鈴木理事は、IMF 勧告の有無にかかわらず、日本政府と日銀はさらなる緩和政策を実施する意図はないことを表明した。

2月7日、日本政府は、「最近のわが国の国際経済社会における地位の重要性にかんがみ、また、貿易及び為替の自由化が究極的にわが国経済の正常な発展のため望ましいことを考慮し、この決議を受け入れることとした」との大蔵大臣談話を発表した。政府は8日から、輸入自由化計画についての連絡会議を開催し、今後の方針を検討した⁷³⁾。

GATT 11 条国への移行 IMF 8 条国への移行勧告が出ると、自動的に、その国は GATT 12 条国（国際収支上の理由で輸入制限ができる国）から 11 条国（国際収支上の理由で輸入制限できない国）に移行する。この手続きは、加盟国の意思表示によって行われる慣例になっており⁷⁴⁾、1963年2月20日の、ガット理事会で在ジュネーブ青木大使が「わが国はもはやガット 12 条を援用することはしない」との意思表示を行なった⁷⁵⁾。

1963年10月末、日本政府はガットに対して、残存輸入制限品目を通告した⁷⁶⁾。通告品目は、ネガティブ・リスト 192 品目のうち、武器、弾薬、麻薬などガットが輸入制限を認めている 38 品目を除いた 154 品目であった⁷⁷⁾。

8 条国移行までに残された作業 大蔵省為替局によれば、8 条国の要件を満たすために、今後実施すべき措置は、GATT の場に移される貿易自由化を別にすれば、以下の通りであった⁷⁸⁾。

73) 『日本経済新聞』1963年2月9日。

74) 1962年12月、ジャン・ロワイエ GATT 特別顧問は、西ドイツが GATT の要請を無視し、8 条国勧告後も、GATT 12 条受入れの通告をしなかった事例を挙げて、日本が 8 条国移行勧告後ただちに 11 条の宣言をするよう暗に求めた (J・ロワイエ、谷林正敏 (対談)「打ちよせる関税引下げの波」『エコノミスト』1962年12月18日号, p. 31)。

75) 『朝日新聞』1963年2月21日 (夕刊)。

76) 輸入制限を続けたい場合には、第 1 に、ウェーバー (義務免除) を申請する方法がある。その場合には、ガット加盟国の過半数、投票総数の $\frac{2}{3}$ の賛成を要する。当時、ウェーバーを申請し、輸入制限を行っていたのは、米国とルクセンブルグだけであった。通常は、第 2 の、残存輸入制限の通告により輸入制限を続ける方法がとられた。この場合は、日本の残存輸入制限品目のリストが加盟各国に送られ、加盟国の要請があった場合には、2 国間協議に入ることになる (前掲『ガットと日本—1964』pp. 30-31)。

77) 前掲『ガットと日本—1964』p. 32。

78) 「8 条国の要件とこれに合致するための現行法の必要な改正点並びにこの場合の問題点」(昭和 38 年 2 月 11 日 為総) [旧大蔵省資料]。

1 8 条 2 項（經常取引のための支払制限をしてはならないという規定）関係

- ①観光渡航の自由化
- ②用船料，保険料，技術援助料の支払自由化（ただし，制限形式を契約制限に純化すれば継続は可能）
- ③映画，スポーツ，芸能関係の支払の自由化
- ④配当金（円ベース株），支店利潤（商社など）の送金の自由化
- ⑤その他雑送金の枠の拡大
- ⑥非居住者預金勘定の整理
- ⑦輸入管理における外貨割当制の廃止

2 8 条 3 項（オープン勘定，複数レートの禁止）関係

日韓オープン勘定の廃止

2 OECD 加盟，貿易外収支の赤字問題

(1) 貿易・為替自由化の完成

1963 年度上期外貨予算 1963 年度上期外貨予算は，景気の回復に備えて実需に見合った予算を計上することを基本方針とした⁷⁹⁾。予算規模は 46 億 8,500 万ドル（輸入貨物予算 34 億 6,500 万ドル，貿易外支払予算 12 億 2,000 万ドル）で，輸入貨物予算は前期比約 10% 増であった⁸⁰⁾。

新たに自由化された品目は，銅地金，モリブデン，バナナなど，1962 年 10 月に自由化を見送ったものを中心に 25 品目にとどまった。自由化率 3.9% の砂糖が自由化されなかったため，自由化率は，前期の 88% から 89% へ上昇しただけで，90% の壁を突破できなかった⁸¹⁾。

貿易外および資本取引の面では，4 月と 7 月に，海外渡航，海上運輸，株式元本の送金などについて，かなり大規模な自由化措置が実施された。

1963 年 4 月 1 日から実施されたのは，①株式元本の据え置き期間の撤廃（6

79) 「昭和 38 年度上期 外貨予算の概要および編成事情について」（昭和 38 年 4 月 外国局総務課）[『外貨予算編成（昭和 38 年）』日本銀行金融研究所保管資料 A-4826]。

80) 川野二三夫「昭和 38 年度上期外貨予算と自由化」『財経詳報』485 号（1963 年 4 月 8 日），p. 5。

81) 「4 月の貿易自由化について」（昭和 38 年 2 月 15 日 予算係）[『自由化関係会議等に関する件（昭和 36～38 年度）』日本銀行金融研究所保管資料 A-4893]。「緩和された 38 年度上期外貨予算」『金融財政事情』1963 年 4 月 8 日号，pp. 36-37。

ヵ月の制限が撤廃された）、②海上運賃・積荷保険料の支払制限緩和（1年以内の運送契約（石油、重油を除く）および1年以内の積荷保険契約は自由）、③外国映画の制限の緩和（上映権料の送金制限緩和）などの措置である⁸²⁾。

7月1日からは、①円ベース投資の廃止、②投資元本・収益の送金自由化、③外資導入基準の緩和と技術導入審査期間の短縮が実施された⁸³⁾。

「第2の石炭」としての非鉄金属産業「第2の石炭」と呼ばれたのが、500 鉱山、従業員8万人を抱える銅、鉛、亜鉛などの非鉄金属産業である。

鉱業界は、1960年2月9日に行われた通産省との話し合いにおいて、鉱産物は国内資源が貧しく、低品位のものが多くという事情から自由化は困難であり、現状で自由化すれば、国内の硫黄鉱山などは総崩れになると訴えた⁸⁴⁾。

非鉄金属は、国内の需要者と供給者の間に鋭い対立が存在しており、自由化への対処をめぐる紛糾した。自由化の経緯を、以下簡単に説明しておきたい⁸⁵⁾。

1960年に通産省は、自由化に備えて、電気銅地金の安定帯価格を2万円引き下げた（新たな価格帯は26～32万円）。この価格帯は、産銅業者の生産コストぎりぎりの水準であり、産銅業者は価格引下げの見返りに、政府に対し合理化への支援を求めた。そこで通産省は、輸入地金および輸入鉱石から生産される地金を扱う業者に輸入課徴金を課し、それを国内鉱山の競争力強化に用いる構想を立てた（「徳永構想」）。需要者側の支持は得られたものの、鉱山業界が反対し⁸⁶⁾、また海外価格が値上がりしたために多くの差益が見込めないという事情も加わり、この構想は一時、棚上げとなった。

その後、鉱山・精錬業界は、輸入地金の関税引上げを求め、1961年11月末に、供給側に有利な形で関税引上げが決まった。しかし、鉱山・精錬業者は、

82) 「貿易外經常取引および資本取引の自由化」『時の法令』第470号（1963年8月13日）pp. 10-15。前掲、「昭和38年度上期 外貨予算の概要および編成事情について」（昭和38年4月 外国局総務課）。

83) 『朝日新聞』1963年6月27日。

84) 『日本経済新聞』1960年2月10日。1960年4月22日の日本鉱業協会の意見書も、同様の状況について説明した（『日本経済新聞』1960年4月23日）。

85) 以下、銅に関しては、主として「10月90%自由化と問題点(2) 非鉄金属」『貿易と関税』1962年8月号、pp. 18-23によるが、『通商産業政策史』8、pp. 243-252も参考にした。

86) 『通商産業政策史』8、p. 249。

なお対策が不十分だとして、1962年2月に自由化延期を要望し、同年5月7日、衆議院において、「金属鉱業危機打開に関する決議」が可決された⁸⁷⁾。これに対して、需要側は予定通りの自由化実施を求めたため、通産省は、同年6月、鉱業審議会を設けて、意見調整に乗り出した。銅業界の内部でも、海外鉱石への依存度の違いにより、各社の利害対立があり、意見調整は難航した⁸⁸⁾。

1963年4月に銅地金、水銀、電線、アルミの板および加工品、8月にフェロニッケル、1964年2月に鉛、亜鉛が自由化され、金を除く非鉄金属はすべて自由化された。内外の自動車ブーム等の影響で、銅、亜鉛に対する需要が活発であり、1962年後半から国際価格が上昇を続けていたため、銅と亜鉛は自由化しても国内鉱山に影響はないと判断された⁸⁹⁾。

自由化対策として、1963年度の関税改正で、銅に関税割当制が導入された。関税割当制は、一定の輸入量までは関税を低く抑え、それを超える部分には高率の関税をかけることによって、需要者に対して一定量までの安価な輸入を保障するとともに、他方では、大幅な輸入増加に歯止めをかけて生産者を保護するシステムである。銅の場合には、この制度を利用して、国内鉱山に対する補助金の財源調達を図った。すなわち、無税で電気銅および銅鉱を輸入した者から課徴金を徴収し、それを国内産銅業者に交付したのである⁹⁰⁾。「徳永構想」が、関税割当制という新設の制度を用いて実現したことになる。

また、1963年7月1日には「金属鉱業等安定臨時措置法」が公布された⁹¹⁾。国際的な需給・価格変動の激しい鉱産物の安定的供給を目的とする法律であった。

ところが、世界的な需要の急増を背景に、1964年から銅の高騰が始まり、

87) 『朝日新聞』1962年5月8日。榑原良一郎（日本鉱業協会会長）「自由化と非鉄金属業界」『経団連月報』1964年2月号、p. 13。この決議は、総評系の全日本金属鉱山労働組合が社会党に、中立系の日本金属鉱業労働組合評議会が民社党に、企業が自民党に働きかけて成立させた（「時間いっぱい自由化⑥ もめる非鉄金属」『朝日新聞』1962年8月31日）。

88) 『朝日新聞』1961年1月26日（夕刊）。

89) 「鉛・亜鉛の自由化について」（昭和39年2月26日 予算係）[『自由化閣僚会議等に関する書類（昭和39年）』日本銀行金融研究所保管資料 A4894]）。

90) 渡部行「非鉄金属産業」産業学会編『戦後日本産業史』p. 126。『財政金融統計月報』第178号（1966年8月）「関税特集 第3章 わが国の主要産業と関税」pp. 26-27。なお、この事業を行なうために、需給両者が共同して「日本銅鉱業振興協会」を設立した。

91) 「金属鉱業対策の基本を確立」『時の法令』第473号（1963年9月）pp. 28-32。

日本の産銅業者、とくに自山を持つ者は、高収益に恵まれることになり、銅の関税割当制度は1964年9月に廃止された。

（2）OECD 加盟交渉

IMF の自由化と OECD の自由化 IMF の自由化は経常取引（貿易取引と貿易外取引）を対象とするのに対し、OECD の場合は、資本取引と貿易外取引を対象とする。貿易外取引は、IMF と OECD の両方の自由化の対象であった。

IMF は、経常的支払に対する制限を、「為替の入手および使用に関する直接的制限」と定義している（1960年6月1日 理事会決議）。したがって、8条国に移行しても、為替の制限ではなく契約の制限であれば、たとえ経常取引であっても行うことは可能である⁹²⁾。

IMF は支払と契約を厳格に区別したので、貿易外取引の場合、自由化を強く迫られた項目と、問題にならなかった項目がはっきりと分かれた。自由化を迫られたのは、投資収益の送金、海外渡航である。あまり問題にならなかったのは、運輸（運賃・用船料）、保険、映画上映権料、技術援助契約であった。IMF 8条国に移行した後も、運輸、保険、映画上映権料、技術援助契約は、契約面から規制を続け、国内産業を保護することは可能であった。また投資収益の海外送金は制限できなくなるが、資本取引は元本の取得を規制することにより規制できた。

1961年度の貿易外支払の実績を例に、この点について見れば、IMF 8条国移行後も契約面から規制できる項目は、貨物運賃、用船料その他、保険、映画上映権料、技術援助契約を加えた約3億5,190万ドルで、全体の約37%に相当する（表11）。IMF の規定だけでは、貿易外支払の1/3以上の部分に自由化が及ばないことになる。OECD の貿易外コードは、この面に斬り込む役割を担った。

OECD 加盟交渉 OECD（経済協力開発機構 Organization for Economic Cooperation and Development）は、1960年12月14日のOECD条約調印を経て、1961年9月30日に発足した。OEEC（欧州経済協力機構, Organization for European Economic

92) 「8条国移行に伴う貿易外支払等規制問題の検討」（昭和37年10月10日 外管）[旧大蔵省資料], p. 2, p. 4。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（下）

表 11 貿易外収支および移転収支（1958～65 年）

（単位：100万ドル）

| | 1958 | | | 1959 | | | 1960 | | | 1961 | | |
|--------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| | 受取 | 支払 | 収支尻 | 受取 | 支払 | 収支尻 | 受取 | 支払 | 収支尻 | 受取 | 支払 | 収支尻 |
| 貿易付帯経費 | 260 | 467 | △207 | 311 | 545 | △234 | 347 | 693 | △346 | 390 | 937 | △547 |
| 運輸 | 240 | 406 | △166 | 288 | 467 | △179 | 319 | 587 | △268 | 355 | 830 | △475 |
| 貨物運賃 | 178 | 187 | △ 9 | 199 | 223 | △ 24 | 218 | 294 | △ 76 | 218 | 489 | △271 |
| 港湾経費 | 27 | 161 | △134 | 41 | 174 | △133 | 47 | 188 | △141 | 64 | 200 | △136 |
| 手数料 | 16 | 51 | △ 35 | 18 | 63 | △ 45 | 22 | 85 | △ 63 | 27 | 79 | △ 52 |
| その他 | 4 | 10 | △ 6 | 5 | 15 | △ 10 | 6 | 21 | △ 15 | 8 | 28 | △ 20 |
| 投資収益 | 28 | 112 | △ 84 | 49 | 141 | △ 92 | 82 | 195 | △113 | 99 | 265 | △166 |
| 特許権使用料 | 0 | 45 | △ 45 | 1 | 56 | △ 55 | 2 | 81 | △ 79 | 3 | 121 | △118 |
| 軍関係受取 | 404 | 0 | 404 | 378 | 0 | 378 | 413 | 0 | 413 | 389 | 0 | 389 |
| その他 | 151 | 370 | △219 | 154 | 206 | △ 52 | 169 | 248 | △ 79 | 210 | 311 | △101 |
| 海外旅行 | 24 | 16 | 8 | 33 | 20 | 13 | 40 | 41 | △ 1 | 47 | 52 | △ 5 |
| 贈与 | 54 | 257 | △203 | 52 | 84 | △ 32 | 62 | 87 | △ 25 | 71 | 113 | △ 42 |
| その他 | 73 | 97 | △ 24 | 69 | 102 | △ 33 | 67 | 120 | △ 53 | 92 | 146 | △ 54 |
| 合 計 | 843 | 949 | △106 | 892 | 892 | 0 | 1,011 | 1,136 | △125 | 1,088 | 1,513 | △425 |
| | 1962 | | | 1963 | | | 1964 | | | 1965 | | |
| | 受取 | 支払 | 収支尻 | 受取 | 支払 | 収支尻 | 受取 | 支払 | 収支尻 | 受取 | 支払 | 収支尻 |
| 貿易付帯経費 | 440 | 937 | △497 | 497 | 1,029 | △532 | 673 | 1,259 | △586 | 773 | 1,452 | △679 |
| 運輸 | 388 | 800 | △412 | 440 | 856 | △416 | 590 | 1,039 | △449 | 678 | 1,201 | △523 |
| 貨物運賃 | 241 | 436 | △195 | 248 | 448 | △200 | 304 | 535 | △231 | 354 | 644 | △290 |
| 港湾経費 | 62 | 232 | △170 | 112 | 262 | △150 | 190 | 303 | △113 | 244 | 323 | △ 79 |
| 手数料 | 43 | 113 | △ 70 | 47 | 145 | △ 98 | 70 | 183 | △113 | 79 | 208 | △129 |
| その他 | 9 | 24 | △ 15 | 10 | 28 | △ 18 | 13 | 37 | △ 24 | 16 | 43 | △ 27 |
| 投資収益 | 113 | 314 | △201 | 134 | 377 | △243 | 150 | 480 | △330 | 213 | 553 | △340 |
| 特許権使用料 | 6 | 115 | △109 | 8 | 132 | △124 | 13 | 148 | △135 | 16 | 166 | △150 |
| 軍関係受取 | 377 | 0 | 377 | 356 | 0 | 356 | 329 | 0 | 329 | 345 | 0 | 345 |
| その他 | 224 | 354 | △130 | 215 | 409 | △194 | 244 | 513 | △269 | 296 | 592 | △296 |
| 海外旅行 | 48 | 48 | 0 | 54 | 65 | △ 11 | 62 | 78 | △ 16 | 71 | 88 | △ 17 |
| 贈与 | 66 | 96 | △ 30 | 67 | 113 | △ 46 | 73 | 145 | △ 72 | 63 | 149 | △ 86 |
| その他 | 110 | 210 | △100 | 94 | 231 | △137 | 109 | 290 | △181 | 162 | 355 | △193 |
| 合 計 | 1,154 | 1,605 | △451 | 1,202 | 1,815 | △613 | 1,396 | 2,252 | △856 | 1,627 | 2,597 | △970 |

[注] 貿易付帯経費の「その他」は貨物保険、投資収益は投資収益と特許権使用料の合計。

[出所] 下條進一郎（大蔵省為替局資金課長）「貿易外収支対策」『外国為替』第317号（1964年3月），p. 3，第3表に、日本銀行『国際収支統計年報』第29号（1968年12月）により、1963～65年のデータを追加。

Cooperation) を、米国、カナダを加えて改組した機関であり、加盟先進国が協力し、経済成長の促進、貿易の拡大、後進国援助に寄与することを目的とした。

日本政府は、OECD 加盟を強く望み、早い時期から OECD 当局、米国、西欧諸国に対し、加盟に向けた積極的な働きかけを始めた⁹³⁾。政府は、「先進工

93) OECD 加盟の外交交渉については、主として外交史料館文書に依拠した鈴木宏尚「OECD 加盟の外交過程」『国際政治』第140号（2005年3月）も参照。ただし、鈴木論文は、OECD 事務局との具体的交渉内容には踏み込んで分析していない。

業国クラブ」と呼ばれる OECD への加盟を、「中進国」から先進国へのステップアップの不可欠の条件とみなしていた。国内には、EEC が発展すれば、日本が孤立化するとの懸念から OECD 加盟を求める声も強かった⁹⁴⁾。また、西欧諸国の対日貿易差別が解消され、WP 3（第3作業部会）の場で日本が国際金融問題への発言権を得ることができ、海運委員会への参加で米国に効果的に対抗できるなど、OECD 加盟はメリットが少なくないと考えられた⁹⁵⁾。

日本の非公式の外交交渉は、OECD への改組の前後から始まった⁹⁶⁾。ケネディ大統領は日本が加盟できるよう便宜を図る姿勢を示した⁹⁷⁾。1961年6月に池田首相が訪米した際には、日本側が要請しなかったにもかかわらず⁹⁸⁾、ケネディ大統領の方から OECD への日本の加盟の問題を持ち出した⁹⁹⁾。ただし、ケネディは、「今は加盟の好機ではない」とも付け加えた。他方、西欧諸国の反応は、1961年10月、クリステンセン OECD 事務総長が日本政府に対し、日本の加入を当分認めない方針であると伝えるなど、芳しくなかった¹⁰⁰⁾。

こうした状況を大きく転換させたのは、1962年秋の池田首相の訪欧であっ

94) 日本経済新聞社編『OECD と日本経済』日本経済新聞社、1963年、p. 137。鈴木、前掲論文、p. 59。

95) 『日本経済新聞』1963年2月12日。

96) 1960年1月に大西洋経済会議の決議により設立された開発援助グループ(DAG)は、OECD 発足と同時にその下部機関となった。日本は、DAG のオリジナル・メンバーであったことから、OECD に部分的に加入している形になっていた(外務省経済局経済統合課編著『OECD の手引き』日本国際問題研究所、1964年、p. 22)。

97) OEEC (OECD) を西欧諸国と北アメリカだけではなく、日本にも開かれた組織にしようという考え方は、アメリカ国務省内部には、1956年から存在した(Pascaline Winand, *Eisenhower, Kennedy and the United States of Europe*, Macmillan, 1993, p. 129)。また、ディロン米財務長官は、1961年2月14日、上院外交委員会で、日本がOECD に完全加盟することを望むと証言した(『朝日新聞』1961年2月15日(夕刊))。

98) 新聞報道によれば、1961年5月28日、池田首相は岡崎勝男国連、朝海浩一郎駐米、大野勝巳駐英の3大使を招いて訪米の議題について意見を聞き、OECD の正式メンバーとして直ちに参加するのは不可能なので、日米会談ではとくに正式加盟を要請しないことになった(『日本経済新聞』1961年5月29日)。

99) “Memorandum of Conversation,” Jun. 21, 1961, *FRUS Vo. XXII*, pp. 693-696. ケネディの日本加盟積極論は、必ずしも、アメリカ政府内の支配的な意見ではなかった。ポール国務長官がケネディの意見に与していなかったことは、同史料に付された注記からもわかる。なお、ケネディが日本の加盟に積極的であったのは、欧州中心主義に批判的なスタンスに由来すると考えてよいだろう(Pascaline Winand, *op. cit.*, p. 201)。

100) 『日本経済新聞』1961年10月21日。

た。池田首相は、各国に OECD 正式加盟への協力を要請し、感触はおおむね良好であった¹⁰¹⁾。11月27～28日の OECD 閣僚理事会では、米英代表が日本の OECD 加盟が必要であるとの意見を表明した¹⁰²⁾。

1963年2月11日、池田首相は3、4月頃に加盟を正式に申し込むと言明した¹⁰³⁾。3月28日に OECD 首席代表会議は、日本の加盟に対して原則的支持を与え、近く日本と予備交渉に入る旨のプレス・リリースがなされた¹⁰⁴⁾。

OECD は「経常的貿易外取引の自由化に関する規約」（貿易外コード）および「資本移動の自由化に関する規約」（資本コード）の2つの自由化規約を定めていた¹⁰⁵⁾。加盟国は、これらの自由化規約を受諾する義務があり、加盟の際の審査は、2つのコードを満たしているかどうかにより力点が置かれる。OECD が認めれば、自由化規約の一部を留保することは可能であった。

OECD はクラブ的な組織なので、加盟審査は IMF ほど厳しくないとの観測もあったが、実際には、詳細にわたる審査が実施された¹⁰⁶⁾。まず、日本が予備調査団をパリに派遣し、1963年5月9日～14日に、OECD 事務当局から加盟招請のための具体的要件等を聴取した。ついで、アデア調査団（アデア事務局次長を団長とする調査団）が来日して、6月3日から2週間にわたり自由化コードに関する調査が実施された。最後に、7月8日～12日に、日本の代表も参加して、貿易外取引委員会で審査が行われ、海運問題については、別途7月9日～10日に海運委員会で審議が行なわれた。最終的に7月26日の理事会において、日本の加盟が承認された。

加盟の時期については、1963年11月という意見もあったが¹⁰⁷⁾、臨時国会の

101) 『日本経済新聞』1962年12月1日。

102) 日本経済調査協議会編『OECD 加盟と日本経済』1963年、p. 59。

103) 『日本経済新聞』1963年2月12日。

104) 前掲『OECD 加盟と日本経済』p. 60。OECD の性格に鑑みて、加盟国数が大幅に増えるのは好ましくないという OECD 加盟諸国の考えが、日本の加盟の1つの障害となっていた。加盟を希望すると予想されていたオーストラリアとニュージーランドが降りたことが、日本加盟が実現した大きな要因であった（「為替連絡会（第393回）記録」（昭和38年4月1日）、木村禧八郎・鈴木秀雄「OECD 加盟交渉」『国際金融』第305号（1963年7月15日）、p. 10）。

105) 貿易自由化はすでに達成されたとして、OEEC の時代に存在した貿易自由化に関する規約は OECD に引き継がれなかった。

106) 鈴木秀雄（大蔵省財務調査官）「OECD 加盟をめぐる」『経団連月報』11-9（1963年9月）。

107) 「為替連絡会（第394回）記録」（昭和38年4月15日）。

解散（10月23日）により11月加盟は不可能となり、IMF 8条国移行後の1964年4月28日に正式加盟した¹⁰⁸⁾。加盟に当って、日本は両規約に定められた82項目のうち、17項目について留保を行った¹⁰⁹⁾。

OECD 加盟と海運業 OECD 加盟交渉は、最終段階では、ほとんど海運自由化の問題に絞られた。当時、国内海運業保護のために、1年超の長期の外国船用船契約は、外為法にもとづく許可制となっていた。

海運業は、高度成長期の代表的な構造不況業種であった。1950年代に目覚ましい発展を遂げた造船業とは対照的に、海運業の経営は不安定であった。第2次大戦で保有船舶の大部分を失った上に、戦時補償を打ち切られ、多額の負債を抱えて海運会社が再出発を余儀なくされたことに主たる原因があるとは言え、朝鮮戦争、スエズ戦争の「2度の飛躍の機会があったが、それを捉えることができなかった」¹¹⁰⁾ 経営主体の側にも問題があった。敗戦時に134万総トンにまで激減した保有船舶量は、1961年に687万総トンにまで回復し、戦前のピーク時（1941年の690万総トン）とほぼ並び、船舶量の点では海運王国であった戦前と遜色はなくなったものの、弱体な経営基盤、邦船積取比率の低さといった問題は解決していなかった。

海運業の強化に向けた取り組みは、具体化するまでに時間がかかった¹¹¹⁾。海運造船合理化審議会の答申（1961年11月9日）にもとづき、1962年5月に

108) 日本の OECD 加盟については、萩原徹監修『日本外交史』31、鹿島研究所出版会、1972年、第1章（川島純執筆）を参照。

109) 留保項目は以下の通り。①技術援助、②著作権使用料、特許料など、③再保険・再々保険、④海外での保険事業の運営、⑤焼付けフィルム、⑥利潤、⑦配当金、⑧観光旅行、⑨移住者送金（以上は経常的貿易外取引）、⑩直接投資に関する資産の清算、⑪居住地を変える外国人の個人資本、⑫親族間の贈与、⑬封鎖資金の使用、⑭他の加盟国の居住者が行う国内市場での内国証券の購入、⑮他の加盟国の居住者が行う国内市場での内国証券の売却、⑯商業上のクレジットで期間1年未満のもの、⑰商業上のクレジットで期間が1年以上5年未満のもの（以上は資本取引）。

110) 地田知平『日本海運の高度成長』日本経済評論社、1993年、p. 45。

111) 経団連は、「海運強化対策に関する要望」（昭和35年12月13日）、「海運強化対策の確立に関する要望」（昭和36年10月24日）、「海運強化対策の推進に関する共同声明」（昭和36年12月12日 経済同友会との共同声明）などを公表し、「過去と将来を通じた資本費負担を国際水準なみにすること」（＝過去の債務の軽減と、新造船に対する金利負担の軽減）を求めた（『経団連月報』9-1（1961年1月）、pp. 54-55、同、9-1（1961年11月）、pp. 7-8、10-1（1962年1月）、p. 19）。

「海運企業の整備に関する臨時措置法案」が国会に提出されたが、継続審議となった。その後 1962 年 12 月に、海運企業の集約を柱とする再建整備案（脇村小委員会案）がまとまり、同年末に海運業の体制整備の政府方針が決定した。大胆な業界再編を条件に政府が援助を行うという内容の方針で、これ迄の路線からの画期的な転換であった。1963 年 7 月 1 日に、「海運再建 2 法」が成立し、①外航船腹量 100 万重量トン以上の海運企業への集約化、②開銀利子の 5 年間徴収猶予および新造船に対する利子補給の引上げが決定した¹¹²⁾。その結果、1964 年 4 月までに、6 グループ¹¹³⁾ への海運企業の集約化が完了し、ようやく海運企業体制が強化された。

自由化の面では、1960 年 10 月 5 日から 6 ヶ月以内の用船契約が、1963 年 4 月 20 日から 1 年以内の用船契約が自由化されたが、①1 年を超える期間にわたる用船契約、②石炭・重油および無為替物資の輸入に関する契約は自由化されなかった。

1963 年 5 月～7 月の OECD 加盟交渉においては、用船契約の自由化が取り上げられた。OECD コードは、海運の自由を基本原則として掲げ、海上運送に関する取引および送金の自由が国内措置によって妨げられてはならないと規定していた¹¹⁴⁾。前述のように、IMF は契約の制限には踏み込めなかったので、海運自由化が IMF コンサルテーションにおいて正面から取り扱われることはなかった。OECD 「東京交渉は IMF も大目にみかけた海運自由化へのアクセラを強く踏み込んだ」ものであった¹¹⁵⁾。

運輸省、船主協会は、海運再建整備計画が完了するまでは自由化は困難であり、「完全自由化までには少なくとも 5 年は要する」という意見であったので、加盟交渉に際して日本政府は、OECD に 5 年間の留保を求める方針を立てた。

1963 年 6 月のアデア調査団との交渉では、日本側は、1 年超の用船契約について、海運業の再建整備が終わるまで 5 年間の留保を求めた。これに対して OECD のアデア調査団長は、「海運自由化は OECD として非常に力を入れ、かつ成果を挙げている問題でもあるので、海運国である日本としては本項目に留

112) 「海運業の集約再建に二立法」『時の法令』第 457 号（1963 年 4 月），pp. 1-9。

113) 日本郵船，大阪商船三井船舶，川崎汽船，山下新日本汽船，ジャパンライン，昭和海運。

114) 「経常的貿易外取引自由化規約」付属書 A 項目 C/1, C/5 に規定されている。

115) 「OECD 加盟交渉の波紋」『財経詳報』第 497 号（1963 年 6 月 24 日），p. 20。

保を付することは避けるべきであろう」と、留保は困難との見通しを示すとともに、日本の状況に配慮して、「現在直ちに完全自由化を行なうことが困難であれば、orthodox な方法ではないが日本側から2～3年以内に完全自由化をはかる旨の覚え書をOECDに提出、これを理事会の議事録にentryすることにより表面的に留保をつけないこととしてはどうか」と、覚え書方式により実質的に留保する方法を示唆した¹¹⁶⁾。

これを受けて日本側は、石油、石炭および鉄鉱石の3品目にかかる1年超の運送および用船契約の許可制を、覚え書により、5年間に限り残す方針で、7月のOECD貿易外取引委員会、海運委員会に臨んだ。

ところが、海運委員会では、覚え書方式は悪い先例を残すことになるとして北欧諸国が反対するなど、予想以上に抵抗が強く、日本側が5年留保を3年まで譲歩したが容れられなかった¹¹⁷⁾。7月16日の理事会でも、結論は出ず、OECD事務総長が加盟国と日本と調整を行い、7月26日の理事会において、事務総長が提示した石油については2年間、鉄鉱石・石炭については1年間の案でようやく妥協が成立した¹¹⁸⁾。

西欧諸国の強硬姿勢の背後には、アメリカの海運業の保護主義（シップ・アメリカン政策）が拡大することへの西欧諸国（とくに海運国であるノルウェーやイギリス）の強い警戒感が存在した¹¹⁹⁾。アメリカ海運業は、1950年代初めから世界市場において、シェアを大幅に減らしつつあり、対抗策として自国船主義に訴えていた。

OECD加盟交渉において、日本側は海運自由化留保で全面譲歩を余儀なくされた¹²⁰⁾。海運業以外の産業は、OECD加盟によりただちに大きな影響は受けなかったもので、「海運業を“いけにえ”にした」との不満が海運業界に強く残った¹²¹⁾。同年11月には、1年超の長期用船契約も自由化され、石炭、鉄鉱

116) 「為替連絡会（第398回）」（昭和38年6月17日）。

117) 「OECD関係想定問答（第1分冊）」（昭和38年10月 大蔵省），p. 12。

118) 児玉忠康（日本船舶協会会長・日本郵船社長）「OECD加盟とわが海運界」『経団連月報』11-9（1963年9月），pp. 7-8。日本側は、7月25日の関係閣僚会議において、池田首相の裁断でOECD事務総長案受け入れの態度を決定した。

119) 「OECD加盟とわが海運界」『エコノミスト』1963年8月13日号，pp. 24-26。

120) 『朝日新聞』1963年7月26日。運輸省は、「石油については2年、石炭、鉄鉱石については1年の保留期間が認められたが、これでは留保の効果はほとんどない」と述べた（「OECD加盟に伴う海運対策」『経団連週報』1963年8月16日，p. 5）。

石、原油・重油に関する制限だけとなった。

政府は自由化の代償として、1963～64年度の開銀の融資比率を建造費の80%にまで引き上げることを決定した。この措置は、業界側からも、「再建整備計画を推進中である海運企業にとっては、それらの新造船の国際競争力を強化するうえで、裨益するところ大なるものがあつた」と評価された¹²²⁾。

映画輸入の自由化 外国映画の輸入に関しては、国際収支上の理由、および国産映画保護の目的で、1963年3月まで外貨割当による輸入制限が実施された¹²³⁾。とくに長編劇場用映画については、輸入業者の資格制限、輸入本数制限等11項目にわたる詳細な制限が定められていた。

映画輸入の監督権限は大蔵省に属し、外国映画輸入方針策定のための諮問機関としては、1954年2月に設置された外国映画連絡協議会輸入部会があつた¹²⁴⁾。外貨割当は、輸入資格者（1963年3月時点で外国系9社、邦人系9社の18社）に対して、1社につき何本という形で行われた。標準単価が定まっていた（たとえば1963年には1本=35,000ドルであつた）ので、外貨予算には単価×本数が計上されるわけである。

映画の輸入自由化は、①1963年4月の為替制限の大幅緩和、②1964年4月の一部輸入自由化、③同年7月の全面自由化の3段階を経て、約1年3ヵ月で完了した。

1963年4月の輸入映画についての規制緩和措置は、IMF 8条国移行準備の貿易外経常取引自由化の一環として実施された¹²⁵⁾。これにより、長編映画の対価の送金が自由化され、あわせて、映画蓄積円¹²⁶⁾も解除された。

121) 『日本経済新聞』1963年7月27日。「OECD加盟のもたらす負の効果」『経済評論』1963年9月号、p. 5。

122) 『日本船主協会20年史』、p. 311。

123) 川野二三夫（大蔵省為替局管理課長補佐）「観光渡航・外国映画等の自由化」『外国為替』第320号（1964年4月）、pp. 16-18。

124) ただし、テレビ用外国映画については、諮問機関は設けられていなかった。なお、テレビ用外国映画の輸入業者は、1964年6月まで、日本のテレビ放送局に限られていた。

125) 中嶋晴雄（大蔵省為替局総務課長）「為替政策の新展開」『外国為替』第299号（1963年4月）。

126) 歩合制の契約の場合、非居住者取り分は、すべて外国に送金できたわけではなく、取り分が60%以下の場合には50%まで、60%超の場合には40%までしか、外貨送金が認められ

IMF は為替制限のみを審査する建前から、IMF の映画輸入自由化を強くは要請しなかった。しかし、OECD の貿易外取引の自由化規約は、契約を対象とするので、輸入制限を維持するのは困難であった。日本は、1963 年に行われた OECD 加盟交渉で、外国映画輸入自由化について留保を求め、1964 年 6 月までの留保が認められた。こうして、1964 年 6 月末が自由化のデッドラインとなった。

以上述べたように、1964 年度の外国映画自由化は、IMF 8 条国移行にともなう措置ではなく、OECD の自由化コードを満たすための措置であった。4 月 1 日から、長編映画について、①フィルム買取の定額制（＝輸入映画の単価の上限基準）、②輸出ボーナス制（＝日本映画の輸出奨励のために設けられた制度¹²⁷⁾）、③歩合制の非居住者取り分（＝歩合制の契約の場合に配給収入の 40% 以上 [メジャー系の場合は 30% 以上] を居住者の取り分とすることを義務付ける制度）、の 3 つの規制が廃止された¹²⁸⁾。同年 7 月 1 日には、残された規制である、④輸入本数割当（＝国際収支の状況に応じて毎年度輸入本数を決定する制度）、⑤配給業者の資格制限（＝配給組織を持たない業者がプレミアム獲得を目的として参入することを防ぐ制度）が撤廃された¹²⁹⁾。

映画輸入に為替規制が設けられた当時は、外貨流出の防止に力点があったことは間違いない。しかし、1960 年代初めには、年間 1,400 万ドル程度の外国映画への外貨割当額が、国際収支に影響を及ぼす恐れはもはやなかった。自由化を妨げていたのは、国産映画の保護政策や、外国映画輸入業者の既得権（＝輸入割り当て枠）であった¹³⁰⁾。当時は、テレビの普及で映画の観客数が激減しつつあるなかで、映画産業は国産映画と外国映画が観客を奪い合う状況になっ

なかった。送金できない部分は、円預金として日本国内に蓄積した。これを映画蓄積円と呼ぶ。蓄積円の残高は、1962 年 6 月末現在、6 億 7,700 万円（約 188 万ドル）であった（「8 条国移行に伴う貿易外支払等の規制問題の検討」（昭和 37 年 10 月 10 日 外管），p. 66）。

127) 映画輸出による収入金が一定金額に達した場合に、映画専業者に対して長編映画 1 本分の上映権の取得を認めるという内容。

128) 『外為年鑑』1964 年版，p. 26。前掲，川野二三夫「観光渡航・外国映画等の自由化」，pp. 16-17。

129) 『外為年鑑』1965 年版，p. 27。

130) 村上為替局長は、「現在配給網をもっている輸入業者のみを割当の対象にしており、その資格が既得権のようにになっているのでこれを外すことについては問題がある」と発言している（「為替連絡会（第 390 回）」（昭和 38 年 2 月 11 日））。

ていた。自由化対策として、国産映画を保護するために、上映館に国産映画を一定割合で上映することを義務付けるスクリーン・クォータ制を導入することも検討されたが、1960年代には映画産業全体が急速に斜陽化したので実現しなかった¹³¹⁾。

また、テレビ用外国映画の輸入は、1963年4月に外貨割当が廃止され、1964年7月1日からは長編劇映画の単価制限も廃止され、完全に自由化された¹³²⁾。テレビ用外国映画の輸入自由化には、国内映画産業の強い抵抗があった¹³³⁾。映画の観客動員数は、テレビ受像機の普及の影響を受けて、1958年から減少に転じたが、映画界は1960年2月にテレビ対策委員会を設置し、映画俳優のテレビ出演規制とともに、テレビ用映画の輸入規制によって、テレビに観客を奪われるのを抑えようとした¹³⁴⁾。テレビ用長編劇映画の輸入は、「優秀な新作映画のテレビ放映による劇場映画への影響を防ぐため」に、全国ネットワークの申請に限られ、かつ、1本2,500ドルという単価制限が設けられた¹³⁵⁾。しかし、テレビは、国内映画業者を保護するために設けた障壁を軽々と乗り越えて

131) 堀久作（日活社長）「自由化と映画産業」『経団連月報』12-4（1964年4月），pp. 12-15。スクリーン・クォータ制の導入は、1964年自由化後の外国映画輸入が減少傾向であることから、時期尚早として見送られた（水田三喜男編『産業の構造改革と自由化対策』工業技術研究委員会，1966年，pp. 1093-1094）。

132) 劇場上映のために輸入された映画のテレビ放映禁止措置も、1964年7月から廃止された。ただし、実際は、日本映画製作者連盟、民間放送連盟、NHKの3者で流用をしないという申し合わせがなされ、禁止措置は継続した（「為替連絡会（第418回）記録」（昭和39年6月29日））。

133) テレビ用映画については、石川研「生成期日本の地上波テレビ網と輸入コンテンツ」『社会経済史学』第71巻第4号（2005年11月）が詳細に検討している。石川は、外国のテレビ用コンテンツへの外貨割当は、国内の幼稚産業（＝国内のテレビ用コンテンツ製作スタジオ）の保護・育成には役立たず、かえって、輸入コンテンツへの依存度を強めるとともに、「テレビ放送という新しいメディアの価値を高める」役割を果たしたと結論付けている。外貨割当が、国内テレビ・コンテンツを保護しなかったという結論は支持できる。しかし、外貨割当の目的は、そもそもテレビ用コンテンツを製作する国内スタジオの保護育成ではなく、国内映画産業の保護にあったことを、石川は見逃しているように思われる。

134) 「テレビと映画の競合——テレビ用映画輸入の規制緩和をめぐる——」『新聞研究』第142号（1963年5月），pp. 4-6。

135) 前掲、川野二三夫「観光渡航・外国映画等の自由化」，p. 17。また、1963年度の外国テレビ映画輸入方針について、鈴木秀雄大蔵相財務調査官は、「テレビで映画そのものを写されると映画業者はたまらないから一応今年度は単価をおさえて対処し、来年度から自由にしたい」と発言している（「第119回 外国為替審議会議事録」（昭和38年2月15日））。

しまった。制作費償却済みの古くて安価な輸入コンテンツであっても、視聴者には大いに歓迎されたので、単価規制は国内映画産業保護の効果を発揮しなかった。映画入場者数は、自由化以前にすでにピーク時の半分近くに落ち込んでいた(1958年11億2,745万人→1962年6億6,200万人)。

(3) 貿易外収支の赤字

長期的国際収支の安定 1963年には、長期的な国際収支の安定が課題となり、貿易外収支の赤字対策が論じられた。

その理由は、景気回復過程における貿易収支黒字が短期間で終わり、1963年1月に経常収支(季節調整値)が赤字に陥り、以後、赤字幅が月を追って拡大したことにあった¹³⁶⁾。輸出も伸びたが、それを上回って輸入が増えた。工業原材料の輸入増など、急速な生産拡大が輸入増大の原因であった(図7)。

成長優先の池田内閣は、国際収支の赤字を外資により補填する方針を貫いてきた。1963年1月～5月の経常収支の赤字が2億6,000万ドルに達した際も、政府は、外資導入で対処するつもりであった。田中蔵相は、8条国移行直前の1964年初めには、外貨準備20億ドルを確保して置きたいとの考えであったが¹³⁷⁾、そのためには外資導入は不可欠であった。ところが、1963年7月18日、ケネディ大統領は国際収支特別教書で利子平衡税の創設を打ち出し、ドル防衛を目的に資本輸出の制限に踏み切った。最大の外資調達先である米国のこの新政策は、日本の経済界にショックを与えた。

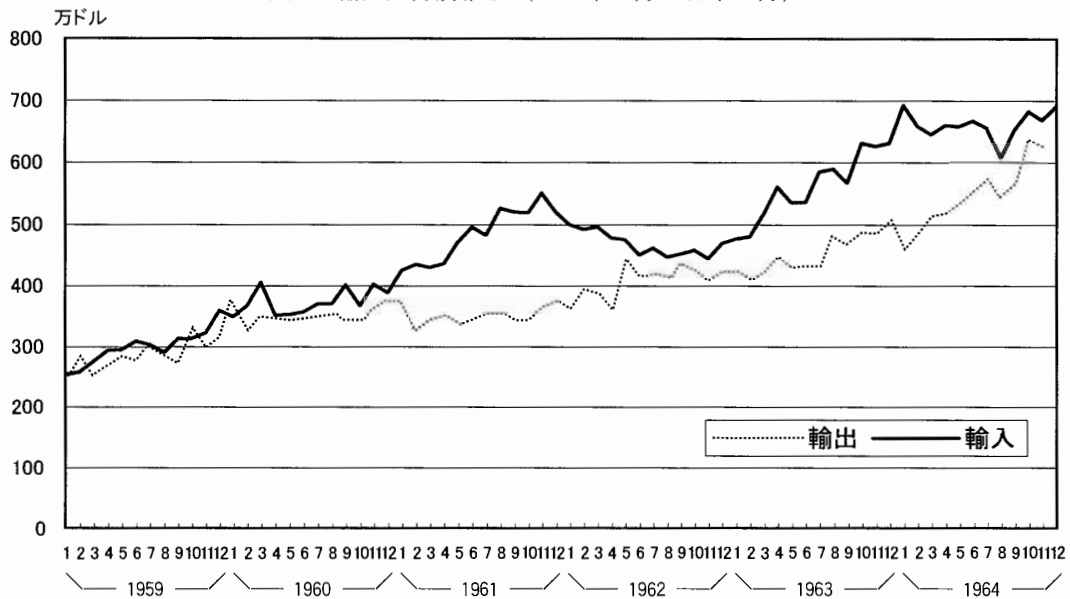
他方で、貿易外収支は、1960年に赤字に転じて以来、赤字幅は拡大傾向を辿った¹³⁸⁾。貿易外収支の赤字は、貿易の伸びにともなう付帯経費の拡大に主たる原因があり、貨物運賃、港湾経費、貿易保険、手数料などの貿易付帯経費の支払額は、1958年の4億6,700万ドルから、1961年には9億3,700万ドル、1965年には14億5,200万ドルに膨れた(表11)。日本の海運業が不振であったという事情も加わり、貿易付帯経費は大幅な支払超過に陥った。他方で、

136) 『経済白書』1964年度版, p. 115。

137) 『日本経済新聞』1963年7月12日。

138) 貿易外収支の改善に取り組むべきとの声は、1961～62年の外貨危機の際からすでに高まっていた(『朝日新聞』1962年5月29日)。1961年7月に大蔵省は、「貿易外収支は構造的赤字傾向の兆がみえる」と、指摘している(今泉一郎(大蔵省為替局資金課長)「昭和36年度上半期の国際収支の動向と今後の見通し」『財経詳報』第394号(1961年7月31日), p. 6)。

図7 輸出入月別推移（1959年1月～64年12月）



[注] 通関統計。

[出所] 大蔵省「外国貿易概況」より作成。

それまで貿易付帯経費の赤字を相殺していた特需収入（軍関係）は、アメリカのドル防衛策（1960年）を契機に減少傾向にあり、加えて、特許使用料や投資収益の支払も増加しつつあったので、貿易外収支の赤字は急増した。

このように、1963年には経常収支は早くも赤字に転じ、貿易外収支の赤字も引続き拡大傾向で、外資導入の先行きは不透明という情勢のもとで、IMF 8条国移行の時期を迎えることに政府は不安を抱いた。そこで、政府は長期的な国際収支対策に本腰を入れることになった。

1963年5月、田中蔵相は、8条国以降後の国際収支の安定を図るため、長期的な安定策を確立する必要があると述べ¹³⁹⁾、5月30日の経済閣僚懇談会において、経済企画庁、大蔵省の提出資料にもとづいて国際収支長期安定策が検討された¹⁴⁰⁾。

大蔵省が提出した案の要点は以下の通りである¹⁴¹⁾。

1 貿易関係

139) 『日本経済新聞』1963年5月14日（夕刊）。

140) 「経済閣僚懇談会において国際収支の長期安定対策討議の件」（昭和38年5月30日
[日本銀行] 外国局長）[『外貨予算編成（昭和38年）』日本銀行金融研究所保管資料 A4826]。
『日本経済新聞』1963年5月30日。

141) 「国際収支の長期的安定を図るための諸施策について」（昭和38年5月30日 大蔵大臣発

- ①本邦商社間の過当競争を是正するため、「輸出入秩序の確立」を図る。
- ②原材料輸入について、業界で自主調整を図るように誘導する。
- ③国産品愛用の機運を盛り上げる。
- ④為替銀行が、輸入関係貸出・保証について自主調整を行えるように誘導する。

2 貿易外經常取引

- ①海運対策：「現状のまま放置すれば、貿易量の増大に伴い運賃収支は一層悪化する」ので、海運業の国際競争力の強化、邦船積取量の向上、原材料輸入のための専用船建造などの措置を実施する。
- ②港湾経費対策：岸壁使用料、ブイ使用料等の引上げを検討する。
- ③海外旅行関係：本邦旅行者については日航機利用を図る。出国に際し、一定料金を課すような制度を設ける。
- ④観光施設等の整備拡充
- ⑤国産技術の振興に税制面等で措置を取る。
- ⑥特需：域外調達再開・増額を米国に要請する。

3 資本取引

- ①産業上支障のない限り、直接投資を推進する。
- ②商品輸入のひも付きでない外貨借入を優先する。
- ③延払輸出、対外投資を推進する。

貿易外収支の改善が国際収支改善の鍵と考えられ、7月3日の経済関係閣僚懇談会で、池田首相は、「海運など貿易外収支の改善対策を真剣に検討すべき」と指示した¹⁴²⁾。

貿易外収支の赤字問題の核心は、海運収支の赤字にあった¹⁴³⁾。邦船の積取

言メモ) [『外貨予算編成 (昭和 38 年)』日本銀行金融研究所保管資料 A4826]。なお、「発言メモ」は、掲げられた政策が、「対外的には隠密裏に実施することを要するものが多い」という理由で公表されなかった。

142) 『朝日新聞』1963年7月3日(夕刊)。

143) 米里正明(日本郵船調査部副部長)「国際比較による海運収支の問題点」『エコノミスト』1961年8月22日号, pp. 40-43。梶田久春(運輸省海運局外航課長)「海運国際収支改善対策」『財経詳報』第537号(1964年3月23日) pp. 4-7。米里正明(日本郵船海運調査室長)「わが国国際収支に占める海運収支の地位」『財経詳報』第538号(1964年3月30日), pp. 1-4。津田昇「海運収支の問題点」『国際金融』第331号(1964年10月), pp. 8-11。河田弘幸「海運収支対策に妙手はないか」『貿易と関税』1965年4月号, pp. 24-28。

比率は、第2次大戦後は戦前と比べ大幅に低下した。1935～36年の邦船の積取比率は、輸出67%、輸入57%であったが、1963年には輸出49.6%、輸入46.9%と、50%を割り込んだ。高度成長期には、重量があり嵩も大きな鉄鉱石や石油などの原材料・燃料の輸入が激増した。戦前に盛んであった中国や「満州」からの輸入がほとんど途絶えたために、原材料の運搬距離は長くなった。脆弱な日本の海運業は、こうした急激な需要増に対応できなかった。

港湾経費の慢性的赤字も海運収支を圧迫した。「港湾経費等」は、1960年以降、毎年2億ドル程度の赤字を計上していたが、日本の港湾使用料が外国と比べて低いこと、船用重油が支払超過であることが赤字の原因であった。日本の船舶が外国の港で給油する場合には外貨で支払うが、外国の船舶会社が日本の港で給油する場合には、保税倉庫にある外国石油会社所有の重油を用いることが多かったので、船用重油は大幅な支払超過であった¹⁴⁴⁾。

このような海運収支の問題点が、短期間で解決できないことは、すぐに明らかになった。そこで、「海運収支改善といっても外航船舶を補強するだけでは海運収支の赤字幅拡大を阻止するのがせいぜいであり、国際収支を長期安定的に改善するためには結局輸出を大いに伸ばすほかはない」という意見が強まった¹⁴⁵⁾。経済同友会が、1963年8月16日に発表した「国際収支に関する見解（中間報告）」¹⁴⁶⁾も、①貿易外収支の赤字を短期間で解消することは困難であり、また、②国際収支の決定的部分を外資に依存するのも間違いだとし、③輸出の拡大と貿易収支の黒字幅拡大が中心的な役割を果たすべきだと論じた。

結局、政府も貿易外収支改善の有効な対策を見出せず、輸出振興が基本であり、貿易外収支の赤字解消策には積極的な意味は認められないという結論に落ち着いた。鈴木秀雄大蔵省財務調査官は、1964年4月に次のように述べた¹⁴⁷⁾。

長期的な国際収支改善策については、わが国産業の国際競争力を強化することによって、輸出を伸張し、輸入を防遏することが根本である。貿易外収支の赤字が最

144) 「座談会 貿易外収支は改善できるか」『経団連月報』11-9 (1963年9月), p. 35。

145) 「為替連絡会(第413回)記録」(昭和39年3月23日)における鈴木財務調査官の発言。

146) 「国際収支に関する見解(中間報告)」(経済同友会, 昭和38年8月16日)『財経詳報』第506号(1963年8月26日), pp. 18-19。

147) 鈴木秀雄(大蔵省財務調査官)「開放経済下の為替管理」『財経詳報』第540号(1964年4月13日), p. 2。

近増大していることから、貿易外収支の改善を不当に強調する向きもあるが、貿易と貿易外とを峻別して、貿易外のみを改善を目指すことは必ずしも賢明ではない。貿易外収支といっても、貿易付帯経費も少なくない。また、貿易外支払の項目たるロイヤルティー支払も増加しているが、技術導入によって経済の生産力が強化され、これがひいては輸出の伸長につながる筈のものであって、貿易収支を離れて、貿易外収支を独立に均衡させようとしても、わが国の国際収支全体の均衡確保という目的に添うとは言えない。運賃収入についても同様のことがいえる。勿論外航船腹の増強は望ましいが、何が何でも積取比率を増すことを第一とすべきかのようにいうことは妥当ではない。要するに、総合的見地に立って、経済の安定的成長を達成し、よって輸出の増大と輸入の適正規模の維持を図ることが必要である。外資の導入についても、この見地からわが国産業にとって望ましいかどうかの判断から決めるべきである。

こうして、国際収支対策の決め手は輸出振興政策であるとする主張は強い説得力を持つようになり、通商政策を超えた国の優先的政策となったのである。

外資導入と資本取引の自由化 1963年7月の利子平衡税創設の発表により、日本の外資導入政策は見直しを迫られた。

占領期から政府も企業も経済復興のための資本の一部を外資に仰ぐことに熱心であった。しかし、海外の資本市場が本格的に回復していなかった1950年代には、世銀借款、米輸銀借款などの政策的資金以外には選択肢はなかった。

貿易・為替自由化が始まる1960年頃までには、海外資本市場から資本調達する条件は整った。1959年2月の、戦後初の外貨国債発行は、長期外資導入への道を開いた。大蔵省は、自由化が経常取引に止まらず、資本取引に及ぶのは当然と考えていたが、資本取引の自由化を喫緊の課題とはみなしていなかった。酒井大蔵省為替局長は、1960年3月17日の金融団体協議会で、為替自由化は、非居住者の経常取引→居住者の経常取引→非居住者の資本取引→居住者の資本取引の順序で行うと述べたように、資本取引の自由化は経常取引の自由化よりもあとで行なわれるべきだとした¹⁴⁸⁾。

より積極的に、経常取引の自由化と並行して資本取引の自由化を進めるべきとする議論も存在した。その代表者は、ほかならぬ池田勇人首相自身であった。

148) 『日本経済新聞』1960年3月18日。

財界にも資本取引の自由化を支持する声は強く、たとえば植村甲午郎経団連副会長も、外資導入積極論を唱えていた¹⁴⁹⁾。

1960年には戦後初の民間外債（川崎製鉄、住友金属の社債）がニューヨーク市場で発行され、1961年6月にはADR（米国預託証券）の方式によるソニー株式のニューヨーク市場での取引が始まった。外資導入額（許認可ベース）は、1959年度の約1億5,500万ドルから、1961年度には約5億7,800万ドル、1963年度には約8億8,400万ドルへと飛躍的に増加した¹⁵⁰⁾。

この時期の自由化措置のうち、証券投資の促進に大きな意味を持ったのは株式元本等の外貨送金の自由化であった。1962年7月、池田首相は大蔵省に対し、株式元本等の外貨送金の自由化を指示した。総合収支戻の下期均衡を達成するため、外資導入を促すこと¹⁵¹⁾、外国投資家を株式市場に呼び込み、株式市場を建て直すことが狙いであった¹⁵²⁾。大蔵省は送金規制の急激な緩和には消極的であったが、池田首相に押し切られ、1962年8月1日、株式元本などの外貨送金の制限を2年据え置きから6ヵ月据え置きに短縮した¹⁵³⁾。据え置き期間6ヵ月への短縮により、実質的に送金制限は廃止されることになった¹⁵⁴⁾。

1963年度下期外貨予算 最後の外貨予算である1963年度下期予算は、総額は51億1,500万ドルと初めて50億ドルを超えた（輸入貨物予算38億1,500万ドル、貿易外支払予算13億ドル）。「如何なる不測の事態にも充分対処しうるゆとりのある予算規模」であったが、輸入貨物予算に占めるAA、AFA予算の比率も80%を越え、輸入制限の機能はまったく失われた¹⁵⁵⁾。

下期の貿易自由化は、外貨予算の発表に先立って、1963年8月31日に発表

149) 植村甲午郎（経団連副会長）「自由化への決意」『日本経済新聞』1960年6月6日。

150) 大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27～48年度——』第12巻，p. 104。

151) 『日本経済新聞』1962年5月15日。

152) 『金融財政事情』1962年8月6日号，pp. 14-15。

153) 『金融財政事情』1962年7月30日号，p. 8。株式等の元本の送金制限は、2年据え置き5年分割であったものが、1960年6月から2年据え置き3年分割となり、さらに1961年5月からは2年据え置きのみと緩和された。

154) 『日本経済新聞』1962年8月11日。アメリカの税制では、株式を取得してから6ヵ月以内に売却すると不利になるので、通常は投資家は6ヵ月以上保有した。

155) 大蔵省為替局資金課「昭和38年度下期外貨予算（上）」『外国為替』第310号（1963年10月15日），p. 10。

された。特記すべきことは、池田首相の裁断で、粗糖の自由化が急遽断行されたことである。下期の自由化は35品目であり、その結果、残存輸入制限品目は192品目と200品目を下回った。自由化率も92.4%と、90%を超えた¹⁵⁶⁾。10月にGATTに残存輸入制限品目のリストを提出する予定となっており、また、11月にはIMFコンサルテーションも控えていたので、自由化率90%達成が重視されたのである。

3 8条国への移行措置

(1) 1963年度コンサルテーション

コンサルテーションの経緯 1963年度のコンサルテーションは、11月11日から22日まで東京で開催された。すでに8条国移行が決定しており、1963年度のコンサルテーションは、8条国移行の準備協議を兼ねた会議となった¹⁵⁷⁾。

コンサルテーションの半ばの11月18日、フリードマンは、コンサルテーションの焦点を以下の5項目にまとめ、日本側に回答を求めた¹⁵⁸⁾。

- ①外貨予算制度は即時撤廃できるか？
- ②観光渡航の自由化のプランは？
- ③もし出国税が創設された場合、それは、為替制限的な要素を持たないか？
- ④残存輸入制限品目の自由化の予定は？
- ⑤韓国との双務協定は廃止できるか？

以下、この5点に即して、討議の内容を紹介したい¹⁵⁹⁾。

①IMF側は、現行の外貨予算制度の廃止を強く求めた。日本側は、外貨予算総額の80%がAA、AFAに移行し、外貨予算は見積りにすぎなくなったので為替制限には該当しないと主張した。これに対して、フリードマン局長は、「予

156) 「下期貿易自由化の繰上げ実施について」(昭和38年8月30日 [日本銀行] 外国局長) [『自由化閣僚会議等に関する件(昭和36~38年度)』日本銀行金融研究所保管史料 A-4893]。

157) IMF 8条国移行の手続きに関するコンサルテーションも兼ねていたため、IMF 法律局 (Legal Department) のエヴァンズ (James E. Evans) もチームに加わった (『第127回 為替審議会議事要旨』(昭和38年11月15日))。

158) 「11月18日の会議におけるフリードマン局長のステートメント」[旧大蔵省資料]。"Minutes of Meeting No. 7," Nov. 18, 1963, Consultation Files/Japan/420.1 (1962-1963), Central Files Box # 255 [IMF Archives].

159) "Minutes of Meetings, Japan-1963 Consultations," Consultation Files/Japan/420.1 (1962-1963), Central Files Box # 255 [IMF Archives].

算制度そのものに意味がなければ、何の目的をもって、本制度の存続を弁護するのか」と問い詰めた¹⁶⁰⁾。11月21日のコンサルテーションの席上で、行天豊雄為替局総務課長補佐が、i) 外国為替制度は8条国に移行するまでに広止する、ii) 8条国移行までに、外貨割当制度を数量ベースの輸入承認制度に改めるといふ政府側の統一見解を示した。

②IMF側は、1964年4月から観光渡航を1人年1回500ドルの範囲内で認める方針は制限的過ぎると批判した。フリードマンは、海外渡航は自由であるべきであり、海外渡航の支払に関しては、資本逃避の危険性を為銀段階でチェックすればよいとの考えを示した。これに対して、渡辺為替局長は、日本政府は「社会的公正」(social justice)の観点から観光渡航を制限をしていると答えた。

IMF側は500ドル枠の再検討を促したが、渡辺為替局長は、以下の6点を挙げて、この要求を拒否した。

- i) 日本の所得水準は西欧諸国と比べればまだ低く、海外に行くゆとりがあるのは金持ちに限られることを考慮すれば、社会的理由から制限を設けるのは妥当である。
- ii) 国際収支は、まだ十分に安定していない。
- iii) 約四半世紀にわたり海外旅行が禁止されてきたので、海外旅行が解禁されれば、一斉に海外に出かけようとするだろう。
- iv) 500ドルの制限は、国民所得水準を考えれば、決して少なすぎることはない。
- v) アメリカの公務員の海外出張の日当は12ドルであり、500ドルならば、40日間も旅行できる。
- vi) 日本の周囲は共産国ばかりであり、外交上の問題が発生する懸念もある。

③IMF側は、日本側が検討している出国税の導入に触れ、出国税が外国為替に対する課税の性格を持つならば、IMFが禁止する複数為替レートにあたりと注意した。

④残存輸入制限品目の自由化について、IMF側は、具体的スケジュールの提示を求めた。財務政務次官渡辺局長は、具体的スケジュールを示すことは、IMF側

化品目約7%のうち、4%は自由化が困難な重油と石炭、2%が農業品目であり、工業製品は1%程度にすぎないので、自由化率を論じるのは無意味だと述べた。これに対してフリードマンは、小さなパーセンテージであっても、そのなかには国際的に取引される重要な工業製品が含まれており、できるだけ自由化をすべきだと反論した。

⑤韓国とのオープン勘定の廃止について、日本側は、韓国側の返答待ちの状態であると述べた¹⁶¹⁾。フリードマンが、日本側から一方的に協定を打ち切れぬのかと質すと、渡辺為替局長は、それは不可能であり、もしIMFが日韓オープン勘定を為替制限と認定すれば、日本はIMFに特別承認を求める意向であると答えた。

IMF コンサルテーション・ペーパーの「スタッフ評価」には、「貿易外取引規制がいつそう自由化されること、とくに旅行者の外貨持ち出し枠が拡大されることが望ましい」と明記された。

8条国移行の時期の決定 BP リーズンなしの判定が出た直後、政府は8条国移行を、1964年夏か秋と予定していた。その後、OECD加盟が予想よりも早まる可能性が強まったため、政府は、加盟交渉を有利に進めるためにも、IMF 8条国移行の時期を早めた方がよいとの判断に傾いた¹⁶²⁾。IMF側も異存はなく、5月初め、フリードマン IMF 為替制限局長は、渡米中の渡辺誠大蔵省為替局長に対し、早期移行が望ましいと伝えた¹⁶³⁾。その際、IMF側は、8条国移行の際の最大の障害は外貨予算制度であると指摘した¹⁶⁴⁾。池田首相は、5月14日の閣議において、8条国移行は、1964年5月か6月を目途とすると述べた¹⁶⁵⁾。

1963年8月5日、フリードマン局長は大蔵省担当者に対し、11月コンサル

161) “Japan, the 1963 Consultations with IMF, Factual-Information Desired by the Fund,” Nov. 1963, pp. 148-149 [旧大蔵省資料] で、日本側はすでに事情を説明していた。

162) 『日本経済新聞』1963年5月1日。通常のコソルテーションと8条国移行のためのコンサルテーションを1回にまとめたいという意図もあった。

163) 『日本経済新聞』1963年5月11日。

164) 『日本経済新聞』1963年5月13日。

165) 『日本経済新聞』1963年5月14日(夕刊)。「国際収支安定対策と輸出振興」『財経詳報』第493号(1963年5月27日), p. 5。

テーション、翌年1月移行が好ましいが、時期は日本が決める問題なので、拘泥する積りはないとの見解を示した¹⁶⁶⁾。BP リーズンなしの判定から8条国移行までの期間は、西ドイツが3年8ヵ月、オランダ1年9ヵ月、イタリア1年4ヵ月、イギリス1年2ヵ月、フランス8ヵ月であった。IMF 事務当局としては、西ドイツのように引き延ばすのは論外であり、迅速な移行が望ましいとした。

コンサルテーションに先立って、日本政府は11月12日の閣議において、1964年4月1日に8条国に移行する方針を決定した¹⁶⁷⁾。ところが、フリードマン局長は、11月13日の会談で田中角栄蔵相に、2月1日に繰上げるよう求めた¹⁶⁸⁾。それまで、日本側の意向を尊重すると述べて来たフリードマンが、繰上げを要請したのは、日本の国際収支が悪化傾向を示していたためであった。8条国移行の時期と外貨危機とが重なる事態になれば、フリードマンの為替制限局長としての手腕が問われかねない。フリードマンは、田中蔵相に対し、「8条国移行の意義はそれが日本経済及び円の国際的威信が高まることと表裏してこそ完全なものとなるので、もし8条国移行の時期に日本の外貨準備が減少し、国際的に日本経済の前途についての不安がささやかれるようなことであると、折角の8条国移行の意義をスポイルすることになってしまう」と説得した。しかし、田中蔵相は、「とにかく政府としては、戦後3回の危機を乗り越えて来たことでもあり、8条国移行や OECD 加盟の後に外貨危機に陥るようなことはないと考えている」と、この提案を退けた¹⁶⁹⁾。

IMF 勧告 1963年度のコンサルテーションの勧告は以下の通りであった。

- 1 日本政府は、その過渡的取極の援用をさらに継続することについて、基金協定第14条第4項に基づいて基金と協議した。
- 2 1年間におよぶ産業活動の停滞と相対的に緩やかな成長の後に、日本経済は、

166) 「IMF フリードマン局長会談録」(昭和38年)8月5日 [旧大蔵省資料]。

167) 『金融財政事情』1963年11月18日号, pp. 6-7。

168) 「田中大蔵大臣・フリードマン局長会談要旨」(昭和38年11月13日) [旧大蔵省資料]。

169) 渡辺誠為替局長は、「8条国への移行の時期としては、事務的には早い方がよいと考えているが、明年の2月と4月では大差がないので、政治的な決定にまつ積りである」と述べていた(「第127回 為替審議会議事要旨」(昭和38年11月15日))。

金融引締め政策の漸次的緩和のおかげで、1963年初めから成長を再開した。新たな成長は主として、個人消費、公共支出および輸出によって支えられた。成長は、おもに私的部門への銀行信用の急速な拡大から派生したマネーサプライと流動性の急速な増加にともなって進んだ。卸売物価は再び上昇し、以前のピークを上回った。消費者物価は、雇用パターンの変化と関連し、いくつかの部門における生産性上昇を上回る賃金上昇が生じたことの影響もあり、急速な勢いで上昇した。輸出は引き続き増大したが、1962年よりも緩やかな増加であった。1962年に幾分減少した輸入は、増大しつつある。経常収支は1963年初めから赤字に陥ったが、総合収支は今年前半に行なわれた大規模な資本流入の結果、黒字を続けた。1963年半ばから、日本銀行は通貨の大幅な拡張政策を緩める方向で調整を実施している。9月および10月に、日本銀行は主要な都市銀行に対する信用割当枠を縮小し、その後、大蔵省による季節的な支出超過を吸収するために大規模な買いオペレーションを実施した。12月半ばには、日本銀行は当座預金を含むすべての預金に対して法定準備率を引き上げた。

3 基金は、1963年における日本経済の顕著な成長の復活を喜ぶものであるが、同時に、行過ぎた拡大の危険を感じている。基金は、とりわけ、国際収支見透しが不確実であることと、消費者物価および賃金が急上昇をしつつあることに鑑みて、いくつかの金融引締め手段の導入を歓迎する。もし、物価・賃金の上昇が続くならば、日本の国際競争力を阻害するであろう。基金は、円の交換性回復と貿易自由化の拡大という条件のもとで、国際収支の健全なバランスと経済成長とを両立させるように、柔軟で時宜を得た金融・財政政策を遂行しようとする日本の当局の意図を歓迎するものである。こうした観点から、財政支出の増大に注意が払われなければならない。また、すでにとられた以上の他の通貨引き締め政策が必要とされるかも知れない。

4 基金は、制限制度の自由化と簡素化に関して過去1年間に日本が行った大きな前進を評価するとともに、さらなる自由化は望ましいし、可能であると信ずるものである。基金は、1964年中に残存輸入制限をさらに削減し、早い時期における8条義務の受け入れを目指して歩を進めるという日本の当局の声明を歓迎する。

5 1963年のコンサルテーションを締めくくるに当り、基金は日本による過渡的措置についてさらにコメントする事柄はない。

(2) IMF 8条国移行

国際収支への懸念とスタンバイ・クレジット要請 経常収支は、引締め解除(1962年10月)後まもなく黒字幅が縮小し、1963年1月から赤字に転じた。こ

れまでと異なり、景気が過熱する前に、「国際収支の天井」にぶつかることになった。「国際収支の天井」が低かったのは、岩戸景気の際に 20% にも達した設備投資比率（民間設備投資/GNP）の下方修正が十分でなかったためであった¹⁷⁰⁾。輸出の好調にもかかわらず、原材料を中心とする輸入増、海運等の貿易外収支の赤字は拡大し、1963 年の経常収支は 5 億 7,200 万ドルの赤字となった。

成長政策を追求しつつある政府は、引締め政策への転換に消極的であったが、1964 年初めには、政策転換の合意が成立した。1963 年 12 月 10 日、日銀は預金準備率を引き上げて、「引締めの方向を明らかに」し、1964 年 1 月 10 日に窓口指導を復活させ、3 月 18 日に公定歩合の引上げに踏み切った。

大蔵省為替局は、1964 年 1 月初めに、国際収支の悪化が進み外貨危機に発展する危険があるとして、IMF とのスタンバイ・クレジットの計画を練り始めた。1 月 9 日、為替局は以下の方針を固めた¹⁷¹⁾。

- ①1964 年 4 月 1 日の 8 条国移行までの適当な時期に、IMF とのスタンバイ取極ないし資金引出しを実施する。総額は、1961 年とおおむね同額とする。
- ②万全を期するため、IMF スタンバイ取極の締結に引き続き、米国市銀行からの借入予約取極を考慮する（金額は 1961 年 [3 行 2 億ドル, 7 行 1 億 2,500 万ドル, 計 3 億 2,500 万ドル] と同程度）。

1961 年の外貨危機の際と異なり、IMF スタンバイ・クレジットを優先させ、市銀借款をその補完とした主たる理由は国内の政治事情にあった。為替局は、「現在国内的にみて外貨危機を公認することに対する政治的考慮の必要性も特になく、むしろ引締めムードの浸透をはかるべき時期でも」あると考えたのである¹⁷²⁾。また、米連銀からのスワップ引出については、借入期間が短く、コスト的に IMF スタンバイよりも不利であると判断した。

スタンバイ取極の締結時期は、IMF 8 条国へ移行する 4 月 1 日より以前が適当と考えられた。「8 条国移行の結果として外貨危機を招き stand-by が必要になったとするよりも、むしろ移行準備の一環としてあらかじめ stand-by の

170) 篠原三代平『戦後 50 年の景気循環』日本経済新聞社、1994 年、p. 79。

171) 「国際収支見通しと対策について」（為替局 昭和 39 年 1 月 9 日）、「為替面の国際収支対策について」（為替局 昭和 39 年 1 月 10 日）[旧大蔵省資料]。

172) 「外貨資金繰り対策」（為企 昭和 39 年 1 月 8 日）[旧大蔵省資料]。

取極を行うものである」とした方が、国内向けの説明がしやすかったためである¹⁷³⁾。

為替規制の強化も検討されたが、8条国移行を控えて為替規制の余地は少なく、輸入担保率の引上げ(3月17日実施。原材料、生産用機械の担保率1%→5%、その他品目5%→35%)、現地貸・外銀借入保証の自粛要請(現地貸、現地保証とも、1964年1月末残高を越えない。現地貸残高は4億9,000万ドル、保証残高は1億5,000万ドル)を実施したにとどまった¹⁷⁴⁾。

IMF理事会の決定とスタンバイ・クレジット(1964年3月11日) 1964年2月17日、田中蔵相はシュヴァイツァー IMF専務理事に対して、4月1日から8条国へ移行すると通告した¹⁷⁵⁾。

これを受けて、3月11日のIMF理事会は、日本の8条国への移行と、3億500万ドルのスタンバイ・クレジットを承認した。特認事項(8条国移行に際してIMFの許可を得るべき為替制限)は、日韓オープン勘定と観光渡航の2点であった。

会議の冒頭で鈴木秀雄大蔵省為替局長は、最初に現在に至るまでの自由化の経緯を簡単に振り返ったのち、つぎのようにスタンバイ・クレジットの必要性に言及した¹⁷⁶⁾。

IMF加盟以来12年間に日本は3回の景気循環を経験した。最初の2回の国際収支悪化の際には金融・財政政策と輸入・為替制限措置の両方を発動したが、3回目(1961年)は主として金融・財政政策のみで対処した。経常収支が黒字に転じるまでに、最初の2回の場合には5ヵ月しかかからなかったが、3回目は9ヵ月もかかった。8条国に移行後は、為替制限に依拠することはできなくなる。貿易外収支の構造的赤字は、短期間には改善不可能なので、経常収支赤字を外資によって補填せざるを得ない。現在は長期資本の十分な流入を期待できない状況であるが、短資への依存は危険である。そこで、日本政府は8条国移行に際して、円の信用を支えるためにスタンバイ取極を要請することにした。

173) 「外貨資金繰り対策」(為企 昭和39年1月8日)[旧大蔵省資料]。

174) 『外為年鑑』1965年版, pp. 35-36。

175) 『金融財政事情』1964年2月24日号, p. 6。

176) “IMF, Minutes of Executive Board Meeting 64/13,” March 11, 1964 [IMF Archives].

鈴木為替局長は、IMF 専務理事宛の蔵相の書簡 (letter of intent)¹⁷⁷⁾ の内容を繰り返す形で、「現在取っている政策が、インフレと国際収支不均衡を招かずに経済成長を達成するという所期の効果を収めない場合には、日本当局はさらなる必要な金融・財政措置をとる決意を表明する」と述べた。これが、1964年のスタンバイ・クレジットのコンディショナリティであった¹⁷⁸⁾。

IMF 理事会は、異論なく、日本の8条国移行とスタンバイ・クレジットを承認した。その後、スタンバイ借入れの実施には至らないままに取極は1965年3月10日に終了した。

外貨予算の廃止（1964年4月1日） IMF 8条国移行の際に、外為法、外資法が改正された（1964年3月31日公布、4月1日施行）。それに伴って、貿易管理令、為替管理令等の政令・省令も改正された。改正は、外貨予算制度の廃止など、部分的な手直しにとどまった¹⁷⁹⁾。

177) 1964年スタンバイ取極の「趣意書」(letter of intent) は、日本側資料にも IMF 側資料にも発見することができなかった。

178) 鈴木秀雄は、回顧談のなかで、1964年のスタンバイ取極について次のように証言している。「ファースト・クレジット・トランシュまでやったんですかね。それは鈴木源吾さんが盛んにそういうことを言ったんですよ。一種の安全弁としてそういうものをとっておいたほうがいいと。IMF 自身もそれには興味を持ったですな。人の国の政策に口を出せんですからね、スタンバイ・クレジットがないと。」（鈴木秀雄「開放体制への道」エコノミスト編集部編『証言・高度成長期の日本』下、毎日新聞社、1984年、p. 382）1966年以降は、IMF スタンバイ取極にマネー・サプライの数値目標が入れられることになったが、この時は、マネー・サプライ条件はなく、IMF との協議も重大な政策変更の場合に限られており、コンディショナリティは非常に緩やかだった（「スタンバイ取極に関する IMF 試案の問題点」（昭和43年2月5日 [大蔵省国際金融局] 国際機構課）[旧大蔵省資料]）。

179) 外為法・外資法を全面改正し、原則自由・例外禁止の対外経済法を新たに作ろうと主張する通産省に対して、大蔵省は、現行法の修正で足りるとした。この問題に関する両省の意見の相違は、1959～60年にも存在したが、そのときは、大蔵省が全面改正論、通産省が部分的な手直し論であった。すなわち、1959～60年に、外為法・外資法の改正が検討され、大蔵省が、原則自由の「対外経済法案」を国会に提出しようとしたが、通産省は時期尚早だと主張し、実現しなかった（渡辺誠『為替管理回想』外国為替貿易研究会、1963年、pp. 209-230）。1963～64年には、通産省、財界が全面改訂論を唱えたが、今度は大蔵省が消極的で、この時も実現に至らなかった。大蔵省は、新法制定の要なしの理由として、①過渡期にあるので、恒久的な新法制定の必要はないこと、②原則自由にすると、制限事項を1つ1つ法律に明記しなければならず、不要な対外摩擦（日米通商航海条約との関係など）を引き起こす恐れがあること、③対外支払いの事前チェックができなくなると、投機的な外貨流出を防げなくなるとを挙げた。その裏には、為銀段階での事前チェックを外すと、通産省等に実質的に権

外貨予算制度は、西ドイツの制度を模倣し導入した制度であったが、1960年代初めに実施している国は数少なく、日本が8条国移行の際にこの制度を残す選択肢はあり得なかった¹⁸⁰⁾。通産省は、国内産業保護のために外貨予算制度を残すことを希望していたが¹⁸¹⁾、1963年度コンサルテーションの際にIMF側の強い姿勢に遭い、存続を断念した¹⁸²⁾。政府は、1964年2月4日、外貨予算制度の廃止を正式に決定した¹⁸³⁾。

外貨資金割当制度 (FA 制) により実施されてきた輸入制限は、輸入割当制度 (IQ 制 [Import Quota System]) に移行した¹⁸⁴⁾。IQ 制と FA 制との違いは、輸入割当を金額でなく数量で行う点である。輸入割当品目、割当限度量は、通産省が各物資の主管省の同意を得て決定する。外貨予算の代わりに、通産省が、輸入制限品目の「輸入見積もり」を半年毎に作成することになった。AA 品目については、日銀の予算残高確認は不要になり、為銀の輸入承認だけが残された¹⁸⁵⁾。AFA 制は、AIQ 制 [Automatic Import Quota System] として存続した¹⁸⁶⁾。

外貨予算の作成を主要任務としてきた閣僚審議会は廃止された¹⁸⁷⁾。閣僚審

限が移り、大蔵省の権限が狭まるという省庁間の権限問題が存在したと見られる (「座談会 自由化にともなう国内法上の諸問題」『ジュリスト』第 290 号 (1964 年 1 月) pp. 48-52, 「第 127 回 為替審議会議事要旨」(昭和 38 年 11 月 15 日))。

180) 当時、外貨予算制度を実施していたのは、日本以外には、イラク、エジプト、ブラジルなどで、いずれも 14 条国であった (「8 条国移行問題について」(昭和 37 年 11 月 [日本銀行] 外国為替局, p. 38)。なお、外貨予算制度は、従来からきわめて弾力的に運用されていた。外貨支払額を上回る予算額が計上され、各品目の予算が不足すれば、予備費から追加された。FA 予算以外については、予備費の流用は閣僚審議会の承認を必要としなかった。予算規模は、1954 年、1957 年の外貨危機の際を除いては、削減されたことはなかった (「外貨予算制度の取扱について」(昭和 38 年 2 月 18 日 為資) [旧大蔵省資料])。

181) 1963 年初めから外貨予算の存廃問題は議論されており、通産省の存続論と、大蔵省の廃止論とが対立していた (「IMF 8 条国移行に関連する外国為替及び外国貿易管理法一特に外貨予算制度一の改正について」(昭和 38 年 2 月 7 日 通商産業省), 「外貨予算制度について」(昭和 38 年 3 月 1 日 為資) [旧大蔵省資料])。

182) 『日本経済新聞』1964 年 2 月 4 日。

183) 「外国為替及び外国貿易管理法と外資に関する法律の一部改正」『時の法令』第 495 号 (1964 年 4 月 23 日), pp. 1-5。『金融財政事情』1964 年 2 月 10 日号, p. 7。

184) 黒田明雄 (通産省通商局為替貿易管理制度審議室) 「輸入貿易管理令の改正」『外国為替』第 321 号 (1964 年 5 月) pp. 10-12。関口末夫「輸入規制の制度」小島清・小宮隆太郎編『日本の非関税障壁』日本経済新聞社, 1972 年。

185) 為銀の輸入承認は非関税障壁とみなされ、1972 年 11 月に廃止された。

186) AFA 制は 1972 年 2 月、廃止。

議会に属していた輸入担保率の決定権限は、通産大臣に移された¹⁸⁸⁾。

(3) 残存為替制限

海外観光旅行の自由化 海外観光旅行の自由化は、1963 年度コンサルテーションにおける論議の焦点となった。

海外観光旅行は、第 2 次大戦後は禁止されており¹⁸⁹⁾、日本側には、自由化に強い抵抗感があった。海外観光渡航、映画・テレビ関係、芸能・スポーツの興行は、「自由化の順序としては、一番後廻しにすべきもの」と位置付けていた¹⁹⁰⁾。1963 年 2 月に、鈴木大蔵省財務調査官は、「海外渡航は自由化されねばならないが、国民感情から言ってこれを為替規制緩和のトップにもっていくのは、若干、レジャーをあふるような感じがして、これは来年位にやってはどうか」と述べている¹⁹¹⁾。

1963 年 5 月に OECD 加盟交渉が始まると、OECD 貿易外取引コードと関連して、海外観光旅行の自由化が取り上げられた。OECD からは、海外観光旅行について、1964 年 6 月までの自由化義務留保の承認を得た。日本政府は 1964 年 4 月 1 日から、1 人年 1 回 500 ドル以内という厳しい制限を付けたうえで海外観光旅行の自由化に踏み切った¹⁹²⁾。

1963 年 11 月に行われた IMF コンサルテーションでは、貿易外取引の自由化項目のうち、とくに海外観光旅行が論議の的になった。最重要項目の海運が議論の対象とはならず、それほど大きな問題ではない海外観光旅行がクローズ

187) 輸入担保制度の発動・運用は、通産大臣が閣僚審議会の承認を受けて行なってきたが、閣僚審議会の廃止により、通産大臣が単独で行なうこととなった。ただし、実際には、大蔵省等の関連省庁との意見調整を経て実施された。

188) 「輸入担保率引下げの意味」『財経詳報』第 561 号（1964 年 9 月 7 日）、p. 24。なお、輸入担保制は 1972 年 11 月 24 日に廃止された。

189) 業務、留学、研究目的の海外渡航は、制限つきで認められていた。また、沖縄への渡航（琉球渡航）については、目的制限はなかった。戦後の海外渡航の簡単な沿革については、松平忠晃（日本銀行外国為替局長）「海外渡航の自由化」『エコノミスト』別冊（1963 年 4 月 10 日）、pp. 126-127、参照。

190) 「為替の自由化の経緯、現状及び将来の見通し如何」（[昭和 38 年初（推定）大蔵省為替局] [旧大蔵省資料]）。

191) 「第 119 回 外国為替審議会議事録」（昭和 38 年 2 月 15 日）。

192) 1 年 1 回とは、前回の観光渡航から 1 年以内に再び観光渡航をすることは認められないという意味である。

アップされた理由は、IMF 事務当局が、支払の制限に関する事項は IMF の権限だが、契約の制限は権限外だと厳密に権限の線引きを行ったためである¹⁹³⁾。

IMF 側の自由化要請に対して日本側は、あくまでも 1 人 1 回 500 ドルの制限を貫く意思を示し、8 条国移行の際に IMF 側が特別承認事項にするよう求めるならば、それもやむをえないとした¹⁹⁴⁾。そして、8 条国移行の際には、海外観光旅行制限と日韓オープン勘定だけが特認事項として記載されることになった。

西欧諸国等では、海外旅行に対する為替規制は緩かったため、日本側の頑なな姿勢は IMF 当局には異様に映った。この点では、海外旅行を一般国民の生活とかけ離れた贅沢であり、むやみに自由化すれば「社会問題」になると懸念する日本政府との間に大きなズレがあった。大蔵省の公式見解は、「現行制限を早急に緩和することは、わが国の外貨準備が諸外国に比して未だ低位にあり、今後の国際収支の動向にも不安定な要因が残されていること、更に国民感情等を考慮すれば、適当ではない」というものであった¹⁹⁵⁾。

その後、国際収支が黒字化するに連れ、制限も次第に緩和された¹⁹⁶⁾。500 ドル枠は、1969 年 4 月に 700 ドル、1970 年 3 月に 1,000 ドル、1971 年 6 月に 3,000 ドルに引き上げられ、1972 年 11 月に限度額が撤廃された¹⁹⁷⁾。

1965 年 4 月にはジャルパックも登場するが、1960 年代には、海外観光旅行はまだ爆発的な伸びを示すに至っていない (図 8)。阻害要因は、500 ドルの持ち出し制限よりも、海外旅行価格の高さにあった。JTB のパック旅行は、1965 年には 28 万 2,000 円 (女子高卒初任給の 18 ヶ月分) という高値の花であり、1973 年に、ようやく 14 万円 (同、3 ヶ月分) にまで下がった¹⁹⁸⁾。ジャンボジェット

193) この区分は IMF の法構造に由来するが、鈴木秀雄 (当時、財務調査官、国際金融局長) は、文言の解釈に囚われた、おかしな原則だと批判している (鈴木秀雄「昭和 40~41 年の国際金融行政について」(昭和 54 年 6 月 20 日), pp. 32-33)。

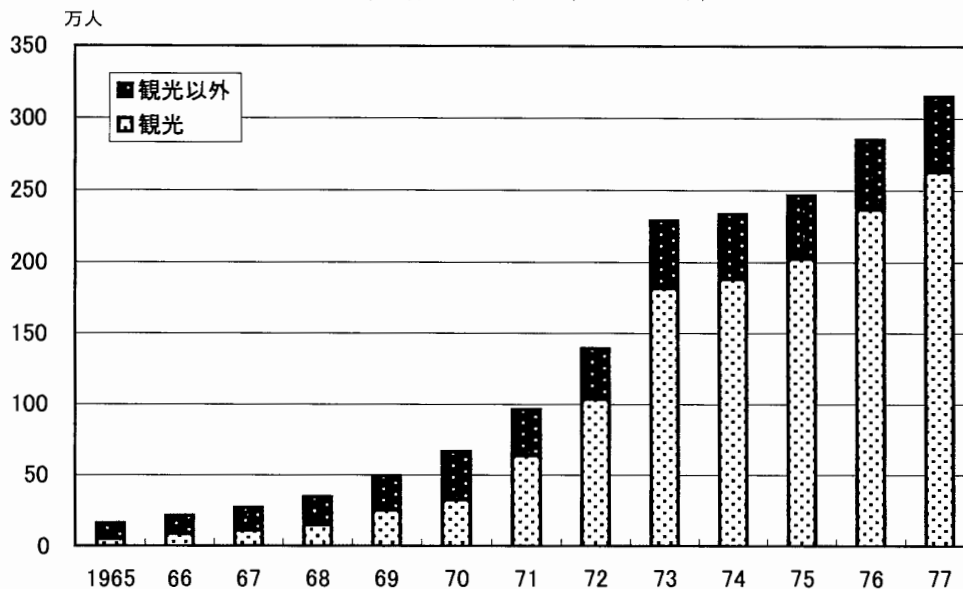
194) 「為替連絡会 (第 411 回) 記録」(昭和 39 年 2 月 24 日) の鈴木財務調査官の発言。

195) 「第 48 国会常会 主要想定問答」(昭和 40 年 1 月 国際金融局), p. 72。

196) 8 条国移行後は、IMF は残存為替制限の撤廃を強くは求めなかった (藤野公毅 (大蔵省国際金融局総務課長補佐)「初の IMF 8 条コンサルテーション」『財経詳報』第 574 号 (1964 年 12 月 7 日), p. 13)。

197) 犬田章『わが国戦後の外国為替管理政策と長期・短期資本取引規制の緩和』pp. 107-108, 白鳥正喜 (大蔵省国際金融局企画課)「海外渡航の自由化について」『外国為替』第 425 号 (1969 年 4 月), pp. 19-23。オイルショックにより国際収支が悪化したため、1973 年 12 月に海外渡航外貨限度額が復活した (1978 年 3 月まで)。

図8 海外旅行者数の推移（1965～77年）



[出所] 日本交通公社編『観光の現状と課題』1979年, p. 50 より作成。

機の就航による割引運賃（バルク運賃）の導入，円の切上げ（1971年12月，1973年2月）がもたらした急激な価格下落の結果，1970年代前半に海外観光旅行は飛躍的に伸びた¹⁹⁹⁾。こうして，1970年代初頭には，海外観光旅行はもはや奢侈品ではなくなった。

日韓オープン勘定の廃止 1950年6月2日に，GHQ/SCAP と韓国との間で締結された日韓支払協定，日韓貿易協定は，講和条約締結後も延長適用された。日韓貿易は，日本側の大幅な輸出超過が続いた。その原因の一半は，ICA 資金（米国の援助資金）による輸出が総輸出の5～7割を占めたことにあった²⁰⁰⁾。しかし，輸出全体の約2割を占めるにすぎなかった通常貿易でも日本は出超であり，日本のオープン勘定債権は累積した。とくに1953年には韓国の輸入が急増し，1954年に末の累積債権は4,740万ドルに達した。1954年2月，韓国は，日本が不当な輸入制限を行っているとして，オープン勘定のスイング支払を停止した。しかし，韓国が対日輸入権制度（対日輸入を対日輸出の範囲内に制

198) 『日本交通公社70年史』1982年, p. 604。

199) 出国者数は1969年の約49万人（うち観光は約25万人）から，1973年には約229万人（うち観光は約182万人）になった（同上書, p. 603）。

200) 「主要国との貿易為替関係問題点」（1959年9月15日）〔大蔵省〕為替局調査課）〔旧大蔵省資料〕p. 58。

限する措置)²⁰¹⁾を実施したので、累積債権はそれ以上増大しなかった²⁰²⁾。

1950年代後半には、外交関係が悪化し、日韓貿易は極度に停滞した。第3次日韓交渉における、いわゆる「久保田発言」（1953年10月15日）を契機に、韓国政府は、1954年3月20日～1956年1月31日（1955年8月18日以降は全面禁輸）に対日禁輸を実施した²⁰³⁾。1956年1月に、いったん貿易は再開されたが、在日朝鮮人の北朝鮮への「帰還」促進政策（「北送」²⁰⁴⁾）に対する韓国側の反発から、再度、貿易は停止した。すなわち、1959年6月11日、日本と北朝鮮との「北送」問題に関する会談が事実上妥結すると、韓国政府はこれに抗議して、貿易停止の措置に踏み切り²⁰⁵⁾、1959年6月16日から1960年4月4日まで日韓貿易は中断した²⁰⁶⁾。その間、1959年11月24日の韓国側の申入れにより²⁰⁷⁾、部分的に貿易が再開された。

1960年以降、日韓貿易はようやく軌道に乗り始めた（図9）。抑留者の送還（1960年3月31日。李承晩ラインで拿捕され、抑留されていた漁民167名の送還）、日本政府による韓国米3万トンの買い付け決定（1960年3月22日閣議）を受けて、1960年4月4日に日韓貿易が全面再開した²⁰⁸⁾。その後、「4月革命」で李承晩政権が倒れると、国交再開に向けた日韓交渉が本格的に開始された。

日韓貿易の障害は、オープン勘定の焦げ付き債権の処理であった（表12）。インドネシアとのオープン勘定と同様、戦後処理（＝請求権問題）が絡んでいたため、日韓条約締結交渉の一環として進められることになった。焦げ付き債権の処理をめぐる交渉は、1961年2月に開始され、同年4月22日に、残高

201) 1961年2月、韓国政府は対日輸入権制度を廃止した。

202) 「第41回臨時国会想定問答」（昭和37年8月 為替局）。

203) 太田修『日韓交渉』クレイン、2003年、p. 118。『日本経済新聞』1956年1月23日（夕刊）、2月1日。

204) 1959年2月13日、日本政府は閣議で在日朝鮮人の北朝鮮への「帰還」を正式に決定した（太田修、前掲書、p. 128）。なお、吉澤清次郎監修『日本外交史』第28巻、1973年、pp. 75-80も参照。

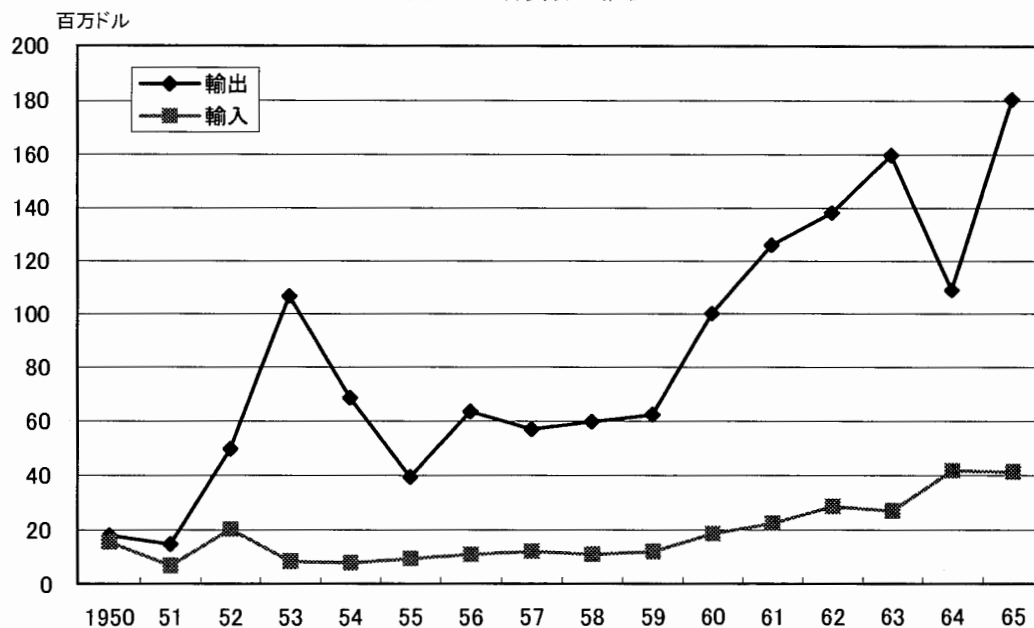
205) 「1959年IMF・IBRD年次総会用主要国別問題点」（1959年9月9日 大蔵省為替局）〔旧大蔵省資料〕p. 1。「主要国との貿易為替関係問題点」（1959年9月15日〔大蔵省〕為替局調査課）〔旧大蔵省資料〕p. 59。

206) 韓国政府は、当初は全面貿易停止を宣言したが、実際には、その直後から、次第に制限は緩和されていった（『日本銀行沿革史』第5集第17巻、pp. 282-283）。

207) 「経済局特別情報」第254号（昭和34年11月26日）pp. 13-14。

208) 「経済局特別情報」第272号（昭和35年4月4日）、第273号（昭和35年4月18日）。

図9 日韓貿易の推移



[出所] 大蔵省「外国貿易概況」より作成。

表12 日韓オープン勘定残高の推移

(単位：1,000ドル)

| 暦年末 | 残 高 |
|------|--------|
| 1950 | 496 |
| 51 | 4,805 |
| 52 | 5,573 |
| 53 | 31,351 |
| 54 | 47,446 |
| 55 | 47,022 |
| 56 | 46,712 |
| 57 | 47,384 |
| 58 | 46,908 |
| 59 | 44,491 |
| 60 | 45,661 |
| 61 | 47,506 |
| 62 | 49,886 |
| 63 | 44,211 |
| 64 | 47,617 |
| 65 | 44,183 |
| 66 | 47,041 |

[注] 各年末。1966年は、3月18日現在。

[出所] 『日本銀行沿革史』第5集第17巻, pp. 289-290。

(4,573 万ドル) を韓国側が早期に支払うことで、妥結した(「日韓オープン協定残高の決済等に関する交換書簡」)²⁰⁹⁾。1962 年 4 月、日本は韓国に対して公式に、オープン勘定の廃止を申し入れた²¹⁰⁾。

その後、1965 年 6 月 22 日に日韓基本条約が締結された際に、日韓オープン勘定にかかわる日本の対韓国債権 4,573 万ドルを、韓国が 10 年間に日本側に支払うことが定められた。実際には、各年度の対韓無償供与から返済額を差し引くことで処理された。1965 年 12 月 18 日に、両国間でオープン勘定廃止の交換公文が調印され、1966 年 3 月 19 日にオープン決済は廃止された。

(4) 8 条国移行後の自由化

貿易自由化 8 条国移行時の非自由化品目(ネガティブ品目)数は 174 品目、残存制限品目数は 136 品目、自由化率は 93% 弱であった(表 13)²¹¹⁾。非自由化品目のおもなものは、乗用車、石炭、各種工作機械、牛・豚肉、バター、チーズ、小麦、配合飼料であった。1964 年 5 月 8 日にはレモンが²¹²⁾、10 月からは、ジン、天然ソーダ、尿素、硫安、ブルドーザーなど 12 品目が、1965 年 10 月 1 日には、懸案であった完成乗用車の自由化が実現した。1965 年末の残存輸入制限品目は 122 品目、自由化率は 93% 強となった²¹³⁾。

209) 『日本銀行沿革史』第 5 集第 17 巻, p. 287。吉澤清次郎監修『日本外交史』28, 鹿島研究所出版会, 1973 年, pp. 90-92。「韓国向け輸出調整措置とその撤廃」『外国為替』第 257 号(1961 年 6 月), pp. 20-22。

210) 「交換書簡」の条項のうち、「日本政府は韓国産品の輸入増大のため適当な措置を講ずる」という条項が、1961 年 4 月末の韓国米 4 万トン買付契約の成立で満たされたとして、日本側は交渉を申し入れた(「経済特別情報」第 353 号(昭和 37 年 5 月 26 日))。

211) IMF 8 条国への移行直前の 1964 年 1 月 11 日にラワン材など 3 品目が、2 月 29 日に鉛、亜鉛など 7 品目が、4 月 1 日の移行と同時に、ビデオテープレコーダー、カラーテレビ受像機など 8 品目が自由化された。

212) レモンの自由化は、消費者物価の安定対策との関連で、池田首相の指示で決定した(「レモンの自由化について」(昭和 39 年 5 月 8 日 [日本銀行] 外国局) [日本銀行金融研究所保管資料 A4894])。当時レモンの市中価格は、輸入原価(10%の関税を含む)の 3 倍以上もした。この時に、海苔、こんにゃく芋の自由化も内定したが、実現には至らなかった。こんにゃく芋は 1995 年に自由化され、海苔は 2005 年度に原産国割当(韓国のみ)に割当)から総量割当へ移行したが、まだ自由化されていない。

213) 「化学肥料等の輸入自由化について」(昭和 39 年 9 月 30 日 [日本銀行] 外国局長) [『自由化閣僚会議に関する書類(昭和 39 年)』日本銀行金融研究所保管資料 A4894]。『外為年鑑』1966 年版, p. 41。

表 13 非自由化品目一覧（1965年4月1日 現在）

| 品 目 | 品目数 | 主 要 品 目 |
|-------|-----|---|
| 総 数 | 162 | |
| 農林水産物 | 75 | 牛、馬および豚、牛肉および豚肉、バター・チーズなどの酪農製品、沿岸水産物（いわし、ぶり、さんま、たら、にしん、のり、こんぶ、貝など）、米、小麦、小麦粉、麦芽、でん粉、雑豆、落花生、なたね、糖蜜、オレンジ、グレープフルーツ、こんにゃくいも、紅茶、大豆油、マーガリン、砂糖菓子、ケーキミックス、ビスケット、クラッカー、マカロニ、スパゲッティ、パイナップル缶詰、トマトジュース、トマトケチャップ、果汁、はつか製品、魚粉、配合飼料など |
| 鉱 産 品 | 7 | 塩、硫化鉄鉱、硫黄、タングステン鉱など |
| 石油・石炭 | 5 | 石炭、亜炭、コークス、軽油、重油など |
| 化学製品 | 26 | グルタミン酸ソーダ、尿素、麻薬、ブドウ糖、ペニシリンなどの抗生物質、ワクチン、りん酸肥料、火薬、感光性のプレートおよびシートフィルム、化粧品（香水、オーデオロン、おしろい、クリーム、口紅、化粧品など）など |
| 繊維製品 | 7 | 毛織物、ししゅう布およびししゅう品など |
| 機 械 類 | 16 | ボイラー、タービン、内燃機関、原動機、各種工作機械（旋盤、中ぐり盤、フライス盤、プラノミラー、平削盤、その他）、タイプライター、計数型電子計算機、原子炉、レーダー、電話交換機など |
| 輸送用機械 | 10 | 乗用自動車、原動機つきシャシ、航空機など |
| 武器類 | 7 | 携帯武器、けん銃、火器、鉄砲弾など |
| そ の 他 | 9 | たばこ、牛革および馬革、革製履物、模造貴石など |

[出所] 日本関税協会編『貿易年鑑』1965, p. 120.

乗用車を自由化した段階で、政府は貿易自由化は先進国水準に達したと判断し、日本のペースで徐々に自由化を進める方針に転じた²¹⁴⁾。その結果、1968年までの貿易自由化の進展はきわめて緩慢であり、1968年末の自由化率は、依然として93%強にとどまっていた²¹⁵⁾。その間、自動車エンジンの自由化は先送りされ、1971年6月30日になって自由化された。

1960年代前半の自由化の次の自由化の波は、1968～71年に、円切上げの外圧のなかでやってきた²¹⁶⁾。1968年11月20日、残存輸入制限に関する日米交渉が開始され、12月17日、政府は残存輸入制限品目の自由化基本方針を決定した（55品目）。さらに1969年7月12日に、残存輸入制限品目120品目を、

214) 「迫られる自由化政策の再検討」『財経詳報』第611号（1965年9月13日）、p. 5。

215) 香西泰はこの空白期間について、「太平洋戦争で緒戦の勝利に酔って、敵の反攻にそなえることなく空費された昭和18年のことを思いおこさせる」と評している（香西泰『高度成長の時代』日本評論社、1981年（日経ビジネス文庫版2001年）、p. 182。

216) 経済企画庁編『現代日本経済の展開』大蔵省印刷局、1976年、pp. 284-285。

1971 年末までに半分以下に減らすことが決まった。1969 年 9 月 9 日、日米残存輸入制限会議で、グレープフルーツなどの自由化が決定した。1970 年には、毛織物、ぶどう酒、工作機械、ボイラー、発電機 (40 万 KW 超)、タイプライターなどが自由化され、1971 年には、円対策 8 項目により、グレープフルーツなど 50 品目の自由化が実施され、1971 年末には残存輸入制限品目 40 品目、自由化率 95% 弱にまで減少し、ドイツの水準に達した²¹⁷⁾。

ちなみに、自由化の第 3 の波は 1977~78 年であり、この時は対米貿易協議において牛肉・オレンジが焦点となった。牛肉・オレンジは自由化はされず、輸入割り当て数量の増大で決着した。第 4 の波は、1986 年にアメリカ政府がガットに対して農産物 12 品目の輸入自由化を提訴したことが契機となって起き、1988 年 6 月に、牛肉、生鮮オレンジの 1991 年度自由化、オレンジ果汁の 1992 年度自由化が決定に至った。

直接投資の自由化 IMF 8 条国移行、OECD 加盟が日程にのぼるなかで問題になったのが、資本の自由化であった。日本政府は、間接投資の受け入れには積極的であったが、直接投資は厳しく規制してきた。日本の政策は、直接投資を歓迎する欧米諸国とは対照的であると考えられ、経済界は、近い将来に外国から直接投資の自由化を迫られることを警戒した。

まず、「円ベース投資」廃止をめぐって経済界は過敏に反応した。日本への直接投資は外資法にもとづく個別認可を必要としたが、元本・果実の送金を許可しないという条件を受け入れれば投資は自由であり、これを「円ベース投資」と呼んだ (1956 年に設けられた)。しかし、元本・果実を国外に持ち出せないという厳しい条件を受け入れてまで投資するものは、ごく少数にとどまった。

1963 年 3 月に株式元本の据置期間が撤廃されると、送金制限を条件とした「円ベース投資」の制度は維持不可能になった。そこで、1963 年 7 月に「円ベース投資」が廃止され、すべての対日投資は許可制のもとに置かれることになった。しかし、日米通商航海条約 (1953 年 4 月締結) が、米国人の事業活動に内国民待遇を与えると定めていたので、経済界は、8 条国移行以後はアメリカ企業の対日進出を規制できなくなるのではないかと懸念を強めた²¹⁸⁾。

217) 前掲『税関百年史』下, pp. 410-411。

218) 『日本経済新聞』1962 年 9 月 26 日社説。「問題になり出す外資対策」『日本経済新聞』10

経済同友会資本自由化問題委員会（神野委員長）は、1963年2月7日、資本自由化に関する「提言」を公表し、資本自由化は世界の流れであるが、日本の特殊事情にも配慮して、「緊急制限ないし暫定対策」を行なう余地を残すべきとの提言を行なった²¹⁹⁾。

経団連も、1962年9月に外資問題委員会を設け、外資導入問題の検討を始めた。とくに1963年5月以降、OECD加盟交渉が始まってからは、資本自由化は差し迫った課題となった。欧米では、直接投資は原則自由が建前であり、厳格な規制を敷いていた日本との距離は大きかった。「資本自由化」（直接投資の自由化）は、1960年代後半から70年代初めにかけて、対外経済関係における焦点の1つとなった。

月3日、1963年3月18日。

219) 「資本の自由化について見解を公表」『経済同友』第175号（1963年3月），p. 2。

おわりに

本稿では、1952年8月のIMF加盟から1964年4月の8条国移行までの約12年間のIMFと日本との関係を見てきた。

IMFが、本格的に貿易・為替自由化に取り組み始めた1959年を境に、この12年間は2つの時期に区分できる。前半の7年間、IMFは貿易・為替の自由化を積極的に推し進めようとはせず、加盟国に対して、双務協定や差別的為替制度などマイナーな為替制限措置の廃止を求めただけであった。

1959年以降、IMFは先進諸国の8条国への移行を促すようになった。この変化は、1958年末に西欧通貨が交換性を回復し、為替制限撤廃の条件が整ったためでもあるが、より根本的には、米国が対外援助を通じて米国以外の国々に流動性を供給するシステムが行き詰まったことに原因があった（「援助から貿易へ」）。米国は、台頭しつつある欧州共同市場（EEC）との対抗・協調を模索しつつ、IMF、GATTを正面に据えて、多角的貿易・決済システムの実現を目指した。戦後約15年を経て、ようやくIMFは国際通貨システムの主役の座についた。ところが、IMFは本来の役割を發揮し始めると同時に、その限界・矛盾が露呈し、ブレトンウッズ体制は崩壊へと向かうことになる。

外貨危機とIMF 日本は14条国時代に3回の外貨危機を経験した。いずれも、急速な経済成長による原料・設備の輸入急増が主たる原因であった。外貨危機の際には、金融政策、財政政策、為替規制の3つの政策手段が動員されたが、それぞれの外貨危機において、政策手段の比重や組み合わせは異なった。

1953～54年には、金融政策、財政政策、為替規制の3つが動員された。輸入貿易金融を中心に金融引締めが実施され、1954年度には超緊縮予算（「1兆円予算」）が組まれた。為替の側面では、1954年度上期外貨予算が削減され、輸出入リンク制、バーター貿易拡大などの輸出促進措置が実施された。

1957年には、金融政策と為替規制が用いられた。公定歩合が2度にわたり引き上げられ、コール・レートは1957年6月には22.6%にも高騰した。8.6%の公定歩合が10ヵ月も据え置かれた結果、設備投資は減少した。しかし、政府予算は縮小されず、財政資金（財政投融资等）の支出が繰り延べられたに過

ぎない。為替面では、外貨予算の縮小、輸入信用状の抑制などの量的制限がなされたが、差別的為替措置を用いた輸出促進は行われなかった。

1961 年には、主として金融政策が用いられた。ただし、池田首相の低金利政策のもとで、金融引締めは遷延され、公定歩合が引き上げられたのは、貿易収支が大幅赤字に陥ってから半年後であった。財政面では、IMF の意向を無視して、拡大予算が組まれた。1962 年度の外貨予算は抑えられたが、為替自由化が進んでいたため、為替規制に訴えることはできなかった。

1957 年と 1961 年は対照的である。1957 年、IMF からの借入れ申請に当り、蔵相が積極派の池田勇人から緊縮派の一万田尚登へ交代したことは、成長路線が IMF の圧力に屈したことを意味する。これに対して、1961 年には、池田首相は IMF の忠告を退けて、「所得倍增計画」、低金利政策を貫いた。この相違を、政策面での日本の IMF からの自立と捉えるのは表面的である。1950 年代には、援助供与にともなう米国からの直接的な圧力の方が、IMF の圧力よりもはるかに強かったと推定できるからである（たとえば 1954 年の「特需交渉」）。この点についての検討は、本稿ではできなかったもので、今後の課題としたい。いずれにせよ、IMF 借入が第 1 クレジット・トランシュまでであったことを考慮すれば、1961 年の微温的な政策介入（＝次年度成長率の数値目標）は、IMF が介入できる限度だったと思われる。

貿易・為替自由化 つぎに貿易・為替自由化について、本稿の内容を纏めておきたい。

貿易・為替自由化を検討する際には、モノの面での自由化と、カネの面での自由化との双方を統一的に見る必要がある。

モノの面での自由化の中心は、外貨割当制度のもとで実施されてきた実質的な輸入数量制限の撤廃である。輸入自由化率は、1960 年 4 月の 41% から、1962 年の 88%、1964 年 4 月の約 93% へと急激に上昇し、一見、自由化が急速に進んだように見えるが、必ずしもそうとは言えない。1964 年 4 月に自由化されていなかったのは輸入額の 7% にすぎないが、そのなかには、農林水産物以外に、乗用車、自動車エンジン、大型工作機械、大型発電機、電子計算機、軽油、重油、石炭など重要な品目が含まれていた。

大幅な自由化率の上昇は、原料輸入の自由化によるところが大きかった。原

料の外貨割当は、もともとは外貨節約を目的としており、1953～54年の外貨危機の時に強化された。その後、通産省は原料の外貨割当を、業界秩序の維持（＝カルテルの維持）等の政策目的に用いるようになった。しかし、過剰生産抑制の効果は発揮せず、輸入差益（レント）獲得を目的に参入する業者が相次ぐなど、原料割当は、産業政策面では有効に機能しなかった。1960年頃には、通産省や業界のなかでも、原料の外貨割当の弊害を指摘する声は強まっていた。

要するに、輸入自由化は、幼稚産業の保護機能を残しつつ、それ以外の目的の輸入制限を削ぎ落とす形で進んだ。そして、コアの部門（農産物、保護育成すべき重化学製品、ナショナル・インタレストを重視した石油製品など）は最後まで自由化されなかった。

カネの面での自由化については、別稿で論じたので、本稿では詳しくは論じなかった¹⁾。為替規制の緩和は、貿易を拡大しただけでなく、資本流入も促進した。この時期の為替自由化措置でとりわけ重要であったのは、貿易決済に関する制約が緩められたこと（ユーザンス期間の延長など）、1960年に自由円勘定・円為替が導入されたことである。前者の措置により、ニューヨーク市場から貿易取引関係の短資が大量に流入するようになり、後者の措置により、ユーロ資金の取り入れが可能となった。短資の流入は、資金面から貿易を促進するとともに、マクロ経済的には、「国際収支の天井」を高める役割を果たした。長期外資の導入も積極的に推進され、第2次大戦前から中断していた国債、政府保証債、社債などの海外での発行が再開した。

貿易・為替自由化の反動 1960年代後半には、貿易収支の黒字が定着し、1968年以降、総合収支も黒字になったにもかかわらず、1960年代前半に導入された自由化対策は維持・拡大され、1960年代後半には保護主義が強まった。

1961年の外貨危機を契機に、輸出優先主義は「国是」となった。為替規制に依拠した1953～54年の輸出促進策とは異なり、1961年の外貨危機の際に導入された輸出優遇政策は金融・税制面の優遇に重点が置かれた。

1) 浅井良夫「高度成長期における為替管理と海外短資市場（1）～（3）」成城大学『経済研究』第167号（2005年2月）、第168号（2005年3月）、第171号（2005年12月）参照。

2) 資本自由化についての私の見解は、浅井良夫「資本自由化と国際化への対応」中村政則編『日本の近代と資本主義』東京大学出版会、1992年、で述べた。

保護主義的な傾向は、1967年に始まる「資本自由化」（＝対内直接投資の自由化）に顕著に現れた²⁾。「資本自由化」は、最大の焦点が自動車産業であったことに示されるように、国際金融の問題ではなく、産業政策の問題であった。政府（通産省）は国内産業を保護するために、企業は外国資本の脅威から経営権を守るために、「資本自由化」対策を練った。

金融分野でも保護主義・閉鎖主義は強まった。1960年代初めに勃興した株式市場は、1965年証券恐慌を機に停滞に陥り、国内金融市場の自由化・証券化は挫折し、海外投資家の対日投資も伸び悩んだ。また、ユーロ資金の導入も厳しく規制され、日本の金融市場の国際化は遅滞した。

これらに加えて貿易自由化も、1960年代後半にはほとんどストップした。

対外取引に対する規制の最大の根拠であった「国際収支の天井」が消滅した時に、保護主義的な傾向が強まったのは大きなパラドックスである。

[追記] 本稿は、成城大学経済研究所の第1部プロジェクト研究「国際比較の視点からの制度設計の政策思想史的研究」（2003～2005年度）の成果の一部である。

IMF 8 条国移行と貿易・為替自由化（下）（研究報告 No. 46）

平成 19 年 3 月 20 日 印 刷

平成 19 年 3 月 25 日 発 行

非売品

著 者 浅 井 良 夫

発行所 成城大学経済研究所

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

電 話 03 (3482) 9187 番

印刷所 白陽舎印刷工業株式会社
